

対馬市告示第6号

平成19年第1回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成19年2月26日

市長 松村 良幸

1 期 日 平成19年3月5日

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

小西 明範君	小宮 教義君
阿比留光雄君	三山 幸男君
小宮 政利君	初村 久藏君
吉見 優子君	糸瀬 一彦君
桐谷 徹君	宮原 五男君
大浦 孝司君	小川 廣康君
大部 初幸君	兵頭 榮君
上野洋次郎君	作元 義文君
黒岩 美俊君	島居 邦嗣君
武本 哲勇君	中原 康博君
桐谷 正義君	畑島 孝吉君
扇 作工門君	波田 政和君

○3月6日に応招した議員

○3月7日に応招した議員

○3月8日に応招した議員

○3月13日に応招した議員

○3月19日に応招した議員

○3月7日に応招しなかった議員

大部 初幸君

○3月13日に応招しなかった議員

桐谷 正義君

平成19年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成19年3月5日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成19年3月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般の報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 市長の施政方針説明
- 日程第6 随時監査(厳美清華苑処理能力関係)における結果報告
- 日程第7 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 資格審査特別委員会の審査報告(終結について)
- 日程第10 認定第1号 平成17年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 平成17年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第3号 平成17年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第4号 平成17年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第5号 平成17年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第6号 平成17年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第7号 平成17年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第8号 平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第9号 平成17年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第19 認定第10号 平成17年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第11号 平成17年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第12号 平成17年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 認定第13号 平成17年度長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第1号 平成18年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第24 議案第2号 平成18年度対馬市診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第3号 平成18年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第26 議案第4号 平成18年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第27 議案第5号 平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第28 議案第6号 平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)
- 日程第29 議案第7号 平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第30 議案第8号 平成19年度対馬市一般会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般の報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 市長の施政方針説明
- 日程第6 随時監査(厳美清華苑処理能力関係)における結果報告
- 日程第7 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 資格審査特別委員会の審査報告(終結について)
- 日程第10 認定第1号 平成17年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 平成17年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 日程第12 認定第3号 平成17年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第4号 平成17年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第5号 平成17年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第6号 平成17年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第7号 平成17年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第8号 平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第9号 平成17年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第10号 平成17年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第11号 平成17年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第12号 平成17年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 認定第13号 平成17年度長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第1号 平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第2号 平成18年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第3号 平成18年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第4号 平成18年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第5号 平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第6号 平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第7号 平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第

2号)

日程第30 議案第8号 平成19年度対馬市一般会計予算

出席議員 (24名)

1番 小西 明範君	3番 小宮 教義君
4番 阿比留光雄君	5番 三山 幸男君
6番 小宮 政利君	7番 初村 久藏君
8番 吉見 優子君	9番 糸瀬 一彦君
10番 桐谷 徹君	11番 宮原 五男君
12番 大浦 孝司君	13番 小川 廣康君
14番 大部 初幸君	15番 兵頭 榮君
16番 上野洋次郎君	17番 作元 義文君
18番 黒岩 美俊君	19番 島居 邦嗣君
20番 武本 哲勇君	21番 中原 康博君
22番 桐谷 正義君	24番 畑島 孝吉君
25番 扇 作工門君	26番 波田 政和君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局出席職員職氏名

局長	大浦 義光君	次長	永留 徳光君
参事兼課長補佐	豊田 充君	副参事兼係長	三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
助役	永尾一二三君
総務部長	中島 均君
総務部次長 (総務課長)	斉藤 勝行君
政策部長	松原 敬行君
市民生活部長	山田 幸男君

福祉部長	勝見 末利君
保健部長	阿比留輝雄君
観光商工部長	長 信義君
農林水産部長	神宮 忠彌君
建設部長	清水 達明君
水道局長	斉藤 清榮君
教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
美津島支所長	松村 善彦君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	山本 輝昭君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
監査委員事務局長	阿比留博文君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君
代表監査委員	中島 孝欣君
監査委員	桐谷 正義君

午前10時00分開会

○議長（波田 政和君） おはようございます。報告いたします。三山幸男君より遅刻の申し出があつております。

ただいまから、平成19年第1回対馬市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（波田 政和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、初村久藏君及び吉見優子君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（波田 政和君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付しております会期日程どおり、本日から3月19日までの15日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月19日までの15日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般の報告

○議長（波田 政和君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。永留邦次議員から平成19年2月28日付で議員辞職願が提出されましたので、同日付で許可をしておりますので、御報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（波田 政和君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） おはようございます。平成19年第1回定例会に当たりまして、ごあいさつ申し上げたいと思います。

本日、ここに平成19年第1回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員諸兄におかれましては御健勝にて御参会をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会において御審議を願います案件は、決算認定13件、それから平成18年度一般会計補正予算等7件、平成19年度一般会計予算12件、条例の制定・廃止及び一部改正案等17件、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画等5件など、合わせて54件の議案について御審議をお願いするものでございます。

議案の内容につきましては、後ほど担当部長等に説明をさせたいと存じますので、よろしく御審議くださいまして、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、12月定例会以降の主な事項について、概略御報告申し上げます。

まず初めに、対馬市国民保護計画の策定についてであります。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に基づきまして、対馬市国民保護計画を策定いたしましたので、その経過と内容につきまして御報告いたします。

昨年8月30日に第1回国民保護協議会を開催し、計画案について審議をいただき、その計画素案に対する市民の皆さんからの御意見などを募集しました。県との事前協議等を経まして、去

る1月30日の第2回国民保護協議会におきまして承認をいただき、同日付で答申を受けたところであります。

その後、計画案の最終調整を行いまして、2月に長崎県との最終協議を終え、対馬市国民保護計画書を策定いたしましたので、同法第35条第6項の規定に基づきまして、議会に報告をするものであります。

なお、市民の皆様には、市役所ホームページへの掲載、本庁・支所等での閲覧により、公表してまいりたいと考えております。

2点目は、航空運賃改定及び対馬・福岡線の運航計画についてであります。

まず、航空運賃改定の件でございますが、ANA、ORC両社とも、原油価格の高どまりにより燃料費負担増加の状況が続いているということから、ANAにつきましては平成18年12月19日付で、ORCにつきましては平成19年1月26日付で、それぞれ国土交通省へ運賃及び料金の変更届け出がなされております。改定の概要は、島民割引片道料金で対馬・福岡間400円の値上げ、値上げ率は約4.2%、対馬・長崎間300円の値上げ、値上げ率は約2.8%で、平成19年4月1日からの実施となっております。

また、平成19年1月25日付で、ANAより平成19年4月1日から平成19年9月30日までの対馬・福岡線の運航計画の報告がありまして、4月以降につきましては、ジェット便2便、プロペラ便4便の計6便運航を行うとの通知がありましたので、御報告を申し上げます。

今後、引き続きジェット便の存続等、航空路線というよりも、航空路環境の維持・改善につきまして、航空会社との協議を常時進めてまいりたいと考えております。

3点目は、日韓交流シンポジウムIN対馬の開催についてであります。

昨年12月9日、対馬市交流センターにおきまして、日韓交流シンポジウムIN対馬を開催したところ、250人の市民の参加をいただきました。

シンポジウムでは、産経新聞ソウル支局長の黒田勝弘氏の基調講演後、「対馬の振興と国際交流」をテーマにパネル討論を行い、対馬市特別顧問の竹内行夫氏、ジャーナリストの兪華濬氏、それからNHK国際放送局の藤本敏和氏、それから女優の黒田福美氏から数多くの貴重な御提言、御意見をいただきました。

景気低迷と人口減少の中、対馬の振興を図るためには交流人口の拡大を図ることが重要であり、そのためには、国内・国外に関係なく、観光客誘致や各種交流を続けていく必要があると再認識をいたしましたところであります。

4点目は、官・産・学の国際交流協定の覚書締結についてであります。

昨年12月22日、韓国釜山広域市において、助役出席のもと、株式会社大亜高速海運、それから釜山外国語大学との間で、官・産・学の国際交流協定の覚書締結を行いました。

この協定は、平成15年7月に旧上県町が締結したものでございまして、国際化・地方化の時代に相まって、三者が協力して地域社会の発展を図るものであります。3年間の期間が満了し、旧上県町も合併し対馬市となったため、新たに覚書を締結したものであります。

5点目は、NHK公開番組「真打ち競演」の開催についてであります。

去る2月24日、対馬交流センターにおきまして、対馬交流センター落成記念として、お願いをいたしておりましたNHK公開番組「真打ち競演」が開催されました。会場は650名の市民が参加をされまして、漫談やコントなど、持ち前の名人芸が披露され、大いににぎわったところでありました。

6点目は、舟志の森づくり推進委員会についてであります。

去る2月16日、上対馬町舟志地区にある住友大阪セメントの土地約16ヘクタールを活用し、ツシマヤマネコを初めとする対馬の野生生物の保全を図ることにより、人と自然が共生するモデルの森を確立すること並びに森林保全、野生生物保全に対しての意識向上を目指すことを目的といたしまして、住友セメント、舟志地区、ツシマヤマネコ応援団、対馬市との間で委員会をつくり、舟志の森管理計画を作成をいたしております。

今後は、市民協働で森林の管理・保全を行い、地域おこしにつなげてまいりたいと、このように考えております。

7点目は、消防関係についてであります。

まず、平成18年度中に消防本部で取り扱った火災件数及び救急出動件数であります。火災件数が29件、救急出動件数が1,362件で、前年に比べ、火災で15件、救急出動で129件のいずれも減少であります。

次に、対馬市消防出初め式についてであります。

去る1月5日、新春恒例の対馬市消防出初め式が対馬市公会堂で開催し、市内の消防団員510名を初め、多数の関係者の参加をいただき、地域の防火・防災の決意を新たにするとともに、消防団員の士気の高揚と団結を誓い、盛会裏に終えることができました。

以上、報告にかえ、あいさつを終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（波田 政和君） 以上で、行政報告を終了します。

日程第5. 市長の施政方針説明

○議長（波田 政和君） 日程第5、市長の施政方針説明を議題とします。

市長の説明を求めます。市長。

○市長（松村 良幸君） 平成19年度の一般会計予算及び特別会計予算案の御審議をお願いするに当たりまして、予算編成方針とその概要を説明申し上げ、市政運営につきまして所信を申し述

べたいと思います。

市長に就任して、間もなく3年が過ぎようとしています。この間、議員諸兄を初め、皆様の御期待と御信頼にこたえるべく、常に「公正と奉仕」の精神のもと、市民皆様の声に耳を傾けることを念頭に、全力を傾注して市政の発揚に取り組んでまいりました。

しかし、市発注の公共工事入札や不適切な経理の問題等では、議員諸兄並びに市民の皆様に大きな不安と動揺を与えることになり、行政に対する信頼を損ないましたことはまことに痛恨のきわみであります。改めておわびを申し上げる次第であります。

現在、これらの過程を踏まえ、一日も早い市政への信頼回復に向けて、全職員一丸となって取り組んでいるところであります。

市民皆様のお一人お一人の幸せのため、市の将来を十分見きわめ、確かで間違いのない舵取りをしていかなければならないと、改めて痛感をいたしているところであります。

市民の皆様と直接対話し、市政の現状と課題について説明する機会は、市民皆様の声を行政に反映する、また市民と行政がよりよい対馬づくりを協働する関係づくりに最も重要なものと認識をいたしております。このため、市内のすべての小学校区を対象とした市政説明会を開催してまいりました。

昨年の2月の比田勝地区を皮切りに11月の金田・阿連地区まで、すべての小学校区22カ所で開催をいたしまして、対馬市の現状や行政の抱えるさまざまな問題点、また対馬市のあるべき方向性などを説明をさせていただきました。

参加された皆様からは、市に対する御提言や御要望をお聞きすることができ、市民の皆様の声の中に、市政の課題と、それを解決する数多くの参考となる御意見をたくさんいただいたところでもあります。

また、市役所各部署、支所で窓口アンケートを実施をいたしまして、市民の皆様が日ごろ感じおられる御意見もたくさんいただいております。

このような御提言や御要望を踏まえて検証し、実施方法に改善を加えた上で、だれもが「住んでよかった」と感じる、夢と希望に満ちた市民参加のまちづくりを強力に進めてまいりたいと考えております。

平成17年度に策定いたしました対馬市中期財政計画は、平成18年度から平成22年度までの5カ年の期間で、収支バランスが均衡した健全な財政運営を目指すものであります。これを画餅に帰さないためには、中期財政計画の2年目である平成19年度が、ことしが正念場だと、このように思っております。引き続き、徹底した歳出の見直しを行い、簡素で効率的な行財政運営に向けて取り組む所存であります。

新年度予算につきましては、行政経費及び普通建設事業費を抑制をいたしまして、前年度予算

額の11.2%減、合併後初めて300億円を割る予算とし、本市の目標とする財政規模に一步近づけたものと思っております。

地方公共団体におきましては、所得税の住民税への税源移譲、国庫補助負担金等の一般財源化及び地方交付税の削減など、いわゆる三位一体改革の影響をまともに受けて、財政運営は極めて厳しいものとなっております。

本市も、現下の経済情勢では、税源移譲による市税収入の増額よりも、地方譲与税、地方交付税、国庫補助負担金等の減額が大きく影響しまして、今後さらに一般財源の逼迫が予想される所でありあります。

特に、合併前の建設事業の推進は、多額の地方債を発行する結果となりました。このことは、各旧町で町民の皆様の御理解の上に進められたものでありますが、現在、この部分が健全な財政運営のネックになっていることは申し上げるまでもございません。

財政健全化努力の結果、平成19年度末の市債残高見込みは約585億円になり、平成17年度末残高の約642億円から約57億円減少すると見込んでおりますが、それでもなお高水準で続きます公債費は大きな財政負担となっております。

歳出に占める公債費の割合の高さは財政構造の硬直化を示すもので、本市の状況は危機的な状況に変わりはなく、可能な限り繰り上げ償還等を実施しまして、将来の財政負担を軽減してまいりたいと思っております。

私は、「第1次産業と観光の融合するまちづくり」を基本に、市民の所得と福祉の向上を目指して、各種政策を推進してまいります。

第1次産業を取り巻く厳しい状況下でも自立できる産業の育成・発展と活性化を促進するための各種事業を実施をし、楽しく安心して暮らせる社会の実現と、分権社会にふさわしい地方行政の再構築を図ってまいります。そのためには、市民皆様のニーズが迅速かつ的確に反映されることが強く求められている所でありあります。それに伴い、市民の皆様の受益と負担の関係を一層明確化することも重要であると考えております。

政府は、平成19年度の予算編成の基本的な考えの中で、「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的な態度」によると、戦後レジームからの新たな船出を行うため、今後5年間程度で、新成長経済への移行期を完了するものとしております。

その初年度である平成19年度においては、「創造と成長」の実現を図るとの方針のもとで、成長力強化に向けた改革を加速・深化させるとともに、あわせて地域経済の活性化や再チャレンジ可能な社会を目指すための取り組みを強力に推進し、また「成長なくして財政再建なし」の理念のもと、成長力強化を図りつつ、車の両輪であります行財政改革を断行することといたしております。

平成19年度の我が国経済については、世界経済の着実な回復が続く中、企業部門、家計部門ともに改善が続きまして、改革の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取り組み等によりまして、物価の安定のもとでの自律的、持続的な経済成長が実現できると見込まれているところであります。

そうした中で、平成19年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めても、なお平成18年度に引き続き大幅な財政不足の状況にあります。地方財政の借入金残高は平成19年度末に199兆円と見込まれ、今後、その償還負担が高水準で続くことに加えて、社会保障関係経費の自然増も見込まれるところでありまして、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されているということは、もう皆さんよく御承知のとおりであります。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方を通ずる歳出歳入一体改革の必要性を踏まえるとき、引き続き、地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進をしていくと、そして歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じていくなど、効率的で持続可能な財政への転換が急務であるとされております。

平成19年度の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえまして、財政の健全性の確保に留意しつつ、活力ある地方をつくるため、地方の知恵と工夫を生かした独自施策の展開等について、積極的に取り組むよう求められております。

なお、平成19年度の地方財政規模は、ほぼ前年度と同程度の83兆1,300億円程度となっておりますが、公債費等を除く地方一般歳出の規模は前年度比1.1%程度の減となる見込みと思慮いたしております。

次に、本市の平成19年度の予算編成に当たりましては、これまで述べました政府予算の基本的な考え方や、地方財政収支見通しの概要等を十分に踏まえたものとしております。さらに、対馬市行財政改革大綱に基づく、新しい地方の時代に対応した事務事業及び組織機構の見直しや民間委託等を推進し、行政の効率化と歳出の徹底した見直しによる財政再建に努めてまいります。そして、対馬市総合計画の「アジアに発信する歴史海道都市」の実現と住民福祉の向上を図ることを基本方針としております。

その結果、平成19年度の予算規模は、一般会計で287億7,000万円、診療所特別会計で2億1,781万9,000円、国民健康保険特別会計で57億196万9,000円、老人保健特別会計で42億266万5,000円、介護保険特別会計で30億2,202万7,000円、介護保険地域支援事業特別会計で1億858万5,000円、特別養護老人ホーム特別会計で4億7,077万3,000円、簡易水道事業特別会計で9億3,921万2,000円、集落排水処理施設特別会計で1,887万円、旅客定期航路事業特別会計で3,084万4,000円、風

力発電事業特別会計で3,464万5,000円、以上を計上し、一般会計予算から風力発電事業特別会計予算までの予算総額は435億1,740万9,000円であります。

地方公営企業法の適用を受けます水道事業会計は、収益的収入2億7,421万円、収益的支出2億6,164万円、資本的収入4,700万円、資本的支出1億7,144万7,000円といたしております。

次に、予算の概要について御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入予算について御説明を申し上げます。

市税につきましては、前年度に比べ10.6%の増を見込んでおります。市民税は、所得税から住民税への税源移譲及び定率減税の廃止等によりまして、前年度に比べ25.3%の増、固定資産税については負担調整制度の変更によりまして1.1%の増、軽自動車税は課税台数の増により2.4%の増、たばこ税は平成17年度の実績により10.7%の減、入湯税は2.3%減で見込んでおります。

次に、地方譲与税につきましては、所得税から住民税への本格的な税源移譲までの経過的な措置として所得譲与税が交付されていましたが、税源移譲の実施により、所得譲与税が廃止されるために49%の減を見込んでおります。

地方特例交付金につきましては、恒久的な減税に伴います地方税の減収見込み分の4分の3を基準に交付されていましたが、減税の廃止に伴い、62.7%の減を見込んでおります。

次に、地方交付税につきましては2%の逆に増を見込んでおりますが、普通交付税は平成19年度の地方財政計画で4.4%の減、また新型交付税に係る減額分を見込んで、18年度決定額の5%減としております。特別交付税は、2.2%の減を見込んでおります。

次に、分担金及び負担金につきましては、国の基準保育料の見直しによりまして、保育所入所負担金の減を見込んでおります。

繰入金につきましては、財源不足を補てんするため、財政調整基金、振興基金、高齢者福祉基金を取り崩し、計上いたしております。

市債につきましては、一般公共事業債、合併特例債、辺地対策事業債及び過疎対策事業債等の財源補てんのある起債並びに一般財源不足に対応するため、地方財政法第5条の特例として発行する臨時財政対策債及び退職手当債等を計上しています。

次に、一般会計の歳出予算についての概要を申し上げます。

本市を取り巻く財政状況が依然として厳しいことを認識をし、限られた財源を最大限有効に活用する観点から、経費の徹底した抑制と事務事業の見直しを行うことにいたしております。

また、各種施策、事業の優先順位につきましては、費用対効果等を勘案した厳しい選択を行い、加えて社会経済情勢の変化を踏まえ、市政に対する市民の皆さんの期待に十分こたえ得るよう、

市民の所得と福祉の向上を目標に、9項目の重点施策を柱に事業を構築する予算編成方針といたしました。

こうした編成方針を踏まえ、第1次対馬市総合計画のまちづくりの基本理念であります「多彩な自然を生かした元気産業づくり」、それから「東アジアに輝く交流の島づくり」、「安心して快適に暮らせる生活環境づくり」の3つの基本理念をもとに、今後の目標を6つの施策大綱に置き、本市の将来像であります「アジアに発信する歴史海道都市 対馬」の実現に向け、予算を編成したところであります。

まず、性質別に、その概要を説明いたします。

人件費につきましては、毎年、定年退職者が見込まれているところですが、定員の適正化計画に基づき、人件費の抑制に努めております。19年度は2%の増になっておりますが、早期退職者等の退職手当負担金、選挙執行に係る報酬、時間外手当等の増による特殊事情によるものであります。

扶助費につきましては、長引く不況等の影響から高い水準を続けている生活保護費が、19年度も増加をしていくものと見込んでおります。

公債費につきましては、18年度に市街地再開発事業に係る償還金等の特殊要素があったために、3.5%の減となっております。また、18年度中に繰り上げ償還を行うことにしておりますので、18年度が公債費のピークとなり、19年度以降は徐々に減少してまいります。

普通建設事業につきましては、公債費を抑えるために、毎年、建設事業を抑制しているところですが、19年度におきましては、主に今屋敷地区市街地再開発事業費の減によりまして、41.6%の大幅な減となっております。

物件費につきましては、経費の一層の節減合理化を図ることにしておりますが、燃油の高騰等により1.6%の増としております。

特別会計への繰出金につきましては、一般会計と同様に歳出の抑制に努めているところですが、全体で5.3%の増となっております。

次に、対馬市総合計画の六つの施策の大綱ごとに、歳出予算の内容を御説明いたします。

まず、施策の大綱第1であります「創造的な産業と次世代の担い手をはぐくむ人とまち」では、地場産業の振興と観光との連携を図る事業として、しいたけ生産基盤の整備、原木の確保、販売ルート等の改善を重点目標とした対馬しいたけ復活プラン推進事業、それから有害鳥獣によります農産物の被害防止等を図る有害鳥獣被害防止対策事業、イノシシ・鹿の捕獲補助金、イノシシ処理加工施設整備事業、林道開設事業、水産資源の管理と継続的な利用、水産基盤の整備による漁業生産の増大を図るための磯焼け対策事業、種苗放流事業、新世紀水産業育成事業、漁港・漁場整備事業、港湾整備事業費等を計上いたしております。

また、対馬ブランド化の推進に向けて、特産品の販売、流通体制の構築を図ってまいります。

U・Iターン等定住化対策の促進を図る事業として、定住住宅用地分譲等調査事業を今年度から実施いたします。これは、遊休市有地を活用することにより、若者定住及び団塊の世代のU・Iターン促進を図るための受入条件の整備を行うものであります。今年度は、市有地の中から分譲宅地として活用可能な土地を選定をし、分譲のための区画の整理及び環境整備の計画書等を策定いたします。

また、漁業に就業する意欲のある者を育成する漁業新規就業者促進対策事業、定住促進のための田舎暮らし体験ツアー事業、アイランダー事業費等を計上いたしております。

地域経済の活性化や若者の島内定住、新たな雇用の創出を促進するため、企業誘致に取り組んでまいります。現在も精力的に展開をされておまして、今年度はその成果が実感できるものになると確信をいたしております。

次に、野球を通して明るく健康的で元気なまちづくりを進めるために、また次世代を担う青少年に夢や希望を与えるために、引き続き対馬市民球団「まさかりドリームス」を運営いたします。

平成19年度は、国土交通大臣杯第3回離島交流少年野球大会を対馬市において開催いたします。県内の離島を中心に16チームの参加を予定しており、親善野球大会、まさかりドリームスによる野球教室と親善試合を開催します。また、市民球団実行委員会により、対馬まさかりドリームス応援コンサートも開催される予定であります。

なお、これらの事業費は、国の補助金、参加費等により、ほとんどの経費を賄うことにいたしております。

今回の19年度のまさかりドリームスの対馬開催は、次のもう一つの甲子園、離島甲子園につながるものと、その前事業としての取り組みであります。

次に、施策の大綱第2であります「豊かな自然との調和を図り、地球環境に優しい人とまち」では、かけがえのない自然環境の保全を図る事業として、今年度も日韓大学生とのゴミサミットに係る事業費を計上いたしております。

資源循環型社会の構築を図る事業として、地域新エネルギービジョン策定調査事業費を計上いたしております。これは、18年度策定した地域新エネルギービジョン及びバイオマスタウン構想をさらに詳細に検討する事業で、対馬の森林資源等を有効に活用する新エネルギー施策の導入に向けた取り組みを進めていくものであります。

また、海洋温度差発電の誘致につきましても、引き続き取り組んでまいります。21世紀は、地球環境、人口問題、エネルギーなどの大きな課題を抱えておりますが、海洋温度差発電はこれからの課題を解決できる「夢の発電システム」であります。自然エネルギーの開発はもちろんでありますが、漁場造成、海洋深層水の利活用による企業誘致等、対馬再生に大きな期待が持てる

ものだと思っております。ただし、将来のであります。

施策の大綱第3であります「固有の歴史文化を発信し、交流の活発な人とまち」では、韓国を初めとする東アジア都市との国際交流の促進を図る事業として、国境を越えた文化交流を充実するため、対馬アリラン祭り、国境マラソン、ちんぐ音楽祭の対馬三大イベントの開催、それから影島区との行政・スポーツ交流事業、ホームステイ等交流事業、日韓交流教育促進事業、離島留学生ホームステイ事業、対馬国際交流協会補助金等を計上いたしております。

独自の地域資源を生かした交流人口の拡大を図る事業として、観光客の受入体制を整備するために、地域案内情報板設置等のまちづくり交付金事業、あるいは中村地区街なみ環境整備事業、音声ガイダンス整備事業、文化財保存整備事業、観光ガイドブック作成事業費等を計上しております。

広域交流を支える交通アクセスの強化を図る事業といたしまして、島外との交通利便性を高めるため、国際航路利用促進事業費補助金を計上いたしております。

施策の大綱第4であります「地域が連携して支える教育・文化の充実した人とまち」では、安心して学べる学校教育環境の構築を図る事業として、豊かな心や確かな学力をはぐくむ教育体制を構築するための総合学習事業、心の教室相談員・介助員設置事業、社会科副読本作成事業、また教育施設の充実・整備を図るため、教育パソコン更新事業、給食運搬車更新事業、校舎等耐震診断事業、幼稚園施設改修事業費等を計上いたしております。

学校の統廃合につきましては、地域の皆様と対話をしながら、適正配置基本計画に基づきまして、現在、着々と推進をしているところであり、着手中であります。平成20年4月の瀬分校統合に伴うスクールバス購入費、あるいは車庫建設費等を計上いたしております。

地域資源を生かした生涯学習の充実を図る事業といたしまして、放課後子ども教室推進事業、男女共同参画推進事業、市民人権啓発活動事業費等を計上いたしております。

それから、芸術文化活動の振興を図る事業として、つしま市図書館を地域の情報発信基地として充実するための図書、視聴覚備品等の整備、すぐれた芸術文化鑑賞機会を提供するための交流センター公演事業費等を計上いたしております。

昨年10月にオープンいたしました対馬市交流センターは、図書館、文化会館、イベントホール等の公共施設と商業施設の複合施設であります。市民の出会い、ふれあいの場、また芸術文化活動の拠点として、大きな役割を果たしていくものと期待をいたしております。

そのほかにも、プロの芸術に触れる機会を提供する公会堂公演事業、青少年劇場開催事業、さらには地域文化振興のための文化協会補助金、社会教育振興費補助金等を計上いたしております。

施策の大綱5であります「思いやりと健やかさをはぐくむ健康・福祉の人とまち」では、医療・救急体制の充実を図る事業として、適正な医療が受けられる医療体制を構築するための離島

医療圏病院負担金、対馬地区救急医療対策在宅医委託料、また市の保健及び医療の今後のあり方について検討、審議するための医療対策検討委員会に係る経費、救命率向上のためのAEDリース料等を計上いたしております。

保健・福祉サービスの充実を図る事業として、健康づくりを基本とする保健・福祉サービスのための健康対馬21の策定、地域福祉を推進するための地域福祉計画の策定、また保健・福祉サービスの支援のための特別障害者手当等給付費、自立支援給付費、福祉のまちづくり推進事業、助産・母子生活支援施設入所措置費、乳幼児福祉医療費、生活保護扶助費等を計上いたしております。

スポーツ、健康増進施設の充実を図る事業といたしまして、社会体育施設の補修及び維持管理費、またスポーツ振興を図るための町民体育祭開催事業、体育協会、スポーツ活動振興等のスポーツ振興を図る補助金を計上いたしております。

住民皆さんの社会参加支援システムの構築を図る事業として、シルバー人材センター運営補助金、精神障害者地域活動所運営費補助金等を計上いたしております。

施策の大綱第6であります「快適な暮らしを支える生活基盤の整った人とまち」では、身近な道路交通ネットワークの整備促進を図る事業として、道路交通網の整備のための市道整備事業、国県道の整備事業負担金等を計上いたしております。

安全で質の高い住環境の整備を図る事業として、合併処理浄化槽設置事業、市営住宅の整備事業、北部地区斎場建設に伴う用地の測量調査及び用地購入費、また安全・安心のまちづくりのための防災行政無線再編整備事業、高規格救急車購入事業、小型動力ポンプつき自動車購入事業、急傾斜地崩壊対策事業、無秩序な開発を防止するための都市計画区域変更調査事業費等を計上いたしております。

地方の独自性が求められる今日において、地域間競争に勝ち抜くためには、積極的に市民皆さんとの協働を図りながら、創意と工夫を凝らした市政運営を行っていく必要があります。

平成19年度から、市民参画・協働によるまちづくりと、そのための人づくりを推進するために、「わがまち元気創出支援事業」を設けました。これは、市民皆さんがみずから考え、実践する地域づくり事業を支援するものでございまして、地域資源を生かしたイベント、多世代間のふれあい活動、あるいは地域のコミュニティー強化のための事業や施設整備など、地域のさまざまな活動を支援するものでありまして、各地域、この皆さんが知恵と工夫を生かした特色ある地域づくり、住環境の整備などにぜひこの制度を活用されて、私どもと一緒にまちづくりに取り組んでいただけたらと思っております。

また、市民の発想力や創造力、得意分野を生かした新しい行政運営を進めるために、市民と行政が共有できる実効性のある方針となる「市民協働推進指針」を策定いたします。

地域情報ネットワークの構築を図る事業といたしまして、市民が等しく情報を共有するためのCATV、多元情報整備事業であります。システムであります。移動通信エリア拡充事業等の通信基盤の整備、有線テレビ運営事業、総合行政電算システム管理費等を計上いたしております。

以上が、対馬市第1次総合計画の6つの施策大綱に基づく各種事業であります。

今後とも、対馬市総合計画による対馬市のまちづくりの推進とあわせ、市民との協働、新しい時代に対応した簡素で効率的な組織運営、安定した財政運営の確立、挑戦し行動する職員の育成、地域経営戦略の立案と実行の仕組みづくりに全力で取り組んでまいります。

もう少しです、すみません。

次に、特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

診療所特別会計予算につきましては、市民の健康保持に必要な医療を提供するために、10カ所の診療所を運営する費用を計上し、対前年度比3.1%減で編成いたしております。

歳入につきましては、老人保健収入で減額になるものの、診療報酬収入全体では増額となり、また予防接種、事業所検診等の雑入、へき地医療対策補助金は増額を見込んでおります。

歳出につきましては、一般職員数の減による人件費及び医療器具購入費の減額が主なものであります。

歳入不足分につきましては一般会計から繰り入れておりますが、歳入の増によりまして31.3%の減となっております。

国民健康保険特別会計予算につきましては、対前年度比15.1%増で編成いたしております。増額の主な要因は、平成18年10月に創設されました保険財政共同安定化事業の拠出金の増額によるものであります。

国民健康保険療養給付費等に係る一般被保険者国民健康保険税については、1人当たり約6万9,700円で、予定徴収率を勘案して計上いたしております。

保険者1人当たりの療養給付費については、医療保険制度改革及び過去の給付実績等をもとに算出をいたしまして、一般被保険者分が1人当たり約16万600円、退職被保険者分が1人当たり約31万1,500円を見込んで計上いたしております。

なお、歳入不足見込み分は、国民健康保険財政調整基金から5,000万円を繰り入れております。

それから、老人保健特別会計予算につきましては、対前年度比2.2%減で編成いたしております。

歳入につきましては、社会保険診療報酬支払基金交付金を初め、国・県の負担金、一般会計からの繰入金については、老人保健法により定められた負担割合により算定をいたしております。

歳出の減の要因は、医療給付費の減額によるものであります。1人当たりの医療費は増加はし

ているものの、受給者総数の減少とともに、平成18年4月からの診療報酬引き下げにより、医療費全体の伸びが抑制されるものと見込んでおります。

介護保険特別会計予算につきましては、対前年度比2.6%増で編成をいたしております。

増額の要因は、平成18年4月から、第3期介護保険事業計画によりまして保険料の改定が行われ、利用者の増加、グループホーム等のサービス提供事業者の増加及び法改正に伴います新予防給付の創設等により、給付が増加するものと見込んでおります。

なお、介護予防事業費、あるいは包括支援事業費につきましては、法定拠出分を介護保険地域支援事業特別会計への繰入金として計上いたしております。

介護保険地域支援事業特別会計予算につきましては、対前年度比3.0%減で編成をいたしております。

地域包括支援センターは、平成18年4月から施行された改正介護保険法で定められました地域支援事業を実施することにより、その地域の保健・医療及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設けられたものであります。

歳入につきましては、平成19年度は介護保険特別会計からの介護事業に対する繰入上限率が高くなったために、介護保険特別会計からの繰入金が増額をしております。

歳出の減の要因は、運営管理費の電算システム導入等に係る経費の減額によるものであります。

歳入不足見込み分については一般会計から繰り入れておりますが、介護保険特別会計からの繰入金の増額によりまして、54.6%の減となっております。

特別養護老人ホーム特別会計予算につきましては、特別養護老人ホーム「浅茅の丘」、「日吉の里」の入所者に係る費用を見込んで計上いたしました。対前年度比2.3%減で編成をいたしております。

歳入につきましては、介護給付費収入を介護保険給付制度の改正により減額をし、また歳出の減の要因は人件費の減額によるものであります。

歳入不足分につきましては、一般会計から繰り入れております。

次に、簡易水道特別会計予算につきましては、主に建設事業費の減によりまして、対前年度比21.3%減で編成いたしております。

市民に安全で良質な飲料水を安定して供給するために、年次計画で施設整備を進め、有収率の向上に努めております。

極めて厳しい財政状況を踏まえ、水道料金未収金の処理を初め、施設の統廃合や広域管理システムによる集中管理の推進、民間技術の積極的な活用を図り、より一層経費の節減と業務の合理化を進め、財政運営の合理化に努めてまいります。

集落排水処理施設特別会計予算につきましては、主に公債費の増額によりまして、対前年度比

29.5%増で編成しております。

歳入は、使用料、加入金等の諸収入を、また歳出は施設の管理費と公債費を計上しまして、歳入不足分につきましては一般会計から繰り入れております。

次に、旅客定期航路事業特別会計につきましては、燃油の高騰等によりまして、対前年度比5.9%増で編成をいたしております。

事業収入であります旅客運賃は、利用客が減少傾向であるために、旅行業者との連携を密にいたしまして、浅茅湾の観光周遊船として利用客の増加を図ってまいります。

歳入の主なものは、国、県の赤字航路事業補助金を、また歳出は、事業に伴う人件費及び施設の管理費等を計上いたしました。歳入不足分につきましては、一般会計から繰り入れております。

次に、風力発電事業特別会計予算につきましては、対前年度比3.7%増で編成をいたしております。

地球温暖化等、世界的に自然環境保全の機運が高まる中、対馬市の自然エネルギー発電のシンボルとして、対馬の環境保全及びPRの一翼を担っております。平成15年4月の供用開始以来、一般会計から繰り入れを行うこともなく、健全な財政運営を行っております。

歳入につきましては、売電事業収入を見込み、また歳出は、事業に必要な電気事業費及び公債費を計上いたしております。収入の上回る分につきましては、風力発電財政調整基金に積み立てることにいたしております。

水道事業会計予算につきましては、地方公営企業として一般会計からは独立して運営し、経営に関する費用は経営に伴う収入で賄うことになってまいります。

収益的収支は黒字であります。資本的収支については1億2,444万7,000円の不足を見込んでおります。この不足分につきましては、当該年度分損益勘定留保資金等で補てんすることにしております。

以上、平成19年度の市政の主要施策を申し述べました。限られた財源の中から、緊急性及び必要性により厳しい選択を行い、事務事業の推進に努めることとしておりますが、政策課題はまだ御承知のように山積をいたしております。

今後も、財政健全化に向けて全力で行財政改革を推進し、財政の再建、行政システムの改革にもっと積極的に取り組み、その実効を上げるべく努めてまいります。

市民の皆様お一人お一人が豊かでゆとりのある生活を実感できるよう、魅力的で活力あるふろさと「対馬」づくりのために、また対馬の元気づくりのために、強い信念と情熱をもって、皆さんとともに進めてまいりたい所存であります。

何とぞ、議員各位並びに市民の皆さんの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。
平成19年3月5日、対馬市長。どうも長時間、ありがとうございました。

○議長（波田 政和君） 以上で、施政方針説明を終わります。

暫時休憩します。再開は11時5分から、よろしくお願いします。

午前10時54分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

日程第6. 随時監査（厳美清華苑処理能力関係）における結果報告

○議長（波田 政和君） 日程第6、随時監査（厳美清華苑処理能力関係）における結果報告についてを議題とします。

本件について、代表監査委員の報告を求めます。中島孝欣君。

○代表監査委員（中島 孝欣君） 随時監査（厳美清華苑処理能力関係）の結果報告について、地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査（厳美清華苑処理能力関係）を実施いたしましたので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を対馬市長及び対馬市議会議長に提出をいたしましたので、その概要を説明をいたします。

本監査は、平成14年4月に稼動した「汚泥再処理センター厳美清華苑」の処理能力に対して、多方面より疑問視されていることに伴い、実施したものであります。現在、処理量が増加している現状を踏まえ、計画当時の処理計画は適正であったか、また浄化槽設置に伴う汚泥の発生量等がどうであるかを全容解明するため、地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を実施したものであります。

監査は、平成14年度稼動した厳美清華苑の施設及びその運営に関して、計画・建設当時の関係者、浄化槽汚泥引き抜き業者及び市民生活部廃棄物対策課、同施設の職員等を参考人に求め、①計画設計における処理能力について、②開設後の処理状況について、③今後の発生見込み量等について等を着眼点に置き、関係者の説明を受けながら、資料、書類、その他について、平成18年9月28日から11月30日までの間、現地監査を含めて実施をいたしました。

監査の内容に関しましては、関係書類及び関係者等の発言をもとに、報告書に記載しておりますので、省略をさせていただきます。

以上、各提出資料、関係者等の説明及び現地調査の結果を踏まえ、次のとおり判断をいたします。

報告書の10ページをごらんいただきたいと思います。

結論、今回実施した随時監査は、「汚泥再処理センター厳美清華苑」の計画処理能力及び稼動状況等について行ったものである。その経過については記述のとおりであり、これらを踏まえて

意見を述べる。

処理能力決定については、基礎となるデータに不安が感じられながらの決定であると思われる。その理由としては、平成9年度に浄化槽汚泥の引き抜きについて保健所より指摘があり、脱水処理車を使用し、その後も引き続き脱水車による汚泥処理を行っているが、この脱水処理車で処理した汚泥の量が計画に加算されていなかったのが主な要因である。

現在の処理は、計画処理能力、日量60キロリットルの110%、66キロで処理が行われているが、環境工学コンサルタントによると、処理能力は最大日量70キロリットル（し尿50キロリットル、浄化槽汚泥20キロリットル）までは可能であるということであるが、これはあくまで硝化・脱窒素槽及び生物槽における負荷量との関係からの算出根拠であり、機械・設備において多少なりとも無理が生じるのではないかという懸念が生じる。

稼働後の処理実績及び平成18年2月に作成された一般廃棄物処理基本計画によると、処理能力等を総合的に判断すれば、現在の処理規模、日量60キロ（し尿53キロリットル、浄化槽汚泥7キロリットル）は不足であると判断をせざるを得ない。

以上が、今回、随時監査を行った概要及び結果でございます。

なお、このことは報告書提出と同時に公表していることを申し添え、簡単ではございますが、報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから結果報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 一昨年から、このことについては複数の議員が質問等ございましたが、最終的にこのようなことが裏づけをもって証明されたというふうな理解をいたしておりますが、この聞き取り調査の中で、当初、この計画を実施された方、あるいは関係者の事情の中で、これをどのように受けとめたのか、そのことをひとつ報告をあればお願いしたい。

それと、今後、この施設を運営する中で、能力不足の中で巖原、美津島のし尿の処理が行われる、これについて19年度以降の収集の処理方針をどのように解決するのか。

この2点について、双方の見解を聞きたいと思います。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） ただいまの大浦議員の質問に対しまして答弁いたします。

まず、第1点目は、着工のときの担当、これは当時、南部一部事務組合が巖原と美津島町で南部一部事務組合をつくってやっておるわけですが、そのときの代表者は当時巖原町の町長の淵上氏であります。担当は巖原町の住民生活課で、ちょうどこの計画を立てる段階は課長が初村勝成氏でありました。初村勝成氏からいろいろ当時の状況を聞きましたが、余り詳しく記憶してないということで、詳しいことは聞き出すことはできませんでした。

ただ、はっきりわかっていることは、今、代表監査の報告にありましたように、新しい計画を立てる場合に、3カ年の処理量が基本になるわけでありますが、その3カ年が平成7年、8年、9年の3カ年であります。その3カ年のうちに、平成9年度に汚泥脱水車で巖原町の分を浄化槽の分を約5トン、正確に言いますと4,997.4キロリットル、汚泥脱水車で処理しておるわけですが、それが汚泥脱水車で処理した分の浄化槽の分が計算に算入されていなかったということが、後日、環境工学のコンサルタントの方から、どうもデータがおかしいということでファクスが入っておりました。そのときに初めて気づいたわけでありますが、しかし気づくのが当時遅く、もうそのときは国に対する補助事業の申請が出される直前であり、修正が不可能であったと考えられました。

ということで、その資料が出されておれば、当時、補助事業で、3ページに書いております補助対象規模、ナンバー2でございますが、の47キロリットルが1日、変わったのではないかと思われますが、このまま、わかったけれども、もう変更する余裕がなく、時間がなく、自主財源で60キロまでという、13キロ大きくしたというのが当時の現状でございます。

それから、その後、いろいろ当時の住民課長、あるいはコンサルタント、いろいろ聞き取りをしましたが、当時の巖原町の住民生活課の課長、あるいは課長補佐等はよく当時のことを記憶してないということで、詳しいことは聞き出すことはできませんでした。

ただ、調べる中でわかったことを申しますと、当時の計画は脱水処理が遠心分離機で計画はなされておりました。ところが、ビルサービスの運んだ処理車の分が落ちておったということで、処理能力が不足するというので、脱水機の遠心分離機が多重円盤型に変更することによって、何とか処理できるという方向に計画変更がなされておるということは御報告を申し上げておきます。

そして、まだ詳しいことが知りたければ、わかっておる範囲では答弁いたしますが、今後のことに関しましては、監査といたしましては、今現状、フル回転をしておるわけですが、説明書を見られてもおわかりかと思いますが、平成14年度の試運転のときからすぐフル回転で入っております。110%の、何ページでございますか、このデータの5ページでございますが、5ページの2番目の中に、平成14年2月、3月から試験運転をし、4月から本格稼働しているが、当初計画の日量処理量、し尿53キロ、汚泥7キロを当初よりし尿50キロ、汚泥7.7キロ、同年10月にはし尿50キロ、汚泥10キロ、平成15年3月からはし尿50キロ、汚泥16キロに設定し、現在に至っておるということで、もうつくったときからこういうような状況で全く余裕がなく、110%の満杯で運転をしておるのが実情でございました。

そういうことで、今後の計画はどうするかということでありますが、今後のことは理事者が考えていることでありますが、現在は予算を見られてもわかるとおり、豊玉の処理場を新築するま

では、汚泥脱水車で浄化槽の汚泥の分を予算が800万ですか、組んであるようですが、18年、それで処理する以外にとりあえず解決方法はないのではないかとということで、今、交流センターが新しくできたわけですが、その問題も処理はこの計画の中に当初から入っておりませんので、交流センターの汚泥処理も脱水車で処理して、厳美清華苑には搬入しないという方向でされておりますことを御報告し、一応質問に答弁いたします。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） ただいまの説明で、2点ほど再度確認といえますか、お願いといえますか、要望です。

35億もかけた一大プロジェクトが、そういうふうな責任の所在、ましてや当初の詰めに詰めた計画の立案の段階で、脱水車の4,000キロリットルが抜けておったということを簡単に知らなかったとかいうふうなことをやっておりますながら、その後、平成14年以降の供用開始から、そんなはずはないと、十分対応できると言ってきた行政側の対応というのは非常に問題がございます。これは、私はそのことをしっかり受けとめてもらいたいと思います。

今、やっとうるような回答が出たわけですが、当時はどっちが悪いかわからんような話でございまして、利用上支障があるから、再三にわたって住民の声がありながら、行政運営側はそれをそんなはずはないというふうな一部意見もございましたが、この際、この問題についてはきちんとしたやはり非を認めることだけは、当時の計画関係者には私はきちんとした通達はしてほしいと思います。

それと、今後の運営については、豊玉の処理場が施設の更新時期を迎えない限り、厳原、美津島管内の処理についての方向性の打開はないと、その間は脱水車の処理で賄うというふうなことでございましたが、できれば豊玉の施設の更新と申しますか、このことを踏まえてやや急がなきゃならん、財政の厳しい折にまた逆行することでございますが、そこらの方針、見通しについて、できれば市の当局の御意見を賜りたいと思います。見込みとしても結構ですが。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） 最初、私の方から答弁をさせていただきますが、一応間違った、約4,995キロリットルが落ちておったということを申し述べましたが、一番それは確かにそうであるわけですが、もう一点、コンサルの回答により判断を間違ったのではないかとこの部分が職員の方でもう一点ありますが、これはさきの答弁で申し述べましたが、遠心分離型を多重円盤型に脱水機を変える時点で、多重円盤型に変更をいたすことによって、10キロが4キロになるとコンサルの回答書類が来ております。この10キロが4キロに減るとこの判断を間違ったと。

わかりやすい言葉で言いますと、10キロ搬入したものが多重円盤型で処理されると汚泥は4キロになると、量が減ると、こう解釈したのではないのか。本当は実は違うんです。10キロ

搬入したのは10キロ流れるんですが、その中に入っておる汚泥の質が非常に多重円盤型で処理されるものですから、非常に薄くなって水に近くなって、4キロの内容になると。10キロあったものが悪いのが全部処理されて4キロになるということで、流れていく量はそんなに変わらないということ、入ってきた10キロが4キロに減るので、その分、多くの量が処理されると、こう判断を間違った点が非常にあったのではないかとということでもあります。

それから、もう一点、こういうふうにならざるかと調べてみますと、それだけつくるときにこまかったのは間違いのないわけですが、処理をする計算をする中に、定住人口というのが一番計算で問題になるわけですが、し尿する人口、それから浄化槽の方の人口、それから交流人口というのがありますが、定住人口は浄化槽に何名浄化槽を持っておるか。通常考えますと、し尿浄化槽がどんどん補助金があつてふえていけば、汚泥の方はし尿の方は減るわけですが、減らない、横ばいで推移しておる。それで、浄化槽はどんどんふえておると、これはなぜこういうふうになっておるかということ、ずっと調べてみますと、簡易水洗等の増加が非常にし尿の方にあるのではないかと。

それから、平成17年度で詳しく運搬業者、し尿の方から聞き取りをしまして、再度調査をいたしました。交流人口の計算が非常に甘かった。今、観光客が韓国あたりから物すごく増大しておるわけですが、その人口の増大並びに対馬に合併して巖原に非常に交流人口が、対馬島内の交流人口が非常に浄化槽の方に加わるという変化が起こっておって、大体、家庭にある浄化槽の分と交流の分が約、7ページに書いておりますが、53.47%ということで約半々ということで、そういう浄化槽人口に汚泥量の浄化槽人口に反映していなかったというのが、非常に将来の計画に変化が起きておったということが非常に重要な、現在、詰まってしまうおると重要な結果を生んでおると認識しております。

今後のことに関しましては、監査報告書としてつくった当時、そういうこと、いろいろなもろもろの点で報告書に上げておりますが、つくった60キロが小さかったということになっておるわけですが、そのことは報告書を理事者に出しておるわけでありますので、その辺の行政側の認識は十分しているのではないかと認識をしております。

監査の方から、以上の質問に対して答弁いたします。

○議長（波田 政和君） 12番に尋ねますが、監査報告でありますので、理事者側の答弁はできないんですけども、どうしてもというならお願いをしますけども。そのために監査委員が来てありますので。終わってからでいいですか。（発言する者あり）そしたら、後ほどよろしいですか。

8番、吉見議員。

○議員（8番 吉見 優子君） この件に関しては、私も議員になったときからかかわり合ってお

るわけですがけれども、当初から、本当に今言われるように、持ち込み制限で1週間、10日間、待ち日数があつたんですけれども、今現在、聞いてみますと、去年の暮れごろからは申し込んだらすぐとりに来てくれるという、うれしい私は市民の方からの言葉を聞いているんですよ。

それで、担当者の方に聞いてみましたが、現在は持ち込み制限もなく、スムーズにいついて、むしろし尿の方が足りないという言葉聞いておりますが、その観点から、数値的には大変な数値が出ておりますが、現状的にはどのように改善されてこのようになったのか、私も理解に苦しむんですが、そこ辺がわかってありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） 年間の搬入実績を見てみますと、今の時期というのは非常に量が少ない。7月、8月、夏場と12月が非常にピークになるということで、そのときに大体パンクするというような状況で、今は2月、3月というのは非常に搬入量が減るといのは、家庭の皆様がやっぱり12月に里帰りとかいろいろあるので、とってしまっただけという、大量に集中するということが1つの現在の要因になっておるといことで、監査をしていく段階で、関係各位とよく注意もいたしました。そういう頼んですぐとってあるといことは、浄化槽の受け皿に非常に余裕があるわけですから、処理していくところの何倍とい、その辺もよく考えて、四角四面じゃなくして、できるだけ対応ができるように知恵を働かせて、受けるところに余裕があれば、そこに搬入をしてあるようによく調整をするよといこともくれぐれも注意をいたしております。

そういう関係から、現状では量が減っておるといことで、特に2月あたりになりますとか時期によりますと、し尿が不足して処理が、機械がセットされておるもんですから、非常に少なくて処理できない状況のときもあるわけですね。そういうこともありまして、今後の対応といことは十分監査をする段階で注意をいたしております。

だから、今の質問のように、今、十分余裕はあるかといひますと、盆と正月にはピークが来るといこと、どうにもならんといことが生じるといことは認識をしておっていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） といことは、今まで浄化槽ができて何年かたっておりますが、統計上、そのようなことがずっと出ていわけなんですか。そうですか。

じゃ、そういうことで、私も一時的にはすごくよかつたな、厳美清華苑の中の機械の操作によつてこんなにも違つてくるのかなと思つていたもんですから、よかつたなと思つて、残念ですが、今の言葉を聞きまして、また再度7月、8月、お正月時期と、そんな時期が来ると思えば、

やはり今から先もこれを改善していただくためにも、行政市当局の方にも一生懸命頑張っていたきたいなと思っております。

というのが、この前、私も一般質問したときに、臨時者の人を雇ってするよりも、委託した方がむしろいろいろと機械がよくわかって、スムーズにできるようになるんじゃないかなという質問をしておりましてところが、それが今現在は臨時者の雇用をなくして委託にされたと聞きましたもんですから、ああ、そういうことが少しは原因であったのかなと思ったもんですから、数値上ではやっぱりそういうどうしようもならないということであれば、また私も一時、人にはこんなふうでよくなったとよと言ったもんですから、責任がありますので、再度またそんな方にもこういう事情があったみたいよということは言っておきたいなと思っておりますので、わかりました、ありがとうございました。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） 1点お尋ねをいたします。

6ページの設計数量の検証についてという項で、上から3行目に、計画数量、実収集数量と適合しないことになるということがあります。これが実績収集量と各収集人口、どちらも不正確であれば、原単位も不正確となるということと、①の下から3番目ですけども、そのために、基本的計画段階において幾分修正はなされているが、十分な調査がなされていないと思われるというように、こういうことが書いてありますけれども、これが当然設計はコンサルに委託していると思うんですが、コンサルの計算といいますか、設計量に問題があったと思われるのか、なかったと思われるのか、その辺をお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） 6ページの件はそういうことではなくして、浄化槽を補助金が出るもんですから頼むんですね、お願いする。そのときの家族人口というのがあります、何人槽か。例えば、家に5人しかおらずに7人槽を頼むとか、いろいろあるわけですが、ここに書いてあります収集量と実務的にする量の人間が何人槽のものをつけたということで、そこで人数を掌握しておると。実際は5人しかおらずに7人槽をつけたのが、7人と掌握されておるということが実態と合っていないと。

本当に各家庭に何人浄化槽を使いよるということが正確に数量が上がってないということの意味でありますので、そういうふうにはコンサルは、そういう報告書の中には5人槽とか7人槽で人数が掌握されて上がっておるということが計算の資料となっておるということがわかっておるわけであります。

そういうことで、実際、そこに人間がおったのと届け出を出したところのアンバランスがあるということで、正確でないということをそういう意味で書いておることでもありますので、そう

理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんでしょうか。9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 桐谷議員にお尋ねしたいと思います。

先ほど、聞き取り調査を十分されたということですが、過去に私もこのことで質問したことがあったんですけど、行政の方に、県の浄化槽協会ですか、あそこに集中の検査をしないように、お互いに話し合っ、1年間ならした収集をされたら現場が非常にスムーズにいくんじゃないかというようなことをお願いしておったことがあります、結果的にそういう経緯が見えたでしょうか。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） その件も検証をさせていただきました。大体、6月か7月に集中しておるのを年間にならすということは、そういう方向で関係業者もそういうふうにならすように、最大限の努力は現在しておるようであります。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、随時監査（厳美清華苑処理能力関係）における結果報告についてを終わります。

暫時休憩します。

午前11時40分休憩

.....
午前11時41分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

それでは、先ほどに続きまして、市長としての見解の発言を許可します。市長。

○市長（松村 良幸君） 監査に、随時監査をしていただきまして、やっと5年、6年ぶりに解決したわけですが、これはもう当時の厳原町、美津島町、南部一部事務組合のこれは責任の問題でございまして、このことは、これについてもお詫びを申し上げませんにやいかんわけですが、御承知のとおり、北部一部事務組合、あるいは中部、南部とあったわけですが、南部以外は全部、2町2町ですけれども、片一方が管理者、片方が副管理者というスタイルをとっております。

南部一部事務組合というのは、そうじゃなくて、副管理者の制度じゃなくて、助役制度をとっております、したがって執行権者は厳原町の町長が管理者、そして助役という形で執行権者と議決権者、私どもは、美津島町は議決権者としての責任がございまして。それから厳原町は当時、

管理者としての執行権者としての責任が残ってきます。

ということは今、報告がありましたように、御指摘のように、これはもう美津島町の議会で大浦議員を筆頭に、もう何年間、できたときからその話の連続、巖原も吉見議員が中心だったと思いますが、これ、御承知のとおり、先ほど報告があったように、詳しく、余り詳し過ぎるので、私もよくわからないぐらい詳しいぐらい本当によくやっております。調べられて、やっとこれが解明できたんですが、その当時から、絶対間違いない、絶対間違いないということで、ちょうど4,995キロというお話を聞きましたけども、5,000キロ近くの処理が日高ビルサービスというところで、処理されたんですか。

脱水車、汚泥脱水車処理場、これは海洋投棄ができんようになってそういったことが、これじゃいかんということで、新しいのつくったわけですが、先ほどの指摘のように、それで35億と言いましたけれど、大体私は32億と、33億だと思っておりますけど、これ、よく詳しいこと、また精査せないけません、そういう中で、実はその分だけが、ちょうど5,000キロぐらいがマイナスなんです。実際は実績として、その年も7千何百キロあったんですから、そしてあれは、キロ、1日7キロですから、365掛けたら2,556です。ちょうど5,000キロとあわせますと、7,556、大体それはもう実績としてあったわけですから、見積もり云々以前の問題やないですね。

そういったことで、これは、ずっと今までベールに包まれてきておかしい、それが抜けてるんじゃないか、積算ミスか、コンサルミスかどっちか知らんけど、最終的にはコンサルミスじゃないかと。役所が積算してこれだけなんですって言ったの、その受けたにしても、それを精査する責務がコンサルにあるわけですから、コンサルを相手どっての少し訴訟も考えないかなということ、この前申し上げたのはそういったところであります。

約……、汚泥の船を雇ったのも、5,000万ぐらい払ってますから、あれやら、上対馬持っていたり、豊玉持っていたり、あれの漁業集落排水持っていたりしたんですが、そういったやらいろいろ比べますと、大変なこととして、ただ基本的に今、監査委員から話がありましたが、私もなるほどと思ったんですが、多重円盤型ということになっておりますので、無理ができる施設にしたということで、無理をしてる。

そういったことをなぜそのとき計画変更すればいいんで、1日遅れたってかまわんわけですから、それできなんだかということは非常に疑問に残ります。

加えて、3億円の予算を足りんからということで、何かわけがわからなんだんですが、まあそういったことで、これはあくまでも旧一部事務組合の責務であります。責任であります。

加えて、それをもとにして、今後どうするのかということですが、これも先ほどから言っておりますように、このままではどっちみち足りないようになるわけですから、今、かろうじて無理

な可動をしておりますから、早かれ遅かれ、余り長く続かんと思います。

ということになると、豊玉に集中してするのか。あるいは今の厳原の施設を大きくして1カ所でする方が、2カ所よりも管理費が少のうなります。そっちでしたがいいのか。今、それは担当部の方で、どっちがいいのか。これは自分らも含めて、監査、コンサルも含めて、いろんな検討をしておるようであります。

ただそういったことですから、この件に関しては、今のままでできないことはもう間違いないわけですが、オープンした翌日からもう台数制限っていうのはあり得ないわけですから、それは全然、量が間違えてたこと。数字が……。前、今の監査、一部事務組合の監査でしていただいたんです。そしたら数字も間違っておりませんって言うたんです。

そしたら、持ち込んだ数字が間違っていなかったら、厳原、美津島区域外、区域外から持ち込んでいるから足りんのだろうとこうなるじゃないですか。

それもそういった区域外を持ち込んでおりませんで、ほんならどうなるんだと。原単位が東京とか、あるいは全国平均、あるいは対馬平均か知らんけども、原単位でちゃんと行っております、数字間違いありませんの一点張りだから。

そうすると、数字も間違っていない、区域外からも持ち込んでいないということになると、対馬の人のふん尿っていうのは、東京や全国の人の3倍もたれるんですかってことになるわけです。もともとおかしかったわけです。それをくそって言って、大変不評を買いまして陳謝をいたしました、ふん尿であります。

そういったこともありますが、これは将来の問題として、早く解決せないかんことです。今、山田部長のところ、対策でいろいろ検討いたしてはるはずで。

だから、この点については、大浦議員の話は、また新たに詳しいことは、これは参考的な話ですから、ぜひ議会が初めて関連であろうと何であろうとやってもらえれば、所信を聞かせてもらえばと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 以上で、随意監査に関連する質問は終わりたいと思います。

日程第7. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第7、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。
総務文教常任委員長の報告を求めます。13番、小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） 総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を申し上げます。

平成18年第1回定例会において、閉会中の当委員会に調査付託されておりました公有財産の管理状況の調査について、会議規則第103条の規定により次のとおり報告をいたします。

当委員会は、10月19日、豊玉支所3階会議室において、全委員出席のもと、委員会を開催し、継続調査といたしておりました前回の現地調査を踏まえ、総務部の中島総務部長、主藤財産管理班課長補佐、政策部の松原政策部長、永尾政策企画課長に出席を求め、その活用方針等について説明を求めました。

まず、上対馬町の三字田地区の用地、舟志小中学校跡地につきましては、現在でもホテル等の企業誘致を模索中であり、また旧上対馬町役場用地は、将来の保育所、幼稚園の用地として予定されております。

比田勝港湾駐車場は、フェリー、ジェットホイルの発着岸壁の見直し時に必要な用地であり、旧浜久須小学校跡地は、県道改良工事に伴う代替用地として必要になるであろうとのことであります。また、旧豊小中学校跡地は、現在地区のレクリエーション等に利用されておりました。

上県町佐須奈の旧福祉事務所長住宅、旧上県第1分団消防格納庫詰所につきましては、老朽化がひどく、また国道に面しており、極めて危険でありますので、解体後、売却等の検討を望みます。

また、「かみあがたふれあいの館」用地につきましては「情報プラザ建設用地」として計画に上がっていますが、見直しが必要ではないかと思慮されます。

峰町佐賀のリゾート開発用地については、旧町時代に、第三セクターによるゴルフ場建設の計画が模索されてきましたが、実施に至らず現在に至っております。しかるべき方向性を見出し、活用を図られることを望みます。

旧三根小学校跡地につきましては、現地調査の時点で、数台の廃棄車両が放置されておりました。以前、この土地の所有権移転について異議が出され、さまざまな妨害が繰り返されたため、平成4年に旧峰町が妨害排除予防請求事件として訴訟し、平成8年3月18日判決、「排除命令」が言い渡され撤去されました。

しかしながら、その後平成10年ごろから運動場あたりに、廃車車両が放置されており、現在も撤去要請を行っているところでありますが、進展していない状況であります。

今後においても、関係者並びに支所との協議を進め、もし解決が図られないようであれば、法的手段等も含め、早急に対処されることを望みます。

次に、豊玉、美津島、巖原支所管内の調査箇所の選定について協議し、豊玉町の旧メイワ駐車場、旧リゾートホテル用地、美津島町のグリーンピアつしま用地、旧和田松・ナビオ用地、旧総町村組合管理森林、巖原町の旧火葬場を含む東里の野良周辺、旧共済組合事務所、旧対州鉱山学園跡地、旧下原診療所跡地を調査箇所に決定し、次回の調査日程を確認し、委員会を閉会しました。

11月13日、委員全員出席のもと、総務部の中島総務部長、斉藤総務課長、主藤財産管理班

課長補佐、神宮財産管理担当、政策部の永尾政策企画課長の出席を求め、委員会を開催し、2日間の調査箇所と日程を確認し、現地に出向きました。

豊玉支所の松井支所長、國分地域振興課長、阿比留財産管理担当の案内のもと、現地説明を受けながら調査をいたしました。

まず、和坂の旧メイワ駐車場ではありますが、メイワの建物の背後に位置するため、その活用が制約されますが、国道に面しており、企業の誘致用地に適していると思われますので、総合的に検討する必要があると思われます。

また、鑓川の旧リゾート用地は、旧豊玉町において、「いこいの里」構想としての計画がありましたが、全体補助事業費の縮小の関係で計画を断念し、ホテル用地として変更したとのことですが、その後の進展はなく現在に至っております。

次に、美津島支所の松村支所長、阿比留地域振興課長、築城財産管理担当の案内のもと、現地説明を受けながら調査をいたしました。

グリーンピアつしまの別荘開発用地、ケアハウス予定用地の確認とその一帯のこれまでの経過と現状の報告を受け、調査をいたしました。

旧和田松・ナビオ跡地では、その一部の建物を利用して、温泉の熱源であるバイオマスのチップ工場、森林組合の倉庫として貸与されており、残りの建物は未利用でありました。

旧総町村組合管理森林については、鶏知ダムから上見坂周辺一帯の植栽状況を調査をいたしました。

巖原町東里の旧火葬場を中心とした野良周辺は、風光明媚な地域ではありますが、旧焼却場等も存在し、その解体等に困難を要することから、活用が難しいかと思われますが、多岐にわたっての活用検討が必要であると判断いたします。

また、日吉の旧共済組合事務所の活用については、現在、協議中とのことであります。

翌11月14日、旧対州鉱山学園跡地と旧下原診療所跡地を調査をいたしました。まず、下原の学園跡地については、旧巖原町時代に、企業誘致に取り組み、社員の研修段階まで進展したものの企業側の都合により断念されたようですが、現在も当初の目的に沿った企業誘致に努力中であるとのことでした。

次に、診療所跡地ではありますが、更地となっており、立地的にはよいと思われますので、売却の方向で検討すべきと思われます。

現地調査後、対馬市交流センター第4会議室において協議を行いました。

今回の調査目的でありました未利用、未活動の公有財産で、将来的に活用計画のない財産については、処分すべきとの観点から調査をいたしました。

売却可能な土地もありますが、現存する建物の解体に相当の経費を要するなど、財政的に厳し

い今日、早急な対応は困難であるかと思われます。

しかし今後においては、現地確認とその現状の把握に努めながら、これからの対馬市の振興施策との関連を精査し、長期的計画を樹立して、年次的に処分できる公有財産は処分していくとの方向性で進むべきとの一致した意見であります。

今回の公有財産の調査箇所は、全市的にはその一部でありましたが、安全面での管理が必要な施設もありました。

また、未利用の老朽化した市営住宅等も散見されますので、現地精査の上、その対策に善処されることを要望いたします。

なお、旧町時代に開発されたリゾート及びホテル用地等につきましても、土地の取得等に相当な資金が投入されております。これらの利活用につきましては、慎重かつ積極的に取り組まれることを強く要望し、委員長報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） 委員長に質問いたします。

鶏知ダムです。旧総町村組合の管理森林です。これ、書いてあるだけで、内容が全くわかりません。どういった植栽状況なのか報告をしていただきたいと思います。

それと、旧野良の焼却場です。厳原の旧焼却場です。私も現場を見ておりますが、立ち入り禁止のバリケードなどはありません。行政側との解体等の具体的な話でも進んでおるなら、教えてもらえればと思いますが、もしないようであれば、やっぱりバリケードなど、立ち入り禁止をするべきではないかなと思います。

お願いします。

○議長（波田 政和君） 13番、小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず鶏知ダム周辺の旧総町村組合管理の森林につきましては、もちろん旧町村時代には、いろんな補助金等で、かなり間伐、植伐、枝打ち等がなされておりました、林としては、森林としては、すばらしいと言いますか、申し分ないような森林でございます。

しかし今後につきまして、今、市の財政の中で、この間伐等を進めていくのか、あるいは今のままで、伐期を迎えておりますので、伐採してやっていくのか。これは市当局の方にもその現地調査の段階で申し述べております。

また、1点目の旧厳原町の火葬場、野良周辺ですが、先ほど報告をいたしましたように、解体には相当のダイオキシン関係が絡んできますので、相当の解体費用が要すると思慮されております。

それで今、バリケード、当時、私たち委員会で行ったときにも、そういうフェンス等がござい
ませんでしたので、これはちょっと危険だなということで、そのときにも市長部局の方には、担
当部課長にはその旨何らかの手段をとるよとということ、申し出をいたしております。

それぞれ委員長報告の中に、詳しくいろいろ書いてないということですが、それぞれその時点
時点で、その箇所箇所で、担当部課長等には危険な場所については、特に意見として申し添えて
おります。

以上です。

○議長（波田 政和君） 21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） 委員長、総町村組合の管理森林についての具体的なことを尋ね
たいんです。

あなた方は美津島町議員でわかってあったかわかりませんが、伐期を迎えるといっても何本植
わつとるものとか、そういうその内容を教えて、面積的なものとか、杉、ヒノキがどの程度植わ
っておるものとか、そういったことを知りたいんです。

○議長（波田 政和君） 13番、小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） 今回の委員会で調査をする着眼点を先ほど申し上げました。

委員会としては、その植栽本数等については、その時点では確認をいたしておりません。

さっき私が申し上げましたように、総町村組合から市に移管された当時のその森林、植栽され
てる森林、特に美津島、巖原あたりにこう点在してるわけですが、その一部を見ようというよ
うなことで、その管理状況について、現地を調査をしたということでございます。

何万本植わってるのか、そこら辺の資料というのは、私は持ち合わせておりません。

○議長（波田 政和君） 21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） やはり回られるんなら、市議会で回られるんなら、それなりの
把握をしていただいて、このような報告をされるなら、それなりの面積とか、私たち全くわかり
ません。総町村組合が持ってあったこと自体もわかりませんでしたので、やはり報告をしてもら
いたいと思います。

後ほどで結構でございますので、資料を出していただきたいと思います。

○議長（波田 政和君） 13番、小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） それではそういうことでまた事務局の、理事者側の方と相談を
しながら、出せるように努力をいたします。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 委員長にお尋ねしたいと思います。

上対馬町の旧庁舎の用地、先ほど説明ですと保育所と幼稚園の用地として予定されてあるとい

うことでありますが、危険庁舎ということで新庁舎をつくったわけで、非常に廃屋として、危険きまわりない状態にあるということは、現場見られてよくわかれたと思いますけど、行政側の回答がどうであったか。

それから市長も多分記憶にあると思いますけど、90人のときにもお尋ねして、前向きでやっていきたいというような答弁は、私、いただいておったんですけど、財政状況が厳しいということとはわかりますけど、町民感情としては、新庁舎が建っておるわけですから、そのようなことでは納得いかないわけです。

そこら辺の考え方をどういうふうに答弁があったかお知らせ願いたいです。

○議長（波田 政和君） 13番、小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） その件につきましては、委員長報告で申し上げましたように、私も現場を、現地に行って調査いたしまして、ロープ、トラロープっていいですか、あれで張ってありますが、自由に近隣の、特に子供たちが危険箇所に入り込める状況でありましたので、これはちょっと危険だなというようなことで、解体の件を申し上げました。

そうしますと、理事者側の方は、そういう方向では進むけど、もうしばらく待っていただきたいというふうなことで、委員会の中で、現地調査の中で言われました。

ならば、子供たちが出入りできないようなフェンスなり、そういうものを早急に施す必要があるんじゃないかというようなことは、委員会の中で強く要望をいたしております。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 三根小学校跡地について、ちょっと質問したいんですが。

今、この所有権移転となっておりますが、この所有権はどちらさんに移転されておるかということと、法的手段を含めるということで、どういう法的手段を考えてあるか。そのところをお答え願いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 13番、小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） （ ）過去にこうのぼるわけですが、私たちも当初行ったときに、数台の車がとまっております、これは何ですかというようなことで質問に入ったわけでございます。

そういうことで、この私たちが調査に入る段階で、特に廃校になった跡地を、どういうふうに関後活用していくのかちゅう着眼点で、調査に入ったわけですが、数台の車がとまっておりますので、支所長、あるいは理事者側各部長の方に相談いたしましたら、実は当時の所有権、国土調査の段階で、いろんな所有者と旧町との間で、いろいろ見解が違って、そのままになっておるというようなことで、一時、先ほどこの委員長報告にも書いてありますように、平成4年に事件として訴訟されて、1回排除命令の判決が出たということですが、その後に関いろんな当人と旧町、

峰町時代の担当と、協議をなされておりますが、いまだにいろんな複雑などいいますか、要素がありまして、進展をしていないというようなことで、廃車につきましても、勝手には排除ができないというようなことですので、この点についても、あくまでも話し合い、協議の上、解決をしてもらいたい。それができなければ法的な手段も含めて早急に解決を、それは所有権の問題も含めて、解決をしてほしいというふうな委員会としての結論でございます。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 今、ちょっと答えが違いますが、所有権はだれになっておるかということ、その所有権調査されたのでしょうか。そんなら所有権はだれになって、どういふような法的手続がとれるのかという内容、ここに書いてあるわけです。法的手続を含むと書いてあります。

それをしっかりとお答えしてください。

○議長（波田 政和君） 13番、小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） あくまでも所有権は、市の資料によりますと、旧峰町、市になっております。

その一部、その車のとまってる場所はそうなっておりますが、その背後の方の分はまだはっきりしてないというのがありますが、現旧跡地、今、車が置いてある場所は、対馬市の所有と私は聞いております。

○議長（波田 政和君） よろしいですか。11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 次に、この上県町です。私、上県ですが、このふれあいの館用地です。今、情報プラザ建設用地としての計画が上がるといふ。この分の地賃関係はどんなふうになつととですか、今、現在。調査されたですか。よかったです。

○議長（波田 政和君） 13番、小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） 地賃等については調査をいたしておりません。私はあくまで（ ）の現況をどのように活用していくのかということで、現地を見させていただきましたので、地賃等についての詳細な調査はいたしておりません。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまから昼食休憩に入ります。1時20分から全員協議会を先に行いますので、よろしくお願ひします。議員控室で行います。

全協を1時から行います。再開を20分からです。よろしくお願ひします。

午後0時10分休憩

午後1時18分再開

○議長（波田 政和君） 再開いたします。

日程第8. イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第8、イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。イノシシ等被害対策特別委員長の報告を求めます。1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） イノシシ等被害対策特別委員会の調査報告をいたします。

継続調査となっております本特別委員会の調査研究等の経過状況を、会議規則第103条の規定により、下記のとおり御報告いたします。

当委員会は、10月5日有害鳥獣対策班より、特にイノシシ被害が多発している地区として推薦された三根上地区・吉田地区・洲藻地区において、委員全員、事務局職員1名、農林水産部職員3名、峰支所職員1名、美津島支所職員2名、合計13名の出席により、農林業被害状況の現地調査を実施いたしました。

三根上地区においては、災害で河岸が決壊し、田んぼの畦が崩れ、それまではなかったイノシシによる被害が頻繁に発生し、多くの稲の収穫ができない状況でした。

自分の農地は自分で守るという信念のもと、多くの労力や経費をつぎ込まれていた状況が見てとれただけに、耕作者の無念さがひしひしと伝わってまいりました。

また、当地区における意見として、補助事業の場合、最初に申請した人は厚遇され、後で申請する人ほど条件が悪くなっていることがよくあるので、平等にしてほしいという要望がありました。

現状は、平成18年度より10%の個人負担となっております。

次に、吉田地区においては、直接には、農林水産部の所管には属さない意見がありましたが、部長より、支所に要望され、担当部に取り上げてもらうことの説明がありました。

当地区は、米、サツマイモ、ソバにおける被害は相当なもので、特に、芋、ソバにおいては、全く被害のなかった畑は1枚もないような状況でありました。

その原因といたしましては、せっかく防護ネットは張ったものの後の管理がほとんど行き届いてないことが、被害を拡大した原因であろうと思われました。

最後に洲藻地区における被害状況は、米、サツマイモに発生しておりました。

なお、駆除従事者の意見を聞く中で、イノシシがよくとれる時期はいいが、とれない月はわな見回りのガソリン代等で赤字になるので、月額3万円程度の油代を補助してほしいとの意見がありました。

現地調査終了後、美津島支所会議室において、会議を実施し、委員の意見を述べていただきました。

被害が多発している地区においては、防護柵等の管理に問題があるので、改善してほしい。

また、市が実施している被害状況は問題があり、実際は数倍以上の被害となっているようなので、調査方法の見直しが必要であろう。

補助金を投入する以上は、目的に沿うよう自己管理を徹底されたい。

今の補助金の額では、島内全域に金網、電気牧柵を普及させるのには相当の時間がかかるので、個人負担をふやして、おおむね20%から25%でも、早い時期に全域に行き届くよう改善する必要がある。

捕獲補助金は、他市と比較して高いので下げたらどうか。

以上のような意見が出され、16時15分に会議を終了し、現地にて解散といたしました。

既に狩猟も解禁となり——ちょっとこれ、時期がずれましたけれども——島外からのハンターも対馬のイノシシ生息数の多さには、魅力を感じ入猟していると聞きます。1頭でも多く捕獲してほしいと思います。

また、食肉化の動きもあり、今後も大いに期待を抱かせることを念願し、引き続き調査研究は実施することとし、委員長報告といたします。

よろしくをお願いします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） 吉田地区の報告を見ておりますときに、非常に残念に思います。

せっかく防護ネットを張ったものの、後の管理がほとんど行き届いていないことが、被害を拡大した原因であろうと思われましたとか、こういったことは、あなたは、イノシシを捕獲する立場であるかわかりませんが、ネットを張る農業者にとっては、本当、汗が出るほど毎日毎日、イノシシからやられながらも、トタンを持って行って張りつけたりとか、それでもまた別のところをやられたりとか、やはり農業者の苦勞をわかられて、もう少し表現の仕方があったんじゃないかなと思います。

今、張ってある、特別委員会が見られましたネットは、鹿用のネットでありまして、網の目が大きく、イノシシの口が入るものですから、かみ砕くということで、かみちぎられて入っております。

だから本当に農業者は、毎日のように行って、被害が広がっていないかとかいろいろと、豊等を持っていったりとか、いろいろと苦勞されてあります。

その辺は委員長、よくわかっていただきたいなと思っております。

○議長（波田 政和君） 1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） 私も地元として、その実態はわかっていると、そのつもりはしておりますが、やはり耕作者としては、この駆除の基本的な考え方として、自分の農地は自分で守るというのがやはり基本的な考え方であろうと思います。

もちろん行政も手助けをして、一緒になって取り組むわけですが、やはりすべて行政が行き届くわけではありません。

基本的にはそういう耕作者の考えでやるのが当然であろうと思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） 今、委員長言われるのはそれはもっともなことなんです。

私が言いよる趣旨はちょっと違うんじゃないかな。今、少し外れてるんじゃないかなと思います。

私は、こういった内容、委員長報告ではおてつかないものですから、もう少し農業者のことを考えた調査報告をしてもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） 表現が悪いということでもありますけれども、またもっといい表現があれば、そのようにまた勉強してやりたいと思います。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） この特別委員会ができることに対して、私、すごく期待をしていました。

これはこのイノシシの捕獲の問題だけじゃなくして、捕獲した後の付加価値、食肉用とか燻製、もろもろ含めまして、そういう検討がされてくるのかなち期待しとったんですが、ここでは食肉化の動きもありっていうことですので、この委員会ではそのような検討はされていないように感じるんですが、その辺は、そこまではされなかった、初めからされないつもりであったのかどうかお伺いいたします。

○議長（波田 政和君） 1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） 今回の報告書には、最後の方に、今、指摘されたような表現で書いておりますけれども、今までの報告書の中で、最終的には食肉化まで持っていく必要があるということ、はっきり報告をしております。

以前の報告書を見てもらうとわかると思います。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） 私たちの会派でもこの被害がたくさん、大変なということで、江迎の方に、会派でこの視察に行ってきたんですが、そこでもやはり食肉化をされておりまして、ネット販売、いろいろされておりましたので、さらにそういうことも今、言われましたけども、さらなる検討をお願いいたします。

以上です。

○議長（波田 政和君） 1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） また最終的な報告書をいずれ出す時期が来るとは思いますが、その中でもきちんと明記したいと思います。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。19番、島居邦嗣君。

○議員（19番 島居 邦嗣君） 会派21も、島根の方にイノシシの対策のことで行きましたが、新緑風会の会長と糸瀬さんも一緒に行ったわけですが、実質被害の件ではよく勉強されて、本当に被害にあってる人がそれだけの危機感を持たんと、このイノシシの被害は終わらんという感覚のもとで、私たちは帰ってきたわけですが、今、報告にありましたように、実質、被害にあわれる方がきちんとした考え方をもち、それに補助するのが市の方でまたその中で指導するのも市の方でしていくべきではないかなと思います。

そして、今、8番議員さんからも言われましたように、市長の施政報告ですか、方針ですか、その中にイノシシの確保処理整備事業ですか、が入ってますが、それは委員長の報告、前回ありましたそれを踏まえての了見だと私は理解しておりますが、委員長はどのように考えておられますか。

○議長（波田 政和君） 1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） 私の会派も一緒に、イノシシの勉強するということで、政務調査に行ったわけですがけれども、非常に先進的な取り組みをされておりましたので、大変、私、このイノシシの被害対策の面からしても、勉強になった政務調査でありました。

その中でやはり調査する、あるいは研究する方も言うておりましたけれども、やはり生産者みずからが一生懸命取り組まないことにはやはり効果が、駆除の効果があらわれないということをしきりに話をされておりました。

そして、食肉化の話ですが、既に、前の報告書で指摘をし、担当部長の方にも届けをしております。

そういうことで、今後、何らかの施策を講じてもらえるものと、あるいはそのような方向に持っていってもらうことができると思っております。

いずれにしても最終的な報告にはそういうふうによりきちんと明記したいと思っております。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） ちょっと今、この報告書、今、聞いて、二、三お尋ねをいたしますが、そもそも特別委員会というのは、短期で決着をつけるというのが原則であります。

そういう場合に、このイノシシ等被害対策特別委員会っていうものがつくられておるわけですが、産建のこれは所管、もともとあるんですが、具体的に何と何と何を調査するということを明記して調査をされないと、枠を広げると、産建の常任委員会に触れてしまうという問題が、この問題あるんです。

その辺で、十分注意をされるようお願いをいたしますが、今、調査の中でちょっと疑問を感じるんですが、回られた中で、ここに書いてありますが、早く補助事業の場合、最初に申請した人は厚遇され、後で申請する人ほど条件が悪くなっていることがあるので、平等にしてほしいという要望があつておる。

それを書いておられますが、現在10%の個人負担となっておりますと、18年度となっておりますが、特別委員会の結論では、その個人負担を20から25%に上げて、早急に広げると、やってしまうという方向の意見を述べられておりますが、要望は平等にせんのかという要望を聞きながら、なぜ10%でも不平等と言っておる中で、20%、25%の個人負担をして早急にやるということ、どういう観点からその平等と不平等のところは考えられたのか。

どうもこれ、報告書見てみると矛盾しておるところが、要望等に対策特別委員会の方向性というのは矛盾した方向性を出しておるようでありますが、その辺のところはどうしてそういう方向性になったのかということが1点、お尋ねいたします。

それから、もう1点は、吉田地区において、農林水産部の所管に属さない意見がありましたが、部長より市等に要望され、担当部に取り上げてもらうことの説明がありましたと。

これ、イノシシに関することだろうと思うんですが、イノシシ対策特別委員会ですから、これはどういう要望だったんですか。その内容について話ができれば教えてもらいたいと思っております。

以上、2点です。

○議長（波田 政和君） 1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） まず、補助の比率の話が出ておりました。

これ、平等にしてほしいという要望は確かにあつております。しかしその時点で、既に10%の個人負担というのは、もう実施をされておりました。

そしてその実は、平等には予算の関係もあつて、非常に防護柵の普及を急いでいるので、平等にはできないという部長の説明もあつておりましたので、最終的には本人にも、要望された本人にもその説明をしております。

最後に、20%から25%という数字を上げておりますけれども、委員としてはこの10%でもっと個人負担が少ないということで、急いで全島に普及させるためには、20%から25%

ぐらいの受益者負担をして、対策を急ぐということは非常に重要であろうということでその意見を書いております。

そして吉田地区の所管には属さないという話ですが、その分は、いずれイノシシが掘ったものと思われる家の裏山が崩れて、非常に石とか泥が落ちてきて困っているという話がありました。

ぜひとも何とかしてくれということでしたので、その分については、急傾斜対策とか、そういった面での対応が妥当であろうということで、部長の方から説明をしてもらっております。

最初の特別委員会は、早く結論を出すのが妥当だろうという話ですが、この特別委員会イノシシについては、やはり非常に全島各地、被害の場所も広うございます。

鋭意委員会で検討を重ねておりますけれども、中には非常に成果も上がっている面もありますので、その辺をもう少し時間をいただいて調査をしたいと思っております。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） よくわかりました。

現時点で、調査されとるわけですが、このイノシシの対策の網等に対しては国の事業と、県の事業があります。

そして市の独自の事業があるのではないかと認識をしておりますが、その国とか県の事業に対しましても、20、25の負担をせろという考え方なのか、あるいは市が独自でどうにもならないから、市の単独事業でやると財政上厳しいから、20から25、その事業を負担してでもやらないかんとこう言っておられるのか。

イノシシの網等に対しては、そういう事業がいっぱいあるんですね。その辺の調査をされて、どの分、全部にいつてあるのかどうか。その辺はどうなんでしょうか。

それと、もう1点は最後に、委員会で捕獲補助金は他市と比較して高いので、下げたらどうかと。これはまだ結論は出てないようですが、下げて果たしてみんながとるのかということまで、やっぱり安いにこしたことはありますが、そういうわなとか、銃で撃つという場合があるわけですが、そういうことを検討しないと、金がかかるから、他市と比較して、下げたら、とらなかつたら、これは意味ないわけですが、そういうことまで検討されて、もう少し下げても、高いので下げてもとるという方向を言おうとしておるのか。その点についてお尋ねします。

議長（波田 政和君） 1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） 補助金の分ではありますが、市が行う分について、あるいは県の、国の補助、いろいろありますけれども、今回、話をされた中では、市の負担の分を軽くして、その分を個人の受益者負担に回して、早く普及をするという話になっております。

また、捕獲補助金の分ではありますが、これを下げて果たして捕獲をするのかということですが、

補助金は他市に比べて、非常に倍以上高いわけですが、捕獲補助金が。そういうことで、この負

担も、捕獲補助金に対する負担も莫大な金額になっております。

その分を農業被害が防げれば、イノシシも嫌われなくて済むわけですが、非常に農業被害が多いもんですから、そこを減らす方法をまず最初に考えて。だから捕獲補助金にかわる食肉化、捕獲をしたらそれが金になる、そういう分まで検討して、捕獲補助金にかわるその後の金になる捕獲者が喜んでとる、一生懸命になってとる、そういう方法を今、検討しております。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） よくわからないんですが、国の事業と、県単事業、県の補助事業で、市の単独事業で防護柵はあると思いますが、あなた方が調査されたのは、その中で全部、自己負担を20から25に上げるという考え方のような答弁であります。若干非常に私は疑問を思うんですが、そのように言われるなら、じゃ国の事業に対する市の負担金は何割なんですか。県単事業に対する市の負担金は何割になのか。その辺は知って言っておられるんですか。

25%、個人が負担せろって言ってあるのは。市の単独事業にある場合は、全額市ですから、その負担の20から25、自己負担でやれというが、国とか県の、市の負担率は調査してわかって、20から25、個人負担とこう言っておられるんですか。

○議長（波田 政和君） 1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） 私が理解している限りでは、大体、市の負担が25%ぐらい把握しております。

○議員（22番 桐谷 正義君） もう一回いいですか。

○議長（波田 政和君） そしたら最後にもう一度。簡潔にお願いします。

○議員（22番 桐谷 正義君） じゃ、市は一銭もその補助事業に払わなくて、個人が負担するということになるんです、20から25%。今、あなたの言い分にすれば。

国とか県が、国の事業と県の事業、市の負担があるんですが、市の負担分の25というならともかくも、全事業の25という意味で言ってあるんですか。市の負担金の25とこういう意味で言ってあるのか。20とか25とか言ってあるのか。その辺が大きく違うんです。

だからその辺はどのように言ってあるのかを説明しなければ、ただ市の負担のと、25なのか、その事業の25とこうなってくると、市は一銭も出さないという結果にもなりかねんちゅうことですが、その辺を明確に言ってもらわんとよく理解できないんですが。

○議長（波田 政和君） 小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） この報告書では、25%で限定はしておりません。

20から25ということですのでしております。

だから全額、市が一銭も出さんでやるということにはならないと思います。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。副議長、ちょっと交代しますので。

午後1時46分休憩

.....
午後1時47分再開

○副議長（扇 作工門君） 再開いたします。

.....
日程第9. 資格審査特別委員会の審査報告（終結について）

○副議長（扇 作工門君） 日程第9、資格審査特別委員会の審査報告（終結について）を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、波田政和君の退場を求めます。

〔26番 波田 政和君 退場〕

○副議長（扇 作工門君） 本件について資格審査特別委員長の審査報告を求めます。14番、資格審査特別委員長、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） 特別委員会審査報告（終結について）を御報告いたします。

本資格審査特別委員会は、平成19年1月31日、設置され、延べ6回の委員会活動を行い、去る2月28日、最終報告書により、その結果と成果を詳しく報告したところであります。

したがって、資格審査特別委員会は、今後、審査する必要がなくなったために、資格審査特別委員会の終結宣言といたします。

○副議長（扇 作工門君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（扇 作工門君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。資格審査特別委員会の審査については、以上をもって終結としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（扇 作工門君） 異議なしと認めます。したがって資格審査特別委員会の審査は終結することに決定しました。

暫時休憩します。

〔26番 波田 政和君 入場〕

午後1時50分休憩

午後1時51分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

日程第10. 認定第1号

日程第11. 認定第2号

日程第12. 認定第3号

日程第13. 認定第4号

日程第14. 認定第5号

日程第15. 認定第6号

日程第16. 認定第7号

日程第17. 認定第8号

日程第18. 認定第9号

日程第19. 認定第10号

日程第20. 認定第11号

日程第21. 認定第12号

日程第22. 認定第13号

○議長（波田 政和君） 日程第10、認定第1号、平成17年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、認定第13号、平成17年度長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合会計歳入歳出決算の認定についてまでの13件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま一括議題となりました認定第1号、平成17年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、平成17年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成17年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成17年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成17年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成17年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成17年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成17年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成17年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上、9件の決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

今回、認定を求める案件は、平成18年第3回定例会に議案として提出したものであります。

9月19日の定例会初日に上程し、説明、質疑の後、一般会計につきましては、決算審査特別委

員会が設置され付託、また特別会計につきましては、常任委員会に付託されたところでありますが、審査につきましては、いずれも閉会中の継続審査とし、11月30日までに審査を終了するよう、期限をつけての付託とされたものであります。

その後、各常任委員会で決算認定案件が審議され、第4回定例会の議事日程に記載されたところでありますが、審議未了となったため、今回、再度提出するものでございます。

なお、監査委員の意見書、決算書、主要施策の成果説明書につきましては、前回配付いたしておりますので省略させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第13号、平成17年度長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本組合につきましては、平成18年3月31日をもって、解散したところでありますが、解散に伴う平成17年度決算につきましては、地方自治法第292条において、準用する同法施行令第5条第3項の規定により、構成団体の長が監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付さなければならないとされております。よって、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定をお願いするものでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 水道局長、斉藤清榮君。

○水道局長（斉藤 清榮君） ただいま一括議案となりました認定第8号、認定第9号、認定第12号の3件は、水道局所管の事業にかかわる議案でございますので、続けて御説明させていただきます。

認定第8号、平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成17年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定については、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査意見書並びに主要施策の成果書を添えて、議会の認定に付すものでございます。

次に、認定第12号、平成17年度対馬市水道事業会計の決算については、公営企業会計で運営をいたしてありまして、3月31日付をもって出納閉鎖し、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査意見書並びに事業報告書等関係書を添えて、議会の認定に付すものでございます。

なお一般会計と同様に、主要施策の成果書、監査意見書等については、9月議会の方に提出をしております。

以上、簡単でございますが、認定第8号、認定第9号、認定第12号についての提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号、平成17年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員会条例第6条の規定によって、一般会計決算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、一般会計決算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定しました。

再度お諮りします。ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長を除く23名を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く23名を一般会計決算審査特別委員会に選任することに決定しました。

委員長の審査報告は、3月19日に行います。委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条の規定により、一般会計決算審査特別委員会を議員控室に招集いたします。暫時休憩します。

午後1時59分休憩

.....

午後1時59分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

一般会計決算特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けておりますので、報告します。

委員長に、兵頭榮君、副委員長に糸瀬一彦君、以上のとおりです。

暫時休憩します。再開は2時10分から。よろしくお願いします。

午後1時59分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、認定第2号から認定第13号までの12件を、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の決算審査付託表どおり、各常任委員会に付託いたします。

委員長の審査報告は、3月19日に行います。

お諮りします。各会計の審査につきましては、特別委員会及び常任委員会に地方自治法第98条第1項の権限を付与したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各会計の審査につきましては、地方自治法第98条第1項の権限を付与することに決定いたしました。

日程第23. 議案第1号

○議長（波田 政和君） 日程第23、議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、市税の減額、地方交付税の増額及び基金繰入金を増額し、建設事業費、災害復旧事業費の決定による減額調整、児童手当生活保護費等の扶助費の減額、その他事務事業等の不要見込み分を減額いたしております。

また高い水準を維持しております公債費について、今年度の財政負担を軽減するため、繰り上げ償還をいたすこととしております。

1ページをお願いいたします。

平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億5,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ347億1,900万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」よるとするものでございます。

第2条、繰越明許費について。翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」よるとするものでございます。

第3条、地方債の補正について。地方債の変更は「第3表 地方債補正」よることと定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費」につきましては、用地交渉及び重要変更等による国との協議等に不測の日数を要したり、また17年度からの繰り越し事業が18年度

に大きくずれ込んだため、標準工期を大幅に割り込むなど、年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございます。

総務関係で2件、社会福祉関係で2件、林業関係で3件、水産関係で14件、道路関係で12件、港湾関係で1件、住宅関係で1件、学校関係で2件、農林水産施設災害関係で1件、公共土木施設災害関係で2件、合計40件、繰越明許費額14億2,152万8,000円としております。

10ページをお願いいたします。「第3表 地方債の補正」につきましては、公共事業債から災害復旧事業債まで、事業費の変更により調整し、補正後の限度額を51億2,500万円に変更いたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入であります。16ページをお願いいたします。1款市税は、1項市民税2目の法人税を3,000万、4項市たばこ税2,357万7,000円をそれぞれ減額いたしております。

10款地方交付税1項地方交付税は、普通交付税を1億5,397万2,000円増額いたしております。

12款分担金及び負担金1項分担金は、移動通信用鉄塔施設整備事業分担金333万円の減額が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。2項負担金は、保育所入所負担金2,250万8,000円の減額、僻地保育所入所負担金313万2,000円の減額が主なものでございます。

13款使用料及び手数料1項使用料は、移動通信用鉄塔施設使用料173万7,000円の減額が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。14款国庫支出金1項国庫負担金は、1億207万9,000円を減額いたしております。主なものといたしまして、1目民生費国庫支出金1節社会福祉負担金の自立支援費負担金を1,147万8,000円増額、4節生活保護費負担金を5,411万2,000円減額、5節被用者児童手当負担金を1,000万円減額、4目災害復旧費国庫支出金を3,697万8,000円減額いたしております。

22ページをお願いいたします。2項国庫補助金は3,037万3,000円を減額いたしております。主なものといたしまして、2目民生費国庫補助金1節社会福祉補助金の在宅心身障害児福祉対策費補助金を918万5,000円減額、在宅福祉事業補助金922万3,000円を減額いたしております。

15款県支出金1項県負担金は956万4,000円を増額いたしております。

24ページをお願いいたします。主なものは2目民生費県負担金1節社会福祉負担金の保険基盤安定負担金を904万2,000円増額、自立支援費負担金573万8,000円を増額、3節

児童福祉負担金の保育所運営費負担金を449万2,000円減額、6節非被用者児童手当負担金を516万7,000円減額いたしております。

2項県補助金は、5,907万円を減額いたしております。主なものといたしまして、1目総務費県補助金1節総務管理費補助金の移動通信用鉄塔施設整備事業補助金を2,127万8,000円減額。2目民生費県補助金1節社会福祉補助金の福祉医療費補助金477万3,000円減額、在宅福祉費補助金461万2,000円減額いたしております。

26ページをお願いいたします。4目農林水産業費県補助金3節水産業費補助金を2,805万円減額、9目災害復旧費県補助金を1,060万6,000円増額いたしております。

3項委託金は9万7,000円を増額いたしております。3目農林水産業委託金の広域林道開設事業流木補償費委託金88万4,000円の減額、6目消防費委託金の航空消防業務委託金136万円の増額が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。16款財産収入1項財産運用収入は、土地建物貸付収入を2万7,000円減額、2項財産売り払い収入は3目出資金返還収入の美津島担い手候補者出資金返還金4,000万円を減額いたしております。

17款寄附金は、指定寄附金50万円を増額いたしております。

18款繰入金2項基金繰入金は、地方債の繰り上げ償還のために、財政調整基金1億円、減債基金5億6,900万円をそれぞれ繰り入れしております。

20款諸収入2項市預金利子は107万5,000円を増額いたしております。

30ページをお願いいたします。3項貸付金元利収入は、豊玉町振興公社貸付金返還金を200万円増額いたしております。5項雑入3目違約金及び滞納利息は、競売入札妨害罪等による違約金4,236万6,000円を増額いたしております。

4目雑入は6,548万7,000円を増額いたしております。

市街地再開発組合精算金7,000万円の増額、各種検診個人負担金730万円の減額が主なものでございます。

21款市債1項市債は、事業費の決定等により7,660万円を減額いたしております。

続きまして歳出について御説明いたします。

34ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費は3,645万2,000円を減額いたしております。1目一般管理費は職員健康診断委託料、コピー使用料等の減により370万4,000円の減額。

36ページをお願いいたします。7目企画費は3,210万7,000円減額いたしております。主に移動通信用鉄塔施設整備事業CATV事業の事業内容及び事業費の決定により、予算の減額及び組み替えをしております。

40ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費は688万5,000円を減額いたしております。1目社会福祉総務費は2,759万3,000円を減額いたしております。主なものは20節扶助費の、42ページをお願いいたします。

身体障害者居宅介護事業を2,052万9,000円減額、知的障害者居宅介護事業費を1,972万7,000円減額、自立支援給付費を3,260万9,000円増額いたしております。

4目国民健康保険費は、国民健康保険特別会計の繰り出し金4,505万5,000円を増額いたしております。

5目老人福祉費は、2,476万7,000円を減額いたしております。主なものといたしまして、20節扶助費の養護老人ホーム入所措置費を1,545万円減額、高齢者生活支援給付を358万2,000円減額、28節繰り出し金の特別養護老人ホーム特別会計繰り出し金を532万8,000円減額いたしております。

44ページをお願いいたします。2項児童福祉費は6,314万9,000円を減額いたしております。2目児童福祉施設費は2,852万8,000円を減額しておりますが、主なものは保育所運営費負担金を2,100万減額、3目児童措置費は3,240万8,000円減額いたしております。20節扶助費の費用者児童手当1,250万円の減額、児童扶養手当1,529万円の減額が主なものでございます。

3項生活補助は、保護所帯の減及び医療扶助等の減によりまして、46ページをお願いいたします。2目扶助費を6,905万3,000円減額いたしております。

4款衛生費1項保険衛生費は6,763万5,000円を減額いたしております。

1目保健衛生総務費28節繰り出し金の診療所特別会計繰り出し金3,880万4,000円の減額、2目予防費13節委託料の老人保健事業委託料2,567万1,000円の減額が主なものでございます。

48ページをお願いいたします。2項清掃費は644万8,000円を減額いたしております。2目じん芥処理費13節委託料の運転維持管理委託料399万円の減額、19節負担金補助及び交付金の使用済み自動車等海上輸送費補助金552万6,000円の減額、3目し尿処理費11節需用費の医薬材料費620万円の減額が主なものでございます。

6款農林水産業費1項農業費は903万3,000円を増額いたしております。

3目農業振興費のイノシシ捕獲補助金603万2,000円の増額、公社運営費補助金305万9,000円の増額が主なものでございます。

2項林業費は318万5,000円を減額いたしております。

50ページをお願いいたします。事業費の決定による予算の組み替え、森林国営保険料県補助金返還金等が主なものでございます。

3項水産業費は5,491万1,000円を減額いたしております。

52ページをお願いいたします。2目水産業振興費は、15節漁礁設置工事の工事請負費1,540万の減額が主なもので、4目漁港建設費は事業費の決定により、予算の組み替え及び減額をいたしております。

54ページをお願いいたします。7款商工費1項商工費は、施設の管理委託料の増額、長崎島自慢観光人材育成協議会負担金の減額が主なもので、272万8,000円を増額いたしております。

8款土木費2項道路橋梁費は274万6,000円を増額いたしております。

56ページをお願いいたします。国県道整備工事負担金150万円の増額が主なもので、4項港湾費は491万5,000円を減額いたしております。港湾県工事負担金445万5,000円の減額でございます。

5項都市計画費は、3,811万円を減額いたしております。2目街路事業費19節負担金補助及び交付金の都市計画街路工事負担金1,470万円の減額、3目再開発事業費。

58ページをお願いいたします。17節公有財産購入費の再開発ビル補充所購入費630万円の減額、19節負担金補助及び交付金の全国再開発協会保証料負担金332万9,000円の減額、対馬市交流センター木質化事業補助金355万円の減額。

5目まちづくり事業費15節工事請負費の横町線照明整備工事806万5,000円の減額が主なものでございます。

6項住宅費は1,066万4,000円を減額いたしております。

2目住宅建設費15節工事請負費の床谷改良住宅整備工事686万7,000円の減額が主なものでございます。

60ページをお願いいたします。9款消防費1項消防費は63万3,000円を減額いたしております。主なものといたしまして、2目非常備消防費は費用弁償団員福祉共済掛金車借上げ等を減額し、修繕料を増額しております。

また3目消防施設費は消火栓設置工事46万3,000円を増額いたしております。

10款教育費1項教育総務費は95万5,000円を減額いたしております。

62ページをお願いいたします。2目事務局費のコピー使用料43万円の減額、離島留学生ホームステイ補助金39万円の減額が主なものでございます。

2項小学校費は160万7,000円を減額いたしております。1目学校管理費の健康診断委託料51万5,000円の減額、2目教育振興費の学校研究委託料25万円の減額が主なものでございます。

64ページをお願いいたします。3項中学校費は211万1,000円を減額いたしております。

す。1目学校管理費の健康診断委託料79万4,000円の減額、2目教育振興費の就学援助費等の扶助費122万6,000円の減額が主なものでございます。

66ページをお願いいたします。5項社会教育費は88万4,000円を減額いたしております。1目社会教育総務費は人件費の増額、2目公民館費は各種行事開催委託料53万7,000円の減額、3目文化財保護費は、68ページをお願いいたします、保存修理工事費115万5,000円の減額等が主なものでございます。6項保健体育費は195万6,000円を減額いたしております。3目学校給食費の学校給食委託料111万6,000円の減額が主ものでございます。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、70ページをお願いいたします。2項公共土木施設災害復旧費は事業費の決定により工事費の減額及び事務費を調整いたしております。

72ページをお願いいたします。12款公債費1項公債費は9億7,517万円を増額いたしております。1目元金は地方債の繰り上げ償還に係る元金9億6,564万円を増額いたしております。2目利子は償還金利子及び一時借入金利子を増額いたしております。

74ページから77ページにつきましては補正予算給与費明細書でございます。

以上簡単でございますが提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 説明が早過ぎてちょっとわかりかねる面と、それから大きいやつは補足説明をしてもらおうと私質問する必要もないと思うんですけど、今の時点で最終の見込みで調整されたかなと思いながら聞いとるわけですけど、民生費あたり大きな額が減額してあるわけですけども、これ補助の絡みなのか、それか事業を中止したのか、そこら辺をちょっと詳しく。43ページ。まだいっぱい質問したかったんですけど、もう質問するところチェックしそこないましたよ。部長、例えば43ページの上の扶助費、これ2,000万とか、ほとんどそういう金額があるわけで、次も生活保護費ふえたかなと思うたら6,900万、7,000万も減額ということですから、その内容をちょっと補足して、こういう状況で7,000万円ほど減額しましたとか、そういうことであれば私質問する必要なかったんですけど、よろしく。

○議長（波田 政和君） 福祉部長、勝見末利君。

○福祉部長（勝見 末利君） それではお答えいたします。民生費の扶助費のうち大きく2,000万あるいは1,900万ということで、身体障害児童援護費の給付あるいは居宅介護事業について大きく減額をいたしておりますが、これにつきましてはもう御承知のとおり18年度の4月から身障者自立支援法というのができました。それに基づきまして補正でその金額を増額をしておったわけですけども、この分については全体的には4月からの部分でしたので余り見ることが、見込みですね、ことが非常に難しいということで、御承知のとおり10月1日から身障

者の認定区分といいますかそのような作業をしていって、その結果減額ということになりました。これは、次年度につきましてはその部分が2つの制度にまたがることのないような状況になりますので、見込みはしっかり出てくると思っております。そのような状況から大きくこのような減額になっております。

そしてもう一つの生活保護費の扶助費の件でございますけれども、これは前回の第4回の補正のときに1億1,380万1,000円ほど増額補正をお願いいたしました。そのうちで具体的には生活保護も種類がたくさんありますけれども、その中で医療扶助というのをそのときに9,900万ぐらい増額補正をいたしました。その後、医療につきましてはもう御承知のとおり国民健康保険あるいはほかの保険の部分に該当しない人、あるいは生活保護だからすべてが生活保護費の方で負担するというようになっておりますが、その部分を4月から12月の補正のときまでを見込んで一応考えておりましたけれども、見込み以下で結局終わったということで、今回、ここで7,800万ほど医療扶助につきましては減額いたしました。トータル的にはほかの部分、例えば生活保護というのは医療にかからない生活保護者がふえたということで、そちらの方は660万程度ふえております。全体的に見まして先ほどここに上がっております扶助費の6,900万というのは大きくは医療扶助が原因でございます。

ことは暖冬ということでお年寄りの方、あるいは生活保護者の今支給を受けておられる方が60%を超す老人の方がおられるわけですが、その人たちが結局は風邪を引くようなこともなくこの冬を過ごされたということで、大きくこのような減額ということになりました。

以上です。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 総括的にちょっと二、三点お尋ねいたしますが、まず1点目は、平成18年度のこの間の報告の中で流用等があつとるわけですが、それはここの補正予算でその流用は修正されてきて出てきているのかどうかというのが1点と、もう1点は、最後かどうかこの18年度予算わかりませんが、この補正予算のところで実質的公債費比率はどのくらいになったのかと、それからもう1点は、それに絡んで公債費が9億6,564万円繰り上げ償還がされたという報告であります。金がない中で繰り上げ償還を起債をしよるわけですが、実質的公債費比率との関連があるのかどうか、その辺について答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） お答えいたします。1点目の流用に関する修正でございますけれども、今回の補正とは今度の流用の関係については関係ございません。一応現計予算の中の調整をいたしております。

それと公債費率につきましてはちょっと御説明いたします。今まで平成17年度まで公債費率の

制限等があったわけですが、18年度からの実質公債費率というような形の比率に変わっております。この実質公債費率につきまして今の段階で17年度決算で15.6%、それから18年度見込みといたしまして16.9%、これが平成19年度等になりますと18%を若干超えるというような感じで、私たちも18%を超えればいろんな形で制限それから許可等の内情が難しくなってきますので、18年度中に一応民間資金の18資金、それから長崎県信用漁業協同組合、これは厳美清華苑の火葬場の資金でございますが、この件を一応繰り上げ償還で19年度といたしまして見込みといたしまして繰り上げ償還をいたしました後の実質公債費率を17.9%ということで見込んでおります。この実質公債費率につきましては交付税の動向により若干違いますけれども、一応見込みといたしまして18%を何とか抑えたいということで、今年度一応繰り上げ償還を実施したというのが現状でございます。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかに、12番、大浦孝司君。

議員（12番 大浦 孝司君） 3月の補正予算の関連で質問いたします。昨年の9月定例会において、私は対馬物産開発の売り上げに対する金額、そのうちのまた棚卸しの期末の残高、卸売高ですか、棚卸しの金額、これが2億を超えておるじゃないかと、その明細について少しお尋ねをいたしました。最終的には議会の全員協議会を開いた中で債権のために3億の融資を銀行に申し入れる、これに対する損失保証を銀行としては条件を押しつけられたということで12月の予定が流会いたしまして3月の定例会にこれが出てくるものだと私は思っておりました。担当部署に一部確認とればそういうふうなことが非常に法律上でできない状態というふうなことで一部聞いておりますが、この取り扱いと今後の処理方針が私は非常に状況として対馬物産開発の置かれとる立場ちゅうのが時間がたてばますます悪くなるような気がいたします。そこで、担当部長の方にこの処理方針を今回の補正予算に上げないがどうするのか、市としてかかわる中で第3セクターのこの関係する対応をどうするのか、このことについて御意見を伺いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 観光商工部長、長信義君。

○観光商工部長（長 信義君） それではお答えいたします。ただいま御質問ありましたように、12月議会での4号補正で債務負担行為をお願いをしておったわけでございますけれども、今回、5号補正並びに当初予算では債務負担行為を計上いたしておりません。この件につきましては金融機関との交渉の中で、今回債務負担行為をお願いすることができないという状況になっております。それでは今後の資金手当てはどうするのかというふうなことになりますけれども、この件につきましては現在、県並びに他の資金を模索をしておるとい、県との協議あるいは他の資金を模索をしておるといことでございますので、御了承いただきたいと思っております。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 検討中ということで、私も多くは語りませんが、昨年の実態をお聞きしましたところ、ヒジキの入荷が4月前後にたしか集中したと思います。その資金の確保がこの計算書の中ではやはり一時的に短期の借入れをやっておると、9,000万前後の借入れがこれに必要であるという長部長の説明もございまして、この時期に、そう時間がたてばこの経営体が非常に危機に陥りませんかという心配を私はいたします。ですから時間というのがそんなに長くかけるんじゃないかと、私はさっき言うことを対応策を具体化してほしいと、このように思います。時間的にはそんなに余裕がないんじゃないかなろうかと、かように思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 御心情あふるるお話をいただきましたが、もう一度物産開発としては会社そのものが存立も含めて検討しようということであります。これだけあんなふういろいろな形で会社の、会社というのは商売というのは御承知のように利益というのが出たり出らなんだり、あるいはいいとき悪いときがあります。これはもう大浦議員もよく御承知と思います。22年間の間やっぱりそういう波をくぐって、雇用の場としてもまた農林水産の、今まで伊勢に行ったり全く対馬のブランドでなかったヒジキはヒジキとして、あるいはイカもそうですが、経済連を通して30数万枚ですか、今25万ぐらいになってるのかな聞くところによりますと。

そういう中で、皆流通加工関係が人件費などで中国にシフトしていったり、その点では上原さんのところはよく頑張っていると思っております。残念ながら多少、この前の12月の5日でしたか、前日の全員協議会で皆さんから午前引き続き午後にもお話があったように、確かに適切な経営が少しおかしくなってきたことだと思います。そういったことから、どうするかということで実は経営審査も受け、今はもう保証人がちゃんとするから資金が出るという時代じゃありません。これは金融庁の検査というのは非常に厳しいものであるわけですから、果たしてこの計画どおり短期、中期、長期、あるいは事業計画の中の収支計画あるいは収納、営収計画あるいは資金繰り計画、こういったものは本当にいけるのかどうか、その裏づけをします。裏づけした結果、バリューグループとかあるいはヤマイシさんのところはいろんな、今までの伊藤忠を初め取り引き以外のところが全面アップをするという形の中で裏づけがとれればやろうとしました。

ところが、やっぱり仕入れが幾らだ、あるいは幾らしてどうなって、これは韓国からどうだということになると、風評被害というのはやっぱり商売というのは非常に難しいんです。だから会社の、もうここまで来ると果たして存続ができるのかなということ、今再度よく検討しようということ、今回はここで出すのをためらってたわけですが、今回出すのはしばらく考えてみようということ、もう一度隗から始まって、もう既に社長も辞表が出ております。

そういったことで、皆さんが探究される気持ちもよくわかりますが、状況というのは非常にそういった状況でございますので、だからつぶすのかももう一遍再度、もう一遍再建させるのか、雇用の場としての物産開発18人、20人をどうするのか、この人が路頭に迷ってもいかに、生活があるということもあったんですが、そういったふうに、例えば（ ）から言いますと第3セクター川崎の3セク、これは全然うちとは違う全く異種のもんですが、これは判例が出たとか、あるいは利益の相反性という商法上の問題もあります。

そういった中で、これは大浦議員御指摘のようにこの3月中に9,000万から1億2,000万の年間分の仕入れをせにやいけませんので非常に大変なんです。加えてこの10月から産地表示が大変なことでございます。これは桐谷議員からよく指摘をされたんですが、今まではやっぱり韓国産のブレンドもしながら、競争があるんですから全国競争をやっているわけですから、それで3億いいときは四、五千万、3,000万から3億5,000万売ったんですが、今は2億六、七千万を低迷してるということで非常に厳しい経営になっておりまして、そういった点で、資金繰り上非常に厳しい局面を迎えております。二、三年ちょっと低迷を売り上げがしましたので、それをてこ入れをせにやいかんということで、それが役員会の方で話が、やっとかわりましたので役員会の皆さんでも役員会、監査会、監査委員、幹事、取締役含めて役員会で皆さんがこれをやるということで、存続を決めましたので私どもそれに、やっぱり大株主の対馬市といたしましても、それに呼応して皆さんに御相談したというのが12月の5日の日であります。午前、午後です。

しかしいろんなことが経過を経ましてこういったことになったんですが、今やっぱり取引先もやっぱり動揺する部分もありますし、今ネットの社会ですから今ここで起こってること、あるいは手厳しく物産開発が皆さんに指摘をされていること当然のことだとは思いますが、だからこの点も含めてもう一遍隗より仕切り直そうということで、今回皆さんの前に債務負担行為あるいは損失補償こういったものに対する御相談を今回はちょっとしばらく待ってみようと、こういった状況ではということで、社長の辞表も出ておりますし、今とにかくいろんな善後策を考えてみようということで、そこまでなっております。

御指摘は皆さんが御指摘のように甘えがあったこと、第3セクターということでの甘えがあったこと、これはもう間違いないし、御承知、御指摘のように商品の在庫の帳簿上の残高と現在の在庫の残高に乖離があるということで、価格的に、どうでしょうか詳しく聞いてないですが四、五千万円ぐらい乖離があるんじゃないかと思います。それだけの現在の在庫が劣化しておる、あるいは、——ということだろうと思います。その延長線上いろんなこと考えられるんですが、そういう状況下にあるもんですから、ただこれを会社を解散したときにどうなるのかなということがございまして、これも含め、従業員の生活がかかっているだけに非常に苦渋をしているというの

が実情でございますので今回の、いろんな観点から今回の債務負担行為、損失補償については見合わせているということが実情でございますので、御賢察を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかに。7番、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） 2点ほど質問したいと思います。この補正予算は各常任委員会に付託されると思いますけど、常任委員会外のことをお尋ねしたいと思います。

1点目は歳入について、法人税です。3,000万円の減額になっておりますけど、これはどのようなあれで、法人税割、割が変わったものか、法人が少なくなったものか、その点を1点と、それから37ページの企画費の22節です。補償補てん及び賠償金、それで2,000万円ほどありますけど、電柱強度不足解消補償費か、これどのようなあれか電柱か、そのところをお尋ねしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、山田幸男君。

○市民生活部長（山田 幸男君） まず、法人につきまして説明をさせていただきます。御承知のように市民税は個人と法人がございます。その中の法人につきましては均等割と法人税割、今回、補正で減額いたしております3,000万につきましては、そのうちの法人税割、これは法人税に対しての一定割合を市民税として課税するわけでございますが、一般的には全国的には法人景気がいいと言われて、国の法人税割は伸びているところでございますが、対馬におきましては御承知のように景気低迷しておりまして、見込みよりも3,000万円少ないというような状況でございます。特にこの法人税割の中でも分割法人と申しまして、市外に本社のある法人の法人税割が減少をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） 22節の補償補てん及び賠償金について御説明いたします。まず、数字的な面から御説明申し上げますと、同じページの役務費に手数料が約2,000万ぐらいの減額になっております。ここの手数料を減額しましてこの補償費の方に組み替えたというのが予算の内容でございますが、事業の内容といたしましては、今CATVを整備しております。そのCATVの伝送路といいましょうか、ケーブルにつきましては九電さんあるいはNTTさんの電柱に共架をさせてもらうということを基本にしております。ただ、NTTさん、九電さんの電柱に共架するにしても、その電柱そのものが強度不足に、私どものケーブルが乗ることによって強度が不足するというようなことが当然考えられてきますので、当然その電柱の持ち主であります九電さんあるいはNTTさんにおいて、例えば線を張るなりあるいは支柱を張るなり、そういった補強をしなければならぬということになります。そういうふうな補強に要する補償的な意味

合いの費用でございます。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 7番、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） 大体わかりましたけど。法人税割は結局、世の中が不景気で会社が余りもうけがないということで少なくなったというようなとらえ方でいいですかね。

CATVの共架ですか、今部長から説明受けてわかったんですけど、結構NTTの柱がある近くにそれが立つともんね。強度が少ないからそういうとこば立てにやできんということで、NTTから許可がもらえなかったというようなとらえ方でいいですかね。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） おっしゃるとおりでございます、私どもの方としましても基本的には電柱に共架するという事になっておりますが、その費用がやっぱり大きくなってきますと、かえって自営柱が大体10万ぐらいで自営柱が立つようになります。だから、自営柱と共架がどちらがいいのかということをして精査をして、自営柱の方が安ければ自分たちの柱を立てるというふうな方向でいっております。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 先ほどの22番議員とちょっと関連がありますけれども、29ページの基金繰入金を6億6,900万、2つの基金から6億6,900万を取り崩して、そして72ページの公債費に9億7,500万充てておられますが、先ほど22番議員の質問にもありましたが、これは公債費比率を下げるためということも考えられると思うんです。そしてもう一つは、この償還期限が差し迫ってるということもあったのか、19年度の予算案では60億ぐらいの償還ですけども、——70億ですか、償還ですけども、84億の償還になっておるわけです補正予算では、なってます。その原因を教えてください。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 先ほど説明いたしましたように、現在の公債費等の比率につきましては15.6%で非常に低いわけですが、これが平成19年度、平成20年度になりますと公債比率、要するに実質公債比率という比率が18%超えます。そういうような関係で合併後の財務診断を一応昨年県の方の市町村振興課の方から受けましてやはり繰り上げ償還、要するに基金等の取り崩して対応したらどうかというような形で私たちも内容等についてはシミュレーションつくりまして、18年度から19、20、21年までの実質公債比率の動向をシミュレーションいたしまして今回補正でやっておるわけですが。

それと、20年度につきましては福祉基金というのが8億、9億ですか、8億6,200万ぐらいあります。この基金についての運用を県の方に相談いたしましたところ、老人福祉等の充当

でいいという形がありましたので、そういうふうな感じで18年度それから19年度にこんなふうな形の公債費対策ということで繰り上げ償還を今度の補正はお願いしておるとというのが実態でございます。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 公債費比率を下げるというのは私はもちろん賛成です。それに異存はないわけですが、よくここまで来たなどある面では評価をしております。実質公債費比率というのは今年度からそういうふうにありましたですね。これは特別会計とかいろいろ振興公社とかそういうのを借り入れがあればそれをひっくるめて市の責任において返さなきゃいかんというふうに変わったですね。そのように認識してよろしいですね。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 実質公債比率は今まで一般会計内の償還等の比率であったわけですが、この実質公債比率といいますのが、いろんな形の公営企業等の病院事業債も含めた実質対馬市がどういふ償還関係があるかということで、今回18年度からこの実質公債比率が用いられております。

○議長（波田 政和君） 福祉部長、勝見末利君。

○福祉部長（勝見 末利君） 先ほど糸瀬議員の方から説明があった分について、私ちょっと補足説明をしておかにかいかんというところがありまして、先ほど身体障害者と知的障害者については18年度から自立支援法の方になりますよということを申し上げました。それで、減額の1,900万と2,000万については説明をしたんですけども、そのような形になりましたので、18年の4月1日から施行されて、18年の10月から障害者の認定関係の事務がされましたので、今回補正をいたしておりますその一つ、二つ下の方に自立支援法による予算措置をさせていただいております。これが3,200万円でございます。ということから、この18年度中にはその内部で、先ほど監査委員さんから言われましたように、流用とかいうようなことでこれできちんと整理はできたかというような話がちょっと出ましたが、そういうことで整理をさせていただいております。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） わかりました。もう1点だけ。部長、47ページ、診療所の繰り出し金が3,880万4,000円減額してあるわけですけど、これは診療所の経営が良好という形で理解していいんでしょうか。

○議長（波田 政和君） 保健部長、阿比留輝雄君。

○保健部長（阿比留輝雄君） これは診療所会計の言われるように一般会計の持ち出しが少なくなるということです。診療所関係の補正の方でも説明をしたいと思います。

○議長（波田 政和君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24. 議案第2号

日程第25. 議案第3号

日程第26. 議案第4号

日程第27. 議案第5号

日程第28. 議案第6号

日程第29. 議案第7号

○議長（波田 政和君） 日程第24、議案第2号、平成18年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）から日程第29、議案第7号、平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。保健部長、阿比留輝雄君。

○保健部長（阿比留輝雄君） ただいま議題となりました議案第2号から議案第5号までの4件を続けて提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案第2号、平成18年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本案は、僻地医療対策補助金の増によるものと職員の異動に伴う減額補正をお願いするものでございます。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,745万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億744万3,000円と定めるものでございます。第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

歳入について御説明いたします。8ページをお開き願います。3款県支出金1項1目県補助金は僻地医療対策補助金288万6,000円の増、4款繰入金1項1目一般会計繰入金は3,880万4,000円減額しております。これは先ほどお話がありましたが、医師の当初計画してました医師の報償費ですか、それを減額したもの等で一般会計の繰り出しを減額をいたしております。6款の諸収入は1項1目雑入で340万8,000円。

次に、歳出について御説明いたします。10ページをお願いします。1款総務費1項1目一般管理費は1,745万7,000円は嘱託医師謝礼分等を減額しております。これも先ほどお話ししましたが、当初4月から計上いたしておりました嘱託医師の給与が7月に医師が招聘しましたので、その間の分を減額いたしておるものでございます。2款医業費1項1目医業衛生材料費は

財源内訳の変更でございます。なお説明書の末で12ページ以降に補正予算給与費に関する明細書等を添付いたしておりますので、あわせて御参照願います。

以上、議案第2号、平成18年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、議案第3号、平成18年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

本案は、退職被保険者等療養給付費の増に伴う補正をお願いするものでございます。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,201万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億5,299万7,000円と定めるものでございます。第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

歳入について御説明いたします。8ページをお開き願います。4款療養給付費交付金1項1目療養給付費交付金は695万8,000円の増、9款繰入金は1項1目一般会計より保険基盤安定繰入金1,582万8,000円と、財政安定化支援事業繰入金2,922万7,000円を繰り入れております。

次に、歳出について御説明いたします。10ページをお願いいたします。2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費は財源内訳の変更でございます。2目退職被保険者等療養給付費5,201万3,000円は被保険者の増と給付費の増によるものでございます。4款介護納付金1項1目介護納付金は財源内訳の変更でございます。

以上、議案第3号、平成18年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

次に、議案第4号、平成18年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

本案は、主に職員の異動に伴う職員手当等を補正するものでございます。第1条で、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は「第1表 歳出補正予算」によるものでございます。

歳出について説明いたします。6ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費は職員手当等を職員の異動により39万9,000円の増でございます。3項1目介護認定審査会費を39万9,000円減額いたしております。

以上簡単ですが、議案第4号、平成18年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

次に、議案第5号、平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）に

ついて説明申し上げます。

本案は、主に異動に伴う職員手当等を補正するものでございます。第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,195万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,993万7,000円と定めるものでございます。第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

歳入について御説明いたします。8ページをお願いします。1款繰入金1項1目一般会計繰入金金は218万円の減額、2款諸収入1項1目介護予防事業収入は自己負担収入5万1,000円の減、1項2目介護保険サービス事業収入は1,972万4,000円の減でございます。

続きまして歳出について御説明いたします。10ページをお開きください。1款地域支援事業費1項1目地域支援事業運営管理諸費807万3,000円の減は職員人事異動による給料、職員手当、共済費等を440万5,000円の減、役務費の通信運搬費194万円は郵便料の減等でございます。

12ページをお願いします。2項1目介護予防特定高齢者施策事業は283万円減、2目介護予防一般高齢者施策事業費は27万6,000円、3目評価事業費は12万7,000円のいずれも減でございます。3項1目の包括支援事業費は26万1,000円を減額、2目の任意事業費も49万9,000円減額いたしております。

2款介護予防支援費1項1目介護予防支援事業委託料は993万9,000円減額いたしております。これは、介護保険包括事業が初めての予算計上でございますので見込み過ぎで、事業計画の見込み過ぎが原因だろうというふうに考えていますが、19年度からは現計による予算計上するものいたしますので、近い数字になるものではないかというふうに考えております。

以上簡単ですが、議案第2号、平成18年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）から、議案第5号、平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）までの4件の概要を一括して御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 福祉部長、勝見末利君。

○福祉部長（勝見 末利君） ただいま議題となりました議案第6号、平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、介護給付費収入等の見込み並びに管理費の執行残を調整いたしております。第1条の、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ412万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,157万5,000円と定めております。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

歳入予算であります。8ページから9ページにかけて、3款繰入金1項他会計繰入金1目の一般会計繰入金の補正額で532万8,000円減額計上いたしております。介護給付費収入の増額及び執行残の調整等によるものであります。5款諸収入1項介護給付費収入1目特養浅茅の丘サービス費収入の補正額で123万9,000円計上しております。短期入所生活介護利用者の増によるものであります。

歳出予算であります。10ページから11ページにかけて、1款民生費1項社会福祉費1目特養浅茅の丘管理費の補正額で249万円減額計上いたしております。嘱託職員報酬、社会保険料の49万円減、及び燃料費等の200万減によるものであります。2目特養日吉の里管理費の補正額で163万9,000円減額計上しております。嘱託職員報酬188万円減、映画フィルム借り上げ等13万9,000円減、及び燃料費38万円不足見込みを計上いたしております。

以上が平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）の提案理由及びその概要であります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 水道局長、斉藤清榮君。

○水道局長（斉藤 清榮君） ただいま議題となりました議案第7号、平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う給与費の減額と、簡易水道統合事業等の変更に伴う事業費の変更減額が主なもので、次のとおり定めるものであります。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,800万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,093万4,000円とするものであります。歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

4ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費」であります。1款簡易水道費2項水道建設費のうち、美津島支所管内の洲藻川転倒堰水密ゴム取りかえ工事ですが、年度内完成が困難な状況でありますので、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費として計上いたすものであります。

次に「第3表 地方債の補正」ですが、簡易水道事業債の借り入れの限度額を1億7,900万円に改めるものであります。

補正の内容について歳入から説明申し上げます。10ページをお願いいたします。3款国庫支出金の5,695万円の減額は事業費の変更に伴う減額であります。5款繰入金133万1,000円の減額は公債費利子負担分の減額であります。6款繰越金1,732万1,000円は前年度繰越金の計上であります。8款諸収入は雑入で164万8,000円の減額、水道管移設工事等補償事業費の変更に伴うものであります。9款市債8,554万円の減額は、補助事業として取り組

んでおります統合整備事業等の事業費の変更によるものであります。

12ページをお願いいたします。歳出について説明申し上げます。1款簡易水道費1目一般管理費で588万5,000円の増額となっておりますが、主なものは25節積立金で需要費変更等の不用額を財政調整基金として1,600万円の積み立てをしております。2節からの給与等は職員の人事異動に伴う職員給与費の減額が主なものであります。16ページに給与費明細表の補正内容を記載をしてしております。27節公課費は消費税納付金の400万円の減額であります。

次に、2目施設管理費1,091万9,000円の減額は簡易水道施設の光熱費の減額、委託料の漏水調査委託料、配管台帳作成委託料のそれぞれ減額であります。2項水道建設費1億2,117万4,000円の減額は、美津島西地区、今里、尾崎地区であります。簡易水道統合事業が翌年度19年度着手に変更になり、また入札執行残並びに補償工事内容の変更に伴う減額がその主な理由であります。

次に14ページをお願いします。2款公債費2目利子は長期債の償還金利子の180万円の減額であります。

以上、簡単であります。議案第7号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 報告します。本日の会議時間は議事進行上あらかじめ延長します。

暫時休憩します。再開は15時35分、よろしくお願いいたします。

午後3時22分休憩

.....
午後3時33分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

補正予算（第2号）についてただいまより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、議案第1号から議案第7号までの7件を、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表どおり各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第7号までの7件を、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表どおり各常任委員会に付託することに決定しました。

委員長の審査報告は3月19日に行います。

日程第30. 議案第8号

○議長（波田 政和君） 日程第30、議案第8号、平成19年度対馬市一般会計予算を議題いたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました議案第8号、平成19年度対馬市一般会計予算について御説明申し上げます。一般会計の予算説明を申し上げる前に、お手元に配付いたしております当初予算参考資料によりまして、平成19年度当初予算の概要を御説明申し上げます。

まず、当初予算比較表についてであります。一般会計を初め診療所特別会計ほか10特別会計の平成19年度当初予算額と前年度当初予算額を掲げております。一般会計287億7,000万円、前年に比べ11.2%の減、診療所特別会計2億1,781万9,000円で3.1%の減、公共用地先行取得特別会計でございます。国民健康保険特別会計57億196万9,000円で15.1%の増、老人保健特別会計42億266万5,000円で2.2%の減、介護保険特別会計30億2,202万7,000円で2.6%の増、介護保険地域支援事業特別会計1億858万5,000円で3.0%の減、特別養護老人ホーム特別会計4億7,077万3,000円で2.3%の減、簡易水道事業特別会計9億3,921万2,000円で21.3%の減、集落排水処理施設特別会計1,887万円で29.5%の増、旅客定期航路事業特別会計3,084万4,000円で5.9%の増、風力発電事業特別会計3,464万5,000円で3.7%の増、以上一般会計予算を初め診療所特別会計予算ほか9特別会計の予算は435億1,740万9,000円となっております。

次のページの特別会計繰り出し金等についてであります。一般会計から特別会計への繰り出し金合計は17億3,318万8,000円で、前年度に比べ6.1%の増となっております。

次に、平成19年度一般会計歳入歳出予算の対前年度比較表を添付いたしております。また歳入内訳比較表と目的別内訳比較表につきましては後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、平成19年度対馬市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成19年度対馬市の一般会計の予算は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ287億7,000万円と定めるものでございます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから8ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるものとするものでございます。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債は地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、10ページから11ページの「第2表 地方債」によることを定めております。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金につきましては、借り入れ

の最高額を80億円と定めるものでございます。

第4条、地方自治法220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合は、同条第1号で各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする、と定めるものでございます。

2ページから8ページにかけましての「第1表 歳入歳出予算」の款項の区分及び当該区分ごとの金額を申し上げます。

2ページの歳入、1款市税は32億3,889万9,000円、1項市民税16億1,830万1,000円、2項固定資産税12億7,214万9,000円、3項軽自動車税8,424万2,000円、4項市たばこ税2億5,213万2,000円、5項鉱産税7万2,000円、6項特別土地保有税1万円、7項入湯税1,199万3,000円。

2款地方譲与税は2億6,008万1,000円、2項自動車重量譲与税1億9,400万円、3項地方道路譲与税6,700万円、4項特別とん譲与税8万1,000円、5項航空機燃料譲与税700万円、3款利子割交付金及び1項利子割交付金は1,500万円、4款配当割交付金及び1項配当割交付金は580万円、5款株式等譲渡所得割交付金及び1項株式等譲渡所得割交付金は630万円、6款地方消費税交付金及び1項地方消費税交付金は3億4,600万円、7款自動車取得税交付金及び1項自動車取得税交付金は8,000万円。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金及び1項国有提供施設等所在市町村助成交付金は1,010万円、9款地方特例交付金は2,000万円、1項地方特例交付金は1,000万円、2項特別交付金1,000万円、10款地方交付税及び1項地方交付税は143億4,589万1,000円、11款交通安全対策特別交付金及び1項交通安全対策特別交付金は440万円、12款分担金及び負担金は2億5,380万9,000円、1項分担金1,709万7,000円、2項負担金2億3,671万2,000円、13款使用料及び手数料は3億9,038万3,000円。

4ページをお願いいたします。1項使用料2億6,400万2,000円、2項手数料1億2,638万1,000円、14款国庫支出金は23億69万円、1項国庫負担金15億2,706万3,000円、2項国庫補助金7億5,945万3,000円、3項委託金1,417万4,000円、15款県支出金は26億9,581万1,000円、1項県負担金5億1,461万5,000円、2項県補助金19億5,179万1,000円、3項委託金2億2,940万5,000円、16款財産収入は8,818万7,000円、1項財産運用収入6,422万7,000円、2項財産売り払い収入2,396万円、18款繰入金及び2項基金繰入金は12億8,729万8,000円、19款繰越金及び1項繰越金は1億円、20款諸収入は

2億3,815万1,000円、1項延滞金加算金及び過料5万2,000円、2項市預金利子40万円、3項貸付金元利収入3,046万8,000円、5項雑入2億723万1,000円、21款市債及び1項市債は30億7,520万円、歳入合計を287億7,000万円といたしております。

6ページをお願いいたします。歳出の1款議会費及び1項議会費は1億9,203万8,000円、2款総務費は59億5,478万4,000円、1項総務管理費48億5,227万7,000円、2項徴税費3億5,541万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費2億327万4,000円、4項選挙費1億7,796万3,000円、5項統計調査費3億4,094万7,000円、6項監査委員費2,490万9,000円、3款民生費は57億2,668万4,000円、1項社会福祉費28億708万7,000円、2項児童福祉費14億4,822万3,000円、3項生活保護費14億7,078万円、4項災害救助費59万4,000円、4款衛生費は28億1,855万4,000円、1項保健衛生費15億527万6,000円、2項清掃費13億1,327万8,000円。

6款農林水産業費は19億8,214万6,000円、1項農業費3億7,847万4,000円、2項林業費3億1,986万3,000円、3項水産業費12億8,380万9,000円、7款商工費及び1項商工費は3億5,166万4,000円、8款土木費は14億8,273万6,000円、1項土木管理費は2億288万2,000円、2項道路橋梁費8億9,091万6,000円、3項河川費3,517万2,000円、4項港湾費1億1,681万6,000円、5項都市計画費1億6,857万6,000円、6項住宅費6,837万4,000円、9款消防費及び1項消防費は9億6,012万9,000円、10款教育費は21億5,232万1,000円、1項教育総務費2億9,753万円、2項小学校費4億397万7,000円、3項中学校費3億3,975万2,000円、4項幼稚園費1億7,914万6,000円。

8ページをお願いいたします。5項社会教育費4億7,910万3,000円、6項保健体育費4億5,281万3,000円、12款公債費及び1項公債費は70億9,378万円、13款諸支出金は3,516万4,000円、1項普通財産取得費2,833万3,000円、2項公営企業費683万1,000円、14款予備費及び1項予備費は2,000万円、歳出合計287億7,000万円といたしております。

10ページをお願いいたします。「第2表 地方債」につきましては、1、一般公共事業債から6、退職手当債までそれぞれ限度額を定め、限度額合計を30億7,520万といたしております。

次に、196ページから特別職の給与費明細書、198ページに一般職の総括表、200ページから203ページにかけて給料及び職員手当の状況等を掲げております。204ページに

継続費についての前々年度末の支出額、前年度末の支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書を掲げております。206ページから210ページにかけて債務負担行為の翌年度以降にわたるものについての前年度末前の支出額または支出額の見込み、及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を掲げております。212ページに地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を掲げております。平成19年度末の地方債現在高見込み額は585億3,231万8,000円となっております。

以上、平成19年度対馬市一般会計予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号、平成19年度対馬市一般会計予算については、委員会条例第6条の規定によって一般会計予算審査特別委員会を設置し付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は一般会計予算審査特別委員会を設置し付託の上審査することに決定しました。

予算審査特別委員長の審査報告は3月19日に行ひます。

再度お諮りします。ただいま設置されました一般会計予算審査特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長を除く23名を指名したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く23名を一般会計予算審査特別委員に選任することに決定しました。

委員長及び副委員長の互選のため委員会条例第10条の規定により、一般会計予算審査特別委員会を議員控室に招集いたします。

暫時休憩します。

午後3時53分休憩

.....
午後3時53分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

一般会計予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の決定があっておりますので通知を受けましたので報告いたします。委員長に糸瀬一彦君、副委員長に阿比留光雄君、以上のとおりです。

○議長（波田 政和君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。あすは定刻より本会議を開き議案上程を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時54分散会

平成19年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成19年3月6日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成19年3月6日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第9号 平成19年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第10号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第11号 平成19年度対馬市老人保健特別会計予算
- 日程第4 議案第12号 平成19年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第13号 平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第14号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 日程第7 議案第15号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第16号 平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第9 議案第17号 平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第10 議案第18号 平成19年度対馬市風力発電事業特別会計予算
- 日程第11 議案第19号 平成19年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第12 議案第20号 対馬市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第21号 対馬市市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第22号 対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第23号 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第24号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第25号 対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第26号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第27号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第28号 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第29号 対馬市精神障害者地域活動所条例の一部を改正する条例に

ついて

- 日程第22 議案第30号 対馬市子どもデイサービスセンター条例の一部を改正する
条例について
- 日程第23 議案第31号 対馬市副市長定数条例の制定について
- 日程第24 議案第32号 対馬市安全・安心まちづくり推進条例の制定について
- 日程第25 議案第33号 対馬市長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例の制定について
- 日程第26 議案第34号 対馬市に収入役を置かない条例の廃止について
- 日程第27 議案第35号 対馬市保健師等養成奨学資金貸与条例の廃止について
- 日程第28 議案第36号 対馬市離島農業活性化基金条例の廃止について
- 日程第29 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第30 議案第38号 対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第39号 対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第40号 対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第41号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
増減及び規約の一部を変更する規約について
- 日程第34 陳情第1号 対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣り
をする事を禁止する陳情について
- 日程第35 陳情第2号 「核兵器全面禁止、廃絶国際条約の締結促進を求める意見
書」採択についての陳情について
- 日程第36 陳情第3号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情につ
いて
- 日程第37 陳情第4号 トンネルじん肺根絶対策を国に求めるための陳情について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第9号 平成19年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第10号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第11号 平成19年度対馬市老人保健特別会計予算
- 日程第4 議案第12号 平成19年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第13号 平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第14号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 日程第7 議案第15号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計予算

- 日程第8 議案第16号 平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第9 議案第17号 平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第10 議案第18号 平成19年度対馬市風力発電事業特別会計予算
- 日程第11 議案第19号 平成19年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第12 議案第20号 対馬市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第21号 対馬市市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第22号 対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第23号 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第24号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第25号 対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第26号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第27号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第28号 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第29号 対馬市精神障害者地域活動所条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第30号 対馬市子どもデイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第31号 対馬市副市長定数条例の制定について
- 日程第24 議案第32号 対馬市安全・安心まちづくり推進条例の制定について
- 日程第25 議案第33号 対馬市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第34号 対馬市に収入役を置かない条例の廃止について
- 日程第27 議案第35号 対馬市保健師等養成奨学資金貸与条例の廃止について
- 日程第28 議案第36号 対馬市離島農業活性化基金条例の廃止について
- 日程第29 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第30 議案第38号 対馬市巖原自動車教習場の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第39号 対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について

- 日程第32 議案第40号 対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第41号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について
- 日程第34 陳情第1号 対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣りをする事を禁止する陳情について
- 日程第35 陳情第2号 「核兵器全面禁止、廃絶国際条約の締結促進を求める意見書」採択についての陳情について
- 日程第36 陳情第3号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情について
- 日程第37 陳情第4号 トンネルじん肺根絶対策を国に求めるための陳情について

出席議員 (24名)

1番 小西 明範君	3番 小宮 教義君
4番 阿比留光雄君	5番 三山 幸男君
6番 小宮 政利君	7番 初村 久藏君
8番 吉見 優子君	9番 糸瀬 一彦君
10番 桐谷 徹君	11番 宮原 五男君
12番 大浦 孝司君	13番 小川 廣康君
14番 大部 初幸君	15番 兵頭 榮君
16番 上野洋次郎君	17番 作元 義文君
18番 黒岩 美俊君	19番 島居 邦嗣君
20番 武本 哲勇君	21番 中原 康博君
22番 桐谷 正義君	24番 畑島 孝吉君
25番 扇 作工門君	26番 波田 政和君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局出席職員職氏名

局長	大浦 義光君	次長	永留 徳光君
参事兼課長補佐	豊田 充君	副参事兼係長	三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
助役	永尾一二三君
総務部長	中島 均君
総務部次長（総務課長）	斉藤 勝行君
政策部長	松原 敬行君
市民生活部長	山田 幸男君
福祉部長	勝見 末利君
保健部長	阿比留輝雄君
観光商工部長	長 信義君
農林水産部長	神宮 忠彌君
建設部長	清水 達明君
水道局長	斉藤 清榮君
教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
美津島支所長	松村 善彦君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	山本 輝昭君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
監査委員事務局長	阿比留博文君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君
代表監査委員	中島 孝欣君
監査委員	桐谷 正義君

午前10時00分開議

○議長（波田 政和君） おはようございます。これからお手元に配付の議事日程第2号により本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第9号

日程第2. 議案第10号

日程第3. 議案第11号

日程第4. 議案第12号

日程第5. 議案第13号

日程第6. 議案第14号

日程第7. 議案第15号

日程第8. 議案第16号

日程第9. 議案第17号

日程第10. 議案第18号

日程第11. 議案第19号

○議長（波田 政和君） 日程第1、議案第9号、平成19年度対馬市診療所特別会計予算から日程第11、議案第19号、平成19年度対馬市水道事業会計予算までの11件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。保健部長、阿比留輝雄君。

○保健部長（阿比留輝雄君） ただいま一括議題となりました議案第9号、対馬市診療所特別会計予算から議案第13号、対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算について、概要を5件続けて御説明申し上げます。

議案第9号、平成19年度対馬市診療所特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,781万9,000円と定めるもので、対前年度比3.14%の減でございます。

2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。

歳入について御説明いたします。

8ページをお願いします。診療収入は1億3,967万5,000円で、国民健康保険診療報酬収入、社会保険診療報酬収入、老人保健診療報酬収入、一部負担金収入、その他の収入でございます。使用料及び手数料は113万1,000円で、診療所の各種証明手数料等でございます。県支出金は2,791万5,000円で、僻地医療対策費補助金9カ所分でございます。繰入金は3,908万3,000円で、赤字補てん分として一般会計からの繰入金を計上いたしております。

10ページをお開きください。繰越金は50万円で、前年度繰越金でございます。諸収入は951万5,000円で、予防接種委託料及び投薬容器代と鴨居瀬住民センター電気料をあわせて計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

12ページをお開きください。総務費は一般管理費として1億5,461万8,000円で、嘱託職員、看護師報酬、職員給料、共済費等を計上いたしております。賃金は、臨時雇分362万8,000円、報償費は嘱託費2名分と4,122万円を計上いたしております。委託料は、医師派遣委託料2,434万1,000円。

14ページをお開きください。使用料及び賃借料は、車借り上げ料等214万1,000円と、負担金等を計上いたしております。医業費は6,260万1,000円で、医業用機械器具費、医業用消耗機材費と医業用衛生材料費を計上いたしております。なお、説明書末尾に16ページ以降に、給与費に関する明細書を添付しておりますので、あわせて御参照願います。

以上で、平成19年度対馬市診療所特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第10号、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億196万9,000円と定めるもので、対前年度比5.15%の増でございます。2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条で、一時借入金の限度額を前年度と同額の5億3,000万円と定めるものでございます。

歳入について御説明いたします。10ページをお願いします。

国民健康保険税は、16億3,908万8,000円で、対前年度比2.45%の減でございます。一般被保険者医療給付費分、介護給付費分、現年分及び滞納繰越分含めて14億9,013万2,000円で、退職被保険者分1億4,895万6,000円、いずれも現年滞納分を計上いたしております。国庫支出金は18億876万3,000円、対前年度比4.90%の減でございます。このうち、国庫負担金の療養給付費負担金と老人保健医療費拠出金あわせて12億8,262万2,000円でございます。

12ページに移ります。介護納付金負担金1億1,359万4,000円、高額医療費共同事業負担金3,755万7,000円を計上いたしております。国庫補助金は4億8,858万4,000円で、普通調整交付金とシステム開発等を計上いたしております。

療養給付費交付金は4億6,943万1,000円で、11.41%の増でございます。県支出金は、県負担金で3,755万5,000円、高額医療費共同事業負担金に対する県の負担金を計上いたしております。県補助金は2億5,084万8,000円で、普通調整交付金及び特別県調整交付金でございます。

14ページをお開きください。共同事業交付金は8億7,423万1,000円で、高額療養費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金を計上いたしております。繰入金は5億

3,527万4,000円で、国庫基盤安定繰入金、職員給与等繰入金、出産一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金など、一般会計からの繰入金4億8,527万4,000円を計上いたしております。

16ページに移ります。基金繰入金は、財政調整基金から5,000万円を繰り入れるものでございます。繰越金は8,500万1,000円で、療養給付費交付金、繰越金とその他の繰越金を計上いたしております。

続きまして、20ページからの歳出について御説明いたします。

総務費は7,675万3,000円で、このうち一般管理費は事務的経費、電算システム保守料、国保ライン保安業務委託料、第三者行為救済事務負担金など、あわせて4,360万8,000円、連合会負担金は被保険者数割等で278万7,000円、医療費適正化特別対策事業は、レセプト点検委託料など1,139万4,000円を計上いたしております。

22ページをお願いします。総務管理費の合計は5,778万9,000円となっています。徴税費は1,875万1,000円で、保険税賦課徴収に要する経費と、納税組合交付金、過年度還付金等を計上いたしております。保険給付費は33億4,650万5,000円、対前年度比1.13%の増でございます。このうち療養費は30億740万3,000円で、一般被保険者療養給付費24億8,058万7,000円と退職被保険者の療養給付費4億9,405万3,000円など計上いたしております。

24ページに移ります。高額療養費は3億円で、一般被保険者の高額療養費と退職被保険者の高額療養費を前年度の実績をもとに計上いたしております。

出産育児諸費は、出産一時金90件の見込みで3,150万円を計上いたしております。

26ページに移ります。葬祭諸費は380件見込みの760万円を計上いたしております。老人保険拠出金は9億947万円を計上、介護納付金は3億4,902万5,000円、共同事業拠出金は9億698万7,000円、高額医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金でございます。

28ページに移ります。保険給付費は1,165万7,000円で、保健衛生普及費と疾病予防費は基本健診及びがん検診受診分を計上いたしております。基金積立金ですが、財政調整基金の積立金で56万9,000円、公債費は一時借入金利子を前年度と同様100万円を計上いたしております。

30ページをお開きください。予備費は1億円を計上いたしております。なお、説明書の末尾32ページ以降に、給与費に関する調書等を添付いたしておりますので、あわせて御参照願います。

以上、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計の概要でございます。

引き続き議案第11号、平成19年度対馬市老人保健特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億266万5,000円と定めるもので、対前年度比2.22%の減でございます。2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。

歳入について御説明いたします。8ページをお開きください。支払い基金交付金は21億4,809万9,000円で、医療費交付金21億3,350万1,000円、審査支払い手数料交付金1,459万8,000円などがございます。

国庫支出金は、13億5,873万1,000円で、国庫負担金13億5,733万4,000円は、医療給付、医療支給費負担金などがございます。国庫補助金は、医療費適正化事業補助金139万7,000円、県支出金3億3,933万4,000円は、医療給付費、医療支給費負担金などを計上いたしております。

10ページをお願いします。繰入金は3億5,649万5,000円、一般会計から医療給付費、医療支給費、事務費繰入金等がございます。

歳出について御説明いたします。

12ページをお開きください。総務費は1,846万4,000円で、一般管理費は職員人件費、共済費、旅費等を計上いたしております。医療諸費は41億8,409万8,000円で、老人医療に係る医療給付費、医療支給費、いずれも国保分、社保分を計上いたしております。医療支給費も国保分、社保分同様に計上いたしております。

14ページをお開きください。審査支払い手数料は、国保、社保、柔道整復師等13万4,500件で1,459万8,000円でございます。

なお、説明書の末尾16ページ以降に、給与費に関する調書等を添付いたしておりますので、あわせて御参照願います。

以上、平成19年度老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、平成19年度対馬市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,202万7,000円と定めるもので、対前年度比2.56%の増でございます。2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条で、一時借入金の限度額を前年度と同額の2億円と定めるものでございます。

歳入について御説明いたします。10ページをお開きください。

保険料は4億5,382万1,000円で、そのうち介護保険料の現年分特別徴収保険料は3億7,263万6,000円で、第1号被保険者分でございます。現年分普通徴収保険料は

7,918万5,000円で、滞納繰越分、普通徴収保険料は200万円の計上でございます。国庫支出金は8億3,779万7,000円で、国庫負担金は5億6,879万4,000円で、介護給付費負担金で給付費の市町村特別給付費を現実額の定率20%を計上いたしております。国庫補助金の調整交付金は2億4,607万円で、地域支援事業交付金、介護予防事業分で568万円、地域支援事業交付金の包括支援事業と任意事業分の1,725万3,000円でございます。

12ページをお開きください。支払い基金交付金は8億8,867万5,000円、県支出金は3億6,712万円で、介護納付費負担金などがございます。繰入金は4億7,454万円を一般会計から繰り入れております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

16ページをお開きください。総務費は1億914万9,000円で、うち一般管理費は8,246万1,000円で、職員給料、手当、共済費、郵送料等を計上。うち委託料で事務処理システム保守委託料151万2,000円、介護認定審査会支援システム保守料123万9,000円などがあります。徴収費は136万円で、保険料納付費、納入通知書等印刷料、保険料徴収に関する費用等がございます。

18ページをお開きください。介護認定審査会費は2,478万9,000円で、委員報酬、医師による意見書作成手数料などが主なものでございます。

20ページに移ります。保険給付費28億4,397万4,000円で、対前年度比2.27%の伸びとしております。介護給付費等諸費は23億3,655万2,000円で、居宅介護サービス給付費負担金、要介護度1から5までの方の負担分でございます。国保連合会請求分福祉用具購入費、住宅改修費等分でございます。介護予防サービス等給付費は3億708万円で、居宅介護予防サービス給付費負担金も、介護サービス給付費と同様に国保連合会請求分福祉用具分、住宅改修費分等でございます。その他の諸費は386万4,000円で、国保連合会に委託している審査支払い手数料分でございます。高額介護サービス費は4,158万円、特定入所者介護サービス等諸費は1億5,425万円でございます。

22ページに移ります。財政安定化基金拠出金は292万7,000円、24ページをお開きください。地域支援事業費は、介護予防等事業費として2,272万1,000円、介護保険地域支援事業特別会計へ繰り出し、包括的支援事業任意事業費は、包括的支援事業費として4,260万1,000円を介護保険地域支援事業特別会計へ繰出分の計上でございます。

なお、説明書の末尾26ページ以降に、給与費明細書等を添付しておりますので、あわせて御参照願います。

以上で、平成19年度介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算について

御説明いたします。

本会計は、国の補助基準で19年度が介護保険給付費の2.3%、20年度が3%の運営費で実施する旨、決定がなされている関係上、本年度は給付費の2.3%を基本に予算計上し、運営することを踏まえて御説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億858万5,000円と定めるもので、対前年度比3.04%減でございます。2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条で、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

歳入について御説明いたします。8ページをお願いします。

繰入金は7,464万5,000円で、一般会計繰入金が932万3,000円、介護保険特別会計繰入金は6,532万2,000円でございます。諸収入は3,384万円で、介護保険サービス事業収入3,360万円等でございます。繰越金を10万円計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。10ページをお願いします。地域支援事業費は8,698万5,000円で、地域支援事業運営管理費等諸費7,974万4,000円は、地域包括支援センター運営管理費用、報酬、地域包括支援センター3カ所分の職員給料、手当、共済費等及び電話使用料システム構築、対馬市社会福祉協議会より派遣いただく職員5名分の経費等を計上いたしております。

12ページをお願いします。介護予防事業費は661万9,000円で、介護予防委託料240万円、特定高齢者把握事業委託料130万円等及び評価事業費104万8,000円は、介護予防実績に対する国の評価に対するシステム使用料を計上いたしております。包括的支援事業、任意事業は62万2,000円で、高齢者虐待関係等の協議会開催経費及び任意事業費等でございます。

14ページをお願いします。介護予防支援費は2,160万円で、居宅介護支援事業所に委託分11カ所を予定していますが、その経費を計上いたしております。

なお、説明書の末尾16ページ以降に、給与費に関する調書等を添付しておりますので、あわせて御参照願います。

以上、議案第9号、平成19年度対馬市診療所特別会計予算から議案第13号、平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算までの5件の当初予算の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 福祉部長。

○福祉部長（勝見 末利君） ただいま議題となりました議案第14号、成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算の概要を御説明申し上げます。

平成19年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計予算は、次に定めるところによります。

第1条、第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,077万3,000円と定めております。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

歳入予算であります。8ページから9ページにかけて3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1億2,203万円計上いたしております。介護給付費収入の不足額を一般会計から繰り入れるものであります。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金見込額を100万円計上しております。

5款諸収入1項介護給付費収入1目特養浅茅の丘サービス費収入1億5,150万1,000円計上しております。短期入所生活。介護収入、施設介護サービス費収入及び不足給付収入を見込んでおります。なお、施設介護サービス費収入については、要介護状態区分により定員50名分の収入見込み額を1億2,776万5,000円であります。2目特養日吉の里サービス費収入1億5,082万2,000円計上しております。浅茅の丘サービス費収入と同様の短期入所生活介護収入等を見込んでおります。なお、施設介護サービス費収入については、要介護状態区分により定員50名分の収入見込み額を1億2,734万6,000円であります。

2項自己負担金収入1目特養浅茅の丘自己負担金収入2,167万円計上しております。短期入所生活介護収入、10ページから12ページにかけて施設介護サービス費収入、食事サービス費収入及び住居費収入を見込んでおります。2目特養日吉の里自己負担金収入2,209万2,000円計上しております。特養浅茅の丘特養自己負担金収入と同様の短期入所生活介護入所等を見込んでおります。3目介護保険利用者負担軽減措置分収入159万8,000円計上しております。

3項雑入1目雑入6万円計上しております。自動販売機設置料を見込んでおります。

歳出予算であります。12ページから13ページにかけて1款民生費1項社会福祉費1目特養浅茅の丘管理費2億1,779万4,000円計上しております。前年度と比較すると、910万7,000円の減であります。正職員4名の退職に伴う嘱託職員の補充と、調理業務を委託にしたことによるものであります。

また、15ページの15節工事請負費76万8,000円計上しております。内装改修工事700万円、厨房調理台取りかえ工事68万2,000円予定をいたしております。2目特養日吉の里管理費1億8,550万4,000円計上しております。前年度と比較すると192万円の減であります。正職員1名の退職に伴う嘱託職員の補充と、調理業務を委託したことによるものであります。

18ページから19ページにかけて2款公債費1項公債費1目元金5,423万3,000円、

2目利子1,324万2,000円計上しております。

20ページから26ページにかけて給与費明細書を掲げております。

28ページから29ページにかけて、地方債の全年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を掲げております。

以上が平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算の概要であります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 水道局長、斉藤清榮君。

○水道局長（斉藤 清榮君） ただいま一括議案となりました議案第15号、議案第16号、議案第19号の3件は、水道局所管の議案でございますので、続けて御説明させていただきます。

議案第15号、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計予算は次のとおり定めるところにあります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億3,921万2,000円と定めるものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりであります。

第2条の地方債であります。地方自治法第230条の第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表のとおりにいたしております。

次に一時借入金であります。第3条で最高限度額を1億5,000万円と定めております。

予算の概要を説明申し上げます。9ページをお開き願います。歳入についてであります。1款分担金及び負担金535万6,000円は、水道利用新設加入金消火栓設置事業に係る負担金であります。2款使用料及び手数料は、その主なものが水道使用料で、あわせて4億7,408万3,000円であります。3款国庫支出金1億1,000万円は、簡易水道事業の統合整備事業の料金で、施設の統合整備を図るものであります。

11ページをお願いいたします。6款繰入金2億2,321万2,000円は、一般会計から公債費償還高料金対策として財政措置を受けるものであります。7款繰越金、前年度からの繰越金100万円を計上いたしております。8款諸収入1,556万円、市道等整備に伴う水道管移設工事に対します補償費の計上であります。9款市債1億1,000万円、簡易水道事業債として計上いたしております。詳細は4ページ、第2表に掲載をいたしております。

次に、歳出予算について説明申し上げます。13ページをお願いいたします。1款簡易水道費1項水道管理費1目一般管理費1億7,372万9,000円は、職員給与に係る経費、12節役務費は水質検査料、13節委託料は検針並びに料金徴収業務等の委託に係る経費が主なものでございます。

15ページをお願いいたします。2目施設管理費1億2,494万7,000円は、上水道施設等の光熱水費管理業務委託料維持補修に係る経費が主なものであります。2項1目水道建設費2億5,844万6,000円は、簡易水道施設整備事業に係ります工事費、事務費等の事業費の計上で、19年度の主な事業は美津島町の今里、尾崎地区の西地区、上対馬町の舟志、大增地区の豊南地区でそれぞれ統合及び改良整備事業と市道整備等に伴う水道管移設工事に取り組むものであります。

17ページをお願いいたします。2款公債費3億8,109万円は、長期債償還の元金利子、一時借入金の利子をそれぞれ計上いたしております。3款予備費100万円の計上であります。

19ページからは職員給与に係る明細書、24ページには地方債に係る調書をそれぞれ添付いたしております。

続きまして、議案第16号、平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,887万円と定めるものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりであります。

歳入について説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料は216万9,000円で、下水道使用料を計上いたしております。3款繰入金1,640万円は、一般会計から公債費償還、下水道管理費の対策として財政措置を受けるものであります。5款諸収入30万円、下水道加入金、前年の消費税還付金を計上いたしております。

次に、歳出予算について説明申し上げます。8ページをお願いします。

1款下水道事業費の1項下水道管理費1目一般管理費10万1,000円は、下水道使用料の検針及び集金委託料であります。2目施設管理費493万6,000円は、処理場中継ポンプ等の光熱水費、くみ取り料、施設の保守点検委託料に係る経費が主なものであります。2款公債費1,383万3,000円は、長期債償還の元金と利子をそれぞれ計上いたしております。

10ページには、地方債にかかります調書を添付いたしておりますので、御参照願います。

次に、議案第19号、平成19年度対馬市水道事業会計予算について提案理由を説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。平成19年度対馬市水道事業会計の予算は次に定めるところによります。

19年度の業務の予定量を次のとおり予定いたしております。給水戸数6,677戸、年間総配水量218万7,386立方メートル、1日の平均総給水量は5,993立方メートルであります。主な建設改良事業の事業費として1億3,428万1,000円、その概要は施設の整備事業

として老朽管の布設がえ工事で4,000万円、野良地区の上水道拡張事業として9,428万1,000円を予定いたしております。

次に、第3条であります。収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものであります。収益として水道事業収益2億7,421万円、費用として水道事業費用2億6,164万円。第4条で資本的収入を4,700万円、資本的支出を1億7,144万7,000円と、それぞれ予定額を定めております。資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額1億2,444万7,000円は、当年度消費税、資本的収支調整額653万5,000円、後年度分損益勘定留保資金7,915万9,000円、減債積立金3,171万6,000円、建設改良積立金703万7,000円で補てんするものであります。

2ページをお願いいたします。第5条の企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、本年度は野良地区の上水道拡張事業に対しまして4,700万円の借入れを予定いたしております。

次に、第6条で一時借入金の限度額を1億円と定めております。第7条は支出予定の各項の経費の流用についての規定を、第8条は議会の議決を経なければ流用できない経費の指定を、第9条につきましては、棚卸資産の購入限度額を1,000万円とそれぞれ定めるものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案申し上げるものであります。

なお、地方公営企業法第25条に規定されております予算に関する説明書は4ページから、また参考資料として予算補足資料を末尾に添付いたしております。

以上で議案第15号、議案第16号、議案第19号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） 議案第17号及び第18号の2件について提案理由の御説明をいたします。

まず、議案第17号、平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算についてであります。

平成19年度対馬市の旅客定期航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,084万4,000円と定めるものであります。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

歳入について御説明いたします。8ページをお開き願います。1款事業収入1項事業収入の391万2,000円は、旅客及び貨物運賃を計上いたしております。2款国庫支出金1項国庫補助金の1,000万円及び3款県支出金1項県補助金の1,000万円は、赤字航路事業に対する国及び県からの補助金であります。4款繰入金1項他会計繰入金683万1,000円は、一

般会計からの繰り入れでございます。

10ページをお願いいたします。5款財産収入1項財産運用収入は基金の利子を、6款の繰越金は前年度繰越金10万円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。12ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費の2,240万2,000円は、職員及び船員の人件費並びに事務費、旅客船協会等の負担金を計上いたしております。2款施設費1項施設費の834万2,000円は、旅客船の運行に必要な燃料費、修繕費等が主なものであります。4款予備費として10万円計上いたしております。

16ページ以降には、給与費明細書等を添付しておりますので、御参照方をお願いいたします。以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

続いて、議案第18号、平成19年度対馬市風力発電事業特別会計予算についてであります。

平成19年度対馬市の風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算第1条第1項歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ3,464万5,000円と定めるものであります。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

歳入について御説明いたします。8ページをお開き願います。

1項売電事業収益1項営業収益1目売電収益3,360万円は、過去3年間の売電実績等をもとにして算定をいたしております。2款繰越金は前年度と同額の100万円を計上しております。4款財産収入1項財産運用収入は、財政調整基金の利子を計上しております。

続いて、歳出でございますが、10ページをお開き願います。1款電気事業費1項営業費1目一般管理費1,364万1,000円は、風力発電施設の適正な維持管理に必要な経費等を、2項営業外費用51万5,000円は、消費税を計上いたしております。2款公債費は1,498万9,000円、3款諸支出金1項基金費の450万円は、財政調整基金への積立金として、また4款予備費として100万円計上いたしております。

14ページ以降は給与費明細書と地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付いたしておりますので、御参照方お願いをいたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） 議案9号と10号について、市長の見解をお尋ねをいたします。

第9号の診療所特別会計につきましてでありますけれども、関連で上県町の診療所、仁田診療所の先生が今年度いっぱいやめられるというお話を聞いております。市の方も当然それなりの

対応をして、住民の健康には万全の対策をとっておられると思いますけれども、19年度以降どのような対策をとられようとしているのか、まず1点お尋ねをいたします。

続きまして、議案第10号の国民健康保険特別会計につきまして、私18年度予算審査のときに兄弟に不幸がありまして、議事を欠席をさせていただきました。17年度決算審査のときに気がついたわけですが、国民健康保険の中で健康優良世帯表彰ということがありました。

市の財政が大変厳しい中で廃止をせざるを得なかったとは思いますが、国民健康保険を完納されて、医療機関を全く利用されていない世帯が322世帯あったわけですね。こういうようなことは、特別に表彰することではないでしょうけれども、それでも一方では、国民健康保険税を滞納してる方もいらっしゃるわけですから、やはりこの辺平等にするためにも、優良な世帯には表彰は続けるべきではなかろうかと私思っておりますが、市長の見解をまずお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（波田 政和君） 保健部長、阿比留輝雄君。

○保健部長（阿比留輝雄君） 市長にという話でしたけれども、私の方でよろしいでしょうか。

○議員（5番 三山 幸男君） はい。

○保健部長（阿比留輝雄君） まず、診療所の関係ですけれども、2月13日だったと思えます。突然佐須奈の診療所の豊田先生から診療所を閉じたいという連絡が参りました。どういうことかというふうに調べてみましたら、当時上県町の豊田先生の契約で、1カ月前に申し出ればいいというふうに、退職についてはそういう契約がなされていた関係上、1カ月前に突然言われたんだろうというふうに考えております。

それで、突然そういうことになったものですから、我々としてはもうすぐ医者を探すということも、これはもう不可能ですから、どういう対応をしようかということで、その日以降ずっと奮闘してまいりましたが、なかなかいい方策ができませんので、現在のところは内定ですけれども、上対馬病院の方をお願いをして、佐須奈と佐護を出張診療でお願いしたいということで内定をいただいている状況です。

まだ地域の方にいろいろお話をしてない関係上、詳細についてはここで差し控えたいというふうに考えますので、委員会等で詳細については説明したいと思いますので、よろしくお願ひします。

2件目の国民健康保険の優良世帯の表彰なんですけれども、確かに必要性はあるということで、旧町時代からこれは行っていたことですが、最近はそれもすべての町で行っていたわけじゃないんですけれども、ある町、2町かぐらいを行ったのを引き継いで行ったということですが、最近は旧町時代より税収がたくさん落ちてるんですよ。それで、その落ちた関係で、県から国から未納に対するペナルティをいただいている状況なんです。それで、国民健康保険の方の

財政が苦しいものですから、毎年当初は1億円でしたけれども、それ以降は5,000万ずつ基金を取り崩して運営している状況なんです。

そういうことで、そういう上にペナルティを課せられるものですから、またもう一つ税金を賦課を上げなくちゃいけないという、そういう悪循環の繰り返しになるものですから、300世帯ぐらいの方ですけれども、ちょっと優良表彰というのをやめたらどうかと、そういう結論に達して現在やめてる状況でございます。

○議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） 部長に答弁いただきまして、部長、私が一番知りたかったのは、仁田の診療所のことをお尋ねしたかったんですけど、今佐須奈と佐護、佐須奈の診療所、佐護の出張所には上対馬病院から先生が派遣されるということで、実は私は1月30日でしたか、臨時議会のあくる日に上県のある方が私のところまでおいでいただきました。その中で、仁田の診療所が今年度いっぱい先生がいなくなると。私たちが上対馬病院に利用するためには、交通費から相当な負担がかかるというようなお話をお聞きしたわけです。2月のいつでしたか、対馬新聞の読者投稿欄にも、そういうお尋ねをする投稿がありまして、市長なり助役なり、あるいは議員なりだれでも知ってる方があれば教えてほしいというような記事が載っておりましたし、やはり地域医療で今まで従来診療所があつて、急になくなるというのは、住民の不安をあおるような気もいたしますので、その辺できたら万全の対応、対策をとってほしいと思っております。

国民健康保険の優良世帯については、これだけ厳しい財政状況の中で、復活していただくのは難しいでしょうけれども、やはり滞納税が多くあるなら、滞納税をまずなくすよう努力をさせていただいて、やはり322世帯ですけども、こういう人が国民年金の財政からもし例えば1万円、3万円と持ち出すようなことになれば、もっと苦しいわけですから、その辺また財政状況が許すようなことでも、時期でもあれば、そういうことをぜひ復活を視野に入れてほしいと思っております。

とりあえず仁田の診療所についてお尋ねをいたします。

○議長（波田 政和君） 保健部長。

○保健部長（阿比留輝雄君） 仁田の診療所の件につきましては、仁田診療所の吉田先生とお話をいたしております。週3回、水・木・金を長崎の方から仁田まで来ていただくということで、一応お願いをして了承をいただいております。

木曜日に鹿見診療所、9時から12時、金曜日に伊奈診療所、9時から12時、仁田診療所は水・木・金の9時から17時と木曜日の14時から17時、金曜日の14時から17時という一応の契約まではしてませんが、内定をいただいておりますということで御了解いただきたいというふうに考えます。

○議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） よくわかりましたので、できるだけその方向で住民に不安を与えないように、よろしく願いをいたします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） おおむね今部長の方から話があったとおりですが、まず前段のというよりも、前段後段どっちかになってしまいましたが、健康優良ですね、健康推進という増進ということの観点から立ちまして、たしか旧美津島でそれやってたと思います。豊玉と2町じゃなかったかと思いますがね、先ほど部長の説明したとおりですが、ある程度ここ一兩年の間で俗に言うプライマリーバランス、収支が均衡の状態ができますと、そういったことを一つずつまたやっていく。

例えば、要らんことでしょうか、職員採用につきましても660名以下という数値設定をして平成22年、そういった目標が達成されますと、またこれも少しずつ考えていかなきゃいかん。何分今改革の連続ですから、今そういった手綱が緩められないだけに、これはある程度のところに来るまでは、皆さんに痛みを分かち合ってもらわなきゃいかんということで、皆さん方よく御承知のとおり、改革はもう痛みを伴います。痛みを伴うということは、皆それをやれば強烈に憎まれ役に徹したリーダーシップを発揮しないと、これはできません。

あなたがおっしゃるように、かつて美津島では金婚式もやっておりました。全員50年を迎えられた、結婚したね、町の方で行政で。そういったことも今できる状況じゃありませんので、そういういろんなまだまだ福祉施策につきましても、我慢をしてもらってるわけですが、一兩年たちますとある程度さっき言いました収支均衡の形ができますので、それから徐々に一つずつできることから財政再建を進めながら、行財政改革を進めながら、そういったことにもやっぱり出ていける余裕が出てくるんじゃないかと、このように思っております。

それから、診療所につきましては、先ほど部長から話したとおりであります、これもいろんな形がありまして、最終的にはこの2月の末でしたかね、末じゃったかな、佐須奈。佐須奈と佐護の小宮政利議員がよく御承知でしたが、未だったと思いますね。時間がとれてからということで、ちょっと時間が手いっぱいでしたから、夜走っていきましようということで、佐須奈の日高区長さん、それから副区長の小宮区長さん、それから川崎老人クラブ会長、それから今林前会長と、そして後は佐護の小宮正利総区長さんと、もう一つの副区長さん、それだけの人と代表的な人と会いまして、部長と課長と、あるいは支所長と一緒にお話をしたんですが、皆さんと一緒に思ったんですけど、代表の人ということで、今それは部長が話したとおりであります。

加えて、吉田先生がああいった形ですから、本当に両先生とも地元に変密着されてて、いい関係が、要するに皆さんが信頼されたお医者さんだけに、ちょっと困ったんですが、吉田先生は前からの話でしたけど、なかなか御承知のとおり、今医者余りと言われながらも、全国の過疎地、

辺地、離島、豪雪山村、こういうこの辺地、僻地にはお医者さんが来ません。これが今日本でも大問題になっておりますし、御承知のとおり状況でして、医師の問題が今全国的にクローズアップされてることも事実です。

そういう中で、吉田先生、佐須奈の豊田先生、公設民営なんですが、やっぱり直営診療という形ででもとらざるを得んということになると、かえってそうしたことによって医者確保ができる可能性もなきにしもあらずということです。そういうものもありますから、それに加えて後はこの前から検討しておりましたスクールバスの医療バスへ向けた無料診療バスと言いましょかね、そういったことを今進めておりますので、またこれは仁田のプールとも連動も考えながら、これは40人乗りのバスが1台と、あと嘱託の運転手が2人、それから監視員が2人おります。そういう中で、ここのどうしていくか。プールの利用者のことも考えながら、いずれにいたしましてもこれをどうするかということ。

あとはスクールバスのちょうど8時過ぎから12時ちょっと過ぎまでありますので、送った後はですね。その後、上対馬病院の無料医療バスに仕立てるか、今それ検討を始めてる。これも早急にやっています。対応策はそういったことで、いろいろ考えております。とにかく医者が不足してるということでございますので、その点は十分検討いたしておりますので、皆さんの納得のいく形での御理解を得ながら、できると思います。これは将来的には、そういった無料の医療バスということ、あるいは巡回バスの形がとれる場合も出てくるでしょう。

今度瀬の方が、——瀬はいつからかね、教育長。瀬の方が廃校。（「20年度」と呼ぶ者あり）20年ですね。あそこにもバスをどうしようかということですが、この点につきましても、巡回バス、あるいは辺地バス、過疎バスで買いますと、そういったことも含めて、場合によっては嘱託の運転手さんでそういう巡回バスまでいけるかどうか、こういった検討も今盛んにいたしておりますので、近々その形をつくっていかうと思います。後のことも、できるだけ皆さんの理解が得られるような形で、いろんなことを考えていっておりますので、もうしばらく時間を貸していただきたいと。そのことは地元の皆さんにはお話をいたしておるところです。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんでしょうか。21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） 水道事業に対しましてお尋ねをいたそうと思います。

18年度の補正予算では、漏水調査費200万円減になっておりましたけれども、今回500万円また計上されております。旧町の峰町の場合とは申しますと、ほとんど職員がやっておったと認識しておるわけですが、これは旧厳原町を指してあるものか、どこを指してあるものか説明を願いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 水道局長、斉藤清榮君。

○水道局長（齊藤 清榮君） お答えいたします。

簡易水道事業特別会計の予算措置でございますので、美津島から上対馬までの5所管内の漏水調査を、過去は箇所づけ等をいたしておりましたけれども、臨時っていいでしょうか、そういう漏水で大きく出たところを臨機応変に5支所管内分を対応する予定をしております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） それでは、職員ではやらないで、どこかの水道屋に委託するということでございますか。

○議長（波田 政和君） 水道局長、齊藤清榮君。

○水道局長（齊藤 清榮君） 失礼します。ええ。職員で対応する部分と、今予算措置をしとる分については、おっしゃられるように外部発注をする予算措置ですので、そういう形になりますが、状況に応じて職員でできる部分と、外部委託をするというような形の中で、今回の予算措置の分は外部委託の分を考えております。

以上です。

○議長（波田 政和君） これで質疑を終わります。

議案第9号から議案第19号までの11件を、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議案付託表どおり各常任委員会に付託します。各常任委員長の審査報告は、3月19日に行います。

暫時休憩します。開会は11時15分から、よろしくお願ひします。

午前11時06分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

水道局長より先ほどの答弁の訂正の申し出がっておりますので、許可します。水道局長、齊藤清榮君。

○水道局長（齊藤 清榮君） 失礼します。21番議員さんの質問に対しまして、ちょっと私の方が勘違いして誤っておりますので、訂正させていただきます。

簡易水道事業の方には、先ほど言われますように補正減額をしております、19年度当初には調査委託料は計上しておりません。職員でやるという方向です。上水の水道事業の方には、厳原地区になりますけれど、本管等漏水調査委託料として500万計上させていただいております。厳原の分についても、委託職員や職員等を先にして調査をするわけですが、支所についてもそういう方向で取り組むという方向を持っております。こういう方向で訂正させていただきます。

す。御迷惑をかけました。

○議長（波田 政和君） 何かあれば、よろしいですか。

日程第12. 議案第20号

日程第13. 議案第21号

日程第14. 議案第22号

日程第15. 議案第23号

日程第16. 議案第24号

日程第17. 議案第25号

日程第18. 議案第26号

日程第19. 議案第27号

日程第20. 議案第28号

日程第21. 議案第29号

日程第22. 議案第30号

○議長（波田 政和君） 日程第12、議案第20号、対馬市職員定数条例の一部を改正する条例についてから、日程第22、議案第30号、対馬市子どもデイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてまでの11件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま一括議題となりました議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号の4件につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案第20号、対馬市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、本市の職員数は平成18年3月に策定いたしました定員適正化計画に基づき、当分の間保健師、栄養士及び消防吏員を除き、退職者不補充とすることにしております。

平成22年4月1日の職員数の目標を660名以下とするよう定めております。今回定数の改正をお願いいたしております消防部門につきましては、直結する部署であるため、組織力を低下させることは避けなければなりません。現在の消防組織、1本部、1本署、6出張所でございますが、将来的には1本部、下、中、上の3ブロックに集約することも検討中でございます。この新たな組織案に適する消防職員定数を83人とし、消防並びに救急力の向上を図ることにしております。

消防吏員の退職については、平成26年度末まで年平均1.75人でございますが、平成27年度末で14人、平成29年度末で10人という大量退職の年度を控えております。大量退職が予定されている年度または前年度に定数に見合う職員採用を行うことは、年齢構成をゆがめ

るために消防吏員は採用後、消防学校に6カ月間の研修を受けることが必要でございます。長時間職場をあけることにより、組織の機能低下を招くなど、弊害が多くなります。このため、消防吏員の大量退職を控える平成29年度までの約10年間において、退職に伴う職員採用を計画的に行い、年齢構成の平準化を図り、適正な定員管理とするため、一時的に定数の増となることから、附則で消防職員の定数に関する特例を設け、平成29年度までの定数をそれぞれ定めております。

附則で、地方自治法の一部を改正する条例で、吏員とその他の職員の区分及び事務吏員と技術吏員の区分を廃止し、一律に職員とすることになったため、関係条例を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第21号、対馬市市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

平成18年に地方自治法の一部が改正され、助役制度がこの3月で廃止になり、新たに副市長制度を設ける改正が行われました。これは、地方公共団体が所管する行政分野、また財政規模を拡大し、さらに地方分権改革によります地方公共団体がみずから判断し得る分野が拡大していることを踏まえ、市長を支えるマネジメント機能の強化を図る必要からでございます。このことによりまして、市長は政策の決定に専念する一方、副市長は担当分野の政策の執行に当たることとなります。

条文中、助役を副市長とする改正を行うものでございます。あわせて第1条の地方自治法第204条の後に第3項を加え、第3条の給料月額の特表を廃止し、本則の中に組み込むものでございます。

また、第4条を簡潔に表記し、第5条につきまして具体的にわかりやすく表記するとともに、特別職の役職加算率を県下、他市の状況を勘案し、100分の25を100分の20に引き下げるものでございます。

附則で、条例の施行日を平成19年4月1日と定めております。

続きまして、議案第22号、対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案第21号、対馬市市長、助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例にあわせた表記とするため、一部改正でございます。

第1条では、教育公務員特例法の条番号の修正を行い、第4条を簡潔に表記し、第5条につきまして具体的にわかりやすく表記するとともに、特別職の役職加算率を県下、他市の状況を勘案し、100分の25を100分の20に引き下げるものでございます。

附則で、条例の施行日を平成19年4月1日と定めております。

続きまして、議案第23号、対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明を申し上げます。

第14条第3項の扶養手当の改正は、平成18年公務員給与改定の勧告に基づきまして、国全体として進められております少子化対策に対応するものとし、3人目以降の扶養親族である子等の扶養手当額を1,000円引き上げ、1人目、2人目の子と同額とするものでございます。

また、教員特別手当に係る第19条の2、第2項及び別表第5の改正は、制度自体が国にはないため、長崎県人事院規則にあわせた改正を行うものでございます。

附則で、施行日を平成19年4月1日と定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） 議案第24号及び第27号の2件について、提案理由の御説明をいたします。

まず、議案第24号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案についてであります。

本件は、本年度移動通信用鉄塔施設整備事業により、上対馬町芦見、一重、小鹿、峰町の志越、豊玉町嵯峨の5地区に携帯電話の通話が可能となる基地局が設置されますので、この基地局の追加に伴う改正案でございます。

現在、移動通信用鉄塔施設整備事業により、13の基地局が設定されておりますが、これに今回の5基地局を追加することにより、携帯基地局は18となります。

附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行することにいたしております。

続きまして、議案第27号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例案についてであります。

今回の改正案は、移動通信用鉄塔施設整備事業、つまり携帯電話の基地局整備にかかわる地方単独事業分の追加でございまして、従来は国庫補助事業で基地局の整備を図ってまいりましたが、本年度から鉄塔施設の事業費が5,000万以下の場合、主要単独事業で整備を進める国の方針であり、そのことに伴う改正であります。本市の場合、本年度整備を進めております水崎基地局が該当することになります。

負担割合でございますが、電気通信の設備費用を除く鉄塔設備と用地費に要する事業費に対しまして、県が16分の7、市が同じく16分の7で、残りの8分の1を電気通信事業者が負担することになるものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、2件の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（波田 政和君） 教育次長、日高一夫君。

○教育次長（日高 一夫君） ただいま議題となりました議案第25号、対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本案は、対馬市保健師等要請奨学資金貸与条例で、奨学資金の貸付対象とされていた保健師等を要請する学校に在学する者に対して、新規の奨学資金の貸付ができなくなるため、対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の貸付対象とする学校の範囲を広げることにより、酒井豊育英資金を貸付できるようにするものであります。

このため、条例第3条第2号を改正し、貸付対象の学校をこれまでの大学及び短期大学に加え、職業や實際生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ることを目的とした学校として、学校教育法第82条の2に規定する専門課程の専修学校を同号イとして加えるものです。

また、同号アでは短期大学の文言が削除してありますが、条文中の大学の規定には短期大学が含まれていることを申し添えます。

第5条の改正は、現在月額5万円の定額である奨学金の額を、貸付対象の学校の範囲が拡大することにより、学校の種別や基金の額の範囲内で弾力的な運用ができるように5万円以内とし、上限額を定めるものです。

なお、この条例は平成19年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、山田幸男君。

○市民生活部長（山田 幸男君） ただいま議題となりました議案第26号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由及びその概要を説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する手数料の算定基準、印鑑登録証に関する規定及び廃棄物処理に関する手数料につきまして、所要の改正を行うものでございます。

第3条第5号の改正につきましては、閲覧手数料の算定基準を現行1世帯当たりとなっておりますことから、これを1人当たり改めるものでございます。

また、別表第1に規定いたしております印鑑登録証の再交付手数料500円を、印鑑登録証交付手数料とし、その金額を300円に改めるものでございます。

なお、廃棄物処理に関する手数料につきましては、対馬市一般廃棄物処理施設条例にその手数料の規定がございますので、別表から削除する改正でございます。

以上で、議案第26号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例につきましての説明を終わり

ます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 福祉部長、勝見末利君。

○福祉部長（勝見 末利君） ただいま議題となりました議案第28号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案の提案理由と、その内容について御説明申し上げます。

今回の改正は、合併時に対馬市児童厚生施設の名称及び位置の調整不十分により、洩れていたことが判明いたしましたので、追加をするものであります。

第2条は、名称及び位置の規定であります。第2条の表中、下から3行目に名称、久原児童館、位置、対馬市上県町久原255番地を追加するものであります。

この条例の施行日は、公布の日から施行することといたしております。

続きまして、議案第29号、対馬市精神障害者地域活動所条例の一部を改正する条例案の提案理由について、その内容について御説明を申し上げます。

今回の改正は、対馬市精神障害者地域活動所の活動助成金といたしまして、長崎県精神障害者地域活動助成事業費補助金で運営されてきましたが、障害者自立支援法の制定により、平成18年度から障害者自立支援法の適用施設となったことから、一部を改正するものであります。

第1条は、設置に関する規定を定めたものであります。この設置目的を障害者自立支援法の施行により、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの整備及び運営に関する基準の規定により、障害者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創造的、活動的または生活活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るため、対馬市精神障害者地域活動所を設置すると定めたものであります。

この条例の施行日は、公布の日から施行することといたしております。

続きまして、議案第30号、対馬市子供デイサービスセンター条例の一部を改正する条例案の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の改正は、対馬市子どもデイサービスセンターの利用者負担の根拠法令等が、支援費制度から障害者自立支援法の適用となったため、一部を改正するものであります。

第6条は、利用者負担の算定方法を指定したものであります。対馬市支援費支給条例規則第9条により、決定された額と定めておりましたが、支援費制度が廃止され、障害者自立支援法の施行に伴い、同法施行令第17条に規定する負担上限月額を限度に、国が定める報酬単価に1割を乗じた額とすることに改めるものであります。

この条例の施行日は、公布の日から施行することといたしております。

以上が議案第28号、議案第29号及び議案第30号の条例の提案理由及びその内容であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。9番、

糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 教育次長にお尋ねします。酒井豊氏の育英資金の財資はどれぐらいあるんですかね。それと、対象学生がどれぐらいおるか教えてください。

○議長（波田 政和君） 教育次長、日高一夫君。

○教育次長（日高 一夫君） 運用資金は、酒井豊さんの基金が1,000万円、一般財源が500万の計1,500万円で運用しています。

なお、18年度残高見込額は284万6,000円でございます。

なお、今現在貸し付けを受けていらっしゃる方が14名いらっしゃいます。

以上でよろしいでしょうか。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） はい。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23. 議案第31号

日程第24. 議案第32号

日程第25. 議案第33号

○議長（波田 政和君） 日程第23、議案第31号、対馬市副市長定数条例の制定についてから、日程第25、議案第33号、対馬市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてまでの3件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま一括議題となりました議案第31号、議案第32号、議案第33号の3件につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案第31号、対馬市副市長定数条例の制定について、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、関係条例を制定または改正するものでございます。

今回助役制度の見直しが行われ、市町村の助役にかえて副市町村長を置くこととされ、またその定数は条例で定めることとされております。

まず、今回の改正の趣旨及び背景についてでございますが、改正法は第28次中央制度調査会の答申を受けたもので、地方の自主性、自立性の拡大を図るための措置として講じられたものでございます。

市町村の規模、その所管する行政分野の事務事業は、平成の大合併を経て大幅に拡大し、中央

分権改革によりその役割と責任を増大していることから、組織運営面における自主性、自立性の一層の拡大を図りながら、そのマネジメント機能の強化を図ることが必要となっている現状を踏まえ、現行の助役制度に比べ権限がより強化された副市町村長を置くこととされたものでございます。

次に、副市町村長の職務でございますが、町の補佐や職員の担任する事務の監督といった現行の職務に加え、町の命を受け政策及び企画を司ること並びに町の権限に属する事務の一部について委任を受け、みずからの権限と責任において事務を執行することが明確に位置づけられております。

この規定により副市長は、これまで市長が担ってきた市全体を視野に入れた事務方で行い得るレベルを越える高度な政治的な判断及び関連する重要企画の一部分について、市長の意向、判断の範囲内においてみずからの担任事項とし、処理できることが明確にされたものでございます。

なお、経過措置といたしまして、改正法の施行の際、現助役である者は施行日に副市長とし、選任されたものと見なされることとなっております。その者の任期につきましては、助役としての任期と同一期間とされております。

第2条で、副市長の定数を定め、附則で条例の施行日と関係条例にあります助役を副市長及び会計管理者に改めるものでございます。

続きまして、議案第32号、対馬市安全・安心まちづくり推進条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

近年、振り込め詐欺や空き巣、車上ねらいなど、私たちの身近で発生する犯罪が増加傾向にあります。また、全国的に子供が犯罪に巻き込まれる痛ましい事件が後を絶たない一方、子供による悲惨な事件が発生しております。子供を犯罪の被害者や加害者にさせない取り組みが重要な課題となっております。

このような状況を踏まえ、長崎県では平成17年11月に犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指すことを目標とする「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」が策定されました。少年犯罪や身近な犯罪を未然に防ぐためには、警察の取り締まりのみによるものではなく、行政や地域社会が一緒になって取り組むことが一層大切なこととなると思われまします。このようなことから、本条例を制定しようとするものでございます。

まず第1条で、目的といたしまして基本理念を定め、市や市民等の役割を明らかにするなど、市民が安全で安心して暮らすことができる犯罪のない社会の実現を図ることとし、第2条は基本理念といたしまして、1項で市、市民及び事業者が連携を図りながら、共同して推進していくこと。第2項では、安全で安心なまちづくりが次世代へ提唱される必要性を盛り込んでおります。

第3条第1項は、市の責務とし、安全で安心なまちづくりを推進するための必要な環境整備等

の実施、2項では市民等の意見を反映させることに努め、第3項では関係機関等の密接な連携を図ることに努めについて規定しております。

第4条、第5条は、同じく市民の責務、事業者の責務を規定しております。

第6条は、市民の皆さんが活動に積極的に取り組み、お互いが助け合いの精神に根ざした良好な地域社会づくりに努める旨を規定いたしております。

第7条は、市民等に対する支援とし、市が情報の提供や技術的助言等を行うことを規定しております。

第8条は、子供等に配慮した施策の実施、そして第9条で委任事項を規定するものでございます。

なお、附則でこの条例は平成19年4月1日から施行すると規定いたしております。

続きまして、議案第33号、対馬市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についての提案理由を御説明申し上げます。

長期継続契約とは、地方自治法第234条の3の規定に基づく契約でございます。この規定によりますと、これまで電気、ガス、水道の供給契約や電話、インターネット等の電気通信役務の提供を受ける契約または不動産の貸借契約等については、翌年度以降にわたる契約が認められておりました。地方自治法の改正によりまして、このほかにも政令で定める契約については、条例で定めた場合、長期契約ができるようになりましたので、第1条で趣旨を定め、第2条で長期継続契約ができる種類を定めております。

また、附則で条例の施行日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。
22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 議案第31号についてお尋ねいたしますが、今総務部長の説明の中で、これ言われなかったのでお尋ねいたしますが、助役を副市長にする場合、対馬市の場合には助役が収入役も兼掌しておったということになるんです。

ところが、今回のどうも読んでみると、その収入役を兼掌しとった分に関しましては、会計管理者ができると、これは職員だと思ってしまうんですが、その収入役のやりよったことは会計管理者がやるという、職員がやるということになると、こう考えられるんですが、会計管理者っていうのは、対馬市の職員の身分として部長級なのか、それより1ランク上におるのか、その辺のことをちょっとお尋ねいたします。

以上。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 今の御質問でございますが、会計管理者の身分につきましては、今組織等の見直しを行っております。そういうふうな中で、この会計管理者を部長職に置くのか、課長職にとどめるのか、そこら辺につきましては、組織の中の一応検討事項で、今後4月1日までに何とか組織の中で決めたいというふうに考えております。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） そこがよく決まらんうちに助役を副市長にかえるというのは理解できるんですが、対馬市の場合、助役が収入役を兼掌しておるとい実情から、できればその収入役の分は会計管理者がすべて受け持つと認識をするんですが、その辺は、その審査の段階前にははっきりせん中では、なかなか審査が助役を副市長はいいんですが、兼掌してる分がそれに引かかって、対馬市の場合引かかってしまっておるので、その辺の審査が非常に厳しい面があると思うんですが、その兼掌しておるがゆえに。どうなんですか。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 議案の中で収入役を置かない条例の廃止の中で、また具体的に説明しようかと思っておったわけですが、この兼掌事務につきましても、今議員さんがお指摘のように、うちの場合は収入役が兼掌いたしております。そういうような中で、今度の地方自治法の改正の中で、特別職である収入役を一般職である会計管理者に置くこととされたという旨の改正法の中で、私たちといたしましては、その会計管理者を部長級にするのか、課長級にするのかというのを、今から調整の段階でということ考えております。

ですから、あとの議案の34号のときに、具体的にまた説明しようかと思ったんですけども、今おっしゃいましたように、あくまでも今度の改正につきましては、一般職に置きかえるということで字句の地方自治法の改正がされておるといことに私の方は理解いたしております。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） 議案第32号についてお尋ねをいたします。

この安全・安心まちづくり推進条例案を出してあります。大変いいことであろうかと思っておりますけれども、もう少し具体的にどのような進め方を、これが決まればしていられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 御質問の32号の安全・安心の推進条例でございますが、これも一応県の方から、一応県下の状況等の紹介がございまして、具体的に警察、それから民間サイドの運行业者といえますか、そういうような形の内容になろうかと思っておりますけれども、また条例の制定が一応可決されましたならば、県、それから警察、それから運行业者等の話し合いで、内容に

については決めていきたいというふうに考えております。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 総務部長、33号の2条の2項、計上のかつ継続的に役務の提供を受けるが、これ具体的に言うと嘱託か何かの職員のことですかね。そういう人を毎年契約するのを、継続的な業務であれば何年か、3年か5年でというような話ですか。ちょっと説明をお願いします。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 2条の2号ですかね、2条の2号につきましては、主に庁舎等の清掃業務、それから常駐等の警備業務、これにつきましては施設の管理業務等で長期契約ができるということで、今度の地方自治法の改正になっております。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） だから、例えば何年か、5年だつてというようなことでできると。

○総務部長（中島 均君） そうです。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） わかりました。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまから昼食休憩といたします。開会は13時から、よろしく申し上げます。

午前11時54分休憩

午後0時59分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

日程第26. 議案第34号

日程第27. 議案第35号

日程第28. 議案第36号

○議長（波田 政和君） 日程第26、議案第34号、対馬市に収入役を置かない条例の廃止についてから、日程第28、議案第36号、対馬市離島農業活性化基金条例の廃止についてまでの3件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま一括議題となりました議案第34号対馬市に収入役を置かない条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

この議案につきましては、地方自治法の改正が平成19年4月1日から施行されることに伴い、

関係条例を廃止するものでございます。

今回は改正法により、特別職である収入役を廃止するとともに、一般職である会計管理者1人を置くこととされたものでございます。

まず、今回の改正法の趣旨及び背景についてでございますが、地方自治法においては、会計事務の適正な執行を確保するため、職務上独立した権限を有する会計機関として収入役を設け、出納その他の会計事務を担うこととされております。

しかし、会計事務の電算化の進展、監査制度や情報公開制度の充実等により、必ずしも特別職たる収入役制度によらず、会計事務の適正な執行を確保することが可能と考えられるようになり、自治体といたしましても、収入役が形を変えた長の補佐役として、本来の職務とは直接関係ない役割を担っているケースが見受けられ、長や助役に収入役の事務を兼掌させる団体も増加しております。

このような背景と現状を踏まえ、改正法により収入役制度を廃止し、引き続き会計事務の適正な執行を確保するため、一般職である会計管理者を1人置くこととされたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 保健部長、阿比留輝雄君。

○保健部長（阿比留輝雄君） ただいま一括議題となりました議案第35号、対馬市保健師等養成奨学資金貸与条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、合併前の旧6町の奨学資金貸与条例を参考に、合併と同時に平成16年3月1日に策定され、保健師等を養成することを目的とするとともに、将来対馬市内に保健師等の職務に従事しようとする者に対し、奨学資金を貸与することにより、その就学の便宜を図り、島内における保健師等の充実に資することを目的として設立されたものでございます。

平成18年11月現在、奨学資金の貸与を受けている者が11名で、それ以外に自己で保健師等養成学校に就学している者も多く、これらの公費での人材は十分養成できているものと思慮されます。

また、卒業後の就職についても、資格を生かした対馬市内での職業も少なく、島外での就職を余儀なくされ、貸与目的を生かした条例にはほど遠い状況にあります。

附則で、平成19年4月1日から施行する旨と、施行日の前日までに貸与を決定した保健師等養成奨学資金の取り扱いについては、その償還が完了するまでの間、なお従前の例によるとの経過措置を残して、本条例の廃止をお願いするものでございます。

御審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 農林水産部長、神宮忠彌君。

○農林水産部長（神宮 忠彌君） 議案第36号、対馬市離島農業活性化基金条例の廃止について、

提案理由の説明をいたします。

対馬市離島農業活性化基金は、対馬地域の農林業の振興を図ることを目的として、平成13年度に長崎県2,500万円、合併前の6町が2,500万円を拠出し、総額5,000万円の基金として対馬総町村組合条例で設置され、平成16年3月の合併に伴い、対馬市の基金として承継いたしておりましたが、平成17年度末をもって5年間の事業期間を満了しましたので、条例の廃止をいたして提案するものであります。

基金の運用につきましては、対馬全体の農林業振興につながる事業を実施する団体を助成することとし、対馬地域離島農業活性化推進部会で事業計画を審査し、長崎県と協議の上、補助の交付を決定いたしております。事業実施期間中に交付をいたしました団体は、対州そば振興協議会、シイタケ振興対策協議会などの7団体に交付いたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第29. 議案第37号

○議長（波田 政和君） 日程第29、議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） 議案第37号辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、提案理由の御説明をいたします。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画を別紙のとおり策定することにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております2辺地計画は、18年度を初年度とする22年度までの新規の5カ年計画を策定するものであります。

以下、各辺地ごとに事業の内容を御説明いたします。

まず、上対馬町豊辺地であります。総合整備計画書案の3の公共的施設の整備計画を見ていただきたいと思いますが、消防施設の項で老朽化に伴う鰐浦地区の消火栓設置事業でございます。事業費が650万円で、一般財源650万円のうち、辺地対策事業債650万円以内を充当するものであります。

次に、厳原町内山辺地であります。これは本年4月1日から久田小学校内山分校が本校へ統合されることによる児童の通学のためのスクールバス購入及び車庫建設事業であります。事業費は600万円で、特定財源135万円、一般財源465万円のうち、辺地対策事業債460万円以内を充当するものであります。

以上で提案理由説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第30. 議案第38号

日程第31. 議案第39号

日程第32. 議案第40号

○議長（波田 政和君） 日程第30、議案第38号、対馬市厳原自動車教習所の指定管理の指定についてから、日程第32、議案第40号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についての3件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま一括議題となりました対馬市厳原自動車教習所の指定管理の指定についての提案理由と、その内容を御説明申し上げます。

市が設置しております対馬市厳原自動車教習所の管理につきましては、より効率的、効果的な管理を行うため、平成18年10月10日から平成18年11月9日まで募集をいたしました。その結果、1社から申請があり、選定委員会で審査した結果、株式会社共立自動車学校に決定いたしました。このため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 教育次長、日高一夫君。

○教育次長（日高 一夫君） ただいま議題となりました議案第39号、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

現在の対馬市パークゴルフ場の管理につきましては、平成16年第2回定例議会で可決いた

き、平成16年7月1日から平成21年3月31日までの間、財団法人美津島町振興公社が指定管理者として指定されておりましたが、平成19年3月31日をもって指定管理者の指定取り消しの申請がありましたので、これを受け申請どおり指定取り消す旨の回答を行い、新たな指定管理者の募集をいたしました。

その結果、4社から応募がありましたので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条による指定管理者選定委員会が開催され、候補者が対馬市上対馬町琴1169番地、社会福祉法人米寿会に選定されました。指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

なお、指定の期間は平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 農林水産部長、神宮忠彌君。

○農林水産部長（神宮 忠彌君） 議案第40号対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について、提案理由の説明をいたします。

対馬ふるさと伝承館は、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間、財団法人美津島町振興公社を指定管理者に指定いたしておりましたが、指定管理者より本年3月31日をもって指定の解除をしたい旨の申し出書の提出があり、新たに指定管理者を指定する必要が生じたので、募集公告をいたしましたところ、3社から応募がありましたので、1月27日と2月2日の両日、規則に基づき指定管理者選定委員会が開催され、社会福祉法人米寿会を指定管理候補者に選定いたしました。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び対馬市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を得る必要があるため、提案するものであります。

なお、指定の期間は平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間といたしております。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） 議案の39号と40号についてお尋ねしますが、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定ということですが、先ほどの話ですと、申し込みが4社あったんですかね。4社ですかね。4社のうちのこの米寿会になったということですかね。40号の分については、3社の申し込みがあったんですかね。そして、またこれも米寿会がされるんですね。4社、

3社の申し込みがあつておるんですけども、委員会を開いてされたんでしょうが、物事を決めるときには基準というものがあろうかと思うんですが、どういった基準で決定をされたのか。両方とも。

○議長（波田 政和君） 教育次長、日高一夫君。

○教育次長（日高 一夫君） お答えいたします。

パークゴルフ場についてお答えいたします。選定委員会においては、組織体制の整備、サービス向上、利用拡大の計画等のお聞きし、また市の費用負担の有無等について慎重にお聞きしました。その結果が、先ほど申しました米寿会さんに決定されたところであります。

○議長（波田 政和君） 農林水産部長、神宮忠彌君。

○農林水産部長（神宮 忠彌君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ふるさと伝承館の指定管理につきましては、議員おっしゃりますように3社の応募があつております。その中から、先ほど申しましたように情勢に基づく審査委員会を開催いたしまして、決定したわけではありますが、審査の中で募集要綱に定める期限に必要な書類の提出があつてるか。それから、同じく募集要領等に定める必要な書類が提出されておるか。

それから、条例の第4条で、その施設に対しての基準に照らした審査をなさいということになっております。それでいきますと、まず第1項目に利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図れるのであるか。公の施設の効用を最大に発揮し、その管理の効率化が図れるものであるか。公の施設の管理は安定しておるか。人員、その他の経営能力を有しているか、このようなことを審査するようになっております。

したがいまして、そのあたりの条件を総合的に審査をいたしまして、それからそれぞれ3社からの提案の説明を受けまして、慎重審議の結果決定をいたしております。

以上です。

議長（波田 政和君） 3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） あれですかね、この39号、40号については、4業者、3業者の方が応募された。そして、その4業者、3業者の方の出席を求めて、話も聞いたということですね。はい。これは、後で各委員会で審議されるわけですが、私どもの総務の方でも審議の対象になっておりますので、十分審査していきたいと思っております。わかりました。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 同じく今3番議員と同じ案件であります。39号、40号で財団法人美津島の振興公社が指定管理者をやめたということなんです。それは理由は市の考え方があるのか、あるいは振興公社自体がどうも問題があるのか、その辺はやめた理由は何なのかということがわかれば、お知らせ願いたいと思っております。

それから、今3番議員が聞いた中で、これ審査対象になると思いますが、総合的に判断されたということですが、指定管理者になった人が米寿会ですが、金額的に指定管理を受ける場合に、一番安かったのかどうかということがわかれば、お知らせください。

○議長（波田 政和君） 美津島支所、お願いします。美津島支所長、松村善彦君。

○美津島支所長（松村 善彦君） 先ほどの財団法人の取り消し理由の件ですけれども、御存じのとおり、指定17年4月から指定管理をしていたんですけれども、御存じのように決算状況を見てみますと、赤字がずっと続いております。そういう関係で、財団法人といたしましても、これでは余りちょっと赤字は重なるということで、取り消しをしたとごさいます。

○議長（波田 政和君） 教育次長、日高一夫君。

○教育次長（日高 一夫君） パークゴルフ場の補助金についてお答えいたします。

米寿会さんの補助金はゼロであります。

○議員（22番 桐谷 正義君） 一番安かったちゅうとは、どこが一番安かったか。

○議長（波田 政和君） 農林水産部長、神宮忠彌君。

○農林水産部長（神宮 忠彌君） ただいまの御質問の提案があったのは、補助金の件でございますが、提案の中では3社3様それぞれございまして、米寿会さんがちょうど真ん中ぐらいということでございまして、一番安い提案があった法人につきましては、その歳入見込みの根拠とか、そういった必要書類とかが十分にそろってなかったという面もございまして、いろいろ先ほど申しましたように、総合的な計画を見まして条例の設置条例の設置目的とか、そういったのに一番総合的な判定結果でマッチしているのはどこかという判断のもとに決定をいたしております。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 財団法人美津島振興公社の今の答弁を聞いたわけですが、そのパークゴルフ場の補助金に赤字を出したということ。全体の赤字と部分的な振興公社あるんですが、伝承館とともどもに赤字がその補助金では出てやれんから外したというふうに理解すりゃ、今の答弁ではいいんですか。ちょっともう一度答弁をよろしくお願いします。

○議長（波田 政和君） 美津島支所長、松村善彦君。

○美津島支所長（松村 善彦君） そういうことで御理解を願いたいと思います。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 当初予算にパークゴルフ場管理委託料が125万円組んでありますが、今のとではゼロだと、こうなっておりますが、なぜ予算に上げたのか。ゼロやったらゼロとなぜしなかったのかちゅうのは、その辺はどうなんですか。ちょっと。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） お答えいたします。

時期的な問題がございます。当初予算というのは、早くから準備をいたしまして、ただこの議決をいただけませんと、正式な管理者の指定はできませんので、そういう意味で当初予算ではこのことを予想せずに組んでおりました。今回、全く今の質問ですと、補助金がないということですが、結果としては米寿会さんは市から補助金をいただけずに経営はできますということでありますので、ゼロになるということでございます。御理解いただきたいと思っております。

○議長（波田 政和君） これで質疑を終わります。

日程第33. 議案第41号

○議長（波田 政和君） 日程第33、議案第41号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました議案第41号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成19年3月31日をもって北松特別養護老人ホーム一部事務組合、伊万里・北松地域広域市町村圏組合及び西彼杵広域連合が解散することになり、長崎縣市町村総合事務組合を組織する組合市町村からこれらの組合を脱退させるものでございます。

また、平成19年4月1日から県央地域広域市町村圏組合、長崎県南部広域水道企業団及び長崎県後期高齢者医療広域連合が長崎縣市町村総合事務組合へ加入することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合を組織する組合市町村数を増加するための規約を変更するものでございます。

また、消防組織法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本組合格約の一部を改正するものでございます。その協議につきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第22号から議案第41号までの22件を、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議案付託表どおり、各常任委員会に付託いたします。

各常任委員長の審査報告は、3月19日に行います。

日程第34. 陳情第1号

日程第35. 陳情第2号

日程第36. 陳情第3号

日程第37. 陳情第4号

○議長（波田 政和君） 日程第34、陳情第1号、対馬沿岸及び浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣をすることを禁止する陳情についてから、日程第37、陳情第4号、トンネルじん肺根絶対策を国に求めるための陳情についてまでの4件を上程します。

ただいま上程いたしました陳情については、お手元に配付の陳情文書どおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

委員長の審査報告は3月19日に行います。

○議長（波田 政和君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。あすは定刻から本会議を開き、市政一般質問を行います。本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後1時30分散会

平成19年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第3日)

平成19年3月7日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成19年3月7日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(23名)

1番 小西 明範君	3番 小宮 教義君
4番 阿比留光雄君	5番 三山 幸男君
6番 小宮 政利君	7番 初村 久藏君
8番 吉見 優子君	9番 糸瀬 一彦君
10番 桐谷 徹君	11番 宮原 五男君
12番 大浦 孝司君	13番 小川 廣康君
15番 兵頭 榮君	16番 上野洋次郎君
17番 作元 義文君	18番 黒岩 美俊君
19番 島居 邦嗣君	20番 武本 哲勇君
21番 中原 康博君	22番 桐谷 正義君
24番 畑島 孝吉君	25番 扇 作工門君
26番 波田 政和君	

欠席議員(1名)

14番 大部 初幸君

欠 員(2名)

事務局出席職員職氏名

局長 大浦 義光君 次長 永留 徳光君

参事兼課長補佐 豊田 充君 副参事兼係長 三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
助役	永尾一二三君
総務部長	中島 均君
総務部次長（総務課長）	斉藤 勝行君
政策部長	松原 敬行君
市民生活部長	山田 幸男君
福祉部長	勝見 末利君
保健部長	阿比留輝雄君
観光商工部長	長 信義君
農林水産部長	神宮 忠彌君
建設部長	清水 達明君
水道局長	斉藤 清榮君
教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
美津島支所長	松村 善彦君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	山本 輝昭君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
監査委員事務局長	阿比留博文君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君
代表監査委員	中島 孝欣君
監査委員	桐谷 正義君

午前10時00分開議

○議長（波田 政和君） おはようございます。

報告します。大部議員より遅刻の申し出があつております。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（波田 政和君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇は5名を予定しております。

それでは、届出順に発言を許可します。8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） おはようございます。一般質問に入る前にちょっとお時間をいただきたいと思いますが。12月定例会と臨時議会の流会になったことに対して、市民の皆様、そして理事者の皆様方には大変御迷惑をおかけしたことをおわびしたいと思います。

しかし、私といたしましては、議会で決まったことをどんな理由があれども守られないということは、議会制民主主義の根源をゆるがすものと思っております、そういう意味から欠席ということにいたしました。御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

では、今から一般質問にさせていただきたいと思います。私は次の3点について質問をいたします。まず、粗大ごみの収集について、これは17年第3回定例会の再質問となります。2点目は休耕田の利用と郷土料理の普及について、3点目は高レベル放射性廃棄物の地層処分地についてであります。

では、1点目の粗大ごみの収集について、お尋ねいたします。

日常生活の中で出るごみには、燃えるごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ等があります。それぞれ区分して収集していますが、粗大ごみも日常生活の中のごみでございます。私は17年の第3回定例会のときに質問しましたように、他の市の状況を調べてみました。隣の島、壱岐市等においても、また、福岡市近辺の五つの市に粗大ごみの収集について聞いてみますと、すべて市が粗大ごみは収集しているとのことでした。

我が対馬市は御存じのとおり粗大ごみの収集はしておりません。高齢者もふえ、独居老人の世帯も多く、粗大ごみを捨てに行く手段を持たない人がほとんどでございます。この粗大ごみを処分することに市民の方は大変苦慮されておられます。幸いにして各支所には住民生活課がありますので、その課の業務として年に3回から4回ぐらい収集することにすれば、経費もかからず無理をしないで住民サービスができるものと思いますが、市長の御意見をお伺いいたします。

次に、2点目に休耕田の利用と郷土料理の普及について、お伺いいたします。

昔、ソバは対州ソバとして対馬の特産品だったと聞いております。島のあちらこちらに休耕田が多く見受けられますが、この休耕田を利用してソバやイモ等共同生産したらどうでしょうか。

また、そのソバやイモを原料にしてロクベーやセンソバ等、加工できるように工夫、研究し、大量に製造してお土産物や特産品として商品化ができないのでしょうか。ソバの花も風物として観光名所にもなり一石二鳥となると思います。また、商品化した品物を販売する流通経路を確

保することにより販売が安定し、老人や若者の雇用が創出され、夢と希望が持てるようになると
思います。イノシシやシカの被害でイモやソバの生産ができるのかどうか、大変心配でございま
すが、頭で描いて口で言うことは簡単ですが、いざ、実行に移し、軌道に乗せるには並大抵のこ
とではありません。でも、まさに「掘り起こせ活力」です。まず、第一歩を踏み出さなければ何
もできないと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

3点目に、高レベル放射性廃棄物地層処分地についてお伺いいたします。

高レベル放射性廃棄物というのは、原子力発電所から出る核のごみのことですが、高レベル放
射性と名がついているように大変恐い高レベルの死の灰の廃液だそうです。この死の灰の廃液を
ガラスと一緒に固め、ステンレス製の容器に詰めたものが高レベル放射性廃棄物というそう
ですが、別名ガラス固化体とも呼ばれております。このガラス固化体一本には広島原爆の約30
発分の死の灰が詰まっていると言われております。そして、何とこのガラス固化体を4万本を地下
300メートル以下に埋める壮大な計画であるそうです。地下に埋めて100万年隔離しないと
放射性規制がとけないそうです。100万年後に地球が存在しているのでしょうか。また、人類が
生息しているのでしょうか。だれが安全性を確認することができるのか、すべて未知数でござい
ます。

そして、このガラス固化体が青森県の六ヶ所村から船で運ばれ、港から処分場までの陸上はト
レーラーで輸送することになるそうです。この輸送を何回となく繰り返し、4万本のガラス固化
体を運び込むわけでございます。この輸送中の事故が最も危険とされております。

地層処分についても長期的な将来は確かめようがなく、いろいろの観点から危険性が指摘され
ております。そして、この地層処分は世界中どこの国でもいまだ実施していないということです。

以上、高レベル放射性廃棄物の恐さ、危険性を述べましたが、市民の生命と財産を守るべき市
長として、また、被爆県長崎として、高レベル放射性廃棄物地層処分地対馬誘致について、どの
ようにお考えなのか、お伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 8番、吉見議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、第1点は粗大ごみの回収についてでございますが、先ほど来、お話がっておりますよ
うに、生活の場からいろんなお話を伺っているわけですが、先だっても聞いた記憶は御指摘のよ
うにあります。今、確かにそういったもの、私どもの父性からのまちづくりということでの、ご
つごつした、余り柔らかさのないまちづくりがいろいろ問題になっております。父性、母性とい
ったらおかしゅうございますが、母性から見た、母性の感性から見たまちづくりというのが、今、
スロータウンのまちづくりと同じように皆さんが関心を持っているわけですが、そういった意味

でも、今、いろんな思いを持ちながら聞いておりましたが……。

御指摘のように、ごみの収集につきましては可燃ごみあるいは不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみの4種類に分けて収集業務を行っているわけです。粗大ごみの収集につきましては、合併後対馬市としましては、収集しないということでの個人による処理施設への直接持ち込み、または個人が業者に依頼をするという、いずれかの方法によって処理がされているわけであります。

ただ、この前も申し上げました一部の支所管内につきましては、旧町時代から実施してきた経過、現況を踏まえまして、経過措置といたしまして地区の収集場所へ持ち込まれる。その粗大ごみは年1回処理施設へ運搬しておりましたが、他支所との均衡を図るということで、行財政改革の観点ということで19年度から廃止ということでこれはもう決定してるんですが、全く思いは逆の状況です。

これは業者の人らともいろいろ話をしているんですが、特にひとり暮らし——この前から御指摘のような高齢者の方、そういったことがありますので、何らかの方法を検討することでやっているわけであります。非常に、すぐ対馬全域で実施することは困難なこともございますし、今後、高齢者世帯というのはまた増加をしていく一方でありますので、この粗大ごみの収集は吉見議員御指摘のように何か方法を考えにやいかんと思っております。避けて通れない問題、課題のひとつになっております。

今、廃棄物の収集運搬業者が22業者、島にございます。何か方法がないかということでの検討を担当課でやっているようでございますので、しばらく時間を貸していただきたいと思っております。

住民生活課の中で対応できないかということですが、各支所があるからということでございますけれども、これもいろんな問題があるようですので、いずれにいたしましても、そういったことも含めて検討をもう少しさせてください。

それから、休耕田の利用と郷土料理の普及についてでした。昔、ソバは対州ソバとして特産品だった。それから休耕田を利用した共同生産をしてコストを安く仕上げたらどうかということ。

この対馬で栽培されておりますソバの原産地というのは、この前もいつか言ったと思いますが、中国南部の雲南省一帯で栽培をされまして、朝鮮半島を経由し、そして日本で最初に対馬へ伝来したと言われているわけですが、古くからの対州ソバは高い評価を受けているわけです。在来種として普及あるいは水田の転作作物なんかに主要推進作物として、市全域で栽培が今されております。

市といたしましても、対州ソバの特産品化に取り組んでおったわけですが、平成12年度に係機関で組織されました対馬ソバ対策協議会が発足したことはよく御承知と思っております。対馬在来の系統品種への更新に取り組みまして、今年度で生産農家への配分がほぼ完了いたしておるはずであります。これからは安定生産のための栽培技術あるいは省力化技術の普及定着に取り組んで

いかなければならないと思っております。

ただ、難点なのは、全国ネットへは少し無理があるようです、単価的に。ブラジルと中国といった、やっぱり3分の1ぐらいで入りますから。そういったことになると、今少し状況が変わっているかもわかりません。コスト的に非常に……、ただ、希少価値のあるもので高くできないかということで取り組んで……。

市といたしましても、関係機関と連携のもとに排水対策等の技術的課題を解決することはもうひとつ技術的なものがあるようです。それから、市独自の生産奨励の活用によりまして、作付面積の拡大はこれからも引き続き行っていかないかと思っております。また、島内の体験交流施設を活用したソバ打ち体験等によります消費の拡大あるいは体験出会い塾の「匠」で商品開発等しております冷凍生麺ですか、これのブランド確立により島外販路の拡大、これも取り組んでまいりたいと思っておりますが、なかなかブランド化がなるほど難しいですね。一番、今いいのは後での質問でも触れられますが——関連してきますけど、やっぱり対馬という名前をつけたのが一番ブランド化に早いようです。なんだかんだややこしい名前をつけるよりも。このごろそう感じてなりません。

それから、この郷土料理の普及でロクベーあるいはだんつきもち、この工夫、研究次第では土産物となるのではないかということですが、全くそのとおりだと思いますが、やっぱり皆さんが買いたくなるような商品っていうのは——流通というのは非常に難しいわけですが、創意工夫をしてみなければならぬと思っております。とにかく観光商工と1次産業の融合というのは対馬活性化のキーワードであるということは再三再四申し上げているところでありますので、吉見議員が指摘のとおりロクベーやだんつきもちというのは豆がついている、豆もちのことですね。こういったものも十分な地域資源として活用できるはずであります。こういったものを特産化するということで、いろんな試みがなされているということも、もう私がいうまでもありませんので、十分つくるところ、売るところ、消費者、こういったものも——何というんでしょうか、空回りしない検討が必要だと思っております。

市といたしましても、販売面では、今、機構改革等で観光商工部に商工流通班を新設をいたしまして、積極的な対応がとれるような体制を組んでおりますので、ぜひ、さまざまな地域資源であるわけですから、いろんなものが再度見つめ直しまして地域の生産組織を積極的に支援をしていく。そして、加工業者の団体等との協議を重ねながら販売面での強化策を検討しまして、付加価値の高い対馬の特産品づくりということに努力したいと思っております。

と、いいながらも、まずは人だと思えます。人の特産品がまずできれば物の特産品もできると思うんですが、なかなか人の特産品が対馬は少のうございます。

それから、高レベル放射性廃棄物地層処分について、これはもう、吉見議員もテレビ等、新聞

等で申し上げているとおりですので、言を待たないと思いますが、まあまあ癒しの島づくりをしましょう、あるいは1次産業と観光の融合する町をつくりましょう、島をつくりましょうという事で、これはもういわずもがなであろうかと思えます。

それをどう考えているんだ、どう考えているんだと、まあまあよく言われる人が多いです。市長も市民の一人です。間違いありません。だから、子や孫の代に価値あるまちづくりをしよう。そういった中でお互いが対馬のためにこれは必要だと、いやこれはだめだと言っているわけですから、それは当然両論とも、賛成派も反対派も、賛成、反対というよりも、本当に安全性は大丈夫なのか、いや、安全性ができんからじゃないかとか、いろんな共通の思いたくさんあると思えます。だから、どちらも対馬のためにこれがよかろうということで勉強しているんだと、この前から申し上げているとおり、市長としてはちゃんと見守りたいと思えます。

何か突っ込んだ話がよくあるわけですが、それを言っても容赦しない人が多うございまして、私のことを横暴だと言いますが、そう言った人もどうかと思えます。何回言っても同じことを言われる。しかし、それはそれとして人それぞれあるからいいと思えます。

そういう中で、市としての申し入れはしないのかというようなお話です。今の時点で私がそういうことは——はずがありませんという、それならいつするんだと。いつする……安全性、私も勉強せないかん。あなたが言われているように、今できているのはフィンランドだけじゃないですかね。アメリカもうまくいってないようですね。だから、そういった点では対馬のためにどうしたらいいかということ。短絡的に金がこれだけ入るからやりましょう。そういったことは毛頭考えられるわけじゃございません。

あくまでも自助努力、対馬の人が今、みんな対馬が一番——人口もこんなに減って、大変だと思っておりますけれども、それはそうでありますが、全国、対馬以上のところはいっぱいあります。都会以外はほとんどの過疎地が辺地、山村、豪雪、離島、過疎地、これは対馬以上の人口の減りでありまして、あるいは対馬以上の生活の苦しみがあります。対馬は今までよかったものですから、対馬だけがこんなに悪いて何か思っておりますが、決してそうではありません。しかし、今までより悪いことは間違いありません。

したがって、これをどうにかしたいという皆さんの危機感のあらわれでありますから、それいろんな模索をしている。勉強会をされている。何とかどっかいいことはないか、雇用の場もできるじゃないかという、いろんな話の中でこういったふうになってきているわけですから、二つに分かれてけんかがあるはずがありません。皆、喧騒になったということです。それは対馬のために考えている限り、どちらも——反対派の勉強会も賛成派を呼べばいいし、賛成派の勉強会にも反対派を呼べばいいじゃないですか。

だから、そういう言論を封じたり、あるいはそういったことをやるなどか、というようなことじ

や民主主義じゃないと思います。私は私なりのちゃんとしたものは持っております。だから、そういう前提の中で今、そういったことをする、申し入れを市としてする気はありませんということをおっしゃっております。

それならいつするんだと、いつするのかと、安全性が確認されて、これは対馬のためにどう見てもいいと判断ができたらしめますけどね。そういったことは、まず、今のところ安全性の確認というのは難しいでしょうから、難しいだけに軽々にもものは言えない。皆さんが勉強されて、安全性が確認されたら別にどうということはないじゃないですか。一番いいこと。しかし、安全性が確認されないからこそ、いろんな話が何か、これしますと何十億します、何百億なりますよということが出てくる。そんなに安全なものだったら、反対派の人の意見を聞きますと、それなら東京の原子力発電で恩恵を被って、東京のど真ん中に置けばいいじゃないかとかこういう人もおられます。また、逆に何で国が進めることをそんなことするはずないじゃないか。国が保障するんだからいいじゃないかと、いろんな話もあります。

そういったことで、非常にこれはむつの問題とは全然違う問題ですから。むつは岩手のようにああいったホタテ御殿ができました。当時むつを入れるということで科学技術庁1,500億とありましたか、それで大船越漁協がむつ大歓迎とか、科学技術庁長官にだめを押しまして、それから始まったんですが、いいところまでいきよったようです、賛成派の方では。ところが、いろんなことで逆にそのまま突き進んでしまいました。それを皆さんがむつの二の舞はさせないという方もおられます。いろんな話も聞いております。むつは移動できますけど、あなたが言われるように。300メートル以下にやっていくということは非常に難しいことですので、まだまだいろいろ勉強されていいんじゃないですか。

皆さんが陰悪な空気があるとか、そういうことがあるはずがありません。お互い対馬のためを思っているのに、そんなことになるはずがない。そういったことで、私は自分としては自分なりの考えのもとで、そういった、今、申請はできませんとおっしゃっていますが、皆さんがよく勉強されて、対馬のためにとということでされている中、いろんなそういう延長線上に対馬の活性化について論議されているわけですから、私は悪いことじゃないと思っております。

しかし、最終的に市としてどうだということにはちゃんと話をしますが、この前から新聞あるいはテレビ等でも、また、皆さん方との話の中でも——この前は議長会の方が、元議長さんらがたくさん見えました。そのときもお話をいたしております。

そういうことですから、よく研究をされて、対馬の将来をどうしたらいいかということで、ぜひ、対馬の活性化のために、将来子や孫のためということで、お互いが根底は共通のものがあるはずですから、十分、論議をしていただきたいんですが、前から言っておりますように、そういう1次産業と観光の融合する島づくり、まちづくりあるいは癒しの島をということでございますの

で、そういった中では風評被害ってということが非常に大きくなっていくんです。だから、慎重に勉強会はなされたいなと思っております。慎重な上に、よくいろんな観点から、大所高所から、前後左右からの議論が高まればと思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） いろいろとありがとうございました。まず、1点ずつお尋ねいたします。

1項目めの粗大ごみの関係でございますが、私が17年の第3回の定例会のときに質問しましたときの市長さんの回答なんでございますが、粗大ごみはごみ収集は住民サービスの一つとして、よく検討しなければならない課題のひとつとらえておまして、そのような認識をいたしておりますので、ぜひ、検討していきたいと思っております、ということで回答を得ております。

そして、さらにまた、武本議員さんが18年の第1回定例会のときに質問されております。このときの回答はこのようございました。今後、高齢化社会4人のうち1人が65歳以上になるわけでございます。高齢者単身世帯が増加することを考えてみますと、御指摘のように半年に1回、また4カ月に1回程度ある、あるいはもっとわかりませんがということで、新たな粗大ごみ収集日を設けて、自分で処理施設まで持ち込めない高齢者の皆さんの世帯に対する住民サービスのひとつとして検討していかなければならない課題だと思っております、ということで、大体私と同じ回答を得ております。

そういう意味で今、個人的にその施設まで持っていくのは高齢者で大変だし、また、業者に頼みますと高いお金がかかりますし、そして、個人的にまた持っていくと考えれば、各——粗大ごみですからおのずから大きなごみでございまして、その運ぶ、車、軽トラとかいう、持っているのは普通ありませんので、農家の方以外にはないと思っております。そういう意味から含めまして、ぜひともこれは実行して収集日をつくっていただきたいと思っております。

合併しまして、何もひとつもいいことはないということは、もう皆さん、市民の方からよく耳にされ、たごができるぐらいに聞いておりますが。本当にこれは——そういう意味では各支所にやはり住民サービス課がありますので、そう大したお金もかからないと思うんです。そういう意味から住民サービスとして各支所にあるということを利用されまして、そういうことをぜひともこれを実行していただきたいと思っております。

そういうことで再度、市長さんにお尋ねしますが、そういうことはやっぱり考えられないものでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 今、その検討はしているんですが、問題がいろいろあるんですね。やり

かけるとバランスの問題、あるいは平等性を欠くとかいう、今の時代のことになるんですが、しかし、高齢者でそういったことができない人ということは間違いないわけですから、業者がサービスをやる——業者にサービスしてもらおうということ、サービスでやりましょうというところもあります、それではまたまた、いろんなことが出てきます。

ということで、ちょっとそれは部長の方から話しさせますので。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山田 幸男君） 現在、担当課、それと支所の担当者と協議をいたしております。検討をいたしております。どういう方法があるのか。

それと、一番、我々地方自治にかかわっているものとしては、最少の経費で最大の効果というのが一番重要な課題でございますので、その経費をかけなくてする方法、先ほど市長も申しましたように、対象をどうするのか、どういった方法があるのか、料金設定をどうするのか、年何回するのかというところで、現在、担当者等——支所の担当も含めまして検討を進めているところでございまして、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） 前向きな回答をいただきましてありがとうございます。今も言いましたように、合併して明るいニュースがないわけでございますので、ひとつこの明るいニュースでこれを取り上げていただきたいと思います。

2点目でございますが、休耕田の利用と郷土料理のことについてでございますが、このイモやソバをつくることによって郷土料理がまた浮き上がってくるわけなんでございます。毎年、小茂田祭りがあります。たしか11月12日だと思いますが。このときに小茂田では豆もちですね。これはすごく——行ったらすぐ売り切れるぐらいに皆さん喜んで買われます。私もすごくこれ、素朴な味でおいしいと思います。

これも歴史的な背景がありまして、元寇の役で蒙古が攻めてきたときにもちつきよって、それがあんこもちつこうと思ったときにそれが間に合わんで、もう小豆をそのまんまもちにぶっつけてしたとかいう、そういう由来があるようなことを聞いておりますが。そういうことをネーミングにも入れまして、これを売り出したら私はすごくいいと思うんです。

だから、各——対馬の中でも旅館とか料理出されるところでこれを出されているところは私はいまだに1軒もないと思うんです。一応言ったことは何軒かあるんですけども。これは来られた方には、おお、そういうことがあって……おおって、珍しいなあって言われると思う。もちだから固いと思いますが、これもまた、いろいろ考えられまして真空パック、水の量、いろいろわかりませんが。そういうことで、これは私はすごくいいと思っております。

だけど、小茂田祭りに行って、その蒙古襲来等いろいろ、その景色を見たときに、コンクリですべて埋めつくされておまして、もう、東シナ海——前のを想像しますと、東シナ海全部ば一っと思えておまして、地平線見えておまして、ああ、ここから蒙古攻めてきたなあっていう、そのイメージがすごくわいて、すごくよかったです、残念なことにもう、今、その昔の面影全くなく、残念で——昔のことを取り戻すことはできないでしょうけれども、残念でたまりません。それがひとつのことです。

また、郷土料理につきまして、お年寄りの方からどんどんいろいろと昔のことを伝授を受けなくてはならないんですけども、この前私、ひとつ御馳走になったものがあるんですが、それは何かよく聞くとセンソバとかいうことでしたが、今までに私食べたことのない、すごく弾力性あってもものすごくおいしかったです。こんなこととは、それこそまた、真空パック、いろいろしながら、創意工夫しながらしたら、すごく対馬の特産品として売れるんじゃないかなあっていうことを思いましたのでつけ加えておきます。

そして、私も友達に大阪の方でうどん屋を経営して3、4店店舗を持っている方がおるんですが、この前アオノリとカジメの粉送りまして、うどんの具にちょっと落とすぐらいで、これ対馬のアオノリ、対馬のカジメよとかいう何か説明をつけながら、何か商品にならんねということで送ったんですが、まだその回答はいただいておりませんが。

そういう意味で、それこそ市長さんもおっしゃられたように対馬という名前をつけて売れば、すごく何か新鮮さとかいうか、対馬という名前が出ていいかなって私は思っております。

それから、対馬のソバは農協の方に尋ねてみたんです。大船越の、小船越農協でしたか、そこに専門的な方がいらっしゃるからということでそこまで行って伺ったんですが、確かに対馬のソバは質がすごくいいと。だけど、コストが高いんですということをおっしゃってました。だから、それこそ共同生産してたくさんつくることによってコストが下がってくるんじゃないかなと思っておりますので、また、そこ辺も考えていただきながらお願いしたいと思います。

また、ロクベーは市民の方が真空パック等で含めてインターネットで販売をされております。すごく頭の下がる思いがしております。そういうことも含めまして、さらに研究していただきまして対馬の特産品とできればいいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ということで、ソバはすぐ——私全く農家出じゃないのでわかりませんが、そこをわりとできるということで聞いておまして、よかったですそういうことを奨励してしていただきたいと思いますが、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 吉見議員さんの熱い思いはよくわかりますし、何とか対馬で取れるものがすべてそれが特産品の形で流通に乗っていくことが一番いいことなんです。全国がそのよう

にしているのではなかなかヒットするのが難しいわけですが。ソバは何とか対馬固有の稀種なんだから、これをもう少し何とかならんだろうかということで実は農業振興基金という、この前5,000万の話が予算で出ましたと思いますが、説明の中で。そういったことでソバの今、固有種がなくなりつつあるということでのこの問題にもとらえておるわけです。

たかがソバと言いますけれども、かつて利賀村というところで——そうですね、2,000人おられますか、1,500人か2,000人です。今、観光連盟の事務局長しているんですが、彼がしかけをしまして、これは東京会議のメンバーの一人ですが、あそこでソバ博覧会をやりました。そのとき約20万ぐらい集まって、ブラジルからアフリカから中国から、ソバが——ソバの関係のあるところ。そして、相当、数億円のソバ博覧会で利益を上げた有名な話がありますが、もう相当前です。これも今、対馬振興プロジェクトの東京会議のメンバーの一人なんですが、彼がソバに詳しくて、そのとき、利賀村と一緒に20万の人を集めたんですね。すごい博覧会、今でも語り種になっていますが。ソバにはそういったものもございますので、何か一般論でいきますと、もうとてもコスト面で勝てません。だから、対馬独特のソバの商品あるいは流通面でのそういったものはできないかなと思っております。

これも実は今度、舟志で企業誘致になります野菜工場の、そのオーナーが渋谷を初め東京で何店舗か対馬屋という商号でいろんなものを出していただくようになっておりますので、そういったこと等もいろんな知恵をくみ上げながらやってみよう。ただ、私どものなつかしい、昔おいしかったから子供のころこうだったからという郷愁というんでしょうか、ノスタルジアで皆さん、いろんな特産品ができあがっていつているのも事実ですが、それがヒットする場合とヒットしない場合がありますね。豆もちのたんづけもちとか言いよったら、余りよくないそうですね。それ私、よくわからないでつい言ってしまいましたけれども。佐須奈の地元の人是非常に不快感を持たれるそうですから。豆もちって言ったらいんですか。そういった意味で書いてあるんですね。

とにかく特産品づくりっていうのは、これからも対馬にある1次産業、こういったものをどう売り出していくかということは非常に大事なことです。よく研究をしてみたいと思いますし、また、専門的なところもいろいろと相談をしてみたいと、このように思っております。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） 時間が本当、なくなりました。

今度は高レベル廃棄物の関係でお尋ねします。いろいろ海洋温度差開発のことについて市の方から調査されておまして上原春男理事長、対馬出身の方、この前も説明受けまして、いろいろこの海洋温度差開発の可能性について、すごくいいことばかり説明を受けております。確かにすばらしいことだと思っております。

また、特に東京対馬会の皆さん方からも対馬を世界遺産にしたらどうかという声も上がっており、また新聞で見えています。また、天然記念物対馬のヤマネコ会の保護を目的にした舟志の森づくりも推進されてきておる。こんなすべてが核廃棄物を持ってくることによって、これがすべてだめになるんじゃないか。また、今、市長さんもいろいろ癒しの森とかいろいろ言われましたが、そのすべてのものがだめになってしまう、そのようなことだと思いますし……。そういう意味ではこのことについては、もう大変な影響がありますので、すごく懸念しております。

そして、対馬——私たち今、住んでいる、対馬広報誌の2月号の人口では3万8,764人という、今対馬の人口がなっておりますが、私たち今住んでいるこの人たちだけの対馬じゃないんですよね。すべて東京対馬会、それぞれ関西対馬会、福岡対馬、長崎対馬会、それぞれやられまして、そしてまた、対馬を出ていかれた方は本当に10万近く、以上なっているか、私はさだかに調べておりませんが、福岡におられる方だけでも五、六万おられるということをいろいろ聞きます。そういう意味でそれぞれの方はこの対馬が故郷なんです。ふるさとなんです。すべての方のふるさと、私たちだけの対馬島ではないということを私は言いたいんですが。これから先、また生を受ける子供たち、孫たち、その人たちもまた、ふるさとになるわけなんです。

そういうことで、ぜひともこの施設の誘致に対しては慎重にさせていただきたいと思っておりますし、ここでひとつ私ちょうど目にしたんですが、福岡対馬会の新年のごあいさつで福岡対馬会の会長さん武末登朝さんの新年のごあいさつがちょうど目についたものですから、ちょっと御披露させていただきたいと思っております。初めの方は新年のあいさつが書かれておりまして、途中からさせていただきます。

さて、昨春、私は対馬へ帰った際、幸運にも鮮やかに白い花を咲かせ、一面に広がるソバ畑に数十年ぶりに出会いました。このさわやかで見事な光景に正直感激感動し、美しい故郷対馬が私の心にさらに深くしみこんでいく一瞬でした。私たちが育ててくれた故郷対馬はやはりすばらしい。そのように対馬を思い、愛する人たちの集うところ、そのよりどころが福岡対馬会でなければなりませんと決意を新たにしております。

そして、また、さらに対馬の歴史に残る先達の中で対馬聖人陶山訥庵ほど強烈に対馬を愛し、対馬と対馬の人のためにその生涯をささげ、どでかい仕事をなし遂げた人を私は知りません。対馬の心ある人々に教えを乞いながら、知れば知るほどこの対馬の先達が江戸時代の日本広しといえども、天のさむらいの中のさむらいであったと私は確信しております。ことしは奇しくも対馬聖人陶山訥庵生誕350年にあたります。この対馬の偉大な成功人に学んで、対馬に生を受け大恩を賜った私たちすべてが今こそ対馬のために恩返しの事始めをしていきたいものと考えております、という新年のごあいさつされております。本当、私たち対馬に思いを寄せられるいろいろな方、本当に頭が下がります。

そして、もう時間がないんですが、この対馬市は非核宣言をしております。これは対馬市合併してから——16年4月30日の宣言でございますが、ひとつ読まさせていただきます。

非核平和都市対馬宣言。美しい自然、豊かな文化に恵まれた郷土と平和な地球を守り、子孫に引き継ぐことは、今を生きる私たちに課せられた最大の責務であります。しかしながら、現在も核軍備の拡張は依然として続けられ、世界の平和と人類の生存に大きな脅威をもたらしています。私たちの住む長崎県は人類史上初の被爆体験を持つ被爆県であります。人類を破滅に導くあらゆる核兵器の廃絶と平和の尊さを全世界に訴え続け、再びこの悲劇を繰り返してはなりません。私たち対馬市民は平和憲法の本質にのっとり、非核三原則を尊重し、全人類の自由と幸福、世界の恒久平和の実現を目指し、ここに非核平和都市対馬を宣言します。16年4月30日でございます。

こういう非核宣言もしておりますし、これから先、こういうすべての皆様の——対馬島民以外の方々の熱い思い、すべて含めまして核についての拒否条例の制定をされる気持ちはございませんでしょうか。いまひとつお尋ねいたしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 核もいろんな観点から考えなきゃいかんと思っております。安全性ということが一番ですが、今のところエネルギーとしての原子力っていうのはこれはもう否定されない状況で、原子力発電所があるから私どもの——極端に言えば、こういったこともできている。もちろん、軍事的な核の話だと思いますから、そういった核の平和利用という点では電気なんかで、本当にエネルギー源としては化石燃料にかわる一番コストの安いのが原子力だと思っております。それがもう今否定できないところまでの影響があるわけですし、私どもそれによって生活もできておるといいますから、そういったことを考えますと、核融合、核爆発、いろんな諸刃の剣になるわけですが、やっぱりあいつ、今まで経験をしたことのない体験をした被爆国であることも間違いないし、被爆県である前に被爆国でありますから。国としての考え方、そういったものもあるでしょうが。

私どもやはり宣言にありますように、非核3原則が当時そういったことでしたけれども、少しずつ何か変わってきているような気がしておるわけですが、それはそれとして条例を制定することは、そういう私どもの意思が働いてこそ条例だし、皆さんと一緒にできるのが条例ですから。今のところ条例をつくっていいことはありません。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） ぜひともまた考えていただきたいと思います。

私ことをひとつ言っているのかどうか分かりませんが、私主人が亡くなりましてもう10年になります。主人が病に伏していたときに、もう意識朦朧としていたときに突然目をさまして、

起き上がりまして、このように言いました。「お母さん、対馬は大丈夫か」、こう言ったんです。私は何を思ったのかわかりませんが、「お父さん、対馬は大丈夫やけん」、そう言いました。そうしたら主人は、「ああ、そうか、よかった」と言って、またそのまんま床に伏していきました。この言葉がすごく今、思い出されます。

どうか、この核施設誘致に対しましては、もう一度皆さん、市民の皆さん、よく考えていただきまして、いい方向に持って行っていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（波田 政和君） これで8番議員の質問を終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。再開は11時から。よろしくお願いします。

午前10時50分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

16番、上野洋次郎君。

○議員（16番 上野洋次郎君） 会派つしま21の上野でございます。通告に従いまして質問を行います。質問事項は高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致について、この1件であります。先ほど8番議員と重複することもあります。どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入る前に、この高レベル放射性廃棄物の最終処分とはどういうものなのか、市民の方々に簡単に私なりの理解の上で説明をさせていただきます。

現在、私たちが使っている電気の約3分の1は原子力によってつくられています。この原子力発電では一度使った原料を再処理してもう一度使うことができます。その過程で高いレベルの廃液が残ります。その廃液を高温でガラス粉末と溶解し、ステンレスの容器に閉じ込めたものが、これがガラス固化体というものです。このガラス固化体を30年から50年間程度冷却します。現在、青森県六ヶ所村で約1,200本、茨城県の東海村に約200本貯蔵されていると聞いております。このガラス固化体を厚い金属の容器に入れ、さらにその周りを粘土で固め、地下300メートルより深い安定した地層に埋設処分するものであります。

この事業は平成12年5月に処分制度の枠組みを定めた特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律が成立し、これを受けて地層処分の実施主体である原子力発電環境整備機構が設立され、処分費用の確保も始まりました。また、平成14年12月には原環機構によって処分地の選定に向けて最終処分施設の設置可能性を調査する区域の公募が開始されたところであります。まさに国の原子力エネルギー政策の中で位置づけされている事業であります。現在、高知県東洋町が応募

受理されたと聞いております。

また、本事業の流れは応募し、受理されれば、文献調査がおおむね2年、概要調査がおおむね4年、精密調査がおおむね15年、最終処分施設建設がおおむね10年、その後操業と長期に渡る事業であります。

また、各調査において電源3法交付金が応募自治体に交付されます。文献調査で年間10億円、概要調査で年間20億円、これは期限内70億円が限度だそうです。精密調査以降は今後、国において制度化の予定であるということでもあります。また、施設建設後は固定資産税約年間27億。固定資産税累計額が約1,600億円と試算されております。

このような中、対馬市各地で議論が交わされております。一方では対馬の将来を考えたとき、このままでよいのか。確たる企業もなく公共事業の激減など、不況の真ただ中、今後さらに人口が減少していく。対馬の自然も、被爆県長崎県の立場も理解できるが、人が住んででの島であり、対馬ではないか。あるいは絶対的な安全確保と実効経済指数を担保の上、対馬市経済活性化及び過疎化防止の方向づけに活用すべきじゃないか。科学と自然の融和を図るべきではないか。町おこし、地域振興のひとつの選択肢として対馬が受け入れてよいものか勉強するに値いするのではないか。

また、他方では先ほど8番議員の中でも言われておりましたが、地層処分の技術的な信頼性が確保されているのか。原子力利用化の撤退と再生可能なエネルギーの推進を求め、市長がいつもいわれます第1次産業と観光の融合するまちづくりの選択肢をとるべきだ。核のごみを持ち込むことによって、この美しい対馬を汚してしまったら、もう二度ともとの対馬には戻れません、との意見。双方とも意見の分かれるところであります。

そこで、市長に質問いたします。このように高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致をめぐり、賛否の論議で対馬市民が揺れております。このような状況を市長は、まずどのように考えておられるのか。

2点目ですが、市長のいろんな——新聞紙上しか私も聞いておりませんので。これは昨年12月21日の定例記者会見の発表ということになっておりますけれども、誘致の反対や賛成の論議を封鎖せず慎重に見守りたい。最終的には住民投票の範疇であるということを述べられております。1月15日、県平和運動センターの被爆者団体など誘致に反対する6団体に対し、議論は自由であり、対馬の現況に対する危機感のあらわれである。封鎖することはできないとしながらも現段階では公募に応じる考えはないと。当初は住民投票もあり得るという考え、その後少し考え方が変わられたのか。それが2点目です。

それと3点目ですが、今後、市としては議論を見守るだけなのか。あるいは議論の場所の提供あるいは職員レベルの勉強会をさせるとか、そういう今後の対応について何かあれば伺いたいと

思います。

よろしく願いいたします。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 16番、上野議員の高レベル放射性廃棄物処分場誘致についてというところでございますが、今、るるお話がありましたので、まず市民の皆さんに説明をしますということでしたけど、あれはミステイクだったと思いますので。市長初め私どもに説明をされたと思います。それを皆さんが市民が聞かれると思います。

おっしゃるとおり、私ども昨年11月から12月にかけて、対馬の北部の方で最終処分場の公募をしております原子力発電環境整備機構の担当者を招かれて、最終処分場の事業計画あるいは安全性、あるいは建設に伴う経済波及効果——先ほど言われたようなことについて、数回勉強会が開催されていることはよく承知いたしております。

今、上野議員がおっしゃったように昨年の12月17日の定例記者会見の話だろうと思いますが、書き方、とらえ方、言い方で皆さんに与える影響は非常に大きいですね。これは私ども大分気をつけないかんと思って、余り自分の思いをまともに言わん方がいいのかなと、今、反省をいたしております。全くそうだなあというときと、いやあこれはどうかなというときが時折あります。だから、私も慎重に——いやいやだれがおられても私は同じことを言うんですから。

だから、やっぱりニュースっていうのはよくキャスターさんらが自分の主観を述べられますが、ニュースキャスターというのは欧米諸国でも先進国では皆事実を的確に述べる。それを聞く人、見る人が判断する。ですが、このごろはどうもいろんな主観が働きますと、おかしな形に世論操作がなっていっても困ると思いますので、私どもも発言は十分気をつけないかんと思っております。

そういう中で、今、お話があったわけでございますが、つい最近先ほど吉見さんのお話の中で話しましたように、元議長さんらが10名ということでおいでになりました。8名おいでになりました。きょうはその中の安田議長さんもお見えになっているようでございますが、元ですね。そこで、こういった非常に危惧されている話も皆さんがやっぱり対馬を思う一念の中でありました。

最初から言っておりますようにひとつもぶれておりません。最終的には住民投票の範疇じゃないかというのはぶれているんじゃないかということですが、最終的にはというのがついてはまずです。テープを戻してもらえばわかると思いますが。最終的には住民投票の範疇じゃないですかって言ったら、住民投票に委ねるとこういう報道がされると、ああ、市長は自分の意思じゃない。もう丸投げして住民に賛成か反対すつとばいと、こういう判断をする人もあるでしょう。だから、言う方も聞く方もよう慎重にせんといかんかと私はつくづく思っておりますので、余りき

ようもそういった意味で、余分なことは多くを申さないつもりで答弁をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

だから、住民投票っていうのは、どうにもこうにも私の意見が——住民投票っておもしろいですね。おもしろいって言ったら語弊がありますが。そういう誘致申請をする、しないという、例えば決定権者が市長であったとするならばそうかもしれん。そうである。そうすると、自分がこう思っているけど、やっぱりこれを確認をするためには、もう一遍皆さんの意見を聞いた上で、自分の態度を再確認して決定したいなという場合の住民投票もあろうかと思います。参考に皆さん方、本当にどう考えてあるのか。それとまた逆に、自分はこう考えているんだから、自分はこう考えていることに対して、皆さんに住民投票して意見を聞いてみたい、こういうスタイルもあると思うんです。

そのスタイルはいずれにいたしましても、やっぱり最終的に拮抗してどっちがいいかな、また私の考え方においてもやっぱり安全なようだろうし、やっぱりもうひとつどうかなという、そういった場合、民主主義の原則は最大多数の最大幸福が民主主義の原則ですから、それは最終的な段階にはそういう場面もあり得るわけですが。

しかし、先ほどお話をされたように、今、合併して何もいいことがないという吉見議員からの質問も、ずーっと、これ全島みんなそう思っていると思います。合併したところは全国がそうです。よかったということは余り聞いたことがありません。合併した、今——ところ、長崎県内はもちろんですけど、全国も。そして、今、地方がこれだけ冷えきっているところもないと思います、都会に比べて。だから、そういった点。

そういうことでよけい閉塞感が漂う、どうなるかという、御承知のとおり国調が5年に1回ですが、そのときに2,500人ぐらい減っていたんですが、それは3年で2,000人っていうんですから大変なことです。

だから、こういったことで、皆さんが危機感を持ってこれはいかんということでございますので、私どももこういう論議がいろいろ侃々諤々、喧々囂々というんでしょうか。そういう各地であっております。そういう中で、これは、私どもはそういう論議が高まれば高まるほど、私どもの行政の無策、無能さが浮き彫りになっていくわけでありまして。全国がそうであります。

しかし、そもいられないわけですから、ことしはそういった意味でも、雇用の場も御指摘のように公共事業で今、もう全く半減以下になっております。だから、真珠養殖でも1,800人ぐらいの雇用が、もう今5分の1ぐらいになっているんじゃないでしょうか。また、今回真珠の方もある程度の大手の（ ）するところがどうだという話もあっておりますし、加えて水産の水揚げというもののもの大変なことになっております。それに加えてのまた、油の燃油高でございまして。元気がいいのは、まあまあ2カ所ぐらいですか、漁業でも。例えば、高浜であるとか、

あるいは小茂田であるとか、そういったところ、イカ1本に頼らないところは今非常に元気がいいようですが、あとはもうおしなべて元気がよくないということですから。私どもももっと雇用の場づくり、企業誘致やっついていかないかん。

しかしもう、それじゃ待っておれんというのが皆さんのこのままいったらどうなるんだという危機感がひしひしと迫られている形の中で、私どものところにもいろんな話がある。本当に相半ばしていろんな話があります。もう遠くは東京から北海道に住んでいる人、福岡の人はもちろんですが、上対馬の方からも毎日手紙が大体四、五通来ています。いっぱい、もうお叱りの、何を市長、躊躇してためらっているんだという、何をしているんだという、それぞれの思いがあります、賛否両論の中で。それはいいことだと思っているんです。今まで対馬のことでこんなに皆さんが真剣に論じられたことはないですもの。それだけのやっぱり危機感のあらわれですから。そういったこと私は大事にしていかないかんと思っております。

それをトップが言うことによって鎮静化させようとか、封殺しようとか、そういう気はさらさらありません。それは皆さんが判断されることですから。どうしても判断のしようがないというときにはいろんな形でできるでしょうから、そういう住民投票の範疇というのは最終段階のことをいうんであって、最初から住民投票にやりましょうという人はいないです。まだまだ……。

ただし、そういった中でも、何度も言っておりますように、慎重に議論は、勉強会はしてほしいと思います。1次産業と観光の融合する島づくり、まちづくり、それから韓国南岸1,200万と九州北岸800万の間に位置する対馬としては、アメニティーの生活形成、快適生活環境空間づくりを、これにベースにしたなりわいをしていくということですから、そのためには非常に風評被害、1次産業は元気でないといひ観光地にもなりませんので、風評被害はおそろしゅうございますから、そういった点でも慎重に論議をされるということで。最初に何々ありきじゃなしに、本当にこっちでも何とかならんのだろうかということで、今、いろんな提言をされた——財源的な話もですし、また雇用の場としての話も、所得の話もでしたが、そういうことで私は大事にいたしたいと思っております。

とにかく、まあまあ、お互い、先ほども吉見議員に申しあげましたように、賛成論、反対論、いろいろあるんでしょうけど、お互いが対馬を思うことは一つなんですから。対馬のことを思う人がけんかするはずはないわけですから、よかれと思ってやっつてあることですから。そういったことでお互い認識を深めあい、どちらにも耳を貸すことによって自分の意思がやっぱりはっきりしたものになると思います。

私ども対外的に主張するときは、相手の理論っていうのは、私が持っている——自分が持っている以上に勉強してからしか言えませんよね。同じことだから、そういった意味ではいいことじゃないかと思っておりますので、とにかく慎重に見守っていきたいと思っております。しかし、

今、誘致をするという考えはございません。

以上です。

○議長（波田 政和君） 16番、上野洋次郎君。

○議員（16番 上野洋次郎君） 市長の答弁の中でもう私の3点目の質問なんですけれども、今度はやっぱり職員レベルでも、もう少し勉強させるような考えはないのかどうか。それが一つです。

当然、市長もこれが原子力発電環境整備機構から公募の来ている書類だと思います。これは見て、少しは勉強されておりますか。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 職員レベルでの勉強はどうかということですが、当然職員は職員なりにしていると思います。

正式に対馬市に対して、NUMOの方から誘致の働きかけとか、これをどうだとか私は聞いたことがありません。私は私なりに個人的にいろいろそれなりの勉強はしているつもりですが、皆さんのように詳しくはないと思います。非常に関心は持っております。また、逆に——ということは、今、現在、7月には前後、いつになるかわかりませんが、舟志のあの跡地、あの一帯が舟志の地域の皆さんとの説明会も終わったようですが、いよいよ野菜工場が進出します。そこで、それがまた全島に波及していくでしょうし、これはベビーリーフのあのヤサイサラダなんだろうが。こういったことでこれが今から全島に大きく、まあまあ300万から400万の収入になる形の中でふえていくと思います。

それから、ホテルが——例えば、今、オフシーズンがあるんですが、オフシーズンをなくすためには会議観光をやっつけていかにやいかに。会議観光をするためにはやっぱりいい、ある程度のホテルがないと会議観光の誘致ができません。今まで200人、300人規模の例えば歯科医師会、あるいは商工会の青年部のあるいは全国映像部大会の——これは1,000人超えましたけれども。そういったものを必ずホテルが問題が出てきます。だから、これも今、日本で一番たくさんホテルを持っているルートインの進出が、対馬さえよければいきましょう。これ150室から200室と思いますが、これはシティーホテルです。ゴルフ場もこれも非常に関心を持って、皆さんの受け入れ体制ができるなら、これはまあ上野議員知ってありますけれども。

そのようにいろんな形でやっぱりやっている中での、今言われているこの問題です。だから、これはいわずもがなで十分、私は自分なりに勉強しているつもりです。今まであるところはフィンランドだけかなということも聞いております。アメリカの方がまだ、もうひとつということですが、おうおうということで、やっぱり難しいなあという安全性の確認にどうかということも、まだ私はよくわかりません。しかし、基本的にはもう、それまでに何とか、対馬の地

域振興というのはどうなのかなというようなことでのいろんな思いがあります。

職員は職員でやっておりますが、取り立てて勉強しろとかいう指示はいたしておりません。これぐらいに……。

○議長（波田 政和君） 16番、上野洋次郎君。

○議員（16番 上野洋次郎君） 私もこの対馬の中に一連の賛成、反対という中で私もこのNUMOといいますか、原環機構と会合にも勉強会に参加したこともあります。それと、反対ではありませんけれども、この問題を考える会ということで上対馬の会合にも出席したわけでございますが。上対馬の会合に行ったときに、講師の方がある議員のことをNUMOからお金をもらったとか、息子さんがどうとか、というような個人的な批判のそういう話も出ておりました。どうぞこのような今後——この私の一般質問を聞いている方の中におられましたら、個人攻撃は絶対これから議論の中でしないと、そういうことをお願い申し上げます。

それと、先ほど私が言いましたように、今回日本で初めて高知県の東洋町が応募したわけですが、これは市長も御存じですね。ここに東洋町の町長が町民の皆様へということで書類を私ももらいまして、ちょっと読ませていただきます。

この東洋町の町長さんは、政治的な判断で個人的に応募をしたということであります。その中でこのようなことをおっしゃっております。今回の高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域への応募に関しましては、国家プロジェクトでありまして、国のエネルギー政策に貢献できる可能性と、国から交付される交付金を活用した種々の事業展開によりまして、町民の皆様のご生活支援や産業基盤の整備など町の浮揚を積極的に図っていく絶好の機会であると考えております。

また、応募が即処分施設の誘致あるいは設置ではありませんので、調査中もお勉強中であるとの認識のもとに県外の関連施設の視察研修やシンポジウム等を開催しながら町民の皆様とともに冷静に勉強し、知識を深めていきたいと考えております。そうした取り組みを行った上で改めて住民投票を実施し、それ以後の方向を決定いたしますと、こういうことなんですね。まだまだ、市民の方々が応募イコール設置だという考えが、かなりの多くの人たちが思っていると思うわけなんです。

また、こういうことを町長は言っておられますね。住民投票の時期といたしましては、精密調査に入る前段が適当であろうと考えております。これは約、公募から6年後です。その間いろんな勉強をしたいと、そういうことなんですね。

それとまだ、この交付金を活用した事業として障害者、高齢者、子育て生活支援を初め、一般家庭用電気料金の助成事業、避難道路、避難場所整備事業、基幹産業の基幹整備等を実施したいと考えております。

この高度で重い政治判断、この町長はやっておられます。この判断は市長はどう思われますか。この判断にどういう考えをお持ちでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 基本的にトップとして東洋町の町長、今話を聞きますと、恐らく自分は進めるという立場の中で今のような話はできると思うんです。私はまだ、実際言って本当に安全性という点ではよくわかりません、どう考えても。だから、そういった東洋町の町長のトップの気持ちってというのは、ひとつの自分の考え方ができて、そういったことだろうと思うんです。

だから、どうでしょうか。いろんなことを言いますと、また、何もわからんし、なにかもわからんから、最終的には住民投票に委ねればいんだという投げやりのものの言い方に聞こえちゃいけませんので言いませんが。私は私なりにやっぱりよく勉強せないかんと思っております、まだまだ。

基本的には、先ほどから言っているように癒しの島づくり、1次産業と観光を融合させるという、そういったストレス社会をここでいける、また、そういった食の安心・安全というアジアの生命地域と銘打っての今、まちづくりを進めておるだけに、非常にクエスチョンマークも多いし、まだまだ、よく自分で皆さんが賛成派なり進める人がいってあるような形で、本当にそうなのかなということに、まだまだ一抹の不安を持っております。

以上です。東洋町のトップのコメントに対しては、もうそういったことで御勘弁ねがいたいと思います。

○議長（波田 政和君） 16番、上野洋次郎君。

○議員（16番 上野洋次郎君） 先ほどから市長は確かにこの安全性はなかなかまだ難しいと。やっぱりそういう声、確かに多いわけです。私もそう思う。

市長に——これはお願いします。この所管は経済産業省ですよ、もとは。今はエネルギー庁がやっております。この私が取り寄せた資料ですけど、これは経済産業省、エネルギー庁からのあれなんですけど、高レベル放射性廃棄物の処分の安全性について。安全だと、全く安全だと、こういうことを書いております。私の気になっているのが、今いろんな中で話が、論議があっている中、国は全く関知しないでしょ。

私は今後、こういう今から大きな勉強会が開かれるときには、市長がもし東京に行かれたとき、今、こういう問題があっていると、あなたたちは知っているのかと、もし本当に安全であれば、そういう会合があるとき来て説明しなさいと、私お願いしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） もちろんそういったことは、関係各部署につきましてはお話しもしますし、皆さんから要請があればそういったこともいいんですが、エネルギー庁は御承知のとおり今、

私どもが対馬のエネルギー、5万3,000キロの電力につきましても、今、エネルギー庁の全額助成での研究会を持っているようです。

これはバイオマスのエネルギーあるいはバイオ以外のことでも含めて、今、研究会、長崎大学のサカイ教授さんが座長で報告書ができあがりまして、今度それを実用化ということでの今、エネルギー問題にもエネルギー庁は大変協力をさせていただいておりますし、今行政の選択のこれがメタノールでのエンジンの液化できて今実験が進んでおりますので、これは来月、松原部長が行って行くと思うんですが、これをヤンマーとかヤマハで実用ができないか。

いろんなことがここはここなりに小さいながら、そういうことで電力も送電施設は九電が持っている。あるいは起電をするのに少し変えていかないかん部分もある。これは市がするわけにいきませんので、そういったもの。九電ができにゃ関西電力でいえばいいじゃないかということ、こういったことも今、岩佐補佐官の方で話が法務省の方とやっております。

そういう点でのエネルギー庁とは大変そういった意味で、私ども関係深くつきあっているわけでございますので、皆さんが呼べということであれば呼びますが、安全性について所管、所管で、自分の所管するところですから都合のいいように、都合のいいようにということ自分の考えどおり言うと思います。それが来て果たして、あの人が言うからそうかなとかどうかというのは、もう今まで全部来てあるんでしょうからね、と思いますが、必要であれば別にやぶさかじゃないですよ、ということです。

○議長（波田 政和君） 16番、上野洋次郎君。

○議員（16番 上野洋次郎君） 時間がありますので。先ほど市長が言われました旧町の各元議長さんの市長に反対要請ということで、これ見たら、議会にも来ておりましたけど、この要請文を見ますと、この誘致運動に大きな不安を抱えると同時に対馬市の未来が暗雲に閉ざされるのではないかと懸念いたしております。国境の島、風光明媚な島、伝統的資源の宝庫である対馬が風評被害等により、水産物を初め第1産業が減退し、核廃棄物の島とならないことを切に願っているということで、私はどうもこの要望書がどうなのかと、今、議論がある中で。もう全くこれを否定しますと、否定するというのが私は渡すのにどうかと。大先輩方を前にして大変失礼ですけれども、私はそう考えております。

そこで、これもあと新聞で市長の答弁なんですけれども、このような考えが対馬を代表する意見だと思うということ——これは新聞ですけれども、そういうことが述べられておりますけれども、これ事実なんでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 私の言い間違いか、聞き間違いか、書く人の作為的なものか、それはわかりませんが、代表的な意見というのは、皆さん対馬を代表する人方のお話ですからという意味

ですから、それは誤解があったら……。私もあれを見てそう思いました。

反対そのものが代表的な意見だととらえられるなどというものも考えられたし、私はかつて住民の戦場であります議会のトップとしての皆さんですから、対馬の代表である皆さんの意見ですからという意味だったんですけれども、私の言い方が悪かったかもしれません、書き方が悪かったかもしれません。それは私もとやかく言いませんが、私の言い方が誤解を招くような言い方ではなかったかと思いますが、私の本意というのは、対馬の中で旧6町から始まって、戦場である皆さんの代表の議長ですから、対馬の代表である議長方の意見ということの意味だったんですが、私もあれを見て、これは誤解がなけりゃいいがなと思いましたが、今の話を聞いてさもありませんと思いました。

これは私の舌足らずということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（波田 政和君） 16番、上野洋次郎君。

○議員（16番 上野洋次郎君） 今の答弁で安心しました。

それと次に、対馬市で、今本当にこのような話がある中、去年の12月27日ですか、金子知事が誘致には絶対反対だということを定例記者会見で言われております。これは市長も御存じだと思いますけれども、最終処分場を誘致するとなれば被爆県として絶対に受け入れられないと、これはそういう書き方をしておりますけど、そのことに対して私たちの会派の同僚議員がある新聞に投稿しております。

少し言わせていただきますと、「双方とも意見の分かれるところである。このような議論に水を差すごとく発言を何と長崎県金子知事が、昨年12月27日の記者会見で知事として明確に反対を明言している」と、「最終処分場施設については、法律に基づきある一定の時期に政府が知事の意見を聞くように、法の整備がされており、知事みずから反対の意見を言えば、計画そのものが白紙撤回になることは、知事も十分認識のはずである」と、「対馬市民がこれから論議を交わそうとしているやさき、議論する芽を摘もうとする反対発言である。反対ならば、そのとき知事として堂々と日本政府に反対意見を述べるべきではないのか、対馬市民に意見を言うべきではないのか。日本国憲法21条の言論の自由をも剥奪する考えがあるのか、対馬市民も日本国民のはず、自由に議論をする権限を有している」と、このような投稿をされております。

私も全く同意見であります。どうも知事は被爆県であるとのコメントは、余りにも高レベル放射性廃棄物処分に関する理解不足が大変あるのではないかと私は考えております。まるで核兵器でも埋設するかのごとくコメントをされることは全くおかしい。地層処分は国策であり、原子力燃料サイクルの確立、原子力の平和利用の見地からすると象徴的な事業であり、平和利用に対しある程度の理解を示し、まだまだ勉強するのがどうして社会悪なのか、そういうような気がいたします。市長は何回も言いますが、議論はどンドンしなさいという考え、大変私も感銘して

おりますけども、何かこの知事のコメントにあったら、何か考えはありませんか。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 対馬新聞での小宮議員投稿で、私はなるほどなというような思いもしますし、よく勇気を持って言える議員がおられるなど感心もしましたし、ただ、それはトップの知事としての考え方ですから、私はコメントは差し控えさせてもらいたい。そうで（ ）さえ市長と知事はよくないとか、だれがよくないと、私はひとつも、相手がよくないんでしょう。私知らんよ、そんなこと。そんなことをよく言われますが、いい悪い話ばかりで、私は悪いと思ったことないけど、相手がそんなん言ってるんですかって聞いたことがあるんですよ。また誤解を得ちゃいけませんので、知事は知事なりの考えがあったんでしょから、それに対してのコメントは差し控えさせていただきます。よろしく。

○議長（波田 政和君） 16番、上野洋次郎君。

○議員（16番 上野洋次郎君） 市長、この問題は今後の100年の対馬市の将来像を考える大きな問題でもあります。どうか今後とも議論を封鎖することなく、強く強くお願いするところであります。

これで私の一般質問を終わります。（拍手）

○議長（波田 政和君） これで、16番議員の質問は終わりました。

.....
○議長（波田 政和君） 昼食休憩に入ります。開会は午後1時から、よろしくお願ひします。

午前11時45分休憩

.....
午後0時59分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

時間前ですけども、吉見議員より発言の訂正の申し出がっておりますので、許可します。自席からお願いします。

○議員（8番 吉見 優子君） 私の一般質問の中で、ちょっと誤ったこと、間違ったことを言いましたので、ここで訂正をさせていただきます。

高レベル放射性廃棄物の関係ですけれども、「ガラス固化体を4万本を地下300メートル以下に」と私言ったようでございますが、300メートル以上下に埋めるということですので、ここで「以下」ということを「以上」ということに訂正させていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（波田 政和君） 次に、20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 私は3項目にわたって市長に質問をいたします。

第1点目は、いわゆる市役所内の裏金問題であります。昨年来、岐阜県庁を筆頭に、我が長崎県を含む多くの都道府県で裏金が私的流用を含む不正支出が発覚いたしました。県下10数の市町でもこの件が次々に判明し、我が対馬市でもおくれればながら昨年12月19日、その調査結果を公表し、同時に市議会にも報告があったところであります。

この報告は合併後の平成16、7、8年度分で、裏金にかかわった部局名とその金額、支出費目及び購入物品名が記されております。この中のいわゆる「書き換え」という消耗品が備品費に化けた2,178万6,000円と「預け」といったやり方で処理された39万5,000円の計2,218万1,000円となっております。この数字を見る限り、消耗品を買うべきところを備品に化けただけと誤解が生じるかと思えます。

しかし、そうではなく、これは明らかな公文書偽造という違法行為であります。また、この行為は特定の納入業者との裏取引と、そこに癒着が生まれやすいこと、また、その場合、競争原理が働かないために高額、つまり、業者のいい値で購入することになるなど、多くの問題が潜んでいると言わなければなりません。

そこで伺いますが、このような裏金が全国的にまかり通っていたその原因、経緯、また、今回の報告には業者名が記されておられません。何か不都合があったのか、伺いたいと思えます。さらに、今後絶対にこのような違法行為はしてはいけない、その決意と方策について伺いたいと思えます。

第2点目は、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の運動の問題であります。もちろん、私は絶対反対の立場から質問をするわけでありまして。吉見、上野両議員の質問と重複する点があるかと思えますので、その場合は答弁を省略していただきたいと思えます。

この高レベル放射性廃棄物とは、原子力発電所——原発と言います——の使用済み燃料を再処理工場でプルトニウムとウランを取り出し、その残りかす、この廃液が、いわゆる「死の灰」であります。これをガラスと一緒に融合させて、そして、ステンレス容器で囲み、そして、その外側を粘土質で覆ってやると。これは長さが1.3メートル、幅が40センチぐらいと言われておりますが、こういうものを高レベル放射性廃棄物と言います。参考までに低レベルというのは、各原発の倉庫の中にドラム缶で何万本、何十万本と保管をされております。また、六ヶ所村でも相当の量が保管されていると聞いております。

その容器、この1個の中に吉見議員も言われましたけれども、広島型原爆の30個分の放射能が含まれているということでありまして。これはガラス固化体と言うそうでありまして。この容器は放射能による高い熱——50度ぐらいあると言われておりますが——を持っており、最終処分場に持ち込むまでの30年から50年の間は今六ヶ所村で保管されている、いわゆる冷やされているわけです。これ30年、50年かかるというわけです、冷えるまでに。その冷えた後を最終処

分場に持ってくることになるわけであります。この広島原爆の30発分の死の灰が詰まっている固化体を最終処分場には4万個持ってくるというわけであります。

この固化体は、強烈な放射能を発するため、取り扱いはずべて遠隔装置ということであります。1日に数本しか最終処分場に埋設できない。だから、50年もかかって4万個を運ぶということになるわけであります。

したがって、この固化体を運ぶ、六ヶ所村から、例えば、対馬に運ぶ輸送の問題、そこに危険性がないか、積みおろしの問題、そして、トレーラーで運ぶ問題、あらゆるところに危険が及ぶわけであります。その場合にも人が近づいて処理することができないという大変な毒物であります。

この地下施設に1,000年、万年、あるいは100万年置いても、放射能は完全には消滅しないと、放射能にもいろいろ種類がありまして、すぐ数年でなくなる放射能もあるそうです。ところが、100万年たってもなくなるという放射能もあるそうです。科学的にこれが安全だと、地下に何千年、何万年保管することが科学的に安全だという証明がされていない、こういう状況であります。

次に、風評被害について若干述べてみたいと思います。

この最終処分場の問題は、今全国的に関心が高まりつつありますが、これを対馬が受け入れるとなると、国内では初めてになり、世界的にも具体的に軌道に乗っているという例はまだないわけですから、大ニュースになります。それも対馬にとって最悪の大ニュースになるには相違ありません。

風評被害は、予想だにできないくらい広範囲にわたると思われまます。まず、水産物、農畜産物、これは直接被害を受けるでしょう。経済面だけではなく、対馬のイメージはがた落ちし、被爆県長崎の中で孤立をし、対馬出身の皆さん方が肩身の狭い思いで対馬を論じなければならなくなるでしょう。これが子々孫々にまで及ぶに違いありません。

以上、私の考えをかいつまんで申し上げましたが、市長に具体的にお尋ねをいたします。前2名の議員の質問に対する答弁で、多分同じ答弁が返ってくるかと思いますが、答弁したくなくればされなくて結構です。新たな見解があれば答弁をお願いしたいと思います。

3点目であります。

不正入札の全容説明がされた今日、多分私自身この席から6回目になると思うんですけども、進退を明らかにしてほしいという点であります。起訴された人たちは、職員2名を除いてすべて刑が確定し、執行猶予がついたとはいえ、有罪判決であります。その人たちは控訴をすることもなく、刑に服しているわけであります。刑に服するということは、刑務所に入ることだけではありません。執行猶予期間中も刑に服しておられるわけであります。特に、廣田前助役がこ

の事件の中心人物であり、彼の刑が確定したわけでありますので、全容解明は終わったと判断するのが常識であります。いかがですか、市長、明快なる答弁を求めるものであります。

以上、全般にわたる質問を終わり、再質問は答弁によって行いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 20番、武本議員の質問にお答えをいたします。3項目でございますので、順を追って申し上げたいと思います。

本件につきましては、1月31日開催の第1回臨時会開会中の全員協議会の折に、時間をいただきまして経過と内容について御説明を申し上げましたが、再度お尋ねでございますので、説明をいたします。

昨年、長崎県庁の複数の部署で裏金づくりなど、不正経理が発覚をいたしまして、その後、対馬市におきましても不正経理問題の対応について、11月初旬にいろんなどころ、新聞社からの調査問い合わせもございましたが、各部長、支所長への聞き取り調査を実施いたしております。調査の結果、旧6町とも補助事業等の事務費の支出において、確かに「書き換え」と言われる不適切な経理があったことを職員は認識をしております。旧町時代には事実あったが、新市になってからはないのではないかとということであり、その旨を回答した結果が11月3日付の長崎新聞で報道されたところであります。

その後、県内各地で新たな事実が発覚する中で、私ども対馬市も新市になってから、本当に不正経理はあってないのかとの疑念も出てまいりましたので、11月30日の部長会議を招集いたしまして、全職員を対象に再度調査の指示をいたしましたのが11月30日であります。まとめた結果は残念ながら、公金を業者に管理させる「預け」が17年度に御指摘のように1件、これは一般財源ですが、金額で39万5,384円ございました。年度末に予算の執行残額を減額補正処理をせずに、消耗品を一括購入したかのように支出伝票で処理をいたしてございまして、次年度に必要なに応じて預け金に、充まで必要な物品を調達していたという事実がわかりました。

また、本来は備品購入費で購入すべきものを消耗品に請求書を書き換えさせて処理した、いわゆる「書き換え」というものであります。それが16年度に590万1,091円、17年度に1,476万2,462円、18年度、112万2,608円、合計で2,178万6,161円という調査、精査した結果が出ました。うち現年度分につきましては、監査からの御指摘もございまして、ただいま予算の流用をもって是正を行っております。

この書き換えの対象となったものは、国、県の補助金、あるいは委託金に係る事務費の御指摘のような不適切な処理によるものであります。認識が非常に甘いということであります。こういった不適切な処理が行われてございまして、その中でも選挙費の半分以上が不適切な処理によるものであります。大半を占める選挙委託金の書き換えにつきましては、長崎県選管へ関係資料を今

提出をいたしております、善後策の検討がなされ、その指示を待っているところであります。

また、2月5日に実施されました会計検査の折にもそういった不適切経理の内容について説明もいたしました、概要を報告もいたしております。今後には及んでは、国、県の指導のもとに適正な処理に努めてまいりたいと考えております。

いかなる理由があったといたしましても、公務員たる地位にある者がとるべき措置ではなく、まことに遺憾でありまして、私といたしましても責任を痛感をいたしておりますし、監督不行き届きな点を市民の皆様はもとよりでございますが、議会の議員、職員に重ねて断腸の思いでおわびを申し上げる次第であります。

今後におきましては法令遵守のもとに適正な事務処理に向けて速やかに是正をしてまいりたいと考えております。私を初め、関係管理職に対し管理監督不行き届きとしての処分を行うため、近く職員分限懲戒審査委員会を開催いたしまして、処分を決定してまいりたいと、このように考えております。

次は、高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致運動についてであります。

質問は、高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致運動についてでございますが、どんな認識をしておるのかということでございますが、るる申し上げるとおりでございますが、あえて申し上げますならば、「高レベル放射性廃棄物最終処分場」の件につきましては、昨年11月から12月にかけて、対馬北部で最終処分場の候補地を公募している「原子力発電環境整備機構」の担当者を招き、最終処分場の事業計画、安全性、建設に伴う経済波及効果などについて、数回勉強会が開催されていることは聞き及んでおります。ことしになっても、各地で賛・否それぞれの立場での勉強会が開催されていることも事実でありますし、皆さん御承知のとおりであります。

このような勉強会は、対馬の現況に対して合併していいことは一つもないじゃないかという声が津々浦々に満ちていることは十分でございますが、そういう中で、私どもの説明不足もあったんですが、合併するとすぐ合併した対馬がよくなるというような錯覚を抱かせたこと事態にも、これも責任があります。（発言する者あり）

答弁するとき、あなたの質問に対して文句を言っていないんですから聞いてくださいよ。するなと言ったらしませんよ。せえと言うから言ってる。黙って聞きなさいよ。あなたも言ってるんだから、私も言ってるんじゃないですか。（発言する者あり）いいでしょうが。（発言する者あり）気に入らんことはするな、気に入ることはやれ、それはおかしいじゃないですか。お互いやりましょうや。あなたから制限されたら言われんじゃないですか。答えまだあなた聞いて書かにかいかんごとになりますよ。そうじゃないでしょう。

どこまで言いましたかね。（笑声）もうわからんようになりますが、そういったことで、結局全国津々浦々に合併したところで、合併してよかったというところはどこもないという、特に、

対等合併については皆さん、対馬以上に大変なんです、対馬市は今までようございました、環境的に。急にこうなったのは対馬だけかということで、皆さんそういった意識がある。危機意識がそれにつながっている、それからね。そういう市民が危機意識の中で島の活性化を模索しているあらわれであると、先ほどから申しておるとおりでありますので、もうそれ以上言うなということですから、言いません。

それから、「原子力発電環境整備機構」から何らかのコンタクトはあっているのかということでございますが、「原子力発電環境整備機構」から何らかのコンタクトもあってはおりません。一切あっておりません。

市長自身の本音はどうかということでございますが、いつも本音で言ってるつもりでありますので、今まで言ったとおり、誘致に対する議論は自由でありまして、こういった勉強会は、対馬の現況に対して市民の皆さんが危機意識を持たれた結果であり、島の活性化を模索しているあらわれであるのとらえて私はおりますので、そういった議論を今の時点で封鎖することは考えておりません。これも今まで言ったとおりであります。今「食の安心・安全」が言われている時代、また、それを私どもは目指している限り、風評被害というおそれもあると思われまますので、またさらに、観光と第1次産業の振興と豊かな自然を生かした「癒しの島づくり」に取り組んでいる私の心情といたしましては、「高レベル放射性廃棄物最終処分場」の誘致については、今のところ考えておりませんというとおりであります。

それから次に、市長の進退について、不正入札の全容が解明されたと判断しているが、どうかということでございます。

全容解明ということはどうとらえるかは、それぞれ考え方が違うようであります。本当は全容解明は、すべてが解明されたのが全容解明と私は一般論として思っておりますが、しかし、どうも長続きまだしそうですので、そろそろ1年前の時点で、この前から言ってるように、3月の末までには私の進退は明らかにしたいと思えます。

御指摘のように、昨年2月から3月にかけて、相次ぐ市の幹部職員の逮捕に続きまして、助役の逮捕という異常事態を招きましてはや1年が過ぎました。この間、市政を混乱させましたことは、まことに遺憾であり、私の不徳のいたすところと深く反省はいたしております。機会あるごとに、6回あなたから言われまして、私も6回その話はしたと思っております。また、ほかにもいろいろあらゆる場でそういったことの遺憾の意は表しております、本当に不徳のいたすところと深く反省もいたしております。機会あるごとに市民の皆様を初め関係各位にはおわびを申し上げ、責任のとり方、またはその時期についてもるる説明をしてきたところでありまして、一貫して考え方は変わりません。

御指摘のように廣田助役は控訴せずに一審判決が確定いたしました、2人の職員は今控訴中

であります。私は、今まで事件の全容が解明後、「出处進退は明らかにする。」そう言い続けてまいりましたし、これは今も変わっておりません。9月定例会でもお答えいたしました。あすにでも皆さんがやめろという本当にやめたい心境であります。大勢の皆さんから受けました負託にこたえるのも私の責務とっておりますので、一つのこれも政治責任であろうと、今自問自答しておるのが現況であります。

財政再建の最中でありまして、辞職に伴う前倒しの選挙執行経費の負担問題、いろんなことを考えますと、今手がけている対馬の経済浮揚のための施策など、懸念があるのも事実であります。

また、残任期間1年間のいろんなことを考えますと、いろんな選択肢が、責任のとり方があると思いますが、このこともよく考えて、この3月中にはそれなりの皆さんに約束した答えを出したいと思っております。余り長く言うと、また怒られますので、これでとめます。

以上です。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 私の質問が11分、市長の答弁が13分でありました。「書き換え」の問題であります。旧町時代、多分6町ともやっていたと思います。上対馬もやっていたというのは、私も役場にいましたのでわかっておりますが、念のために申しますと、私は一切かわっておりません。（笑声）あのころは「書き換え」というか、事業をすると3%とか5%が事務費として来ます。今でもそうだと思うんですけども、ところが、一度に事業をやりますので、それで消耗品、例えば、旅費とか、そういうのも使うわけでありまして、消耗品にそう使うはずがないんです。だから、しょうがないから備品費に化けておったと。この会計においては町民に被害は与えてなかったと私も思って、それは当然かなと思っていた時代がありました。

ところが、よく考えてみると、今全国的に調査されている弁護士さんたち、法律家の話でも、これは公文書偽造で、これは違法であるということになりまして、問題が深刻になっているわけでありまして。

ところが、先ほども申しましたように、その場合、「書き換え」とかいう場合に特定の業者とやるというのがこれは常なんです。相手側もこれは正しいやり方ではないということはわかるわけです。町でも市でも、正しいやり方でないということで、癒着が生まれるわけですから、業者と。

そして、業者にうまいぐあいしてくれんか、こうしてくれんか、ああしてくれんかという、そういうことになるわけですから、そういうことが頻繁に行われていた。特定の業者からだけやられていた。100%とは言いませんけれども、ほとんどそうだったというふうに私は認識しております。そこに癒着が生まれ、そして、同業者から批判が出ていた。上対馬もありました、そういうことが。そういうことが今市長は業者の名前は何も言われませんが、多分公表しに

くいんじゃないかろうかと思えます。

それで、市長もよくなかったと言われておるわけですから、これをどういうふう改善するか、改善の手だてがあるのか、私ちょっと心配になっているわけですが、どういうふうな、例えば、補助金もらいます。3%、5%が事務費で来ます。

ところが、使い切れない。不正な扱い方ができない。補助金だから返還することになるのか、あるいはその分を割り増し工事で工事費の方に向けることが可能なのかなど、これもいろんな論文読んだり、新聞見ても、はっきりした回答が私にもわからないわけですが、どのような解決方法がありますか。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 今武本議員が自分の体験も通した中でのよく認識をされているとおりに思っております。特に、補助事業の場合はおっしゃるように、事務費がそういったように3%、5%、そういったもの、また、期末なんか、経済再生なんかの場合は12月に予算が出る場合もございます。年度末で大変そういったことはよくわかりますが、だから、ちゃんと議決された予算執行でございますので、そういう範疇の中でやっていかにかいかわけですが、原則的には公金管理に関する今はやりのコンプライアンス、遵法、法令遵守ですが、研修や啓発を通じて、職員の意識をちゃんと、市のためにはいいかもしれないけれども、しかし、公務員として行政を運営する上においてはそれは決していいことではないと。結局議決をしなくてやっていく、あるいは当然返さんにかいかんのを返さんわけですから、そういうことで、これは適切でない経理処理だということを十分認識をさせていくということですか、各部ごとに物品調達、あるいは管理の責任者を明確にしていく、あるいは統一的なチェック、手続、あるいはマニュアルを作成し行動するとか、皆さんが各市町村でやっているように、そういったことは言わずもがなで、そういうものができるわけでございますが、やっぱり物品調達を担う部署を集約化していくということも必要かなと思っておりますし、予算執行になる部署を分けることとすることがやっぱりベターなのかなということですが、平成19年度は対象物品及び区域を限定しまして、執行的に実施をして、平成20年度以降、見直しを行いながら、暫時、順次、そういったあるべき姿に持っていくということですが、その中で今御指摘のように非常に難しい点もあります。

しかし、いずれにいたしましても、そういう基本的には不適切な経理処理はしないということですから、これをもしそういった人が出てくることに対しては、これは厳罰をもって臨むということでの、今後そういったものの起こらないようにすることもまた一方必要であろうと思っておりますし、いずれにいたしましても、財務規則、あるいは契約規則、あるいは物品取扱規則にのっとった事務処理に徹底を図るために物品の種類、あるいは予定価格の区分ごとに事務処理マニュアルを今作成するようにはいたしております。

しかし、いずれにいたしましても、組織を挙げて再発防止に取り組む中において、不適切な経理を行った職員に対しては厳正な処分をもって対処するという、これがないといけないと思っておりますので、今それで進めておるところでありますので、何とか理解ができるような形をとりたいと、このように思っております。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 補助金を返さなくて、合法的に利用できる、それを模索していただきたいというふうに思います。

次の高レベル廃棄物の問題であります。

午前中の2人の議員の質問に対して全く同じですけれども、非常に自分の問題としてこの問題をとらえていない、そういう印象を強く持ったわけです。私の質問に対しても、同じような感じを持ちました。風評被害というのは、経済面だけじゃありません。先ほど申しましたように、例えば、対馬から本土に出ていってる人たちが、対馬の自慢は魚がおいしい、自然がきれいな、空気がいい、山猫もおる。イノシシがあつて、これは困りますけれども、そういうような自慢に今なるわけです。我々が若いころは自慢になりませんでした。対馬の人間ちゅうたら何か田舎者かと思われそうになって、対馬を自慢できませんでした。

ところが、今対馬出身の人たちは胸を張って自慢ができると。東京の対馬会のメンバーの中からは、対馬を世界遺産に登録してもらうようにやったらどうかという意見まで出ているということであります。そういうことが根底から崩れてしまいます。そして、壱岐、五島、こういう人たちも同じ長崎県の島で、同じ対馬暖流のもとにある我々にとっても、これは人ごとじゃないという運動が今起こりつつあるわけです。

だから、これは市長の評論家みたいなことを言ってもやっぱりだめだと思うんです。例えば、高知県の東洋町は、周囲は全部反対です。市民、議会、県議会、しかも、徳島県議会も反対決議しました。全員一致してですね。周辺の5市町と思えますけれども、これも全部反対です。

しかし、町長が申し込んだら、それをNUMOが受け取って、そして、エネルギー庁に上げた。国もそれを受理したという、いかにトップの存在が大きいかということなんです。その肝心な市長が人ごとみたいに今話し合いしてどうか、勉強会をしてどうかという段階じゃないです。

あなたは、上野議員の質問に対して勉強はしているが、皆さんのようには詳しくないとかいう答弁されましたけれども、それじゃだめなんです。それは市長の一番責任問題ですから、よく勉強されて、自分の方針をぴしゃっと出してください。私は、金子知事には文句があります。特に、水産について文句がありますけれども、これはやっぱりさすがに被爆県の知事として、当然といえば当然ですけれども、断固反対を貫いておられます。市長は当事者なんです。ここに来るかどうかというのは、知事よりも身近な問題なんです。その決意は今から勉強するとか、皆さ

んの勉強を待つて住民投票とか何とか、そういう問題じゃないんです。

これが長引けば、対馬市は真っ二つに分かれます。東洋町がそうなんです。賛成派、反対派がいがみ合って、そして、憎しみ合って生活せにやいかん。今市長が掲げておられる自然と第1次産業と一緒にあって、そして、皆さんの協働の市を、まちをつくっていかうじゃないかというこのビジョンも根底から崩れていきます。そういうことをさせないためにきっぱりと賛成なら賛成、こういう理由で賛成、こういう理由で反対だということを言わないと、ますます対馬市は混乱をいたします。いかがですか。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 軽々に評論家のようにだとか、そういったことを言ってもらっては困りますね。私の考えとあなたの考えの違うところもあれば、同じところもあるわけです。私どもはそんないたずらなことじゃないですよ。勉強は、私はしておりますよ言うてどうします。人間やっぱり控え目に言うときもあるじゃないですか。ちゃんとこういった問題になったから、それなりのことはしてますよ。皆さんのように詳しくありませんとか、そんなこと言いましたか。あなたほど勉強してないということかもわかりませんが、いずれにしましても、私も言葉が多いですが、私は管理社会じゃないわけですから、民主主義の社会ですから、知事は知事としての立場でやってある。それはいいんじゃないですか。私は私の立場で、さっきから申し上げてるように、1次産業云々、あるいは「癒しの島」、そういった食の安心・安全で言っていると、わかるでしょう、最初から言ってきた。私は、一つも変わりません。

そういった中で、それ以上のいろんな勉強をしてあるんだから、安心・安全ということになりますと、これはまた別だから言ってるわけですし、人の考えをあなたが腹の中までのぞき込むような話をしてもらったら、非常に私は心外ですよ。それはあなたの考えですから、考えとして言ってもらえばいいわけですから、皆さんの前で評論家じゃないか、もっと真剣にやらにや、考えにやいかんじゃないか、考えてないじゃないかというのは当たらないと思いますので、申し上げておきます。私は、最初から言ってるとおり、一つも変わりません。

だから、私が今の時点で誘致をするということは考えておりませんと再三言ってるとおり、それ以上何が言えるんですか。おまえ方、あんたらも賛成の運動やめんか、そんなことを私が言っでどうなります。それはあなた民主主義の世の中です。

だから、最終どうにもならない。皆さんが本当に賛否両論が伯仲することになったら、それは最終的には住民投票の範疇になるんじゃないですかということ、それが住民投票に私がゆだねるということじゃないです。最終的にどうにもならないときは、それもしながら判断せにやいかんわけですが、私は今のところそういう状況じゃないと思っておりますし、しかも今両方が2つに割れてどうにもならんとおっしゃいますけども、対馬のためにお互いが賛否両論あつて勉強し

てるんだから、私はそれはおかしいんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） やっぱ一番影響力を持った市長がリーダーシップとして、今の時点では手を挙げることはない。今の時点もいつの時点もこの重要性、この危険性、この風評被害、これを考えたら、やっぱりこれいかんと。推進派には悪いけれども、ちょっとこれはのむわけにいかんぞ、おれは絶対反対ぞ、あなたたちも運動をいいかげんにやめんかということ。私は言ってほしいわけです。

数日前にも言われたように、議長経験者の方々が陳情される、要請されました、その問題。まだ今巖原の方ではそういう勉強会を兼ねた、反対の立場の人たちだと思いますが、そういう運動も起こりつつあります。賛成派は賛成派で、またいろんな動きがあるようです。そうすると大変なことになる。真っ二つに分かれてしまう。これではまちおこしはできないんです。そういうことを考えたら、やっぱり市長が判断をすることによって、ああいうこともあったけれども、またもとの穏やかな対馬に返った。

経済的にも交付金が来ますけれども、風評被害でも、例えば、水産でも200億近い売り上げがありますが、これ10%といたら20億、20%で40億の被害を受けるわけです。今「対馬しいたけ」はどんどんその名声を高めておりますけれども、これもどうなるかわからん。こういうことを考えたら、例えば、収容人口がふえるという話がNUMOのパンフレットにはうたわれておりますけれども、しかし、水産や農林業で生活できなくなった人たちはやはりどっかに仕事を探し求めていかにやいかんと。こういうマイナス面も全然彼たちは言いません。

そして、どんどんどんどん交付金で豊かになると、交付税も若干減らされていくに相違ありません。その証拠に六ヶ所村にしても、例えば、玄海町でもそうだと思うんですけれども、地方交付税はゼロです。そういうプラス・マイナスもあるわけです。

時間がないので、もう市長の答弁は同じことの繰り返しですから結構ですが、そして、午前中の上野議員の発言の中で、私がちょっと見解が違うところありますので、1月の19日の比田勝でありました反対の立場に立つ人を講師に呼んで学習会しました。もちろん、私も出席しましたが、その講師が言われたのは、上野議員が言われたのとちょっと違うんです。私、一番前に座ってましたから、よく聞き取ったつもりです。ここの話では、ここというのは対馬です。ここでの話ではありませんけれども、こういう運動があつてあるところでは、運動する人たちに、金額も言われました。500万円ぐらいの金 coming いるよとの話ですというような、ちょっと文言は変わっておるかもわかりませんが、そういうことを言われたんです。それだけ言っておきます。

最後の問題に移ります。

市長は6回目、依然として進展をしておりません。まだ全容解明はあたかも終わっていないような話されましたけれども、職員2名が控訴をしたからといって、これは枝葉の問題なんです。そうでしょ。助役であり、そして、業者、業者もいろいろ軽重の度合いが違うと思いますけれども、そのすべての業者の皆さんと、そして、助役が執行猶予がついたとはいえ有罪判決がおりたわけです。職員は控訴はしていますけれども、それは枝葉の問題じゃないですか。それをあたかも2人が終結しなければ全容解明にはならんような話をされますけれども、それはとんでもない話で、市長はやっぱり新聞報道によりますと3月には、新聞の書き方もいろいろあるようですけれども、読み方によってはもう辞表を出すというような受けとめ方ができるような記事もありましたし、そうかという、まだ来年の3月まで無報酬でやりたいような話もあるし、そんな問題じゃないんです。金の問題じゃありません。これは高レベル廃棄物と一緒に。あなたがただで何年してもらおうと、全然うれしくない人がいっぱいおりますから。（発言する者あり）はい。

だから、あなたは全容解明ができたわけですから、どういう判断をされるのか、はっきり言ってくださいよ。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 全容解明については、先ほどから言っているとおり、全容解明、全部が解明されて全容解明であります。だから、それは判断の分かれるところですが、それは置いておきましょう。

しかし、それはそれとして、3月にはちゃんと1年前、全容解明、全容解明ということで、そのまま居座るんじゃないかというげすの勘ぐりがたくさんあるようでございますので、そういうことはだめですから、やはり3月が全容解明と見ていいんじゃないかなという気がいたしております。

それで、3月をめどに、ちょうど1年前ということですから、そういうことで選択肢が2つ、3つありますよということ、2つプラスアルファでしょうかね。それを話しております。新聞の報道で、見出しが「3月に辞任の意向」とか、辞任の何とか、わからんけれども、そういったこと（ ）、それを見る、中を見ると、一方という形で書いております。

信用回復に残る任期を、4年間の負託を、かじ取りを任せられたんですから、そういった点では任期いっぱい信頼回復に努めるべきじゃないかという考えもあるし、そうすると、ただ信頼回復に懸命に頑張りますと言ってもどうしようもない。物事、あるいは（ ）とか、100円の物でもあらわして、ありがとうと言って、初めて通じるわけですから、そういった点では形の上で、これは8日の日に皆さんにお話ししようと思っておりますが、時間がないので、今すぐ選択肢はありますと。

1つは、一番私の心情としているのは潔くやめて、皆さんに真意を問うというのが私の一番のこれは気持ちです。ところが、1回選挙しますと6,300万かかります。そうすると2回しなければいけないようになります。1億3,000万、4,000万という金が今財政再建の方でどうか、そういった選択はどうか、これは私が選択することですから、だから、「毀誉は他人の主張、行蔵は我に存す」わけですから、勝海舟の心境がよくわかる気がいたします。

で、私はやっぱり出处進退を明らかにしますということ言ってるんですから、全容解明のとりえ方は本来ならば全部解明できて全容解明ですが、しかし、やっぱり時期というのがありますから、ここで全容解明とみなしてすべきだろうということですから、全然あなたのあった全容解明じゃありません。まして、ああいったいろんな形、鹿児島とか東京とか、いろんな形で出てきております。いろんなことも考えられます。

そういう中で、まだ私どもの書類が返ってきておりません。そういった形の中ですが、それはそれとして1年を前にこの際どうすべきか、実は、(発言する者あり)時間がない。ほんならやめる。そんな自分のいいような質問ないでしょう。議会、皆さん、どうかしてくださいよ。

○議員(20番 武本 哲勇君) 全容解明は私がさっき何回も言いますように、解明したことになるんですよ。枝葉の問題を論じる段階じゃありません。あなたいかにも地位にこいごいとされておりますけれども、あなたがやめられてすっきりすると。

そして、あなたがまた思い立てばいいじゃないですか。だれもあなたが再び、三度出ることだれも反対はできません。そして、選挙費用が何千万要るとか、先ほどから言ってますように金の問題じゃないんです。(発言する者あり)あなた、私より長くするから。(笑声)

それで、今答弁で、この3月中に何らかの形で明らかにするということによろしいわけですね。くれぐれも申し上げますけれども、やはりトップですからすばとやっってくださいよ。言いわけは一切聞きたくないです。あなたが何か言われたら、すぐただしがあったり、次があるわけですね。やっぱりトップはぴしゃっとなければ、市民は安心してあなたについていくことにはならない。

以上申し上げて、終わりたいと思います。

○議長(波田 政和君) これで、20番議員の質問を終わります。

.....

○議長(波田 政和君) 暫時休憩します。再開は14時から。

午後1時50分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長(波田 政和君) 再開します。

次に、17番、作元義文君。17番。

○議員（17番 作元 義文君） 市長、質問が今度は少し変わりますので、（笑声）よろしくお願ひしておきます。今回通告をいたしておりましたように、私は国境離島としての対馬市の振興を図るために、国または県に対する取り組み、対馬市一丸となって要望等について市長にお尋ねをし、考え方を伺っていこうと思います。

言うまでもありませんが、対馬市の置かれた位置、当然日本の最西北端にあり、島でございます。いわゆる国境離島の一つであります。沖縄県の与那国島、北海道に礼文島、この3つの島は国境離島であり、すぐ近くに外国があります。わずか数十キロしか離れておりません。国境離島がゆえにさまざまな問題が数多くあります。市長がいつも言われるように、本当は日本にとって宝の島でなければなりません。宝の島であるはずであります。国は宝の島に対してもっともっと直轄事業等を島の経済安定や島民の生活向上のために力を注ぐべきであると思います。

韓国との国境線に対馬があるだけで、どれだけ日本にとってプラスになっているか、相当の国益につながっているものと思います。日本の国は、離島の集まりであります。昭和28年4月、離島振興法が制定をされて以来、さまざまな施策が離島振興という形で予算配分等も進められ、恩恵にもあずかってまいっております。また、平成15年の4月から平成25年まで延長という形で、ほぼ今までどおり進めていただいておりますことに対しては敬意を表するところであります。

しかし、先ほどから申し上げておりますように数多くある離島の中でも、我々の対馬市のように国境線の厳しいさまざまな問題点を多く抱える国境離島に対して特別に国の振興策や直轄事業的なものが今までにもっとなされていって当然だろうとも考えます。瀬戸内の離島や本土に近い離島に比べて国境線の厳しい、この日本の国の守りの役目まで果たしている対馬、対馬島民、対馬漁民に対していろいろなことを国や県に対してどんどん要求をしていくべきであろうと考えます。

三位一体の時代と言われるこの厳しいとき、地方が地方を挙げて中央に駆け上がる時と市長もよく言っておられます。何点か今対馬の抱える問題点を私の視点から申し上げて、市長の考えを伺っていきたいと思います。

まず、1点目ですが、韓国人の釣り客の問題であります。

今や対馬の観光にとって韓国の観光客、4万から5万と言われております。非常にありがたいことではありますが、その中に釣り客が数多く含まれており、今大きな問題になっております。対馬市議会の方にも対馬遊漁船業協同組合から陳情書が提出をされております。審議中ではありますが、今は遊漁の域を脱しているような、遊漁の域を超えているような釣り人、また、それをあつせんする業者もおり、漁業者も非常な脅威を感じている実態があります。どうして法令で「外国人のまき餌釣りの禁止」という条文がありながら、国としてこれを取り締まることができないの

か、なぜ地方に振ってくるのか、市長どう思われますか。

また、密漁の防止対策ということについて少し触れてみたいと思いますけれども、密漁にもいろいろなケースがあります。国内船、あるいは国外船さまざまですが、今回私は韓国人のアワビ、サザエの密漁について少しお知らせをしてみたいと思いますけれども、去る10月の18日のテレビ、「報道ステーション」の中で放映がされました。時速40ノットの小型船を使って、上対馬町の海栗島周辺海域からアクアラングを使って、アワビ、サザエの泥棒に来た船、これの大捕り物が放映がされました。しかも、その周辺には航空自衛隊の海栗島にすばらしいレーダー基地があるんですよ。その下ですよ。まさに「灯台もと暗し」であります。その対岸から数百メートルの地点まで根付資源の密漁に来る、考えられないような事実が今までにも何回も起こっているようであります。何回か確認をされて、検挙したのは機関故障を起こした1件だけ、あとはすべて韓国に、サザエ、アワビを持って帰ったかどうかわかりませんが、ほとんど帰られてしまっております。こういった状況であります。密漁、釣り人のこの問題、この件についていかがでしょうか、お尋ねします。

次に、新エネルギー開発について、これは9月の定例会でも市長にお尋ねをし、いろいろと答弁もいただいております。特に、海洋温度差発電については、1月13日でした。NPO法人の海洋温度差発電推進機構理事長であります対馬出身の上原先生の直接の報告会があり、対馬北部沖の海洋調査報告、あるいはまた大規模漁場造成等の説明を受けて、対馬沖の開発に大きな期待をするものであります。特に、施政方針大綱の第2にも上げておられますように海洋温度差発電、あわせて西沖大型漁場造成もあわせてぜひ国の直轄事業にのせてということ、強く要望活動を続けていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、3点目といたしまして水産関係について、大型漁場の造成の絡みがありますので質問をいたします。

特に、再三取り上げておりますまき網の問題、あるいは対馬周辺の大型底引き網漁業の問題、この2つの大きな問題の解決なくして、対馬の漁業に明るい未来はないと言っても過言ではないと私は思っております。今世界中、世界的な問題になっておりますクロマグロ、あるいはミナミマグロ、いろんなマグロ類の規制がなされようとしております。対馬近海でまき網船団がとる小型のヨコワ、あるいはマグロ、ブリ類の漁、これは物すごい量が漁獲されております。これが結局魚価の低迷の原因となっており、漁民の生活に重くのしかかってきておるわけであります。

昨年の10月から11月にかけてのまき網による漁獲被害、対馬、壱岐、五島海域での横ひき縄の大幅な水揚げの減少、油の高騰に加えて大打撃を与えております。対馬の西側3マイル、これを5マイルにと、また、漁期の制限、魚種の制限等全島の漁協組合長会等でも努力をされております。今世界でも問題視されているこの魚種の制限、漁獲量の制限など、市を挙げて全国的な

漁業の問題として国へ直訴すべきではないかと思えます。

また、あわせて対馬近海に許可区域がある、以東底引きというんですけれども、この撤退、対馬のブランドにしてもいいくらいの高級魚、既に上県町漁協ではブランド化がされておりますが、アカムツという魚がおるんですよ。単価が5キロで1万円から2万円もする魚です。上県のブランド名としては紅瞳という名前がつけられております。これは上県町漁協だけで使用しているんじゃないかなと思うんですが、永久的な対馬ブランド魚種、この魚種にするためには根こそぎ海底を引き回す、資源の枯渇に非常につながっていくこの大型の底引き網、これが来ると1匹もとれなくなりますから、そして、1週間か10日したらまたとれるというような状況を繰り返しております。西側沿岸7マイル以上のところでやるんです。東側にはA海区というポケット海区があるんですが、東側にはアカムツは余りおりませんので、韓国との間の7マイルから外側におる。そこに底引き網がやってきてる。これも大臣許可の漁法でありますから、まき網と一緒に。こういったものをやはり操業の停止と撤廃と漁業の移動と時期の変更というふうなことを踏まえて、私は国にお願いするべきでないかと。国でしか解決ができませんので、ぜひこういった問題も取り上げていかなければならんというふうに思います。

4点目ですが、防衛、防災、密漁、救急医療のための海上自衛隊か、あるいは陸上自衛隊のヘリコプターの対馬常駐についてであります。この問題も再三取り上げておられますけれども、対馬は国境、先ほどから言っておりますように国境離島であります。当然国が防衛を考えなければなりません。そのためにはヘリコプターの1基ぐらいは置いてもいいんじゃないかなというふうな気がしておりますが、近年の地球温暖化がもたらすと言われております自然現象の災害被害の大きさ、台風とかハリケーンとか、非常にこの災害が大きさを、強さを持っておりまして、特に対馬島でそういった大きな台風が真ん中を直撃をした場合は、当然国道も寸断されますし、救急車も通れませんし、病人の搬送もできません。そういったことや、あるいは1番に申し上げました密漁の40ノットを超える密漁船を拿捕、また、取り調べるといいうことになるのと船ではとてもじゃないが40ノットの船を追っかけて捕まえるということはできません。そういったやはり国の防衛、密漁、あるいは救急、こういったことから考えると、ぜひこの問題もやはり防衛庁の問題ですので、国に取り上げてもらわなければ、地域、自治体ではどうしようもありません。

こういったこと、4点ほど市長のお考えを伺っていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 17番、作元議員の質問にお答えいたします。

国境離島としての対馬市の振興ということが大きなテーマのようございまして、これは御承知のとおり、外界離島、なかんずく国境離島ということになるんですが、外界離島があるゆえに37万平方キロの国土面積の1.2倍の専管水域が確保されることはよく作元議員御承知のとおり

で、いつも話があつてるとおりだと思います。

これは海底貴金属を初め、海洋資源、水産資源、言わずもがなでございまして、そういう中で、やはり国の国境政策が欠如しているということで、実は10日、2週間、先月の末でしたか、実は日本財団で、今海洋基本法を今国会で成立するよというということで、有志の人がやっていたいてるんですが、そういった中で、特許庁の道路を挟んで向かい側、日本財団、笹川さんとか、今は曾野綾子さんがおられるんですか、そのホールでちょっとフォーラムがありまして、ちょうど対馬、今の追っかけだという話の密漁で、機械が故障している。海上保安庁が初めて捕まえたわけです。そのときそうだったのか、眞嶋保安部長、あるいは徳永保安部長、皆さん海上保安庁の人がたくさん、小島愛之助さんも。今内閣の審議官ですが、内閣府の。100人か150人おったのかな。150ぐらいおったのな。そういったところでちょっと国境政策について1時間半ぐらいおしゃべりせえということで、ちょうどついでありまして行ったんですが、東京会議の翌日でしたか、それで、皆さんが非常に今対馬に関心を持ってあります。恐らく東京の方から、対馬の国境離島、対馬をどうかせえと東京宣言が出るかもわかりません。有志の人らですね。そこまで対馬の今知名度もおかげで、いろんなことがありましたけれど、上がっております。よきにつけあしきにつけ「万事塞翁が馬」でして、いい点もあっております。

そういう中で、皆さんの最後に懇談だか質問だか、たくさん出たんですが、話はやっぱり国境政策が欠如していることは間違いないわけですが、これは外務省に対しても、国土交通省に対しても、総務省に対しても言ってるんですが、結局国境地域、離島であれ何であれ、特に、国境離島の場合そうですが、択捉、国後は言うに及ばず、根室、対馬、石垣、与那国と、こういったとこですね。

だから、国境地域には人が住まない竹島とか、あるいは尖閣諸島みたいになってしまうので、すから、そうすると、日本国としての国境政策というのは、国境地域、国境離島には定住促進をする、これはあなたが御指摘のように義務があります。

そして、地域振興、山村の人やら過疎地の人に言ったら怒られますけど、山村や過疎地と一緒にすること自体おかしい。これは我田引水かもしれませんけど、だから、外界離島があるゆえに専管水域、37万平方キロの12倍の確保される面積が。そういった中で、なかんずく国境確定する国境離島の役割というのはそういうことでございます。

だから、補助率にしましても、何にしましても、これは大きく変わっていかにかいかんということでもあります。そういった点で、今国境政策の欠如じゃないかというのを盛んに申し上げておりますので、外郭としてはそこでとめます。海洋基本法が成立いたしますと、離島振興の施策が具体的にいろんなことが出てまいりますから、だから、海洋基本法の成立を熱い思いで待っております。

それが一つと、もう一つ、国境に絡んで総論的に申しますと、去年の12月の予算が大変な山場でした。これは私どもが漁場協会といたしましても、全国の、長崎県も挙げてですが、とにかく漁業資源がどんどん減っていったんです。だから、たんぱく源をどうするかということが私ども喫緊の、それがまた我々の所得につながっていくわけですけども、そういう中で、水産庁から直轄事業ということを組合長さんらと3年ぐらい前からずっとやってきておりました。水産庁の幹部もぜひそれはということで、そうせんと市町村や都道府県のちまちましたもので50億か100億では、とてもそういった漁場造成はできません。壱岐と対馬の、壱岐の七里ヶ曾根のような40メートルちょっとの高さですか、あの曾根にマグロがあんな200何十キロですか、あそこは産卵に五島の方からどんどん上がってきてますし、去年あたりなんかというのは、あそこ白くなるぐらい産卵したり交尾したりという、そういった地域に七里ヶ曾根なっております、魚の宝庫になっております。

そういったことで、海底山脈を湧昇流を今やってる、そのめっちゃうちゃに大きいものになるんでしょけど、そういうものをEZ、排他的専管水域のどこかに置くことによって、先ほど来指摘されました底引き、まき網のこういったものの解決策もそこから出てくると思いますし、EZを越えた、越えないという、そういったことも共同漁業権、そういった延長線上には今国境政策の中での、例えば、対馬が直轄地に近い特別地の、もし今その検討が本県でされておりますけど、神戸やら横浜みたいな、そういったとこだけが特別地かということです、新しい制度。

そうすると、国境を確定する国境離島もその中の候補に上がっていいじゃないかというので話がまた出てきておりますが、これは審議官らとよく話をしてたんですが、それは置いておくとして、いずれにしても、今国境地域が非常にクローズアップされてるし、まして対馬は、今対馬の方に風が吹いてるような気がしてなりません。

だから、今何だかんだという、このマグロにしましても、「トロの華」というブランドよりも対馬マグロでやったらいいんじゃないかという東京の人らの話です。キハダマグロは9,000円、1万円するんですから。これはホンマグロの子ですから、それが500円や700円や1,000円って、まき網来てわあっとやったら、後どこかがどうかなってると思います。東京持っていったら9,000円、1万円でいけるんですから、キハダでそれなんですから、だから、こういったことも今研究になっておりますが、いずれにいたしましても、国境政策が欠如しているということで、余りしゃべったらまた長くなりますので、後は韓国人客の釣り問題、これも今度はいろんな今までやってきましたけど、御指摘のように、なぜ水産庁が取り締まることができないようですね。何だかんだ、今までのとおりですが、もう多くは申しません。

ただ、今度のは県の漁業調整規則でやるようになりましたから、今度のはこれで海上保安本部、あるいは警察の方で法的にこれを具体的にやっていくということになるろうかと思えます。

それから、あと新エネルギーの場合は、これはまだ検証段階です。今石原慎太郎さんの方がこれをやってるようです。これはまあまあどうしたかよくわかりませんが、とりあえずあそこが尖閣、いろんな問題がありますから、あそこに漁場をつくろうということでの、漁場（ ）が主体での温度差発電です。

それから、やっぱりこれは本当将来は非常にいいと思います。真水も安くできますし、ミネラルの純度の高いのができますし、仮にこれはばかみみたいな話で聞いてもらえればいいですけど、韓国と対馬の間、50キロじゃないですか。そうすると、あなた方の旧町にもすごい人がかかわり合いを持たれたようでありまして、特に、情報関係のね。

そうしますと、50キロの間の光ファイバーを引いたとして、どれぐらいで行くだろうかと、5億ぐらいで行くんじゃないですか。そうすると、あんな1メートル何百キロあるんですから、こんな小さい線じゃないんです。こういう中にジュールを持ってやるんですから、この間あくんですね。送水管もできれば、いろんなことができると思います。

だから、これはそうしていくと大変なおもしろいというよりも、本当におもしろい事業も考えられます。まあまあいろんなことが想定されますけど、そういったことで、まき網、底引きにつきましても、これは絶対皆さんが進められているようなことを早くやっていかにかいかんと思っております。

余り書いてのを読むのはいたしません、あと防衛、防災、密漁、ヘリコプター、これは御指摘のように自衛隊の中に離島への緊急出動等がありますが、まあまあよく言われますけど、名前を挙げたらいかんのでしょうか、もしどこかに有事ができた場合は15万の武装難民が来るという想定が今されてます。そういったことになると、中国も国境閉ざします。南も閉ざします。当然対馬が一番と。そういったときどうするのかという、こういったものもありますが、いろんな点でヘリコプターというのは有事においても、あるいはそういったいろんな意味での医療においても、ヘリコプターの常駐、もしくはその部隊、あるいは訓練基地、あるいは何らかの形で、これはぜひ誘致をしたいと思いますので、議会が落ちつかれましたらぜひこういったことを一緒にやっていただければと思います。これは1人だけ、こっちで言えと言われますけど、こっちが言ってもだめです、1人が言っても。皆落ちついてあるんでしょうけど、言葉が語弊がありますが、とにかく一緒になってやらなければ、もう何もできない時代ですから、だから、ぜひそれもおっしゃるとおり、これはやっていかにかいかんと思っております。大体それぐらいで、後また話があるでしょうから。

○議長（波田 政和君） 17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） 市長ができる問題じゃないわけですが、市長の考えはどうですか。いやいや、市長ができる問題じゃないので、我々も一緒にやってやらなければならま

せんので、市長の考えを今聞いているわけで、海洋温度差発電の問題です。これは2005年ですか、1,000万調査費をつけて、そして、NPOの方をお願いをして、調査報告書が来たわけです、1月13日に。

そして、漁場造成の先生も来られて、いろいろ話があったんですが、この問題はやる気がないのか。いやいや、このビジョンからすると、これができ上がったのは、これは2月にはできると。これ1月13日。見てみると、海洋温度差発電はこんだけしか載っとらん。

だから、この報告書を本当に見て、上原先生の意見を参考にして、そして、これをつくられたのかなと、私はそう思うんです。これは余り早いんじゃないかな。この報告書とNPO法人の説明と新エネルギービジョンができて上がるのが早過ぎるんじゃないかなと思うものですから、ちょっと尋ねてるんです。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 後、松原部長の方から具体的に話させますが、早過ぎるとか、遅過ぎるじゃなしに、それは別々のものであります。（笑声）温度差発電は、これはまだ実証段階でありますので、それに対して将来に対する一つの投資であり、対馬がいろんなものが描けますから、それから、新エネルギービジョンというのはバイオマスでの大体ここで5万3,000キロ、対馬には電力が今九電が送電いたしております。

しかし、九州電力は送電すればするほど赤字が出るわけですから、本当は撤退したいんです。しかし、そういったものは公共的な使命がある。撤退できないわけですから、九電ができなんだら完全に言えたいという事で今言ってるんですが、今九州電力の本部の方、本社の方と今そっちの方は、バイオマスの送電は利用できる、あるいは饋電、今火力でやってます。重油がどんどん上がってます。そういったことですから、それをバイオマスでやろうということで、この前はいつか宮原議員が言ってあった。そういったものの延長線上で、例えば、廃材とか、木質でのもの、あるいはメタンガスみたいな鳥、動物のふんとか、我々のふん尿とか、そういったものからのものとか、油とか、てんぷら油とか、いろんなたくさん、いろんな自然の中からバイオマスの部分のエネルギーというのはそっちであります。それとは全然別です。同じようであっても、また別ですから、あとちょっと説明してください。私が間違えて説明するよりもいいでしょう。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） それでは、私の方から説明をいたします。

まず、作元議員がお持ちになっております報告書ですけども、これを十分に読んでいただきたいというふうに思っております。今議員が言われたのは120ページに載っとる分を言われたと思いますけども、後ろの方の資料の32ページ、ここあたりを見ていただきますと、この意味合

いがわかってくると思います。（発言する者あり）はい、それではちょっと説明いたします。

まず、海洋温度差発電、要するに、波力とか潮汐、それと、今の海洋温度差発電は新エネルギーではございません。まず、そこを押さえていただきたいと思います。この報告書を見ていただきますと、新エネルギーと書いてあります。これにつきましては、今私が申し上げました後のちょっとページ数を見ていただければいいと思いますが、まず、平成9年に新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法というものができまして、その中に新エネルギーとはこういうものだというのが書かれております。それで、その中に14項目ぐらい今新エネルギーが指定をされております。

ところが、海洋温度差発電、先ほど言いました波力とか、海洋温度差とか、波力発電、この海洋エネルギーにつきましてはまだ研究開発段階にあると、こういうことで、新エネルギーとしての位置づけがなされておられません。

だから、私どもがことしこれやりましたのは新エネルギーをやって、そして、もう一つ、来年は少しバイオマスあたりの詳細な分に入っていこうと思っておりますけれども、そういうバイオマスあたりは新エネルギーとして指定をされとるわけです。

だから、海洋温度差についてはまだ研究開発段階ということで、そういう新エネルギーに指定されてないものですから、これを進めていくについては、まだ国の補助制度あたりが何もございません。海洋温度差についてはですね。

だから、私どもはこの新エネルギーをつくる中で、最終的には地場産のエネルギーの実用化を図っていきたいというふうに、実は考えております。当然、施設整備をして、そしてできれば離島のエネルギーについては自分のところで生んでいくというような気持ちを持ってるわけですが、海洋温度差については、もう少し今の段階では、開発の動向をもう少し注視をしながら、長期的な視野に立ってもう少し考えるべきではないかなというところをしております。

以上です。

○議員（17番 作元 義文君） わかりました。我々は、私だけかも知れませんが、この上原先生の説明を聞いて、ティアラのあの大会議堂ですか、あそこに何百人も集まってあったですよ、それでこの話を聞かれて、おお、海洋発電はいいじゃねかなとか、そりゃリチウムもとれるし、海洋深層水もとれるし、対馬の浮揚に対して非常に役に立つとじゃないかなという思いをされた方がたくさんおられるんじゃないかなと思いましたので、私の勘違いで、その新ビジョンの作成、エネルギービジョンの作成と、この分が外れているということについてはわかりましたので、ぜひこの報告書の中にも上原先生が書いてありますけれども、対馬に向けた、この海を利用した、こういった開発ということも、私は当然入れていかなければならんと思っておりますし、漁場造成を、大型の漁場造成をする上において、あの説明の中で20キロから30キロ四方にプラン

クトンを湧かせるという（ ）がしてくれるんだと、この海洋温度差発電をすることによって、排出する水でということもありましたので、大変期待をしているわけですが、それはそれとしてあとのことにしたいというふうに思います。

いろいろ今市長にも今お尋ねをしてまいりました。私は、国境離島ということで、国に対していろんなことを、議会も一緒になって申し上げていかなければならんと、特にこの大臣が許可する巻き網の問題、底引き網の問題あるいは密漁、密航の問題、ヘリコプター在中の問題、こういったことに対して議会で特別委員会でも設置をして、そして一緒になってこの海洋基本法の制定ですか、こういったものに乗せて、対馬の国境離島の浮揚を図っていったらどうかという気持ちを持っておりますので、再度市長に伺ってみたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） エネルギーのことはそれでおわかりと思いますので、エネルギー庁の方から全額お金いただいて調査してるのが、その新エネルギーです。

だから、これは漁船を、今油が高いでしょ、で、メタンガスの方からそれを液化して、エンジンに搭載してそれがいけるという実験がもう大体できているんです。それを実証するために、今度動かにかいかわけですが、これは私どもがそういった実証をつくるわけで、電気の送電線をつくったり私どもするわけいきませんから、これはあくまでも電気を起こす起電部門と送電部門というのは九州電力に、もしバイオマスで形でそうなるときはそうなるようになっていくんですね。

だから、漁船の場合は4月でしたかね、もう実験は終わっておりますから、実用化するためにヤマハとか、あるいはヤンマーか、こういったところ坂井先生の方が課長か係長に、企業誘致したらもうトップでないと企業誘致はできませんので、遅くですから、ああだこうだといって言いよるとね。それも4月ぐらいにはなんとかそういったことができれば、あとそういう期間。それから、上原先生の上原サイクルを利用した温度差発電、これも結局今リチウム、電池とかあるいは水素とか、あるいは真水とか、ミネラルとか、こういったことで皆さん講演会で来て、そういったことで皆さんが民間でやろうということも出てくると思いますので、そういったことはあろうと思います。

それから、今言われたいろんな国境離島に位置する、非常にマイナーな条件を抱えてる対馬、そういった中でもっと少し中央にアピールすべきじゃないかということで、動きを一緒にしたらどうかということですが、実はぜひ私もそういったことを議会でできれば、ぜひしていただきたいと思います。東京で議会を開いてもいいじゃないですか、委員会を持って行って、休会中のですね、そうして皆、そんないろんなところの人に来ていただいて、アドバイス受けて意見をいただいたりというもの、非常にいいアイデアだと私も思って、ぜひ賛成いたしたいと思います。

で、実は去年12月の予算の話の冒頭しましたけども、水産庁と財務省の大変なせめぎ合いで

す、この12月は。私どもそれで極秘裏に皆さんがいろいろやってありましたから、私どもは私どもでできることをしたんですが、要は財務省としては、今どき公共事業を半減しておる分になにを水産庁の直轄事業かということで、水産庁は水産庁で、これだけ水産資源が枯渇する漁獲高がこんなになってるのにどうなるんだと、このままじゃいかんじゃないかということで、ところが最終的にいろんな議論の結果、首の皮一つでつながったのが水産庁の直轄事業であります。これはとりもなおさずもう漁場造成の時代ですから、市町村や都道府県で50億や100億の漁場でもどうにもなりません。それはやっぱり国の責任において、海のたんぱく源としてのこの魚類あるいは、そういった点では非常に画期的な今回の12月の国会だったと思うんですね、去年の。それが首の皮一つで残ったということで、今調査費がついたのかな、調査費が一応9,000万ぐらいついてるはずであります。

それで、今、今度は漁協長の皆さんにも少し漁協全体としてしたらどうかというような話も出ておりますけれども、これから恐らく7月のような（ ）あんな漁場をつくるといったら、恐らく1,000億から1,500億じゃできないと思いますけど、しかしそれをやることによって日韓の関係もうまくいくし、EEZの排他的経済水域で拿捕だ（ ）ちゅうこともなくなる、あるいはこの巻き網もそっちの方でいろんな形での方法ができると、いろんなことがあると思いますので、これはぜひ私は望むところですから、もし議会の方で私どもも一緒になってやろうよということであれば、ぜひ特別委員会の形で、東京で議会を開いてもいいじゃないですか、それは視察に行かれる、研修されるのと一つも変わりはありませんから、ぜひ皆さんがやろうと言われたら、ぜひ私ども望むところですから一緒にお願ひして、力を貸していただきたいと思ひます、すべてにおいて。

○議長（波田 政和君） 17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） ありがたい答弁をいただきましてありがとうございます。

このヘリの問題でもう一点、市長のお考えを伺いますが、救急ヘリの場合は、私も2週間前ぐらいに身内を運んで乗っていったんですが、やっぱり向こうから来て運ぶということになると、早くてもやっぱり3時間ぐらいかかるんですね。それで、ドクターヘリは12月1日から運航されておりますけども、この病院から病院に、例えば対馬のいづはら病院から大村の医療センターには運ばないんですね。何か知らんけども。現場から病院という形になってるようでございます。

特に、私も今回そういった経験をしまして、急にどうのこうのという病人じゃなかったもんで、3時間でも余り足もばたばたさせずにゆっくりついていったような状況なんですけど、これはやはり目に見えて危ないというような状況で運んで行く場合は、家族はやはり居ても立ってもいられんちゃねかなという思いがするんですね、その3時間の間が。やはりそういったときとか、医者との連携の問題だと思ひますけど、ドクターヘリが医療センターの屋上におった

んですよ、私がついたときに、救急車で、なんでこれが飛んでこんとかな思って聞いたら、病院から病院の間は飛べんよということだもんですから、できれば私は離島の場合、離島から運ぶ場合は、ドクターヘリを利用されてもいいじゃないかなと思うんですけど、これについてはいかがですか。

私も離島医療圏の委員ですし、市長もそうですが、これはできんことになってるんでしょうけど、例えば病院からもでも、いづらは病院から離島医療センターに運ぶ、これを離島の場合は私はやってほしいと思うんですけども、どうですか、その辺の見解は。

○議長（波田 政和君） 消防長、阿比留仁志君。

○消防長（阿比留仁志君） ただいまの質問にお答えいたします。

ドクターヘリということですので、病院間搬送は業務の中に入ってます。既に、対馬に6回と
思ってますが、その半数は病院間搬送です。

なぜ、ドクターヘリの出動は病院の医者判断によって、こういう症状で患者がいますのでと
いうことで、その医者判断でこれはドクターヘリがいい、これは海上自衛隊のヘリでいいとい
うことで、ドクター判断で病院間搬送もできるようになってます。

で、実際3件だと思いますが、搬送してますので、御理解願いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） まして昼間のみの運行で、12月以降今言ってきましたように6件あって
おりまして、利用件数、防災ヘリが2件なんですけども、今まで福岡に云々ということがありま
したけど、これは国土交通省やったかな、来たの（「防衛庁」と呼ぶ者あり）防衛庁か、私ども
全然問題ありませんと、これはなんでもいいんですよと、県と話してくれんねといたら、県と
話して県もオッケーですとあって、今まで、いわゆる県が違うとどうだこうだと言ってきましたけ
ど、そういうことじゃないと思うんです。だからそのとき、防衛庁の方からの話が、あなた方夜
な飛ばんということはおかしいよと、慣熟度がないちゅうんですね、ぶつけたらできんもんです
から、日本の自衛隊は戦争せんよと夜は、昼だけすると言ったんですが、そんなこと言わんでくだ
さいよと言ったけど、結局慣熟度がないからということ、その長崎と対馬の場合は今まで自衛
隊慣熟度があって、なれてるじゃないですか、山の高さ。ところが福岡といたら、しないん
ですね。長崎対馬でも間でも夜はできるだけ返書混合言いますね。

だから、この点はスムーズに今自衛隊のヘリはなってると思います。ドクターヘリの場合いろ
んなキロ数とか、五島を主にじゃないでしょうか、壱岐対馬の方はちょっと離れすぎてるとい
う距離的なものもあると思いますが、これはよくまた確認して御報告申し上げます。

だから、今まで福岡云々ということは大丈夫ですから、県が違うからとか、そういうことは一
切関係なしということですから。

○議長（波田 政和君） 17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） 今、消防長の説明で病院間も飛べると、これは医者判断でね、ということですから、ぜひせっかく導入されたドクターヘリですから、大体100キロ以内というあれがあった、最初はそういったのがあったみたいですけども、対馬に飛んで、6回飛んできたということは、まあ、いいんじゃないかなというふうに思います。

時間もなくなってきましたので、先ほどから言っております、この国境離島の問題、これをやはり国に対して、あるいは県に対しても力強く議会も含めて、市長も一生懸命頑張って、ぜひ国境離島が活性化をするように努力をしていただきたいというふうに要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（波田 政和君） これで17番議員の質問は終わりました。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。再開は2時55分から。

午後2時46分休憩

午後2時55分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、1番、小西明範君。1番。

○議員（1番 小西 明範君） どうもこんにちは。私は島内における第3セクターの経営状況及び今後の展望について質問してまいりたいと思います。

まず、質問に入る前に、非常に作元議員の対馬の将来を考えた建設的な一般質問に大変感銘を受けております。一般質問はこういうやり方でやるもんだという手本を示してもらったような気がします。私も今さら変えるとやれないようになりますので、つくった原稿で進めてまいりたいと思います。

それでは、通告しておりました対馬市における第三セクターについての質問をしたいと思えます。

最近、全国各地において第3セクターの厳しい経営状況が数多く報告されております。再建団体となる北海道夕張市においても第3セクターの債務超過による市財政の圧迫が大きな要因であるといわれております。国もこのような実情にかんがみ、今後においては自治体が出資する団体の債務についても自治体の負債として取り扱うよう見直しがなされております。我が対馬市においても例外ではないと考えますが、その実体はどのようなものかお伺いします。

また、先に流会いたしました12月定例会に議案として提出されておりました補正予算所（第4号）中の対馬物産開発に対し3億円を限度とするところの債務負担行為については、その後ど

のような処理がなされたのかお伺いいたします。

流会後に各部長が議員の自宅を訪れ、債務負担行為に対する同意書への署名を求められましたが、この同意書にはどれだけの効力があるのか、議会の議決に匹敵すると判断されたのかお伺いいたします。聞くところによると、過半数の同意があったと伺っております。

次に、対馬物産開発が3億円もの融資を必要する事態となった、その原因はどこにあるとお考えでしょうか。昨年の全員協議会で経営改善計画に対する担当部長の説明がありました。原因や責任の所在を明らかにしないままの経営改善計画については、信憑性も全くなく絵にかいたもちにすぎません。また、同じ失敗を繰り返す可能性大であります。臭い物にふたをするだけではなく、もとを立つ必要があります。株主総会あるいは取締役会等で原因究明の話し合いが持たれたのかどうか。また、持たれたのならどのような結論になったのかお伺いいたします。

さらに、昨年就任された専任の社長が既に辞表を提出されたと聞き及んでいますが、再建の可能性なしと判断されたのか否か、その理由が気にかかるところであります。

公共主導の第1セクター、民間主導の第2セクターは、それぞれ責任の所在がはっきりしております。それに比べ、官民双方で設立した第3セクターは、官民の役割分担が不明確であり、双方のもたれ合いによる放漫経営を招き、いわゆるバブル崩壊とともに苦しい経営難となったわけであります。

先に述べました同意書に、賛成した議員が言っておりました。十何人の雇用を考えたら、どうしても同意せざるを得なかったというわけです。私は、これがまさに第3セクターの負の部分だと思っております。官民主導であるから、雇用は約束される、この甘え体質が問題なのであります。

これまで対馬の経済発展に大きく貢献してきた島内の建設会社等は、今、公共事業の大幅な削減や島外業者の参入による競争の激化で、人員整理や解雇あるいは、倒産に追い込まれた話を痛いほど耳にします。民間は血を吐くような苦しみを味わっている反面で、官が関わる会社は赤字が続いても解雇されない。

私は、このような矛盾を一日でも早く解決し、市民の理解が得られるような行政運営が行われることを願っております。市長の考えはいかがでしょうか。

総務省の自治財政局は、第3セクターは、原則として事業収益に基づいて資金調達をすべきだとの方針を打ち出しております。その原則からしても相当無理のある融資だと思いがいかでしょうか。

以上の質問に対する市長の答弁をお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 1番、小西議員さんの質問にお答えいたします。

基本的に御指摘のとおり緩慢なところがありがちだというのは、御指摘のとおりでございますが、こういった事態を招くということは、これはもちろん私が不徳のいたすところであることはお間違いございません。対馬市の第3セクターもう御承知と思いますけど、この物産開発は、実は昭和60年7月に第3セクターの会社として設立をされたわけですが、当時加工が、対馬には加工業が全くなくて、上原さんが一人奮戦してたわけですね。加工業というのはやっぱり加工するものが年中あって、安定供給、1年間確保されて初めて加工業が成り立つわけですが、対馬の場合はそういった点で、よその加工地と違って、そういう年中ということはなかった。そういった中で、サイクル商品化をしましょうとか、いろんな試行錯誤をしてきたわけですね。これは6月から9月まで3万個しかとれませんよ、これは9月から10月から11月まで幾らでもとれますよと、これは12月から3月まであるいはこれは10万個とれますよとか、そういうサイクル商品化をして、一つの商品部門としてやっていこうということから始まったんですが、そういう中で、ここで年中加工ではイカであるとか、あるいはこのひじき、海草類であるとかということなんですが、ひじきも1年に1回ですから、一遍に9,000万から1億二、三千万しか一年間の仕事はできないわけですね、加工する材料としては。

そういったことで、一次産品を付加価値をつけて、そして農林水産業の人らが所得が上がるよというところでつくったのが、第三セクターだったんですが、御指摘のとおりでありまして、やっぱり3セクというどっかに甘えがあったと思いますし、去年、おとどしからですか、給料の2割カット、賞与もなしということで意識改革ができてやってたやさきなんですけども、こういったことでございます。御指摘のとおりであります。

昭和61年度に林業構造改善事業で、特用林産物集出荷販売施設ということで、あのシイタケ等のこういった低温倉庫であるとか、冷蔵庫とか、そういったものを整備されまして、また平成3年度に営農環境整備事業の中の地方競馬界のマークがありますように、実はその農林地区水産物高度利用施設整備事業というのが全国で初めて始まって、その第1号が実はあのひじき加工場だったわけでありまして。約2億ぐらいかかったんですが、あれが半額助成でございまして、それで今まではひじきというのは、ボイルして、選別して、それから金属探知機で夾雑物を取り除いて、そして袋に詰めてという工程だったんですが、これはボイルがいるよ、ちょっと識別判別がいるよ、ここはなにをするよということで、皆さんそれぞれの山中にせよ、あるいは物産にしよ、すべてが今伊勢にひじき加工場を集まってるわけなんですけども、そういうところのひじきの工場というのは、あとでつぎはぎ細工したんですが、私も後からできただけに、ボイルする、選別する、あるいは金属探知機で除去する、あるいは袋物に加工すると、そういった一連のものができたわけですが、それが60年の設立当時ですが、対馬の基幹産業であります水産業の衰退が深刻化しておりまして、その当時も、特に対馬では加工技術がなかったもんですから、原材料をそ

のまま出荷するという一方で、シイタケも大分産、あるいはウニだって下関産とか、もう御承知のとおりだと思います。

そこで産品を2次加工することになって、付加価値を高めて対馬ブランドを確立しようと、当時からそういったことですが、あんまり進んでないわけですが、それで地場産業の活性化、そして雇用の場の確保を目的として設立されたわけですが、一定の成果を22期の決算ですから、22年間続いてきたことも事実ですし、10億以上の給与という形での地域貢献も雇用の場としてもしてるんですが、残念ながらやっぱりいいときばかりじゃありませんし、中国にほとんど加工場が流通、そういったもんができたということのあおりもありますけども、そういった中でなんとかかんとかやってきたけども、やっぱり大体3億二、三千万から、いいときは3億四、五千万売ってたんですが、ここ最近2億六、七千万を低迷しているということですよ。こういった形になったわけでありませぬ。

それで、もちろん磯焼け等の問題もございまして、原料不足による仕入れ価格が値上がりしたりとか、やっぱりどんどん自然の価格も原藻も、あるいは製品も、そして国内産がだんだん少なくなったから、韓国産とのブレンドしたいということで、全国が同じような形でひじきの製造が行われたわけですが、それに加えて原油価格高騰による燃料費の上昇など、どんどん悪いことも続いていく、加えて今回の業績不振を招いた大きなやっぱり第3セクターの会社であるがゆえの御指摘のように、社員の私を初め、意識の希薄さ、あるいは連帯感の欠如、経営向上に対する意識の低さ、さらにはやっぱり大量の越年在庫を抱えたことが資金繰りを悪化させたということで、借入金の増大へとつながったものであろうと思います。このような結果を招いたことに対しましても、皆様に心からお詫びを申し上げなければならないと思います。

で、質問の現状についてのお尋ねは、12月の定例会に債務負担行為を提案予定でありましたが、流会となったということでのお話で、どういうことなのかということですが、金融機関からの借入金の返済につきましては、一時凍結をいたしまして、今支援措置をお願いいたしております。会社の営業上の取り引きについては、通常どおり営業いたしております。

で、物産開発に対する3億円の債務負担行為ということで、流会后どのようになっているのかのお尋ねであります。小西議員さんも新聞報道等で既に御承知と思いますが、昨年11月15日に横浜地方裁判所において第3セクターが金融関係からの機関からの借入れをする際に、自治体が金融機関と結んでいる損失保証契約を違法とした判断したことを受けまして、金融機関より、金融的には非常に問題があるんじゃないかなという旨の申し入れがあっております。

したがって、本定例会において債務負担行為を予算に計上いたしてはおりませんが、現在いろいろな関係機関との協議並びに他の資金についていろいろ検討しているというところでございませぬ。なぜ、皆さんを回ったか、過半数の議員さんを、もちろんあいつの議会の状況でしたから、損

失補てんの債務負担行為の議決を専決でやってもいいわけですけど、こんなのはやっぱり専決でやっていいといいながらも、やっぱり皆さんの意見を聞いたらいいんだろーうということで、実は部長らが各議員さんをお訪ねして、実はかくかくしかじかですので、御理解をお願いしたいと思うんです。

で、御指摘のようにそういう意識改革ができたようでございますし、2割カット、賞与も返上ということで、当然もちろん赤字ですからそうなんです、そういうことで皆さんがやらんかなということでございますので、やっぱり今までの負の部分があったことも御指摘のとおりですが、ぜひあそこ18ですかね、6プラス、18人ぐらい今おりますが、ぜひ雇用の場を確保もせんにゃいかんし、これからも新しい形での枠組みも構築しておりますので、大体3億から3億1,000万の売り上げがあつたら、それから伸びていくという試算をいたしておりますので、それはこの前配付したとおりでございますので、御指摘のことはよくおしかりのとおりであります、今までの負の部分については、これはまたいろんな誤解があつてるようですね、いろんな問題で、問題が問題を提起いたしております。

それから、今御指摘の社長がもう辞表出してるんじゃないかという御指摘ですが、これはもうそのとおりであります。辞表を預かっております。で、これはもう風評被害等で、こんなに会社の中の経理が、経営がああだこうだ外から言われると、取り引きも駆け引きも商売というのは底辺もできませんので、私はもうやりきりませんということが一つの大きな要因であります、原因はなにかと言われましたね。

だから、これはこれとしてこういった情報社会の中ですから、会社の経営に対して外から幾らで仕入れて、幾らで売って、これがどうなると、そういったことは外に対してなかなか言えることは難しいことなんです、可能な限り情報開示できるものは開示をしようと思っております。社長の辞表というのは、そういうことで原因はせつかく再建に携わったけども、これだけやると恐らく取引先も情報社会ですから、これはもうそういったややこしいことはどうなるだろうとか、あるいは競争の世界ですから、負の部分が表にでるとそれはもうマイナス要因になることは間違いないですから、そういった点で引かしてもらいますということだったわけです。

以上です。あとまた。

○議長（波田 政和君） 1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） 当時はひじきの加工場がなかったということで、やはり英断をされてつくられたんだろーうと思いますが、22年間続いてきた、どうしてもやはりつくった本人とすれば、22年間も続いたんだからやっぱり今後はまだ維持していきたいと、そりゃ当然のことだろーうと思います。しかし、一昨年から賞与もない、あるいはこの中国産の安いのが入ってくる、そして磯焼きによる原価が上がったと、そういうことで非常に苦しい経営になってきた、そのこ

ろがやはり見直す潮時じゃなかったのかなと、私は思うわけでありませう。

実は、先ほど市長が触れられました、川崎市の第3セクターの裁判の話がされました。これは川崎市が行った損失保証契約、損失保証契約が財政援助制限法に禁止された事項に違反しているという判決であります。これは財政援助制限法というのは、地方公共団体の債務についていろいろ保証契約としますが、債務についての保証契約とかはできないようになっております。この説明は、以前中島総務部長もされたことがあります。ただ、今回指摘されているのが、この判決主文によると、財政援助制限法の規制を避けるため、あえて債務保証とは言わず、損失補償の文言を用いた抜本的な工夫を試みてるとしているわけです。どうしても債務保証ができないから、損失補償で名前を変えてやると、その結果がやはり法律違反の判決が出ております。

こういうことで、今後は自治体が金融機関と取り交わした契約、これが契約どおりにされないのではないかと心配もあります。この点についてどうでしょうか、市長今までどおり契約をして、その保証ができるかどうかお考えですか。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 契約をしてというのは、どういった意味ですかね、保証ができる、ちょっと詳しくおっしゃってください。

○議長（波田 政和君） 1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） 市が、第3セクターあるいは対馬物産開発ですね、物産開発に対する金融機関との保証契約です。これはできるとお考えでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 川崎市の第3セクターとうちの場合はどうかよく定かでない部分もあるんですが、3セクによる判例が出たちゅうことですよね。これは林業公社が今、あれも損失補てんか、損失補償をいたしております。それから、上対馬の8億ぐらいの使途不明金の、これも6兆の損失を補償でやって、去年、ことしかな、去年からことしにかけて見事に再建されました。林業公社の場合は、ちょっと旧6町も含め、県も数百億、100億県と合わせてなってると思いますが、対馬は額は幾らやったかな、何十億ぐらいやったかな、これも損失保証契約で進んでおるわけでありませう。

だから、違法ということには少し違うと思うんですが、だから今言われたように債務負担行為はもう法的にできないわけですね、今小西議員が言われたように、ただ損失保証契約というのは、やってできないという一概には言えないと思うんですが、こういったことも含めて、あとはやっぱり今までその負の部分というのは御承知のように、やっぱり甘えが御指摘のようにあったと思いますので、3セクという形でも、だから今回いろんなところでいろんな支援をいただくようになっております。今までの取引先がトーホーを初め、伊藤忠、ずっと非常にいい間屋筋を抱えて

おります、2億数千万の6,000万ぐらいでしたかね、これを2億9,000万円、3億、3億1,000万、3億2,000円という形で売り上げを上げていけば、大体3億いきますと資金繰りも十分できていきますし、それで実は銀行との経営審査の中では、その裏づけもとらんといかんわけですから、今債務超過になっておりますので、結局在庫の、御承知と思いますから申し上げますが、帳簿価格の在庫の残と、棚卸しのですね、棚卸しの現品との間に返りがあるということでありまして。それはよく話を聞いてみますと、結局古くなっていきます、ずっと何年もする、劣化もしていくんでしょうが、つつい夾雑物が多いもんですから、韓国からのものとかなんとかいろいろブレンドしたりしてるんでしょけれども、そういうことでつつい配送する、つくっていかんやいかんということで、新しいものからあんまり手がいらんところから、夾雑物が少ないのから手がけて、古いのがどんどん残っていったという、まさになにをしてるのちゅうことなんですけど、そういうことで、結局劣化して使えないようになったものもあるし、あるいは例えば原藻から製造していく、そしてボイルして、それから製品になっていく、歩どまりが5割あるところが3割しかなかったとか、あるいはそういったふうになんか劣化していくわけですね、差が出てきます。そしてまた、使えないものもその中に出てきたということもございますので、これは去年でしたかね、監査をされたときに在庫を当たってあると思いますが、それよくわかりません、だから今までのことにつきましては、皆さんがいろんな疑念がございましょうから、会社の経営ですから、3セクといえども独立した会社ですから、私どもも大株主という形での70%ぐらいの、数%の出資ですから、あと漁協とか、皆さん出資された会社ですから、もし細部にわたっての今までのことについては、だれも見るといけませんから、監査委員さんらがどう考えられるか、監査委員の職権において、常に随時監査をされるのか、あるいは私どもでお願いして監査もらうのか、それは別として、今までのことについてはいろんな疑問の点もあろうかと思っておりますので、これは精査していただければいいと思うんですが、何分これからそういう見直しも立ってるし、いろんな自然の方法も、新しい支援策もできておりますから、またひじきだけじゃなしに、練り製品もつくったりとか、あるいは（ ）商品もつくっていくとか、そういったことで少しすそ野をふやして、私は十分、銀行の方では20年償還ということでの実は計画をこの前お見せしたとおりでございますが、それでなんとかやっけていけるということをお願いをしたわけですが、残念ながら今小西議員御指摘の川崎の問題であるとか、いろんな形で銀行がなかなかうまくいかないという状況下にありますので、実は今回の最終日までにはなんとかお話をしようと思っております。

○議長（波田 政和君） 1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） 先ほど商品の劣化、あるいは歩どまりについての話もありましたが、実は12月の19日、この日はくしくも対馬市が不正経理があったことを発表をされた日で

ありますが、その日に同僚議員3名が物産開発へ出向いて約150トンあると全協で説明を受けたひじきの在庫確認をしております。その確認後の説明によると北部小及び久須保の倉庫等で確認できたひじきはいくら多めに見積もっても、50トンから60トンの在庫しかなかったと言っております。全協の説明によると150トンですから、90トンから100トンの商品が存在しないということになるわけです。

で、この物産開発の監査報告書を、ここにありますが、監査報告書を見る限りでは、何ら問題はなく正しく会社の状況を示しているとあります。本当に問題がなかったのか疑問であります。在庫確認をされた上での監査報告なのか疑念が残ります。一体90トンから100トンのひじきはどこにいったのか、また仮に原藻の劣化とかによる場合であっても梱包された、劣化したひじきは残るはずです。その辺の話を担当部長でもいいですからお願いしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 担当部長というよりも、これは精査させるために担当を長部長に兼務してもらってね、担当として特命でいろいろ調べさせたわけですから、実はその90トンが本当の80トンか100トンかよくわかりませんが、わからんちゅうたらおかしいんですが、定かでないんですが、結局在庫処理をまずかったらこういうことになってるわけですが、在庫処理、残ったものの中から製品化してるわけですね、これは買っていて、いろんなところに、それが何千万ぐらいになったんですか、ところがそれがやっぱり新しく入れて、仕入れたひじきよりも、相当その例えば、原藻から5割仮にですよ、5割、6割とれるとしたら、劣化して残ったじゃあひじきは製品にすると2割か3割しかならなんだということですね。それと、あと廃棄処分にはせざるを得らなんだものもあつたんでしょうか、そういったものが在庫の棚卸し損として出てるということです。あと部長が調べた範囲の話してみて、済みません、部長にさせます。

○議長（波田 政和君） 観光商工部長、長信義君。

○観光商工部長（長 信義君） 私の方からお答えをいたしますが、ただいま市長が御答弁申し上げましたように、確かに越年の在庫でございますので、劣化をしておる分もかなりの数量はあろうかというふうには思っております。思っておりますが、やはり私どもも今御指摘のように議員さんも数名の方が女護島の加工場と、それから北部小学校の旧校舎、あるいは体育館の方の現地の確認もなされております。

そのときに私どももやはり、先日のたしか12月の5日だったと思いますけども、全員協議会の中で私も議員の皆様には、台帳上はこの数字でありますというふうな話を申し上げておりました。しかし、それはあくまでも私どもも現地の確認をいたしておりませんでしたので、台帳上の数字でしか申し上げることができませんでした。しかし、やはりそれでは担当部といたしまして現地の確認をしなければいけないというふうなことで、現地の確認をいたしました。その結果、

やはり御指摘のようにそれは劣化したのがどのくらいなのかということは定かではございませんけども、やはり数量的には足りないのではないかというふうなことで確認はいたしております。

それから、現在昨年7月よりこの越年在庫の処理をいたしております。これにつきましては、通常の時間帯でなくして、夜間の時間帯で夜の10時ぐらいまでをめどに越年在庫の処理をいたしております。現在も既に40トン以上、45トンぐらいになるかと思っておりますけども、その数量は処理をいたしております。

したがって、この18年度の3月期、3月の時点での決算が出まないと定かな数字を申し上げることはできませんけども、やはり現時点では今回のこの在庫処理をすることによりまして、やはり通常の決算よりもある程度大幅な赤字が出ると、これはどうしても在庫をする関係で劣化をしておるもの、あるいは古いものを処理をするという関係がございますので、そのような数字をまた決算のときには御報告をさしていただきたいと思っておりますけれども、そのような数字が見込めるのではなからうかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） 在庫処理については、以前も聞いております。大体普通平日の作業時間が終わったあとに、夜在庫の分の商品を加工しているという話は聞いております。それを考えても非常に数が矛盾してるような気もするわけです。

で、この決算書の中に流動資産ですね、在庫の分で2億1,000万円ほどの原材料の資産があるわけですが、これもじゃ、当然違ってくると思うんですが、この17年度の決算書です。これどうなりますか。

○議長（波田 政和君） 観光商工部長、長信義君。

○観光商工部長（長 信義君） お答えをいたします。17年度決算、いわゆる原材料で大体2億960万程度原材料で上げておると思います。要は、この分につきまして、原藻とこれは未選別と両方の分のを上げとる数字でございます。

したがって、未選別につきましては、これは当然原料はあるわけでございますけども、やはり原藻の分につきまして若干処理をいたしますと、その当りの数字も変わってくることは考えられないことはないだろうというふうに思っております。現時点では今御指摘のように、その数字だということでございます。

○議長（波田 政和君） 1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） あんまり言いたくないんですが、まず粉飾決算でないことだけは、私も願っております。仮に、粉飾決算であったということになれば、これは大変な問題になってくるわけです。

この在庫確認、あるいはこういったものをきちんとされて、またどういうふうな結果になるのか、また担当部の方でも調査をしてみてください。後でまたその辺の分は聞きたいと思います。

市長、大変長い間、物産開発の社長も就任されておりましたわけですが、現在は役員ではないとはいえ、このような事態になった道義的責任はやはり免れないと、私は思うんですが、武本議員の質問の中にも少し出てきました、さきの記者会見で3月ころをめどに何らかの結論を出したい、出さなければ出来ないだろうという市長のコメントが新聞に出ておりました。これは間違いないですね、先ほども言われましたので。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 物産開発にせよ、そういった不適切経理にせよ、あるいは一連の不祥事の助役の任命責任にせよ、すべてそれはこの前から言ってますように、まずそういうことで3月をめどにどういった責任の取り方をするかということをおし述べたとおりですから、そういった中でやめることも一つの方法だろうということ、さよならで、ごめんなさいでやめるのか、あるいは4年間の与えられた任期の中で、今までの不祥事、その他の信頼回復に努めるのか、信頼回復に努めるということなどでなんとか対馬やっちゃろう、まだそうやって任期いっぱいするんじゃないかと、こういうことになってきます。そうすると、そうかといって、全容解明でまさに先ほどから話があったように、全容解明、全部解明されたのが全容解明ですが、そういつたらどうしようもない、やっぱりこの際3月、1年前がいいときじゃなかろうかということで、定例記者会見でも話しましたように、議員の皆さんと同じように、どうして責任とるんだという話がありましたから、その中で話をしたんです。その結果が、3月辞任の意向とか、一方また信頼回復にという、こういったことです。それは私が出るときは皆さんに相談せんにゃいけんませんし、引くときは本人が決めなければなりません。これは当然であります。

そういったことで、私がいやでしようがない人は、早くやめてくれと言います。逆に4年間付託をして、それちゃんとすべきじゃないかということもございます。いずれにいたしましても勝海舟じゃないですけども、それは企業は他人の主張、異論にいいよ悪いよという人は、皆それぞれ考え方があるわけですね。しかし、それはあなたが言うように、道義的責任もありますし、あるいは名前だけの社長といいながらちゃんとしてるわけですからすべてを、だから当然それは非常勤の社長といえども責任の所在を明らかにしなさい。責任の所在を明らかにするに、幾つかありますよということね。そうすると、出直して一緒に話しますけども、出直して罪を問うべきだということ、それが一番いいと思います。

実は、こんな事ここでいうべきじゃないと思いますが、この県会議員の選挙が、告示と4月の8日ですか、選挙をしますと、市の金が6千二、三百万かかります。私がしてやりますと任期いっぱい、残り任期ですから、そうするとまた6月には、次の来年の1月、3月には、1年後には、

また6千数百万かかります。1億二、三千万の金が、市から消えますから、今財政再建が100万、50万が（ ）にいることに、これはいかかかなものかといういろんな人の話も聞こえてきますけども、それは私が決めることではありまして、皆さんはやっぱり責任をとるべきだと、そりゃ当然ですから、だからそういう責任の取り方、これもしてなんとか選管がどれだけ間に合うかとも思いましたけど、やっぱりいろいろ調べますとやっぱりこれは相乗りはできないということでした。国や県の選挙に乗りますと選挙費用は要りませんね、市としては、そういったことだからと思って、その考えもしましたけど、それも難しゅうございます。いろんなことを今考えているわけですけども、要はやっぱり市の財政も考え、自分の不徳のいたすところのそういった任命責任、あるいは管理不行き届きの責任、これも含めましてすべて、そういった形で、どういう形をしたらいいかということ、またしかるべきときに、しかるべく皆さんに御相談をしたいと思います。それも3月の中ですから、それぐらいできようのころはよろしゅうございますか。

ただ、やっぱり18人の雇用もありますね、雇用のためじゃないわけですが、そして将来にわたっての3億1,000万から3億2,000万、3,000万とちゃんとできるようなめども裏づけもつきましたから、だからこれはいけるということで、それなら再建しようという経営計画でございますので、ただ数字を合わすだけじゃなしに、裏づけもとった中でのことでございますので、ぜひ再建をさしていただきたいということで、いろんなお話をお願いしたいと思います。そのときは一つぜひよろしくお願ひしたいと思います。なんとか18人の、今ここで倒産ということになると、もう18人のもちろん雇用場はなくなるし、彼らも生活ができなくなりますし、私が身を挺してでも、それはなんとかしたいと思っておりますので、しかも特産品ということで、これから付加価値をつけることをやっついこうという、今までのもう一辺隗から始めようということですから、役員さんもおられますけども、役員会でもそういった議決をしておりますので、役員会の大変、現場、おしかりをいただいております。なにをしてたんだ、おまえらということですが、皆さんも心してこれから意識改革もできたようすし、やっついこうと思っておりますので、今までのことはそういったことで大変負の部分があったと思いますが、これは監査委員さん、出資団体としての監査ができると思っておりますので、もし随時監査を監査委員の職権でされるかどうかよくわかりませんが、こっちからお願いせんにやいかんかもわかりませんが、そういうこととして、今までの具体的なことは、出資してる市が監査することは十分できますので、そういったことで詳細をしていただくとか、いろんなことがあろうと思っておりますので、そういったことで御理解を賜りたいと思います。

○議長（波田 政和君） 1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） 最初に、非常に全国各地で第3セクターの苦しい経営が報告され

てるということを話をしましたけれども、これは長崎新聞の記事です。本年の2月21日ですが、ある調査期間が調査した結果によりますと、九州、沖縄の第3セクター、これは今非常に苦しい経営が続いております。

長崎県で有名なのが長崎の衛生公社、これは15億円の債務超過あります。成功したのは、有名ところで硫黄島の商業施設ぐらいのもんですけれども、九州、沖縄で923社を対象に調査をして、2005年の決算書を見てみると約40%の370社余りがもう既に赤字、苦しい経営をしております。今後もこういった経営は続いていくのではないかなと、私自身心配をしております。早い時期になんとか結論を出さなければいけないなと思っております。この厳しい財政の対馬市において、お荷物事業となっているのが、皮肉にも市長が推進されておりました湯多里ランドとか、あるいは物産開発、こういう事業であるわけです。今ケーブルテレビを一生懸命推進されておるわけですが、今後においてこのケーブルテレビの維持費とか、やはり相当な負担となるんじゃないかなと思っております。この辺の心配はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） ケーブルテレビというのは、テレビの再送信だけ考えてあるんですが、これを多元情報システムとしての、これ説明、この前もいたしましたように、皆さんの議決をいただいて、やってるわけですが、ただやり方にどうだこうだということはよくわかるんですが、この点は一つも微動だにしないと思います。すべて補助金と起債、特例債ですね、この合併特例債、それから（発言する者あり）いや、だからそこから入ります。それと自己負担がありますからね、維持費も関係してきますから、自己負担が約14億ぐらいその差がありますね、これは大体年間8,000万ぐらいずつしていきます。そしてこの運営は公設運営であっていくはずですから、何社かが、この点では十分やっていると確信をいたしております。

ただ、十五、六億かな、15億幾らがこっこの持ち出しですから、これはIP電話で島内の電話が無料になりますから、年間1億5,000万ぐらい使っておりますので、この点で10年しますと15億電話代が要らないということになれば、市民に還元できるということでございますので、ただ15億を一般財源が減っていくということでございます。それは年間8,000万ぐらい、また時間がないのでその点はまた詳しく、どっちみち宮原議員の質問があした、やかましく言われるんですが、そのときまたよくお話をしたいと思います。

そういったことで小西議員、今のところよろしいですか。

○議長（波田 政和君） どうぞ、まだ1分あります。

○議員（1番 小西 明範君） まだ時間があるかなと思いましたが、あと1分しかありませんので、何回も申しますように、財政的にもあんまり余裕はありません。そういう中で、この皆さん

の理解を得ながらいろんな事業を進められるわけですが、市民の皆さんがわかるような、納得ができるような予算の使い方を、ぜひ今後とも続けてほしいと思っております。

私の質問を終わりたいと思います。

○議長（波田 政和君） これで1番議員の質問は終わりました。

本日の登壇は5名であります。あすは定刻より市政一般質問を続行します。

○議長（波田 政和君） 本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

また、議員皆様に連絡事項があります。しばらくお待ちください。

午後3時45分散会

平成19年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第4日)

平成19年3月8日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成19年3月8日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(24名)

1番 小西 明範君	3番 小宮 教義君
4番 阿比留光雄君	5番 三山 幸男君
6番 小宮 政利君	7番 初村 久藏君
8番 吉見 優子君	9番 糸瀬 一彦君
10番 桐谷 徹君	11番 宮原 五男君
12番 大浦 孝司君	13番 小川 廣康君
14番 大部 初幸君	15番 兵頭 榮君
16番 上野洋次郎君	17番 作元 義文君
18番 黒岩 美俊君	19番 島居 邦嗣君
20番 武本 哲勇君	21番 中原 康博君
22番 桐谷 正義君	24番 畑島 孝吉君
25番 扇 作工門君	26番 波田 政和君

欠席議員(なし)

欠 員(2名)

事務局出席職員職氏名

局長	大浦 義光君	次長	永留 徳光君
参事兼課長補佐	豊田 充君	副参事兼係長	三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
助役	永尾一二三君
総務部長	中島 均君
総務部次長（総務課長）	斉藤 勝行君
政策部長	松原 敬行君
市民生活部長	山田 幸男君
福祉部長	勝見 末利君
保健部長	阿比留輝雄君
観光商工部長	長 信義君
農林水産部長	神宮 忠彌君
建設部長	清水 達明君
水道局長	斉藤 清榮君
教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
美津島支所長	松村 善彦君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	山本 輝昭君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
監査委員事務局長	阿比留博文君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君
代表監査委員	中島 孝欣君
監査委員	桐谷 正義君

午前10時00分開議

○議長（波田 政和君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（波田 政和君） 日程第1、昨日に引き続き、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3名であります。

11番、宮原五男君。11番。

○議員（11番 宮原 五男君） 皆様、おはようございます。

3点について一般質問させていただきます。

本日は、冷静穏やかに行きたいと思っておりますので、（笑声）よろしゅうお願いします。

まず、1点目でございます。対馬市情報基盤施設整備事業の見直しについてでございます。

本年度3月現在で、総事業費が約18億6,000万円ぐらいと聞いております。これから、あと53億もの大金を投入する価値のある事業だとは思えません。

訂正したいんですが、ここは「HGC方式」とありますが、正式には「HFC方式」です。

HFC方式を取り入れ、既存の設備を最大限に活用するシステムに見直す時期ではないでしょうか。

2点目、対馬市の経済についてであります。

現在の対馬の不況経済を市長はわかっておられるのか、その対策は考えておられるのか、聞きたいと思っております。

3点目、松村市長の進退問題についてであります。

入札価格漏洩での逮捕者の問題、市役所内の不正経理、裏金問題でございます。対馬物産開発の問題等について、首長としての責任所在を明らかにしていただきたいと思うのであります。

この3点に対してどのように考えてあるのか、お答え願いたいと思っております。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 11番、宮原議員の一般質問にお答えをいたします。

単純明快な質疑に対しまして、敬意を表したいと思います。（笑声）

第1点目の、現在での総事業費が約18億6,000万円と聞いておりますがということで、HFC方式を取り入れて、FTTH方式から、そういうふうに変更すべきじゃないかということでございます。

まず第1点の、これでお話をさせていただきたいと思っております。

よく宮原議員も御承知のように、これまでの議会における一般質問の中でもお答えをしておりますように、平成13年に公表された「全国ブロードバンド構想」の中で、「世界最先端のIT国家」の実現に向けて数々の施策が進められていることは、もうよく宮原議員も御承知のことと思っております。

都市部と地方のデジタル・デバイド——情報格差ですね、これによります経済格差はますます今拡大をしている状況でありまして、この情報格差の是正は、数多くの漁村や農村を抱える対馬市の行政を預かる市長としても、避けて通れない喫緊の課題であると認識をいたしておるところ

であります。

また、平成14年4月に対馬6町合併協議会を策定いたしました。新市建設計画の主要施策の中でも、また、対馬市議会からも御承認いただきまして、第一次対馬市総合計画の中でも、「地域情報通信ネットワークの構築」が重点施策として盛り込まれておることも、よく御承知のことと思います。

市民皆さんが等しく情報を教授し、対馬市の活性化を図る上においても、全島を網羅する多元情報システムの整備は、対馬市にとって将来不可欠なインフラ整備だと確信をいたしております。

次に、問題のHFC方式を取り入れ、既存の設備を最大限に活用するシステムに見直すべきではないかとの質問でございますが、議員御存知のように、このHFC方式とFTTH方式の大きな違いは、大まかな言い方をいたしますと、集落内の分岐点から先が同軸ケーブル、メタルケーブルであるか、あるいは、光ケーブルであるかの違いでありまして、双方とも幹線部については光ケーブルを使用するシステムであることは、もう、これもまたよく御承知のことと思います。

そこで、この既存の設備とか、NHK辺地共聴施設や他のテレビ共聴施設であろうと推測しますが、まず、対馬市内に存在します55施設のNHK辺地共聴施設は、旧郵政大臣の認可を受けた事業でありまして、テレビジョン放送の難視聴地域の効率的な解消を図る目的で設置されておることも、これまた、よく周知のことと思います。テレビジョン放送の再送信業務のみしか認められていませんので、自主放送や通信のサービスは行いません。（設置運営に関する覚書第2条）

このようなことから、対馬市としては、NHK辺地共聴施設等を廃止をいたしまして、そういった上で自主放送や多元情報システムの魅力であるIP電話やインターネット、CS放送等のサービスを提供する計画を立てまして、鋭意整備を進めているところでありますが、18年の事業で漁村地域の大方の地区内の支線が敷設をされております。全体延長約911キロメートルのうち、平成17年度事業と合わせて、約7,705キロの、もう既に77%が整備済みとなっております。現段階で計画方式を変更することは非常に難しく、補助金等のへ返還も起こり得ることが懸念されます。

また、現時点でインターネット等の通信機能サービスを行っているHFC方式の共聴施設は、対馬島内には存在しておらず、原則的に接続することは不可能であろうかと思っております。

仮に、伝送路を改修した上で接続したとしましても、通信サービスを行うためには、先端モデム設備と各家庭にケーブルモデムが必要となりまして、事業費が逆に増大することにつながろうかと思っております。

あわせて、対馬市で、平成20年から始まる……23年ですか、地上デジタル放送を視聴するためには、UHF帯域の伝送能力が必要であるために、現在のNHK共聴施設等のVHF帯域の

伝送を目的とした施設では、改修が必要となってくるわけであります。

以上のとおり、IT技術世界は日進月歩でございまして、こういった事業は、光ケーブルを使用した、FTTH方式が主流となってきたところではあります。

また、近年の中国での銅の需要の高まりから、同軸ケーブルテレビの単価が、光ケーブルテレビの単価を上回るような傾向があらわれてきておりまして、これらを総合的に判断すれば、現計画であるFTTH方式が最適であると考えております。

それから、2番目に、対馬の経済についてどう考えているのかと、市長、わかっとるのかということでございますが、その対策を考えているのか問いたいということにつきましては、2点目になりますが、対馬の公共事業の根幹を成します離島進行事業は、平成10年度は311億2,700万の実績がありましたが、国の、近年の公共自供抑制策もありまして、平成17年度の実績は175億5,900万円まで落ち込んでいます。

これはいつだったか、先般、議員にもお示ししましたとおり、17年でしたか、県下の公共事業を見ましても、長崎、佐世保がずうっと全県下落ち込みまして、17年度はですね、110億、120億と、こういった100億を超えたところは長崎、佐世保、対馬、3市だけでして、あと上五島、五島、あるいは西海、壱岐、こういったところは20億、10億、30億と、こういう状況であったことも、いつか一覧表をお見せしたとおりであります。

そういうぐらいに、その中でも、120億の中でも90数億が補助事業、長崎市の場合は、逆に単独が90何億という、そういった感じであったことも御記憶にあられることと思います。

そういったことで、またさらに、経済活動の根幹を成します定住人口も雇用の場の減少によりまして、合併時、4万396人いました人口も、現在は3万8,716人ということになっておりまして、対馬を取り巻く経済状況は非常に厳しいものであると、十分に認識をしているつもりであります。

そんなら、その対策、打開策はどうしているんだということでございますが、対馬も経済活性化のため、経済というよりも活性化のためには、当初から申しておりますように、1次産業の振興の重要性、そして、観光の将来への広がり、こういったところを見ますと、やはり1次産業と観光、少し変わった観光になりましょう。交流産業とでも言った方がいいのでしょうか。そういう1次産業と観光の融合する島づくり、まちづくりということで、その中で取り組んでおりました基盤整備の継続、あるいは、雇用の場の創出を視野に入れたいろんな施策を今打っているところではあります。

企業誘致に関しましては、対馬の自然形態を著しく変えることがなく、対馬の自然と調和の取れた分野、先ほど言いました第1次産業関連、あるいは、ホテル産業関連、医療福祉産業関連、

情報通信関連を重点対象分に落として、効果的に企業誘致活動を今展開をいたしております。対馬を、「癒しの島」と位置づけ、その実現のために努力をいたしております。

そういった中で、医療福祉産業の企業誘致は失敗をいたしました。あと、ホテル、第1次産業と観光のということでの、こういう点で今進めております。

それから、特に、1次産業の中で、今農業の、舟志の学校跡地を中心に、舟志地区を中心に行いました「安心安全な、無農薬のミスト農法によりますベビーリーフ栽培」が19年度事業開始を目指しております。（発言する者あり）そして、この6月、7月でしょうか、本体の進出が決まり、また、地元の人がそれに乗っかってやっていくということで、舟志での説明会も終わったようであります。

具体的には、3月中に、日本で初めてとなりますミスト農法を使ったベビーリーフの実験等が、静岡県の富士市に建設されております。そこでの実験栽培、あるいは食味試験、栄養分析等の実証実験を終えまして、19年度中に北部対馬を中心に、先ほど言いましたような事業化が図られております。

現時点では、100坪ハウスで約100棟、もしくは600坪ハウスで10棟程度建設をいたしまして、特定の販路を使って出荷する予定にいたしております。最終的な雇用者数は100名を超える規模になる予定であります。

なお、事業については、国、県の補助事業を使った展開を考えております。

1月下旬には、国内で20カ所のゴルフ場を経営しますユニマツグループから専務、常務の2人来ていただきまして、対馬市の持っている市有地を中心に視察をしていただきました。大変な好印象で、特に、かつて峰町が計画をいたしております、あそこが、ここでは、日本有数のゴルフ場がつくられるということで、大変な関心を持っておられました。

そういった中で、代表の高橋洋二代表にも会ったんですが、7月の下旬には、代表が見えると思います。ホテル、癒しのホテルを含めたリゾート、そういった視点からも、新しいまた転機が出てこようと思います。

それから、ホテル誘致に関しましては、今、日本最大のホテルチェーンであります「ルートイン」グループの代表でありますナガヤマさんを直接いろんなところも見ていただきまして、150室規模の、ビジネスじゃない、シティーホテルクラスの建設ということで、要は、地元との協議が整い次第、最終検討に入って、今いただいているところであります。

対馬の不況経済からの脱却のためには、国境離島であります対馬の自然、あるいは、地理的条件を生かして、第1次産業の活性化、交流人口の拡大、あるいは、企業誘致等によります雇用の場の創出拡大につながる事業展開を、今図っているところであります。

次に、進退問題についてございますが、入札価格漏洩での逮捕者の問題、あるいは、市役所内

の不正経理、あるいは、物産開発等の問題、市長としての責任所在を明らかにしていただきたいということでございました。

これは、もう御承知のとおり、昨日、作元議員からの質問でもお答えいたしました。不正入札事件につきましてはもう御承知のとおりであります。職員、それから、元助役の逮捕から1年を過ぎました。再三再四、祭事あるごとに、市民の皆様を初め、関係者の皆様におわびを申し上げ、責任の取り方、その時期についても、全容解明後に明らかにしますと申し上げてまいったことも当初からの、そうとおりであります。

また、昨年12月には不正経理という、これまた大変不名誉な、不適切な経理の問題を引き起こしました。このことにつきましては、1月31日の全員協議会の折に、経過、内容については御説明をさせていただきましたので、省かせていただきますが、調査の結果、いわゆる裏金と呼ばれる預けが1件ありまして、ほかは、すべてが備品購入費を需用費、消耗品へ書きかえて処理した、不適切な会計処理であります。

長崎県雲仙で発覚したような私的流用、あるいは、過去においても、合併後もないということでもあります。このことにつきましてはの処分は、これまでにかかわってきた関係部署の職員すべてを対象に現在調査をというよりも、さらに精査をいたしております。職員分限懲戒調査審査委員会を近く開催いたしまして、特別職も含め、職員の管理獲得責任として、管理職の処分を決定してまいりたいと考えております。

対馬物産開発の経営責任についての御質問は、もう今までのお話があったとおりでございます。いずれにいたしまして、すべて経営トップであります私の不徳のいたすところと、反省をいたしております。責任の重さを痛感しているところであります。

それぞれの事案によっては、個々に取るべき責任の方法もあろうかとは思いますが、昨日、作元議員の質問でもお答えいたしましたように、一連のすべての問題責任は私なりに判断をし、それなりの責任の取り方を今考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 15分、時間を取っていただきましたが、あと私が質問する時間がなくなつたんですが。

まず、1点ずついきましようか。

まず、1点目の情報基盤支出整備事業についてからいきましようか。今年度3月現在で、総事業費約18億7,000万円ぐらいと聞いております。ほとんどの幹線敷設が終了したと聞いており、私は今ここで、この事業の見直しを真剣に考える時期ではないかと思うのであります。これから、あと53億円もの大金を投資するだけの価値のある事業とは考えられません。今の対馬

市の不況の最中で、市民は仕事場を探し、島外に出稼ぎに行っている現状です。対馬市誕生後、2,000人の人口が減少していると聞いております。完成するまでに、あと3年かかり、平成22年4月となっておりますが、そのときの人口は何万人になっていると、事業計画ではなされているのか、聞きたいと思います。もしかすると、3万人切る恐れがあるような現状であります。

去年の9月の定例会の一般質問で、永留議員が質問され、使用料金の試算の仕方、NHKの受信料について、また、HFC方式の取り入れ、既存の設備を最大限に活用するシステムに変更、料金について指摘をされまして、その指摘に対しての、市長の答弁はと言いますと、さっき話されたとおり、情報格差が発生する恐れがある。再送信だけだったら、もう用なしなもの、もっと画質の高い、デジタルテレビの電波をとらえるだけだったら、これはする必要がないと言われております。私は、HFC方式を取り入れて、既存の設備を最大限に活用するシステムに変更すべきだと思います。そのシステム導入の事業費に算出すれば、これからかかる53億円分という、さっき、市長はそれ以上かかるかもしれませんと言われましたけれども、その算出の仕方を、今から説明していただきたいと思いますが、私は、そこまで行かないという考え方を持っております。その残りの予算を対馬市の不況経済の建て直しの即効性事業に導入すべき時期ではなかろうかと考えておるところでございます。

そのことについて、もう一度お答えをお願いします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 詳しい細部の方につきましては、また部長の方からさせますが、基本的なことは、今、宮原議員の発言につきましては、少し、見解の違うところがあるようであります。HFC方式とFTTH方式ですね。これは、話していけばわかることだと思うんですが、どういう財源で、そうするのかということですが、ほかに、その部分の使ったら、もっと即効性のある景気浮揚になるんじゃないかということですが、景気浮揚策という一面と、やっぱりデジタル・デバイド、こういう情報格差の問題、対馬のある所でハンバーガーを、楽天で全国の3位になるような売り上げをすとかいう、こういったことも、やはり今からネット上の商売がどんどん商いが出てくるわけですが、きのうも話をしておりましたのを見て、はあ、なるほどなと思ったんですけども。いずれにいたしましても、これは、できるだけ、今やらねばならないということでやってるわけであります。特例債、御承知のとおり、この特例債の切れる期限がありますが、そのまま流してしまうわけにもいきません。特例債の、また適債事業として、これを使える部分と使えない部分があります。こういったEジャパン計画にありますように、情報で官たる国家をつくらうという、このEジャパン計画の一連の流れの中で、これは、特例債の適債事業でございます。御承知のとおり、10億使いますと、7億は、これは国が元利償還を見ってくれる、そういうことも、これは御承知のとおりであります。そういった形で、補助金がございまして。補助金は、

もう総務省あるいは国土交通省、農林省、水産庁、ありとあらゆるその地域に合った補助金を、その補助金の足りない部分を特例債ということでやってることも、これもよく御承知と思います。そうしますと、特例債の7割元利償還でございますので、あとの3割を一般財源であります。これが、約15億ぐらいかかると思います。これが、市民の、この、私どもの手出しになるわけです。後は補助金と特例債ですから、市の直接の財源手出しはございません。（発言する者あり）すみません、もう1つだけ、もう1つだけです。すみません。

その15億というのは、IP電話で1億5,000万固定電話かかっておりますから、これを先払いするような形で10年で15億と、こういうことで、金はひとつもかからないという認識をいたしております。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 私がなぜ早口で話したかということ、時間がございませんので、早口で話しておるわけでございます。（笑声）それに対して、市長はゆっくりゆっくり話されれば、（笑声）私の質問する時間はありません。よろしいですか。（発言する者あり）よろしくお願ひしますよ。

今言われるのは、ようわかるとですよ。わかりますよ。しかし、この不況の時期に、一般財源の10億もわかります。一般財源10億して、特例債を、幾らやったですか。44億ですか、5,000万。44億9,000万特例債を使う、一般財源が10億というような事業、これの償還が年8,000万円ですか、約、というような、きのうの説明があつたのもようわかります。わかりますけれども、この事業事態は、その工事にしても、何ら経済普及効果があるとですか、事実言うて……ちょっと待たんですが。今の工事をしてる中でも、元請けは向こうの業者、下請けは地元業者でどれぐらいの金額でされよるかといううわさ話では、かなり厳しい金額で下請けがなされとるということを知っておりますが、そのためには、何の経済効果、額的には、これが70何億ですか、1億、それにしても、何の経済効果があつてないというような見方になりますけど、一言、二言でいいですよ。（笑声）

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 瞬間湯沸し器のふたをよう閉じとけということの（ ）聞いておりますので、一言、二言でございますがね、これは、相当な経済浮揚があつてると思います。民宿から始まって、いろんな電気関係の業者の人が、いろんなことがあつてると思います。そういった中で、不満不足のある人がいろんなことを言ってることも、よく聞いております。

詳しいことは、松原部長の方から話をさせます。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） それでは、簡単に御説明いたします。

まず、人口の関係ですけれども、私どもが、この開局するところには3万7,500人という私どもの予測は、過去のデータをもとにして、3万7,500人程度だというふうにとらえております。

それから、地元業者の関係でございますけれども、私どもの調査によりますと、大体1工区、2工区分けて、ことし工事をしておりますが、12社の、確か人数が100人を超えての、そういった下請けとしての従事となされておると、こういうことのデータを取っております。

それから、3点目ですけれども、この宮原議員の御質問のHF Cというのが、非常に、私どもの本来のHF Cと、今回の場合は既存の、今の共聴組合の施設を接続していこうというような意味合いだろうというふうに思っております。

それで、貴重な時間ですけれども、島内の場合、ちょっとデータの的には、まずNHKの共聴組合を利用しとる。この組合が55あります。それで、NHKの、そういった補助を受けなくて単独でやっとなる組合が12あります。それから、個人アンテナ、まだ、そういう共聴組合かなんかつくってない、単独の町区と言う方がよいと思っておりますけれども、19あります。美津島町のMY T、大体87のいろんな組合があるわけです。

だから、そういうふうなことがあるものですから、簡単に接続するということには、いろんな制約なり、問題点があるわけですが、その辺までいいですか、時間の関係……（発言する者あり）はいはい。

まず、第1点目は、NHKの共聴の補助を受けてる場合は、これは郵政大臣の、当時許可を受け取るわけでございまして、基本的には、再送信業務のみとなっております。要するに、テレビを受けて、それを流すだけの機能しかできませんよと。だから、例えば、うちが送り出します自主放送なんかは、それを通じて流すことができないという取り決めになっております。

それから、2つ目は、アナログからデジタルに変わりますので、周波数が違うてきます。今、既存の組合が使っている帯域では、私どもの、今度デジタルに変わりますと、容量が足りない、能力的にないということが出てまいります。そういうふうなことから、まず、今の施設のままだとデジタルが見れないということが起こってきます。

○議員（11番 宮原 五男君） わかりました。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 言うことはよくわかるわけです。最初は、議会でも、それをいいですよということで認めたわけです。我々も。しかし、時期的には厳しい状況に、今なっておりますので、もう少し見直し案がないかというような考え方を、もう少し密に考えて行きながら、一番いい方法はないかということで、今提案しよるわけです。私自身も。

その中で、この今、デジタル、難しいですね、それをNHKが、この分に対しての、共同アン

テナに対してのどういう考え方を持っておりかということも、これから先にも、NHKの事業対応ですか、に対して、そういうものは調べられたんですか。そこ、ちょっと。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） 先ほど言いましたように、共聴組合の場合は、もちろんNHKもありますし、民法もあります。もし、私どもの、このCATV計画がなかった場合、そしたら、NHKはNHKの補助を受けておる共聴組合の分のNHKの分だけは、恐らく光ケーブルなり、張るといことが考えられます。

しかし、NHKの補助を受けてないところ、あるいは、民法の分についてはNHKがするわけありませんから、その分については、当然、今の既存の組合の中で改修なり、対応していかなきゃならないということに思っております。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 今の言い方であれば、NHKは民放には手をつけないというように言い方でしょうが、それは、確かに民放では手をつけない。しかし、今度、（ ）料金設定の法定化までという法案が出るとでしよう。まだ決定しとるんですかね、私もよく……。そうなれば、必ず、それなりの設備を整えるのがNHKやなかろうかなと思うわけです。受信料をいただくわけですね。

それと、話はちょっと飛びますが、この使用料プラスNHKの受信料で幾らになりますか。毎月のその支払いが。全体の。NHKは3カ月1回やったですか、半年に1回。そこをちょっと答えてください。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） もし、少し端数は間違ってくると思いますが、間違つとるかもしれませんが、NHKの毎月の放送は、確か1,395円ぐらいだったと思います。カラー放送がですね。それに、衛生を見てある人は945円を足していただくと、これがNHKの徴収料ということになると思います。それに、私どもの、今予定しております1,000円がプランということになってまいります。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） そしたら、合計で幾らになるとですか。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） 3,340円になるんじゃないかなと思います。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） この3,340円、この算出は、人口割世帯数加入率の割でどれぐらいの算出で出てくるわけですか。（発言する者あり）いやいや、NHKは必ず払わないけ

ない金やったですよ、もともとが。そやから、これは、もともとここに置いとかないかん。次に、1,000円を払わないかんことや。その、この1,000円を足した金額ほどの算出の結果で出てあらわれてるかということです。人口幾らに対しての、戸数幾らに対しての算出が1,000円が出とるでしょう。2,500円。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） 御説明します。

今、私どもは、この1,000円も設定をしましたくないようでございますが、今（ ）先ほど申し上げますように、共聴組合の55、NHKの共聴組合がありますが、大体、その平均的なものが500円から600円でございます。そういうことと合わせまして、この対馬市のCATVを運営をしていく、その中で、1,000円あれば経営が成り立っていくだろうという収支のもとに、1,000円という1つの基準を出しております。

もちろん、高くすれば、それなりに経営は、ある程度楽になってくるかもしれませんが、また、そうなりますと、やはり利用料の問題で、現在二、三百円のような組合もありますし、そういうこともいろいろ加重平均をしながら、1,000円であれば経営の方も成り立ちますし、皆さん方にもそんなに負担が行かないのではないかと、そういう判断のもとに、一つ、1,000円ということを出しております。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 言われるのもよくわかるんですが、要は、今言われるのは、計算方式を言ってくださいと言いはるわけです。基準的になる計算方式ですよ。維持費です。もし完成して、これが運営された場合が、維持管理費は年間どれぐらいの額になるかということ、ちょっと答えていただきたい。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） 今、私どもの試算では、3億4,000万ぐらいの収支になろうというふうに思っております。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） この3億4,000万の詳細があるとでしょう。何かIP電話料金が年間1億5,000万ぐらい動くという、その中に出てくるでしょう。その実質の、それを差し引いた実質維持管理は幾らになるわけですか。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） IP電話は、この収支には関係ございません。あくまで、施設の維持運営に3億4,700万程度要するというのでございますから、IPは収入にも支出にも出ておりません。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） すると、この3億4,000万は、どういうふうな収入源で払うわけですか、これ。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） 実は、明日の予算委員会がありますから、その段階で、収支を出そうというふうに今のところ計画しておりますが、この場での御質問でございますから、今のところ、一般世帯のテレビ受信料、それから、テレビ加入負担金、それから、事業所のテレビ受信料、それから、インターネット利用料、こういう、あとCSの有料チャンネルの利用料がありますけれども、そういうものを収入として見ております。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） わかりました。

そしたら、この詳細は、後で委員会の中で出てくる分野になるとですか。

○政策部長（松原 敬行君） 出そうと思います。

○議員（11番 宮原 五男君） 出されるとですね。

一応、時間もありませんので、この計画案はですね、かなり5年、10年先の不安がかなり残る可能性が強いという考え方にはなりません。湯多里ランドも、ひとつ、そういう文面が出てきた分もありますし、その、やっぱり目先じゃなくて、5年、10年先に出される、そのとき我々がおるか、いなかかわりませんが、市長もそうですが。（笑声）ねえ。だから、5年、10年先の、果たして、この事業がきれいな運営ができるのかという、そういう不安があるわけです。それに対して、一言。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 湯多里ランドと言われたら、ああ、湯多里ランドがあんなふうだから、というたら、これがまたできるはずないよという、根底にあるかもわかりませんが、湯多里ランド、おかげさまで、ああいったふうになって、何とかなっております。

これは、あくまでも、宮原議員の言ったのは、人口減少をしてるのに、世帯数が減っていくんじゃないかと、そういったことも勘案してるのかということだろうと思いますが、これも、積算、分析、検討した結果でございます、大体幾らか、90%の加入だった。加入率は90%ですから、今ちょっと峰の方で少し、何かいろいろ、いい、悪いの話が役員さんの方であってるようでして、あとは全部民さんから了解も得ておりますし、説明会をすべて進めております。大丈夫と思います。

それで、運営につきましても、これは、公設民営という形で、何社で、今公募したら、いろいろできるとか、できないところの中でやって行きますから、これも大丈夫と思います。

なおまた、これはランニングコストにつきましては、特別交付税も入ってくるはずで、それは、もう全然考えてないね。そういった状況です。短い時間ですが、これで終わります。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） はい、わかりました。

よく考えられて、委員会へ提出されるでしょうが、我々もやっぱり会派と、皆さんの会派ともよく相談して、ちょっと検討したいと思いますので、よろしゅうお願いします。

次に、対馬市の経済についてであります。これは、さっき市長が述べられた中で、ゴルフ場とか、ホテルの計画案があるという話でしたとげ、これが、計画だけの話にならないように、ひとつ、なぜか言うたら、今仕事場もかなりないですよ、皆さん。そういう状況です。そのためには、何が一番経済を持ち上げるために必要な事業かというものを、やっぱり考える、変える必要が要ると、考えを。そうせんと、そりゃ、将来的な考え方はよくわかります。ホテルも建てなでけん、ゴルフ場もせないかん、もし、（ ）ゴルフ場してでも、最低5年以上かかるということですね。事業するにしても、計画案からできるまでは、それよりも、いや、その3年で言うけどですね、まあ、時間がないけんね、あれやけど、芝を生やすためには1年は寝せないかんということですね、計画立てて、1年たつわけですね。そしたら、最低5年ということですよ。そやから即効性のある事業を何か案はないのか、それだけでいいです。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 先ほどのはいろいろありましようから、大体2年間、環境アセスなんかかかります。そういった大手のいろんなことをやってるところですと、大体8カ月か、1年でやってしまうという考えを聞いております。それは、ともかく、時間がありません。言いません。

即効性のあるものというのは、ないですね。だから、ちょうどまちづくりに特効薬がないように、やっぱり特効薬がなければ、特効薬に順ずるものやっついていかないけませんので、2年、3年かかるかもわかりません。

ホテルは、もうすぐ、これは、ここの同意さえあればすぐできます。ゴルフ場もそういったことです。

以上です。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 次に、一番大事な部分で、進退問題に入りたいと思いますが、ちょっと時間がないからですね、助役初め、市役所職員2名が入札価格漏洩問題で逮捕されまして、助役が懲役1年6カ月、執行猶予3年の刑が、1月9日に確定し、市職員2名は起訴中でございます。市長は、今まで全容解明をしたときには、自分の周りの方たちと相談をし、進退の所在を明らかにしますと、何度も言われとるんですが、いまだに明らかにされません。なぜなので

すか。助役は、あなたが推薦された片腕です。あなたの一番側近の刑が確定しても、あなたは責任も取らず、このままで済むつもりですか。

昨日の武本議員の質問で、3月末までにははっきり始末をされると言われましたが、どのような責任の取り方をなされるのか、お答え願いたい。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） このことにつきましては、もう再三、終始一貫して、最初から全容解明後にはということ、その全容解明について、皆さんの考えはずれがあるわけですから、基本的には、そういうことですが、ちょうど1年の前は3月になりますから、もう全容解明あっても、なくても、全容解明後と言っていましたけども、全容解明とのに、今あなたが今言うように、助役がああいう状況になった、それは全容解明じゃないかと言ってるそうですけども、私はそうじゃないと思っておりますので、それは別としまして、いずれにいたしましても、論議は別れるにしましても、3月を全容解明としたいかなという気がいたしておりましたから、今までのような発言をしたわけでありませう。

御承知のように、ここではちょっと話をさせてくださいね。今、言われたことですから。だから、そうせんと真意が伝わりませんので、で、責任の取り方がいろいろあるかと思うんです。いろんな選択肢を考えてみました。

実は、第一の選択肢は、もう、今だから言いますが、この3月31日告示、4月8日の県議選と一緒に辞職をして、そして、真意を問いたいというのが、これが一つありました。しかし、これは統一地方選の特例法でできないということがわかりました。これちょっと無理になりました。そうしますと、なぜ県議選にぶつけるか、あるいは、国政にぶつけるかということは、これは1回選挙しますと6,300万要ります。市の方がです。そうすると、私がした場合は、当選しますと、当選すると思っ出るんですが、当選するということで話をします。（笑声）そうしますと、またもう1回、1年ですから、3月にもう1回選挙があります。そうすると、一億二、三千万の市の一般財源が要ります。これは、いかななものかと思っ、ちょっと……。さあ、今度は選択肢、あとは、4年間の負託を受けてるんですから、4年後に市民の皆さんの株主総会的な形で考えれば、皆さんの真意を受けるわけですから、それが4年後、かじ取りを任せるちゅうことの4年間ですが、そういった点でのもの考えますとやっぱりこれは、信頼回復に努めるといっ選択肢もあります。ただし、大体……

○議員（11番 宮原 五男君） わかりました。

○市長（松村 良幸君） 目の前だけじゃいけませんので、ここは今、この最後に追加議案で出すと思っますが、3割プラスアルファということでやっておりますので、これは一連のもの、今言われた助役の任命責任あるいは書きかえ等の不適切経費の問題、物産（ ）を含めまして、

これをどういう形で信頼回復に努めるか、責任の形をどうあらわしていくかという形の中で、これも選択肢の一つであります。そういった幾つかの選択肢を、この3月末までに、ちゃんとしたいと、このように思っております。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） よくわかります。それで、1点だけじゃないんです、問題は、ここに、時間がないけえ言いませんけど、裏金の問題、不正の問題、そして、対馬物産の問題、それは、1つなら、あなたが言われる無償でもいいんです。いや、日ごろからあなたが言われているのを聞いておりますけど、私は報酬要りませんと。それでどうかならんかというような話もあるという話ですけど、3点あるわけです。3つのです。それで、選挙をして、もしあれやったら……いや、自分は勝つために出るといわれるわけですけど、やっぱり勝てるという自信を持つわけですか。（笑声）いやいや、ちょっと待ったんですか、ちょっと。まあ、時間がないけえ、ちょっとまた。

しかし、これは選挙というものは、費用はかかるもんやとですよ。これは仕方ないんです。一般財源でも。しなければならぬなら、せないかんわけです。しかし、新しい市長が生まれれば、4年間はいいいわけです。そのところを、自分を主体に考えるから、2回しなければならぬと言われるだけであってですね。どうぞ。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） まあ、いろんな考え方もあるもんですね。

○議員（11番 宮原 五男君） はいはい、そうですよ。

○市長（松村 良幸君） 私が1回します。私が勝っても負けても、またもう1回、どうしても誰かが、私が出らんでも、するんです。だから、2回はどうしてもするわけです。私は、選挙出るからには、誰でもそうじゃない、選挙出る人は負ける戦場に行く戦士はだれもないですよ。勝つと思って出ていくですよ。

○議員（11番 宮原 五男君） はい、わかりました。はい。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 私は、聞いてる中では、任期中の市長が当選した場合は、あと1年やろうと。新しい市長が生まれたら、4年というて聞いておりますが、（「そうです」と呼ぶ者あり）そうでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）それならば、選挙する必要は要らんぢやないですか。（笑声）

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） それは、あなたの考えでして、どうしてもやめさせたいなら、不信任案出してもらわないかんじゃないですか。私は、その責任をどうするかということをお話するわけで

すから、だから、皆さんが、いやいや、それでもだめじゃ、そんな責任の取り方じゃだめじゃと、このままやめにやいかんよと言われるなら、やめなさいと言われるにや、仕方ないですね。

○議員（11番 宮原 五男君） わかりました。ちょっと時間がない。議長、もう1回。

○議長（波田 政和君） はい、最後に。

○議員（11番 宮原 五男君） ちょっと文面つくってきておりますけん、それを呼んで、答えて終わりますでしょうか。

今まで、市長は、この3件の問題に対して、責任を取りますと言われました。ね。3件もの事件での責任の取り方に、報酬カットで済ませていただきたいとはちょっと虫のいい責任の取り方ではないでしょうか。市長、あなたは、対馬市行政の最高責任者です。あなたの指揮下によって対馬市は運営され、決定されているのであります。そんな立場のあなたの考え方が、こんな3件もの事件に対して、今後は信頼回復に努めます、のでは、あまりにもおかしいのではないのでしょうか。あなたは、立派な政治家だと、私は思っております。今ここで、最高責任者としての責務に対し、市長を退くのが政治家としての、一番の責任の取り方ではないかと、私は思います。

もう一度、市民に、審判を仰ぎ、政治家として出直す時期ではないでしょうか。ひとつ、よろしくをお願いします。

○市長（松村 良幸君） 一言だけよろしいでしょうか。一言だけ。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） よく忠告としてお聞きしたいと思います。あとは、いろんな考え、あなたと違う考えの人もおられますので、十分耳をかつぽじて聞いておきたいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） これで11番議員の質問は終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。再開は11時5分から。

午前10時52分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、12番、大浦孝司君。12番。

○議員（12番 大浦 孝司君） 通告に従いまして、市政一般について質問を行います。

質問事項は、1点目に対馬島における防衛体制について、2点目は中学校のクラブ活動について、市長と教育長にそれぞれお尋ねをいたします。

国境の島、対馬における防衛体制は、次のとおりであります。

巖原町棧原を拠点とする陸上自衛隊対馬警備隊、美津島町竹敷を本部とする海上自衛隊対馬防備隊並びに巖原町安神の下対馬警備所、上対馬町大浦の上対馬警備所が、それぞれ存在しており、最後に上対馬町海栗島の航空自衛隊第十九警戒隊が配置されていることは、皆様御承知のとおりであります。これに携わっている関係職員は、おおむね750人となっております。

現在までの、国防のあり方は、共産国ソビエトが最大の脅威とした冷戦構造の位置づけであったことは、理解しているところでありますが、その後の世界情勢は大きく変化しており、我が国として大変心配していることは、東アジアの軍事情勢であります。

北朝鮮の核開発、保有、さらに、ミサイル発射と、今後の事態はどうなることやら、不安はぬぐえないところであります。南北朝鮮の統一どころか、朝鮮動乱の再燃、また、米国、日本へのミサイル攻撃も可能性として全くゼロではない、との見解から、我が国の防衛のあり方も大きく変貌しつつあり、ミサイル迎撃システム配備を前倒しとしたイージス艦の配備増強等、早急な対応に着手しているところであります。

我が対馬市においては、平成19年2月に対馬市国民保護計画について、具体的な計画書が作成されているところでありますが、その中の一部では、この島が武力攻撃を受けた場合の対応措置が記載されております。

そこでいう、武力攻撃の事例としては、1つ、弾道ミサイル攻撃、2つ、ゲリラ及び特殊部隊による攻撃、3つ目に、航空攻撃、4つ目は着上陸侵攻となっております。

私の見解でございますが、万一、朝鮮半島の有事の際、このことが適用する可能性が多いにあると予測されます。

そのような中で、朝鮮半島有事の際、我が対馬の防衛体制は、このままでよいのか、現自衛隊の編成または装備で対応できるのか、島民の中には、危惧をしているものも多く存在しているようであります。

最近の情報では、6カ国協議により、北朝鮮のエネルギー支援により、核開発を停止させることまで一応の合意に達しているかに見えますが、我が国は、拉致問題の解決がない限り、エネルギー支援は行わないという方針を打ち出しており、先の見通しは立っていないものと思われま

す。このようなことから、対馬島の国防のあり方について、見直す時期に来ていると、私は思いますが、あくまでも、専門的立場の方々の意見を伺い、適正な防衛構想について十分論議を重ね、必要とされる強化策の整備について、地元より防衛省に陳情していくことも手段と思いますが、市長、あなたの御意見を、このことについて伺いたいと存じます。

次に、教育長にお尋ねします。

対馬島内の中学校における放課後のクラブ活動については、島中体連競技種目、バレー、バスケット、テニス、剣道、これは、部活動として公認されておりますが、その他のスポーツは、学

校としては関わらず、社会体育として取り扱ってまいりました。

その中で、特に、軟式野球については熱が入っており、現在、対馬島に6チーム存在していると聞き及んでおります。

そのような中で、厳原中学のみが公式にクラブ活動として対応されているとのことですが、なぜ他校は公認できないのか、その理由についてお尋ねしたいと存じます。

また、鶏知中学校の場合、生徒及び保護者は、公認を熱望してとのことですが、現時点までは、それはできていないようであります。教育長のご意見について伺いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 12番、大浦議員の質問にお答えいたします。

対馬の防衛体制ということでのお話であります。対馬の防衛体制についてという、国会論議を聞くような思いで聞いておりましたが、今、世界で政情不安定な地域として、もっとも注目されているのが、イラク戦争後もなお、今まだ続いております。国内紛争で。治安の回復が遅れている中東のイラクであります。

また、北東アジアにおいては、御指摘のような最近ニュースなどで大きく取り上げております、無秩序な核開発、核実験を行っている北朝鮮であることは、申し上げるまでもありません。

2月に中国で行われました6カ国協議も、御指摘のようにエネルギー経済支援を条件に、核放棄に向けた共同文書採択で閉幕したもようでございますが、隣国、日本にとりましては、北朝鮮の核開発の即時中止、あるいは、拉致問題等が完全に開発されない限り、国民の不安や恐怖を払拭することはできないことは、これは、もう皆さん、共通であろうと思います。

そういった認識の中で、御案内のとおり、対馬は地理的に大陸と接しているおることも、よく御承知のとおりであります。古くは、7世紀中ごろですか、大陸からの侵攻防衛のために防人が置かれたのも、あるいは、中世においては、2度にわたる蒙古襲来を受けるなど、明治になるまで、常に外的侵略の的となってまいったわけであります。

明治になってから、日本は大陸に進出、日清、日露戦争時には、対馬全島が要塞化をしていくという、対馬の防衛を考えたとき、そういう過去の歴史がほうふつとして浮かんだまいります。戦後、自衛隊が発足し、国境の島、対馬の防衛体制は陸、海、空3自衛隊が配置されて、今御指摘のとおりであります。それぞれに重要な任務を果たしてまいったと思っております。

現在の体制では、陸上自衛隊が約350名、海上自衛隊150名、航空自衛隊170名で、計約670名程度の自衛隊員が、対馬及びその周辺海域の防衛任務に当たっておりまして、近隣諸国の軍事的、あるいは、違法行為に対します抑止力となっていることも、また、現時点では否めない事実であろうかと思えます。

大浦議員が言及されますように、世界第二次大戦後、東西冷戦の時代に入ります、1991年

12月ソビエト連邦崩壊までに、常に、ソ連の脅威にさらされてまいったことも事実であります。その間、対馬は北海道とともに、国防の要としての役割は大きく、合併依然の旧6町議会や防衛協会の皆さん方により、自衛隊の増強運動や陳情等も盛んに行われまして、現在の、今体制に至っております。

本来、世界平和が必ず約束されるものであれば、世界中が非武装であることが一番望ましいわけではありますが、今なお、社会情勢は、あるいは、世界の情勢は不安定でありまして、東西冷戦構造の崩れた後は、湾岸戦争やイラク戦争、また、世界各地での民族紛争、テロなどで、無秩序に人間の生命、財産、自由が奪われるという、世界平和にはほど遠い殺戮の時代に入っておるような気がいたしてなりません。日本の自衛隊も、このような事態に対処するために、国連決議のもとに、間接的ではありますが、特措法によりまして、イラクへの派遣にも関わりを持ってまいりました。

しかし、今、世界の中でも、特に北東アジアは、おっしゃるとおり、朝鮮半島問題や台湾海峡に緊張の要員を抱えております。とりわけ、北朝鮮の挑発的な軍事行動は、極めて脅威なものでありまして、今なお、予断は許さない状況にあると思っております。

平成10年8月には、日本の上空を通過する弾道ミサイルテポドン1号の発射を行い、昨年7月に弾道ミサイルを日本海に向けて7発発射、10月には、地下核実験を実施するなど、国連安保理決議にも反しておりまして、世界中から非常識極まりない国だとの位置づけ、あるいは、抗議、非難の声も上がっておりまして、予断が許されない危険な国家体制であることには、何ら変わりはないと思われまます。

仮に、半島有事の際、日本が受ける軍事的脅威というものは、最大15万人とも言われておるようですが、武装難民あるいは武装ゲリラが押し寄せることを想定しますと、大陸に近い対馬が一番上陸最前線ということになるかと思えます。

議員、御案内のように、1月には防衛庁も防衛省となりまして、19年度はミサイル防衛対応型のイージス艦を横須賀と新潟に配備する予定のようであります。

中期防衛力整備計画、これは、17年から21年度ですが、自衛隊の能力等に関する主要事業の中に、新たな脅威や多様な事態の実効的な対応の一つに、島嶼部に対する侵略への対応といたしまして、輸送・展開能力等の向上を図り、島に対する侵略に実効的に対処するよう、引き続き輸送ヘリコプター、空中給油、輸送機、戦闘機を整備する旨が盛り込まれております。

これは、今、虎島防衛庁長官の最後の方に、これができたわけです。今後におきましても、この国境離島の振興施策とあわせまして、自衛隊の増強も、旧防衛庁を初め、関係省庁へ訴えてまいりましたし、今後においても、積極的をお願いをしまいたいと考えておりますので、きのうの作元議員の質問でもお答えをいたしました。昨年は自由民主党対馬支部の皆さんと、自衛

隊増強に伴うヘリコプターの常駐配備について、陸上自衛隊、さらには、防衛庁長官あてに陳情、請願も行っております。

また、昨年11月中旬には、防衛庁事態処理課より来島願った、その際に、対馬の現状、あるいは、防衛体制強化について、強く訴えてまいったところであります。

大浦議員お話のように、各自衛隊の隊員増の加え、海上自衛隊の艦船の増強等やその他への施設整備も必要であろうと、考えておりますし、防衛問題は、国が進めるべきものでありますが、市といたしましても、機会あるごとに、議会の皆さんを初め、関係者の皆様と一緒に防衛省を初め関係機関に働きかけてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さらに、有事における場合はそうでしょうが、平時においての防衛策を常に考えること、それは、国際交流をいかに進めていくか、仲良くなった友達に銃口を向けられるはずはありません。そういった点での、友好促進、これが平和につながりますし、有事の際にも、そういったものは、いろんな形で影響は出てくると思います。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） 12番、大浦議員の質問にお答えをいたします。

放課後のクラブ活動、いわゆる部活動における、野球部の設置についてのお尋ねでございますが、中学校における部活動とは、学校管理下における教育過程外の教育活動として行われているものであります。学校教育の一環として、学校の管理、責任と判断のもとに、運営計画、指導されるものであります。

この部活動の大きな狙いは、単に競技力の向上だけでなく、集団活動での、個人と集団のあり方、そして、関わり方を学び、協調性や思いやりの人間関係を培うとともに、苦しさやつらさに耐える忍耐力を養うことにあるということでもあります。

非常に意義のあるものであります。また、礼儀や起立の徹底など、生徒指導面でも部活動の果たす役割は大きいものがございます。さらに、ともに汗を流し、同じ目標を目指すスポーツ活動は、生徒たちにとっても、中学校生活の大きな部分を占めるものであります。

また、記憶に新しく、昨年度の陸上競技、男子800メートルでの全国大会での1位や、本年度の県中総体の男子ソフトテニスの個人戦優勝などの快挙は、対馬の子供でも県や全国レベルで十分通用することを示したものであります。頑張りの成果がはっきりあらわれる部活動を通して、子供も大きな自信を持ったことと思えます。

現在、学校で設置されている部活動は、種目ごとに、対馬市の中学校体育連盟——通称、対馬市中体連と申しますが、に、登録され、上部組織である、長崎県中学校体育連盟、通称県中体連にも登録をされます。対馬市中体連では、バレー、バスケット、ソフトテニス、剣道、陸上——

これは駅伝を含んでおりますが、以上、5種目が設置をされ、全島大会も、この5種目のみが競技が行われております。

また、県の中体連では、水泳や新体操を初め、相撲、柔道など18種目が設置をされ、長崎県中学校総合体育大会、県の中総体として3会場に別れてのすべての種目が実施をされております。

しかし、対馬からは、市の中体連規約により、市中体連に登録されている種目のみが出場可能となっております。さらに、市中体連に登録されている種目でも、3校以上で設置されていなければならないという条件もあります。

そういうことで、1校ですと、この中体連には出場できないということになります。市内の中学校での部活動設置状況は、この5年間で種目の変更はありませんが、生徒数の減少に伴い、ある程度の人数が必要なバレー部やバスケット部から、少人数でも設置が可能なソフトテニス部へと変わる学校がふえているのが現状であります。

また、バレー部やバスケット部の存続が危ぶまれている状況の学校もふえつつございます。

さて、厳原中学校に野球部が設置されたいきさつであります。昭和50年ごろ、対馬の野球連盟の審判をされていた方々のお世話で、指導者が見つかり、社会体育として開設をまずされました。そして、平成10年に、学校体育としての部活動の位置づけの要望があっていたことや、野球が専門の体育教員が赴任したことなど、学校が考慮し、学校体育の一貫としての部活動に続けられ、現在に至っております。

当時は、生徒数が330名いたため、他の種目の存続には大きな影響はなく、野球部の設置も可能であったと聞いております。

しかし、現在の厳原中学校は、男子の部活動で野球部10名、バスケット部8名、バレー部6名という状況にあります。野球部設置当時は300名いた生徒が、現在では235名と、大幅に減少していることに加え、社会体育のサッカーへ加入する生徒が多くいたため、これまで強豪として多くの実績を残してきた伝統ある部活動さえも、維持できなくなりつつあるのが実情であります。

一方、鶏知中学校は、167名の生徒数で、バレー部、これは男女で25名、バスケット部、男女で25名、ソフト部、男女で27名、剣道部、男女で4名、4種目の部活が設置をされ、生徒達は、これらの部に所属しながら、一部生徒は駅伝部、これの男女で20名として活動しております。

また、文科系の部活動として、芸術部、これは2名ですが、と、英会話部の8名を設置をされております。部活動に対して、保護者や生徒からいろんな意見や要望がございます。野球部の設置についても、鶏知中学校で、これまで何度となく要望があっていることは、承知をいたしております。

しかし、多くの人数が必要な野球部の設置は、必要人数の確保や、これまでの部活動を続けてきた、既存の部活動を維持する面からも、困難であると考えております。

部活動の意義や目的などの教育的な見地からも、その設置や運営及び指導については、より多くの生徒や保護者の意見を踏まえた上で、各学校においてなされ、全体的総合的な判断や取り組みを尊重すべきであります。

教育委員会といたしましては、各学校が、それぞれの学校の伝統や地域の実態等を考慮し、教育活動の一環として、より多くの生徒に部活動を通じた教育効果を与えることができるよう、学校が総合的に判断すべきものであると、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 教育長の方から、先に、お尋ねいたします。

実は、このことを中学生の保護者から、ひどく言われまして、過去の20数年そういうことが、今おっしゃいましたけど、生徒数が少ないとかおっしゃいますが、20数年前、十分、そういうふうなことができたころから、そういう対応が全くしてくれんやったという、強い指摘を受けまして、今からでも遅くないから、そういうことを、ぜひ解決してくれという言葉がございまして、ぶつけてみたわけですが、ちょっとお尋ねします、この中体連種目のバレー、バスケット、テニス、剣道、これと野球部がダブってはいけないということになるわけですが、仮に、つくった場合には、そういうことになりますかね。そのダブりの問題。選手登録が。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） お答えいたします。

結局、3種目以上ないと、県の中体連に出場はできませんので、ですから、巖原中学校の野球部は、1校しかありませんので、県の中体連には必要できなということになるんです。ですから、当然、中体連の登録は出場できませんので、登録はありません。そういうことでございます。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 県の中体連の前に、島の中体連に、10以上ないと、容認できないと、こういうことじゃなかったでしょうか。だから、私は言うのは、今、認めておる競技種目のダブりがあった場合には、まずいということで、人員調整がつかんとかということを確認してるんです。そういう意味なんです。

だから、例えば、巖原が1校、鶏知が1校、もう1校あればうまく話がつけば、これはできる仕組みになるというふうな教育事務所の話はされたんですけども、私は、そういう理解をしてるんですが。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） その県の中体連の必要は、3チームですから、当然3チームあれば、市の中体連で競技をしまして、優勝しましたチームが県体に行くということはできますが、今1校でありますので、それはできないんですが、結局、その部活動というのは、学校によって違います。厳原中学校は、全員部活体制を取っておりません。鶏知中学校は全員部活取っておりますし、また、一つの考え方としては、部活は、やっぱりすべての子供たちが参加できるような環境にすべきである、ということですから、野球部になりますと、ほかの部が運営できないというふうな状況になるんです。そういう意味で、野球の部をつくることによって、ほかの部に影響があるということで、鶏知中学校の方も要望がありながら、設置されないというふうな状況であります。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） くどいようですが、どうしても成り立たんということですか。要は、10名の人間が、別に、今バレー、バスケット、テニスですか、この定員を確保するために、野球をしてもろうたら成り立たんということでしょうか。もう1回問いますが、そういう理由で鶏知中学校はやらんという意味ですか。私は、どうかなと思うんですけども、その辺、ちょっと大事なことと思うんですが、学校として認めようとしようとするのか、そうじゃないのかというのが、私は基本にあると思うんですが、この問題は、いかがでしょうか、教育長。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） 学校としては、地域のニーズにどう対応するかということが重要な課題であります。

しかし、言いますように、野球部を設置することによって、ほかの部まで設置できないということになるんです。影響があるということです。野球部に、ほかの部の子供たちが行けば、ほかの部が運営できないというふうな状況だということでもあります。

実は、まさかりドリームズのときに、市長から、もう少し、各中学校に野球部の、というような話がございまして、いろいろ大きな学校に話をしたんですが、やっぱり鶏知中学校ばかりじゃなくて、例えば、豊玉でも、比田勝中学校でも、やっぱりほかの部に影響があるから設置できないというふうな状況であります。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） まさかりドリームズをつくって、ことしは対馬で大きな大会を、10何チームをそろえてやるということを聞いてましたから、その点、どう思いますかと言おうとしたら、先におっしゃいましたから、私も、思うんですが、人員の調整がつかんからできないというふうないい方もあるんですが、過去の、随分生徒の数がおったころに、そんな言い方じゃなくて、はねつけてきた経緯があるじゃないかということ、ちょっと私は指摘しちよるんです。

今は、いっぱいいっぱい、野球部ができれば、ほかの競技種目に成り立たんということならわかりますけども、そうじゃない学校の風習があったんじゃないかということ、私は指摘しちゃうんですけども、そういうふうな現場から声は聞いておりませんか。もう、この件はこらでも終わりますが、その点ひとつ、教育長、学校が、固定して、そういうふうな数があっても指導ができない、受け入れないというふうなことがあつたらせんかということで、私は少し耳にしてるんですが、ちょっとそれ、父兄からの御意見でございました。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） 社会体育では、ほかにチームがありまして、御質問どおり、美津島町にあります。これは、混成チームであります。そして、豊玉に、これも混成チーム、仁田に混成、比田勝に混成で、巖原中学校だけが正式で、あとは社会体育として、このように混成チームが各町にあるという、三根を退けてですが、各町にあるということになります。

ただ、私の聞いておりますのは、やっぱりほかの部活に影響があるということが大きなことでありまして、それについては、御承知のとおり、子供たちがそれを希望するようになれば、学校がどうとらえるかということですが、再度、学校の方に、こういうことだかということで、協議してみたいと、そのように思います。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 以上、学校の要望だけ伝えます。

年に一遍ある大会、新人戦ですか、個人負担で、対馬から、各チーム、そういっておられるという中で、そういうふうな思いして、やっぱ一生懸命やっておられる、その姿を見たときに、本年度の中学校体育連盟補助金、総額で1,900万ですか、それが今言うような、体育種目については十分対応できておるが、それ以外はそうじゃないというふうなことを、反面感じることを、私は一議員として思います。

ひとつ現場の声を、再度、委員会としても聞いてほしいと思います。一応、それで、この件は終わりたいと思います。

それから、市長の方の回答をいただきまして、ちょっと、さっき話された中で、陳情行為があったことを、私、ちょっと耳にしたんですが、いつごろ、どなたが、どこに行かれたかというのを、ちょっと、一番最近の状況で、具体的に整備の内容が把握しておれば、それまで聞かせていただければでしょうか。もし把握しておれば。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） これは、自民党の対馬支部と一緒に、ここの会長のところと、そして、防衛庁の方に、それぞれ行っております。

○議員（12番 大浦 孝司君） 時期は。

○市長（松村 良幸君） 時期は、防衛庁の事態処理課から来てもらったのは、11月中旬だから、いつだったかなあ。何月だったかなあ。——ちょっと日にちをちょっと覚えてないが、支部の皆さんと一緒にきました。支部長と、ここの隊長のとはね。自民党の支部。それから、防衛庁の事態処理課から見たのが11月の中旬ぐらいかね。そういったところです。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 実は、私の一般質問に至った経緯は、対馬島内におられる自衛隊のOBの方、あるいは、見識を持ったお方の御意見と、ちょうどそのころ北朝鮮のミサイル、あるいは、核の問題を含めてありよったころは、秋ですね。秋のころに、私、そのような方と話をいたしまして、ひとつ対馬の護衛を、再度、北朝鮮というふうな将来の脅威に対して、見直す必要があると思うので、議会も、ひとつ勉強してくれんかという提言がございまして、そんなら、そういうふうな運びといたしますか、方向性を出してみることも大切な時期であろうということが、基本でございます。

ですから、陳情は、あつたかもしれませんが、島民が、私は広範囲にこの問題を考えるということが、一番大事なような気がいたします。

そこで、総務部長の方にお尋ねをいたします。

議会当日に、国民保護計画という冊子を、4日前にいただいて、この中身をちょっと見せてもろうたわけですが、例えば、有事の際に、対馬によその国から攻撃を受けた場合に、避難をするというふうなことが載ってます、いろいろ。どこに行くか、何の手段で行くかということ、少し中身を作成された責任者として聞きたいと思うんですが、その辺を話していただけますか。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 国民保護計画の中身につきましては、具体的に今質問がありましたように、避難先等にどこかということでございますが、私たちも、保護計画自体が、非常にたい計画でございます。それで、一応、最終的に、2月に県との修正が終わりまして、具体的な場所等については、ちょっと計画の中に入れておりませんし、また、そこら辺につきましても、まだ検討課題かなという形で考えております。

具体的には、契約の内容を、ちょっと私持ってきてないでございますので、また、委員会のときでも資料等持って参ります。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） わかりました。それはそれでいいと思います。

私は、このたびの一般質問に関連しまして、自衛隊本部2カ所を尋ねたわけですが、対馬の防衛がどうであろうかというふうなことを、二、三お聞きはしましたけども、それは軍事上ことを具体的に言うことはできませんで、島民の希望だけは申し上げました。

その中で、市長、ちょっと覚えてほしいんですけども、非常に本当アジアの不安定な要素を、防衛省の従来のソビエト脅威、そして、北海道上陸の観点から、西の、日本の西側に防衛の拠点を移動しておくことは間違いない。これを、申されました。中身については言えんわけですが。それと、防衛大綱の見直しがある中で、過去最大に自衛隊の隊員数が、平成7年前後、18万人おった、それだけの数が見直しで14万5,000まで減らされた。これはソビエト連邦が崩壊して、冷戦の緊張が解けたということで、兵力削減、これは当然だろうと思います。

ところが、ここ一番新しい防衛大綱の見直しの中で、14万5,000人に下げておった兵力を3,000人ふやす必要があると、これは、隊長さんから聞いたから間違いないのですが、今、そのような状況に置かれとると、そして、国防の軸は日本の西側に動くというふうなことが、当然、申しあげましたね、東アジア、そして、北東アジア、中国の海洋進出、そしてまた、北朝鮮のミサイル、この2つの問題が、国防の変化しておる方向だと、そういうことです。

ですから、このことを、ひとつ時期として見直しに来ておる時期であると、対馬の国防の対応が。そういうふうに私は理解するわけですが、最後に、こんなにおっしゃいました、国民の声によって国防の対応は基本的に変革すると。ですから、専門的な見方もありましようが、その住民が、その島の皆さんが、これでいいんだらうというふうなことが、非常に国防の基本を検討する材料になると、このことを申し上げまして、私は、この対馬島の有識者の方の御指導もあつたんですが、ひとつそこらをまとめてみる時期じゃなかろうと、私がというんじゃなくて、やはり行政に責任を持つ、市の方針あるいは議会も、これは再度、そういうふうなことが時期に来ておるならば、気持ちを切りかえないかんなど、市長、その辺どうでしょうか。私は、そういうふうに理解しとるんですが。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 今は国際情勢の変換によって、護衛大綱、体制も変わっていきますし、御承知のように、今一番、一般論としてもいえることでしょうか、朝鮮半島情勢、あるいは、台湾海峡情勢、こういったところが非常に緊張感があるということは、今御指摘のとおりです。

特に、北朝鮮の場合は、戦争ある、なしに関わらず、いろんな形での内部崩壊がもし仮にあるとすれば、これもまた、難民の出るところだが、いずれにしても、国内の内政上の問題、あるいは、今脅威論の問題にいたしましても、いずれにいたしましても、あそこに何かが起これば、非常に対馬への、いろんな意味でのリスクが大きいことは、もう、これ誰もが認めるとおりでして、あなたのおっしゃるとおりだと思います。

まして、いずれにいたしても、ノーマルな事態からアブノーマルな事態になったときに、中国も国境を、あれは間違いなく閉鎖するでしょう。南の方も同じでしょう。そうすると、難民が、あるいは武装難民も含めて出てくるところは、もう対馬が一番可能性の高いところになると思いま

す。

そうすると、やっぱり自動小銃でもバズーカ砲でも、漁船で何十隻かによって、2,000年に3,000人起きましたが、もうここはひとたまりもないと思いますな。

そういった意味での脅威論を、大浦議員おっしゃてるだろうと思うんですが、それに含めての、今後、そういったことのないように、未然に防止できるような抑止策としての自衛隊の増強あるいは朝鮮半島に近い国境の守り、あるいは、そういった国民保護計画の中でのとらえ方、いろんなものが一つになって、有事に備えられるような体制の整備というのは、心配されとるとおりだと思いますので、いろんな観点から、そういった危うきに対処できるような体制づくりをせないきませんが、そのためにはまだいろんなことが考えられると思いますので、それじゃ、今後、よく対処、高所から、また、前後左右から、一般論あるいは専門論も含めて、これはよく今から協議していかなければいけないことだなと、私も認識を新たにいたしております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） これは報告にとどめますが、見識者の方、あるいは、OBの、そういうふうな携わった方の見方なんです、陸上自衛隊の点においては、やはり対馬の全体を考えた場合に、非常に北、北部、そしてまた、西海岸からの外からの上陸が非常に考えられるが、この辺の増強についても検討の課題であると。そうすれば、対馬の現在の400の人員に対して、1,000人体制の規模が適当であろうというふうな報告を受けております。そして、これ、ヘリ部隊2機ほどは、恐らく確保せなならんだろうというふうなお話もございました。

それから、会場自衛隊においては、今現在、船が1隻もおりません。竹敷の港には、それで、もちろん基本が、朝鮮海峡、対馬海峡の情報チェックということで24時間体制、これは理解できるんですが、やはり、ミサイルの部隊が検討せなならんことにならせんかという話をされてました。

それと、現在、ミサイル攻撃を打ち落とすシステムちゅうのが、大まかに、イージス艦の対応というふうなことがあるそうですが、これの寄港地が対馬に必要な可能性は大であるというふうなお話でございます。ここらあたりに、必要とされる今後の整備の方向として、十分検討、あるいは論議尽くしてですね、そういう方向を考えていくことも、私は21世紀の対馬の方向性かなと思いをいたしました。今の件、私は報告にとどめます。

一応、最後になりますが、島民からは、こういうふうな方向のことを、市議会も、市も、防衛省関係機関とよく勉強して、固めてくださいよというふうなお願いをございましたので、一応、私は、そういうことを議会としても、やはり勉強せなあかんと思う意識でございます。

これは、今すぐというふうなことではございませんし、よくよく論議を重ねていってまいり

たいと、こう思います。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（波田 政和君） これで、12番議員の質問は終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） ただいまより昼食休憩といたします。開会は、午後13時からよろしく
お願いします。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、15番、兵頭榮君。15番。

○議員（15番 兵頭 榮君） まず、市長には、財政、非常に厳しい中を、この健全財政に向け、注意や努力されておられます姿に対し、心から敬意を表する次第でございます。

さて、昨年の諸般の事情により、定足数に至らず、流会した12月定例議会に提出される予定の第三セクターの株式会社物産開発の債務負担行為3億円の件につきまして、昨日の小西議員に引き続き、一般質問をいたします。

市財政の大変厳しい中、市民の負担の増大する中、また、今回、職員給与カットが提出される中、この市民の皆さんの関心は、この問題に非常に大きな関心を持っておられることは、十分承知されていることと思います。

さて、この会社の施設、ヒジキの選別機械システムは、日本の、この手の施設の中で、中クラスに位置する大変優れているものであることは、認めるところでございます。この物産開発に20年間での返済である3億円の債務負担行為、または、他の方法で貸し付けにするにしても、十分な検討、調査が必要であるということは、言うまでもありませんが、私は、当会社の監査、役員会の承認を受けている中で、限られた資料をもとに、本当に大丈夫なのか、返済できるのか、私なりに疑問を感じ、ここに質問に立った次第でございます。

それでは、質問に入ります。

まず、年間の選別能力についてお尋ねをいたします。

1日当たりの夜間選別を含めて、選別数量400キログラムと聞いております。日曜日、祭日を差し引いて、年間操業300日と計算すると、120トンが限度ではなかうかと思えます。いかがでしょうか。

また、5カ年間の損益計画においては、3億円の売り上げで計上利益がプラスに転じるとのことであるが、17年度の選別実績は109トンであり、総売上は2億6,100万ぐらいでござ

います。果たして、3億円の売り上げが可能かどうか、説明をお願いいたします。

また、次に、外国産、国産の仕入れ数量と歩留まりにつきまして、国産ヒジキの原藻の歩留まりは50%、韓国産のヒジキの芽選別は40%ぐらいだと説明を受けましたが、それについて間違いがないか、お伺いいたします。

次に、19年度3月期、つまり、18年度の予想粗利益についてお尋ねいたします。

売上高2億8,000万円、それに対し、売り上げ原価が3億6,400万円ぐらい、売上総利益、マイナスの8,370万円ぐらいで、粗利益がマイナスの29.9と記載されております。どうして、仕事をすればするほど、こういうふうな赤字になるのか、説明をお願いいたします。

4番目に、18年度決算書についてお尋ねいたします。

損益計算書によると、期末棚卸高2億3,550万4,518円となっているが、別の資料、平成17年度棚卸受け払い一覧表においては2億962万2,734円となっているが、どちらが正しいのか。また、流動負債の中の買掛金、短期借入金、その他を含めて1億9,695万2,649円、固定負債の長期借入金1億1,437万7,000円、合わせて3億1,132万9,649円となっているが、債務負担行為の3億円を借り入れたとしても、運転資金や仕入れ資金などに活用し、経営再建を図るということだが、そちらの方に資金が回らないのではなかろうかとも思われます。

以上の件につきまして、お伺いいたします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 物産開発に対します、15番、兵頭議員の質問にお答えいたします。

大変御指摘のように、非常に厳しい財政運営をやってるわけですが、目標に沿って、財政、行財政改革、財政再建の所定の目的に向かって、御指摘のように職員のカットが組合で決定いたしました。これは、5%に決定したようであります。

そして、プラス部長の管理職手当50%、それにプラスがあった。そして、私ども助役と教育長で20%カット、市長が30%カットプラスアルファということにいたしております。

そういったことで、さっきの目的どおり財政再建は着実に進んでいきます。できれば、平成22年ということですが、前倒しができて、収支均衡の予算が組めるように、一条年内になると、このように思っております。

そういうことで、皆さんにはいろいろ御迷惑をかけておりますが、厳しい中で、明日に向かっての模索を着実に進めているつもりでございますので、皆さん、いろいろ御迷惑をかけてる点もあろうかと思いますが、その点は、財政的にはよろしく願いたいと思います。

それから、物産開発についての年間の選別能力と経営利益ということでございまして、その中で、年間創業300日として計算すると120トンで限度ではないかと、これは選別数量に対し

ましてね。まず初めに、年間の選別能力についての質問でございますが、選別可能数量といたしましては、芽ヒジキにつきましては、大体1時間当たり約60キロの機械選別が可能です。

さらに、1日や時間選別作業した場合、年間創業300日として、約126トンの機械選別が可能です。

また、商品は、このほかに長ヒジキ、中長ヒジキがありまして、これらの商品は、目視選別によりまして手作業で行います。それぞれの選別数量は、長ヒジキで1時間当たり1名の作業所で約7キロの選別が可能です。1日当たり、約50キロの選別数量となりますと、年間創業300日として、約15トンとなります。中長ヒジキは1時間当たり1名の作業で約9キログラムの選別が可能ですから、1日当たり63キロの選別数量となりまして、年間創業300日として、約19トンとなります。合計19、63、126と、208トンと、こういったものになろうかと思えます。

次に、5カ年の損益計画において、3億円の売上で、経常利益がプラスになる、とのことであるが、昨年度云々ということで、3億円の売上が可能かどうかと、説明をということでございます。

この点につきましては、5カ年の損益計画においては、3億円の売上で、経常利益がプラスになるとのことであるが、3億円の売上は可能かという、今の質問につきましては、17年度総売上高が、先ほど御指摘になったように2億6,121万8,000円であります。そのうち、海藻類、ヒジキの売り上げが大半を占めますが、1億9,646万4,000円、5カ年計画における売り上げ計画については、新規取引先の開拓はもちろんですが、既存取引先への販路拡大を主として、海藻類を初めとして、佃煮類、椎茸類、イカ類等、広範囲な商品取り組み強化によりまして、また、販売グループのPB商品——プライベートブランドのようです。こういったものの生産もしていくとか、いろんな形を新しくつくっていくような計画があるようでございます。

そういった中で、数値目標を掲げ、計画したものであり、達成可能な数値でございます。

多いときは、今までも3億3,000万、4,000万売っておりました。悪いときで、こういった2億6,000万、7,000万と、低迷してるわけです。これは、もう今まで御指摘のとおり、いろんな形で第三セクターとしての甘えがあったと思えます。

しかし、22期の決算ですから、22年目、商売、ビジネスですから、いいとき、悪いとき、波があります。その一番悪い波に今来てると思っておりますが、これも、最初は株式会社西友との業務提携によりまして、対馬で取れる農林水産物を何とか付加価値を高めて、やっていけないかということで、株式会社西友の堤代表との間で業務提携を結びました。

その当時22年前ですか、特産品づくりが全国津々浦々で、燎原の火のごとく、始まりまして、酒、焼酎、漬物、あるいはタイコというようないろんな形での、その取り組みが行われたんです

が、逆に、いろんな特産品が産まれましたが、最終的には特産品でない物を特産品というところまで過剰に反応いたしました。無印良品であるとか、あるいは、主婦の目商品であるとか、いろんな形の流通が、少数、多品種の販売から少量販売になっていった、そして、価値の高い値段をつけて売るようになった。しかし、最終的には、また、その流通もネコの目のように変わりました、やっぱりマスプロ、マスセールやっぱり量産して、量販をしていくと。また、そこにぶり返してきました。

そういった中で、手作りの商品がもてはやされた時期もあったんですが、非衛生的だ、つくってる人が手も洗わずに、また、これで作ってるんじゃないかとか、いろんな話がありまして、また、流通もいろんな変遷をして、現在に至ってるわけですが、加えて、中国での人件費の安いところに全部シフトしていきました。

その間、22年間持ち超えて、約10億以上の給料としてのものが落ちてると思うんですが、雇用の場としての。今、18ぐらいです。20人、25人の雇用の場がずっと続いてきたわけですが、そういう中で、甘えが出てきたのかなと思っております。

ヒジキも伊勢に送られて、伊勢ヒジキで出てたんですが、これも対馬ブランドとしてのヒジキが、原藻としましても約全国の主要なものを、対馬のヒジキは占めておりまして、あと、それに伴いました海藻類の佃煮等で、あるいは、椎茸でというような形で、まあまあ今日を向かえたんですが、今の御指摘の皆さんから教わるような状況になりましたけども、十八銀行への融資を申し込んでおりましたので、そういった中で経営審査、イカも入れてやりまして、よし、これなら行けるということで、実は、3億円というのは、20年の償還で立ててまして、収支計画あるいは資金繰り計画、償還計画、こういったものを会社の方でつくったようであります。

私も、大株主の一人として目を通しましたけども、これだったら行けるなあと。その裏づけが必要になります。これは、いろんな新しい取引先、そういったところのバックアップ体制ができたということで、これも可能ということで、今まで3億3,000万、4,000万売っておりましたので、十分これで行けるなという確証を得まして、銀行との折衝をしてたわけでございますが、銀行筋からの話ですと、第三セクターということで、利益の相反性という商法上の、一つの、何て言うんでしょうか、法の抵触する恐れありということ、さらに、川崎ですか、この前の、その判決等で第三セクターへの債務負担行為、あるいは、損失補てんというのは、グレイゾーンが出てきました。そういったことで、銀行も少し腰が引けたというようなことで、いろんな話をしたわけでございますが、何らかの形でこの雇用の場を残さないかんということで、実はこの前から話しておりますように、皆様に御協議をしたいということで、話をしてるのは、そういうことでございます。

先ほどの120トンが限度ではないかということについては、今先ほど申し上げたとおりであ

りまして、3月の売り上げ可能かということは、これは十分可能なことであります。

さらに、韓国産のヒジキの未選別がどうだということで、原藻の歩留まり、国産のことで、外国産、国産の仕入れ数量という言葉についてでございますが、平成17年度におきましては、韓国産仕入れ数量は57トン、国産仕入れ数量は52.7トンということですが、るる今まで説明いたしましたように、やっぱり選別の多い、少ない、高によって、注文に応じた生産ということで、従業員の入れかえも二、三人あったようでした、そういったことで、ついつい選別の少ない、すぐ商品ができることから手をかけて、古い物をずうっと残してきたという、そういった経過がありまして、これも役員会でだいぶ指摘されたようでございますが、それで残ってる原藻を商品化する、そうすると、そこにやっぱ劣化した部分もあれば、使い物にならん物が出てくる、こういったことで、帳簿価格の棚卸残と、あるいは、棚卸の現在の現実の価格差が約五、六千万出らんんじゃないかと、このように思っております。

そういうことで、皆今まで韓国産とのブレンドしたヒジキが全国どこのメーカーも、そういったこと、あるいは、国産の物というのはほんとになかったんですが、非常にヒジキの価格というのはぶれがありまして、高いとき、安いとき、高いときと、だんだん高どまりになってしまっていて、原藻が少なくなるに従いまして、やっぱし、ビジネスとか商売は難しゅうございまして、波があります。御指摘のように就任されました桐谷社長も、今辞表を出して、預かっております。これは、ああいったいろんな風評被害が出てきますと経営ができないと、もうこれ以上のことはできないということで、何とか今慰留をして、辞表は私の方で預かっておるわけでございますが、状況がめどがつかましたら、また、ぜひ現役に戻って、陣頭指揮をしていただきたいと、このように思っております。新しい取引先とのコネクションもできておりますので、ぜひもう一度、彼に出馬を願いたいと、このように思っております。

そういったことで、各国産の仕入れ数量57トン、国産仕入れ数量が52.7トン、これは、平成16年度3月期に、平成17年度分として8.3トンの仕入れ数量がありまして、平成17年度分の実質仕入れ数量は61トンになろうかと思っております。

次に、国産ヒジキの原藻の歩留まり、韓国ヒジキの未選別の歩留まりについてでございますが、国産ヒジキにつきましては、原藻から製品化するまでの平均歩留まりは約48%、約半分と見ていただければと思います。韓国産ヒジキ未選別でございますが、これはボイルした後の製品でございますので、率が高いと思っております。

さらに、粗利益率について、売上高2億8,017万5,000円に対し、売上高、売上原価3億6,397万3,000円で、これは棚卸の分も入っているものと思っておりますが、今までの分の劣化した分も含めて。ヒジキ未選別等の1年在庫上品の商品化を、平成18年度において、今まで古い残ってた分です、これを実施してはいますが、劣化等によりまして、製品出来高の歩留まりは非

常に悪うございます。5割とってたのが2割とか、2割5分ということになりますので、その数量がずっと空いていくと思います。

そして、また、製品できないものも幾らかあったようでございまして、こういったところで、大変なマイナスが出ておるわけでございます。

このことによる損失額を、原料、原価高と、そういったものを加えますと、非常に損失額が高くなっているということでありまして、予想される最終製品出来高歩留まりは、24.4%とした計画だということを知っております。

次に、18年度の決算報告書についてでございますが、これで行けるのかということです。損益計算書によると、期末棚卸高が2億3,550万5,518円となっているが、別の資料、平成17年度棚卸受け払い一覧表においては2億962万2,734円となって、どちらが正しいかということでございます。

あと、流動負債の中の買掛金1,963万7,208円です。短期借入金1億7,493万6,000円、その他ということでおっしゃったわけでございますが、これは、固定負債の長期借入金1億1,437万7,000円、これと合わせますと、3億ぐらいになるんですが、平成18年度の決算報告書についての質問は、決算書における期末棚卸高の内訳は、商品棚卸高で959万9,201円、それから、原料棚卸高で2億962万2,734円、包材、結局、梱包したり、商品にしたりする、包材の棚卸高が1,628万2,583円、合計棚卸高で2億3,550万4,518円ということでございますので、期末棚卸高は2億3,550万4,518円は総棚卸高でありまして、平成17年度の棚卸受け払い一覧表における2億962万2,734円は、原料棚卸高でございまして、その差であります。

だから、議員質問の期末棚卸高2億3,550万5,518円は、2億3,550万4,518円ということだと思います。

以上、説明しときます。(発言する者あり) 後話します。

○議長(波田 政和君) 15番、兵頭榮君。

○議員(15番 兵頭 榮君) ちょっと、今先ほどの棚卸のあれが、ちょっと聞こえなかったもんやから、理解できなかったもんやから、再度お願いしたいと思います。

○市長(松村 良幸君) 棚卸。

○議員(15番 兵頭 榮君) ええ、あの2億900万と2億3,000何ですか、2億3,550万4,518円ですか。その棚卸の差をお願いします。

○議長(波田 政和君) 市長、松村良幸君。

○市長(松村 良幸君) そりゃ、どうも済みません。

18年度の決算報告における決算書における期末棚卸高の内訳は、先ほど申しましたように、

959万9,000……これは商品棚卸高ですよ、959万9,201円です。それから、原料棚卸高が2億962万2,734円、それから、包材の、梱包したりするとか、いろいろ商品にする梱包費用です、包材、商品を入れるもの、こうった包材というんですが、包材棚卸高が1,628万2,583円、合計の、18年度の棚卸高が2億3,550万4,518円ですということ。

だから……済みません、もう一遍。

○議長（波田 政和君） はい、どうぞ。

○市長（松村 良幸君） 17年度の棚卸受払い一覧表における2億962万2,734円は、原料棚卸高でございます。

○議長（波田 政和君） 15番、兵頭榮君。

○市長（松村 良幸君） 後、詳しいことは、部長の方から。部長がいいけどな。

○議長（波田 政和君） 15番、兵頭榮君。

○議員（15番 兵頭 榮君） 最初に、年間の選別能力、これについて、208トンの能力があるというようなこと、そうすれば、あれですが、17年度、今まで167トンの在庫があったと、ところが、昨年度は販売高が109トン、未選別と原藻は合わせて109トン。これだけの能力があるのに、在庫に置いとれば劣化する。劣化を食いとめる前に製品にするのが当たり前やなかろうかと、私はそう思うわけです。そのものを望みにして、当たれば当たるほど、やはり品物はロスが出ます。その劣化という意味もわかります。そういったことが、早目に何で選別ができなかったのか。

それと、あそこの芦浦の教室の体育館の部分に、ほんとに選別しても採算取れんような品物があるわけです。そういった中で、不良商品として何で今までに廃棄商品として帳簿上に上げてこんかったのかと。やはり、だれが見ても、これはおかしいですよ。やはり、そのまま原藻を未選別で置いておくということは、劣化します。それよりも、この109トン以上に売れる、販売先がなかったわけ。買えなかったから生産しなかったんですか。私は、そこのところも、ひとつお聞きしたいなあと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 先ほど申しましたように、職員構成が二、三人ばらつきが出てきまして、受注がオーダーがある、それから、もう生産にかからないかんという形の中で、ついつい選別に時間をかけない形でやってきて、それがずっと積み残しのままになってきた。そういう、やっぱり、御指摘のような点があって、全く第三セクターとしての甘えがあったんじゃないかという、気がいたしております。

いずれにいたしましても、もう今までの御指摘のようなことにつきましては、これは放漫経営

といいますか、意識の低下が招いたことだろうと思っております、これは、もう十分反省いたしております。

企業の中のことでございますので、こういった公に議論をされることによつてのビジネス上のいろんな風評が出てきます。

そういったことで、今、受注が、今回はいいよとか、いろんな何かややこしいなあということでのいろんなものが、数点かかってきてるようございまして、桐谷前社長も、そういったことで大分頭を悩ませて、これやったら、再建施設に行ってもちょっと難しいのかなあという、過ぎられたこともあるでしょうし、もちろん、その資金手当の問題もございましたので、そういったいろんなものが社長の辞表につながったと思いますけども、いずれにいたしましても、今、兵頭議員が経営的なマネージメントの観点から、いろいろお話をなさつてるところは十分わかります。これは、もう私どもが弁解する余地もないんですが、いろんな御指摘が遠からずとも、近からず、近からずとも遠からずで、非常に微妙に問題があるようであります。

したがって、これは最終的には、私は、このし尿の問題でも、監査委員が随時監査をして、今まで4年、合併前からですから、できてからだから、4年、5年かかって、全く解明できななことが、ああいったふうにとこの問題があったかもぴっちり解明できたわけですから、この点に関しましては、70数%の出資をいたしております対馬市が大株主として、ぜひ、こういった公で公表された中でいろんな話を具体的にしていきますと、非常に営業上の言葉が出ることもよく御承知の上で、あえて行ってあると思しますので、これは、専門的に厳しく、私どもは願ひするというより、恐らく、監査委員の方、きょうは代表監査委員か、監査委員は見えてないよですが、頭の中には、監査委員のこけんにかけても、職権による随時監査ということをするはずであります。だから、もしされないということになれば、こっちから願ひをせないかんと思っております。そういうことで赤裸々に数字をちゃんとしていただきたいと思しますので、また、兵頭議員さんが、経営的な、専門的な立場で、今御指摘してあるようなことも加えて、その際に、よくお話をさせていただければと思っております。

以上、何かわけわからん話ですが、そういうことで、よろしく御理解を賜りたいと思ひます。

○議長（波田 政和君） 15番、兵頭榮君。

○議員（15番 兵頭 榮君） いえいえ、もう私も大したことはないんですけども。

ところで、この平成17年度棚卸受け払い一覧表、これです。これによると、原藻未選別、繰越在庫、入荷数、出荷数、在庫数量、在庫金額、これが載つとるわけですが、その原藻未選別を、これをトータルいたしますと、在庫が167トン、入荷数が109トン、出荷数が109トン、在庫数が167トン、そういうふうな数字にやるわけです。167トンの在庫で、入荷した数量の販売が、入荷は109トン、109トン、残高が167トン。これによると、歩留まり、これ

は100%やないんですか。(笑声)私の勘違いやったですかねえと思ってからあれするけど、その109トン仕入れて、109トンを出す、機種、期末、棚卸が一緒ということは、歩留まりは100%やなからうか。私の頭では、そういうふうを感じるわけですが、いかがでしょうか。

○議長(波田 政和君) 市長、松村良幸君。

○市長(松村 良幸君) 数字から類推されることは、いろいろ類推ができると思います。だから、今、兵頭さんがそんなに思われてるのも、そういう思いもあるのかなと思いますが、実は、やっぱり、どういうんでしょうか、私も直接は担当してないので詳しいことはわかりませんが、しかし、あえて、韓国産あるいは中国産ブレンドした商品と、あるいは国産だけの商品と、こういったことで、結局、流通現場においては値段がいろいろ出てきます。そうすると、ついつい国産品のリクエストが多いければ国産品ということになって行くのですが、先ほどの話に加えてですね、そうして行きますと、ついつい劣化するような商品が出てきたという、これもまた、もっと考え方がなかったかてことでございますが、そういう点を突き詰めていきますと非常に風評的なものがありますので、ここは、兵頭議員さん、あなたのおっしゃることはよくわかりますが、専門的に出資団体としての監査ができますので、だから、それは、ぜひそういったふうにやっていただけたらと思います。だから、詳しいことは、私も現場におりませんし、よくわかりませんが、数字から行きますといろんな類推ができると思います。だから、歩留まりを、あなたの考え方からいって100%ということはある得ないわけですが、そういったことも類推できるでしょうけども、これは、専門的にですね、決定的に究明してもらおう思っておりますので、こういうことで御理解を賜りたいと思います。

○議長(波田 政和君) 15番、兵頭榮君。

○議員(15番 兵頭 榮君) そうしたことで、私も、一つの第三セクターという中で、やはり議会の入り込める範囲というのものもあるわけです。それは十分承知いたしております。

それでは、ちょっとあれですけど、やはり、この物産開発を、私はどうのこうのやなくて、本当にやはりすばらしい会社であるというようなことで、それは、もう認識はしておるわけです。

ところで、話は変わりますが、本来の、この物産開発の設立の目的、これは、やはり地場製品に付加価値をつけて、生産者の所得向上、そしてまた、雇用促進、こういったことで立ち上げられたと思うわけです。ところが、今、この資料によりますと、原藻未選別——これは、国産、外国産です。そうした中で、大体入荷数が50%ずつぐらいで、韓国産が、市では主流になってきるとするような感じがするわけです。(発言する者あり)そういった中で、こちらの方の単価表を、私は、もう、こちらの方で単価を一応出してみたんですが、大体国産で677円ぐらいだろうと思うんです、原藻で。こちらの方で詳しく、それじゃ。

○市長(松村 良幸君) 少し高い声で言ってもらえませんか。

○議員（15番 兵頭 榮君） 失礼しました。

韓国産、私は、未選別は韓国産という認識を持っておる。もし間違いやったときに、また訂正をしたいと思います。

未選別で、1,300円から2,300円、長ヒジキが2,300円ですよね。そして、原藻、これはタマヒジキの場合は249円ぐらいですが、原藻の倍は676円ぐらい、今ついとるわけです。

そういったことは、やはり仕入れ原価が高いということは、やはり、この物産開発の経営の方に幾ら響きが、幾らかやなくて、大きく響くんじゃなかろうかと。やはり原画が高いということは、それだけ販売ということになれば利益が少なくなると、未選別等、原藻1回の選別をただけだと、それから、今度、それを選別すると、同じことを繰り返しやというような感じはするわけです。それやから、できれば、少しでも国産を利用した方が、やはり、これからのサオキベツから何から考えてみたときに、かえって、それ方がいいんじゃないかなろうか、そういうふうな気がするわけです。そやから、本来の目的であります地場産業の活性化、やはり、自分たちの組合では仕入原価が3年前は630円、615円、620円で、漁連の方には渡しておるわけです。やはり、一時、高い時には800円ありました。ところが、そういったことで、それぞれ生産者が年取ってきましたし、ヒジキ取りはえらいと、あっても取らないというような、今の現状なんです。そういったことで、現場の方から少しでも値が上がれば、皆さんは取るんやなかろうかと、そういうような気がするわけです。そこのところの検討はどういうふうと考えてあるのか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 第三セクターの目的は何かから、仕入れ価格とか、売り上げ価格とか歩留まりとかいうことですが、この数字については、これは営業上、非常に公で論議するのはいかかかと思しますので、この点は、先ほど言いましたようにお願いをいたします。専門的にしていただきます。

基本的には、今、兵頭議員がおっしゃったように、ここで取れる産物を付加価値をつけて、そして、雇用の場につなげたい、あるいは、ブランドづくりにして、あと地域の活性化につなげていこうと、これはもちろんでございます。

ところが、やっぱり何をやるにしても非常に難しい点が出てきます。仕入れをしに行きます。浜買いがあります。お前のところは第三セクター、税金でつくってる会社やないか、よそは、これだけ500円で買うんやったら、また50円上げんかと、これはもう常につきまってるのが、この第三セクターで、もちろん、その漁協の方も出資をしてありますから、漁協の方も、やっぱり、いや、これはもう少しちょっと浜買いよりも高くしてくれないかんよと、こうなってくるわけです、これは。組合のことを考えると。そうすると、逆に、今度は経営が非常に難しくなる、

このジレンマの繰り返しもあったようであります。

さらに、韓国産のブレンドの問題、2割入れる、5割入れる、6割入れる、いろんな形での、これは相手のある商品ですから、商品価格につきましては、ブレンドを多くすると利益は上がるわけですが、しかし、それも産地表示というのが、そういったことで義務づけられまして、今度はいよいよ、この10月からは、産地表示はびっちりやっておりますから、あれは、国産品は国産品、ブレンドするは、やっぱりブレンド品は何割ブレンドかということまで出てきますから、そうすると、相手のあることですから、価格がそこで違っていくわけですが、そういった駆け引きというのが今まであっておりましたので、まさに、ヒジキ業界に、この、対馬物産が対馬のヒジキ抱えて、乗り込んだわけですから、それで、どうかして対馬物産をつぶそうというのが、もう今まで限られたところですからね、山中フーズとか、ヤマチュウとか、第一……何物産かな、そういったヒジキの大体5社ぐらい大手がおります。そういった中に新規参入をして戦いを挑んできたわけですが、こういった経営上、思わしくない形になっていたということでございますので、目的は一つも、今、兵頭議員さん言われた、そのとおりであります。

それで、ヒジキは組合から漁連を通じて買っております。それから、イカは、一夜干しなんかは、多いときはナカコーという企業誘致してた会社が、やっぱりそこがつくっておったんですが、それを私どもが、経済連……これは東北の方の経済連ですが、いいところはやっぱり40万枚超えてたと思います。40何万匹売っておりました。年間ですね。今20……経済連は二十四、五万じゃないでしょうか。それぐらいまで落ち込んできておりますし、これも、イカの鮮魚価格が非常に凹凸がありますから、商売が非常に難しいなことをつくづく感じているんですが、いずれにいたしましても、そういう地域の活性化を掲げた第三セクター、片や、そっちだけを考えると経営がうまくいかないちゅうこと。市でも、もう、それや、兵頭さん一番よく知ってあるように、商売としてですね、要は、仕入原価をできるだけ安くし、売り上げをできるだけ高く売る、これによって利益が出てくるわけですから、これが経営でしょうが、その経営がうまくやり切らなんだということが、今回の状況だと思っておりますので。不正とか、そういったものがあつたらと思って、私ども、よく私どもなりにしたけど、そういったことはないようですが、やっぱ劣悪な帳簿処理のまずさ、不適切経営に棚卸書のそういった放置してて、後で棚卸一遍にするとかいうことで、一遍な大きな損失が棚卸が出てきますと、出てくる。いろんな経過をはらんだ中で今日を迎えたわけでございますので、やっぱ、こういったことは、いろんな皆さんが、これで市長の首を取ってやろうという人も、これは取れるぞとって豪語しとる人もおるようでございますけど、市長の首を取るとか、取らんとか、そういう次元の問題じゃないわけですので、ぜひ、これは雇用の場を何とか確保して、（ ）の目的に向かって行けるようにと思っておりますので、そういった点では、私は別に、お前がおつたら物産がうまくいかんからやめろち言われ

れば、これも考えないかんし、これもずっと今まで考えてきたわけです、そういったことで。いずれにいたしましても、18人の生活の雇用の場、それから、これからの対馬で取れる農林水産物の付加価値をつけてという、地場産品の振興、そういったものは、これは、これからも続くことですので、何とか、皆さんの御理解とお力添えで、これだけは続けさせてほしいと、このように思っておりますので、いろんな点もありましようけども、そういった原因は原因として、こういった随時監査の中で、専門的にやっていただければと思っておりますので、何とか御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 15番、兵頭榮君。

○議員（15番 兵頭 榮君） もう時間がなくなりましたが、やはり、先ほど生産地の表示、これがもう謳われておるわけです。それで、確かに、すばらしい取引先、それは認めるわけですが、やはり対馬産は対馬産、対馬という名前をつけることによって、やはりその、市長も言われるように、もうブレンド化。ところが、その外国産が入る込むことによって、その名前を傷つけるんやなかろうかと、そういう懸念はあるわけです。これから先の問題、そういった問題と、ひとつ、第三セクターという1つの枠があって、我々も限られた資料の中で、さあ出してください、こやから雇用がこれだけおって、雇用促進のためにと言われて、やはりなかなか資料がはっきりして、今後の計画性が見えんときに、「はい、いいですよ」、「はい、だめですよ」、右、左、結論を出せ言われたときに、誰もがやはり難しいやなかろうかなあという感じも、私はするわけです。まあ、皆様わかりませんが。そういったことで、これは、物産開発に限らず、やはり第三セクターという1つの枠がある中で、やはり、ある程度の透明性はひとつ議会の方に提出していただいて、理解のできるように、ひとつよろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。

○市長（松村 良幸君） ああ、終わる。ちょっといいですか、1つ。

○議員（15番 兵頭 榮君） はい。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 経営計画を、この前議会でお示しましたように、それは、十八銀行からの融資を受けるということですから、金額が変わらなければ原則的には、そういう方向で事業計画をつくっておりますし、裏づけも取れておりますし、収支計画、資金繰り計画あるいは償還計画というような形で、それが3億から3億1,000万売れていけば、可能な経営計画、再建計画をつくっておりますので、また、それは、この前も出したとおりでございますので、必要なら、また再度、大体それがベースになろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

できれば、ぜひ随時監査をしていただけるものと思っておりますけども、専門的に厳しくやっていただければと思っています。

○議長（波田 政和君） これで、15番議員の質問は終わりました。

○議長（波田 政和君） 以上で、市政一般質問を終わります。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

議員皆様は、14時5分から、控え室で全員協議会を開催しますので、よろしく申し上げます。

午後1時51分散会

平成19年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第9日)

平成19年3月13日(火曜日)

議事日程(第5号)

平成19年3月13日 午前9時59分開議

日程第1 議案の訂正

本日の会議に付した事件

日程第1 議案の訂正

出席議員(23名)

1番 小西 明範君	3番 小宮 教義君
4番 阿比留光雄君	5番 三山 幸男君
6番 小宮 政利君	7番 初村 久藏君
8番 吉見 優子君	9番 糸瀬 一彦君
10番 桐谷 徹君	11番 宮原 五男君
12番 大浦 孝司君	13番 小川 廣康君
14番 大部 初幸君	15番 兵頭 榮君
16番 上野洋次郎君	17番 作元 義文君
18番 黒岩 美俊君	19番 島居 邦嗣君
20番 武本 哲勇君	21番 中原 康博君
24番 畑島 孝吉君	25番 扇 作工門君
26番 波田 政和君	

欠席議員(1名)

22番 桐谷 正義君

欠 員(2名)

事務局出席職員職氏名

局長 大浦 義光君 次長 永留 徳光君

参事兼課長補佐 豊田 充君 副参事兼係長 三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
助役	永尾一二三君
総務部長	中島 均君
総務部次長（総務課長）	斉藤 勝行君
政策部長	松原 敬行君
市民生活部長	山田 幸男君
福祉部長	勝見 末利君
保健部長	阿比留輝雄君
観光商工部長	長 信義君
農林水産部長	神宮 忠彌君
建設部長	清水 達明君
水道局長	斉藤 清榮君
教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
巖原支所長	木寺 和福君
美津島支所長	松村 善彦君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	山本 輝昭君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
監査委員事務局長	阿比留博文君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

午前9時59分開議

○議長（波田 政和君） おはようございます。全員そろわれたようでありますので、ただいまより始めたいと思いますけども、まず、報告いたします。桐谷正義君より欠席の申し出がっております。

これから、お手元に配付の議事日程第5号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案の訂正

○議長（波田 政和君） 日程第1、議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）の訂正についてを議題とします。

本件について訂正の説明を求めます。財政課長、扇照幸君。

○財政課長（扇 照幸君） おはようございます。議案の訂正につきまして御説明させていただきます。

3月5日の本会議におきまして総務部長が御説明申し上げておりました議案第1号、対馬市一般会計補正予算（第5号）中、10ページから11ページにかけての繰越明許費の合計額を、提案理由の説明では、合計40件、繰越明許費額14億2,152万8,000円と説明しておりましたが、お配りしております正誤表のとおり、合計で19億3,803万1,000円に訂正させていただきますようお願い申し上げます。

今回の誤りは、初歩的な事務のミスによるもので、大変申しわけなく思っております。今後は十分注意してまいりますので、どうかよろしくお願ひします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）の訂正についてを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）の訂正についてを許可することに決定しました。

○議長（波田 政和君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

ただいまより全協をやりますので、しばらくお待ちください。理事者の方、もうええです。

午前10時01分散会

平成19年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第15日)

平成19年3月19日(月曜日)

議事日程(第6号)

平成19年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 財政援助団体等監査における結果報告
- 日程第2 認定第1号 平成17年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第10号 平成17年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第11号 平成17年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第13号 平成17年度長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 平成17年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成17年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成17年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成17年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成17年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 平成17年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 平成17年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第12号 平成17年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第6 議案第8号 平成19年度対馬市一般会計予算

- 日程第7 議案第1号 平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第17号 平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 議案第18号 平成19年度対馬市風力発電事業特別会計予算
- 議案第20号 対馬市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 対馬市市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 対馬市副市長定数条例の制定について
- 議案第32号 対馬市安全・安心まちづくり推進条例の制定について
- 議案第33号 対馬市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 議案第34号 対馬市に収入役を置かない条例の廃止について
- 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 議案第38号 対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について
- 議案第39号 対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 議案第41号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について
- 日程第8 議案第1号 平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第2号 平成18年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 平成18年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第4号 平成18年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第5号 平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予

算 (第1号)

議案第6号 平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
(第3号)

議案第9号 平成19年度対馬市診療所特別会計予算

議案第10号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計予算

議案第11号 平成19年度対馬市老人保健特別会計予算

議案第12号 平成19年度対馬市介護保険特別会計予算

議案第13号 平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算

議案第14号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算

議案第28号 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について

議案第29号 対馬市精神障害者地域活動所条例の一部を改正する条例に
ついて

議案第30号 対馬市子どもデイサービスセンター条例の一部を改正する
条例について

議案第35号 対馬市保健師等養成奨学資金貸与条例の廃止について

日程第9 議案第1号 平成18年度対馬市一般会計補正予算 (第5号)

議案第7号 平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算 (第
2号)

議案第15号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計予算

議案第16号 平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算

議案第19号 平成19年度対馬市水道事業会計予算

議案第36号 対馬市離島農業活性化基金条例の廃止について

議案第40号 対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について

日程第10 陳情第1号 対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣り
をする事を禁止する陳情について

日程第11 陳情第2号 「核兵器全面禁止、廃絶国際条約の締結促進を求める意見
書」採択についての陳情について

日程第12 陳情第3号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情につ
いて

日程第13 陳情第4号 トンネルじん肺根絶対策を国に求めるための陳情について

日程第14 議案第42号 平成18年度対馬市一般会計補正予算 (第6号)

日程第15 議案第43号 対馬市長等の給与の特例に関する条例の制定について

- 日程第16 議案第44号 対馬市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第17 同意第1号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第2号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第3号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 同意第4号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 同意第5号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第6号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 同意第7号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 発議第5号 対馬市議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 発議第6号 議員定数調査特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第26 発議第7号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致に反対する決議について
- 日程第27 発議第8号 議会議員辞職勧告決議（案）について
- 追加日程第1 発議第9号 「核兵器全面禁止、廃絶国際条約の締結促進を求める意見書」について
- 追加日程第2 発議第10号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書について
- 追加日程第3 発議第11号 トンネルじん肺根絶施策確立に関する意見書について
- 追加日程第4 常任委員会委員の変更について
- 追加日程第5 議会運営委員会委員の辞任について（桐谷徹委員）
- 追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任について（小川廣康委員）
- 追加日程第7 議会運営委員会委員の辞任について（作元義文委員）
- 追加日程第8 議会運営委員会委員の辞任について（島居邦嗣委員）
- 追加日程第9 議会運営委員会委員の辞任について（桐谷正義委員）
- 追加日程第10 議会運営委員会委員の選任について（兵頭榮議員）
- 追加日程第11 議会運営委員会委員の選任について（吉見優子議員）
- 追加日程第12 議会運営委員会委員の選任について（大浦孝司議員）
- 追加日程第13 議会運営委員会委員の選任について（三山幸男議員）
- 追加日程第14 議会運営委員会委員の選任について（初村久藏議員）
- 追加日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第16 議席の一部変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 財政援助団体等監査における結果報告
- 日程第2 認定第1号 平成17年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第10号 平成17年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第11号 平成17年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第13号 平成17年度長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 平成17年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成17年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成17年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成17年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成17年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 平成17年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 平成17年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第12号 平成17年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第6 議案第8号 平成19年度対馬市一般会計予算
- 日程第7 議案第1号 平成18年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第17号 平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 議案第18号 平成19年度対馬市風力発電事業特別会計予算
- 議案第20号 対馬市職員定数条例の一部を改正する条例について

- 議案第21号 対馬市市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 対馬市副市長定数条例の制定について
- 議案第32号 対馬市安全・安心まちづくり推進条例の制定について
- 議案第33号 対馬市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 議案第34号 対馬市に収入役を置かない条例の廃止について
- 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 議案第38号 対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について
- 議案第39号 対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 議案第41号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について
- 日程第8 議案第1号 平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第2号 平成18年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 平成18年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第4号 平成18年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第5号 平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）
- 議案第9号 平成19年度対馬市診療所特別会計予算

- 議案第10号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 議案第11号 平成19年度対馬市老人保健特別会計予算
- 議案第12号 平成19年度対馬市介護保険特別会計予算
- 議案第13号 平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 議案第14号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第28号 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 対馬市精神障害者地域活動所条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 対馬市子どもデイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 対馬市保健師等養成奨学資金貸与条例の廃止について
- 日程第9 議案第1号 平成18年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第7号 平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第15号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第16号 平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 議案第19号 平成19年度対馬市水道事業会計予算
- 議案第36号 対馬市離島農業活性化基金条例の廃止について
- 議案第40号 対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について
- 日程第10 陳情第1号 対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣りを
する事を禁止する陳情について
- 日程第11 陳情第2号 「核兵器全面禁止、廃絶国際条約の締結促進を求める意見
書」採択についての陳情について
- 日程第12 陳情第3号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情につ
いて
- 日程第13 陳情第4号 トンネルじん肺根絶対策を国に求めるための陳情について
- 日程第14 議案第42号 平成18年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第15 議案第43号 対馬市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第44号 対馬市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第17 同意第1号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第2号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第3号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第20 同意第4号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 同意第5号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第6号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 同意第7号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 発議第5号 対馬市議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 発議第6号 議員定数調査特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第26 発議第7号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致に反対する決議について
- 日程第27 発議第8号 議会議員辞職勧告決議（案）について
- 追加日程第1 発議第9号 「核兵器全面禁止、廃絶国際条約の締結促進を求める意見書」について
- 追加日程第2 発議第10号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書について
- 追加日程第3 発議第11号 トンネルじん肺根絶施策確立に関する意見書について
- 追加日程第4 常任委員会委員の変更について
- 追加日程第5 議会運営委員会委員の辞任について（桐谷徹委員）
- 追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任について（小川廣康委員）
- 追加日程第7 議会運営委員会委員の辞任について（作元義文委員）
- 追加日程第8 議会運営委員会委員の辞任について（島居邦嗣委員）
- 追加日程第9 議会運営委員会委員の辞任について（桐谷正義委員）
- 追加日程第10 議会運営委員会委員の選任について（兵頭榮議員）
- 追加日程第11 議会運営委員会委員の選任について（吉見優子議員）
- 追加日程第12 議会運営委員会委員の選任について（大浦孝司議員）
- 追加日程第13 議会運営委員会委員の選任について（三山幸男議員）
- 追加日程第14 議会運営委員会委員の選任について（初村久藏議員）
- 追加日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第16 議席の一部変更について

出席議員（24名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 小西 明範君 | 3番 小宮 教義君 |
| 4番 阿比留光雄君 | 5番 三山 幸男君 |

6番	小宮 政利君	7番	初村 久藏君
8番	吉見 優子君	9番	糸瀬 一彦君
10番	桐谷 徹君	11番	宮原 五男君
12番	大浦 孝司君	13番	小川 廣康君
14番	大部 初幸君	15番	兵頭 榮君
16番	上野洋次郎君	17番	作元 義文君
18番	黒岩 美俊君	19番	島居 邦嗣君
20番	武本 哲勇君	21番	中原 康博君
22番	桐谷 正義君	24番	畑島 孝吉君
25番	扇 作工門君	26番	波田 政和君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長	大浦 義光君	次長	永留 徳光君
参事兼課長補佐	豊田 充君	副参事兼係長	三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
助役	永尾一二三君
総務部長	中島 均君
総務部次長（総務課長）	斉藤 勝行君
政策部長	松原 敬行君
市民生活部長	山田 幸男君
福祉部長	勝見 末利君
保健部長	阿比留輝雄君
観光商工部長	長 信義君
農林水産部長	神宮 忠彌君
建設部長	清水 達明君
水道局長	斉藤 清榮君

教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
巖原支所長	木寺 和福君
美津島支所長	松村 善彦君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	山本 輝昭君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
監査委員事務局長	阿比留博文君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君
監査委員	桐谷 正義君

午前10時00分開議

○議長（波田 政和君） おはようございます。報告をいたします。米田教育長、上野議員より遅刻の申し出がっております。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1. 財政援助団体等監査における結果報告

○議長（波田 政和君） 日程第1、財政援助団体等監査における結果報告についてを議題とします。

本件について、代表監査委員の報告を求めます。代表監査委員、中島孝欣君。

○代表監査委員（中島 孝欣君） 地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（株式会社対馬物産開発）を実施いたしましたので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を対馬市長及び対馬市議会議長に提出をいたしましたので、その概要を説明をいたします。

本監査は、地方公共団体の出資している法人について行うものであり、地方自治法第199条第7項の後段の規定により、出納その他の事務の執行で、当該出資にかかわるものの監査に限られ、出納とは関係のない経営状況まで監査できるものではないという規定の中で行ったわけでございます。このことを踏まえながら、現在疑問視されている株式会社対馬物産開発に関するヒジキの原藻及び未選別のみに限定し、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を実施したものであります。

監査は、昭和60年6月13日に設立した株式会社対馬物産開発のヒジキの原藻及び未選別の在庫数及び管理の状況はどうか、その会計処理はどうか等に関して、事務関係者、工場関係者及び観光商工部長等を参考人として、関係者の説明を受けながら、帳簿その他の書類について平成19年3月12日から同月16日までの短期間ではあったが、現地監査を含めて実施いたしました。その結果は、次のとおり判断をいたします。

報告書の2ページを見ていただきたいと思います。第7、監査の結果、1、棚卸しの方法について、棚卸し手続には実地棚卸しと帳簿棚卸しの2つの方法があります。この欄につきましては、棚卸し方法を具体的に記述したものでございますので、省略をいたします。

3ページ、2の在庫の上の方から入りたいと思います。また、実地棚卸しは、年度末に行うだけではなく、棚卸資産管理のため、特に高価なものや変形しやすい棚卸資産については、必要に応じて随時行うべきである。

2、在庫管理（棚卸し）状況について。対馬物産開発より提示された各種関係帳簿によれば、棚卸しに関しては、前月末残高に毎月の入荷数及び出荷数を加除し、その月の残高一覧表によって行う継続記録法により棚卸しが行われ、それをもとに損益計算書及び決算書が作成されていた。しかしながら、18年3月末時点での原料・在庫一覧表（別添資料1）において、膨大な在庫を抱えた状態となっており、実地棚卸しの有無を確認したところ、18年3月末時点で行ったという回答があり、その資料も確認をいたしております。

ヒジキ原藻の帳簿在庫と実地棚卸し在庫を比較したものが次表のとおりであります。

差額は、原藻の数量で8万9,703.70キログラム、金額にして6,071万1,467円。上記表が示すとおり、帳簿在庫数と実際の在庫数において、8万9,703キロ、金額にして約6,071万円の不明在庫が生じている。

関係者の証言によれば、当初より実地棚卸しをせずに帳簿棚卸しのみで在庫管理をしていたが、平成16年5月に帳簿在庫と実数に疑問を持ち、そのときに初めて実地棚卸しを行った結果、上記の差異が判明したとのことであるが、現在まで帳簿上に計上されたままである。

なお、本監査において、対馬物産開発の現時点での実地棚卸し数値の検証を実査すべきと思われたが、時間的制限等を考慮し、保管状況の確認にとどめた。

原料ヒジキの保管場所は、美津島町芦浦の旧浦浜小学校を倉庫として利用しており、教室、廊下及び講堂に雑然と保管された状態であった。そのため、劣化等により、ヒジキ未選別8,143キロ、金額にして約1,068万円が廃棄処分せざるを得ない状態であることもあわせて確認をした。

4ページに移ります。3、不明在庫の原因について。不明在庫の原因としてさまざまな理由が考えられるが、関係者の事情聴取等重ねていく上で、ずさんな経理事務による錯誤が主な原因で

あるという結論に至った。

美津島町女護島の加工場において、ヒジキ原藻を商品化するときに、加工場と事務所間で正確な連絡調整がなされておらず、双方の払い出し処理量に相違があり、それが長い間累積されたことが主な原因であると推察をされます。

また、劣悪な保管状況による原料ヒジキの劣化等による処分も8万9,703キロの中に少量であるが含まれているであろうと推察をされます。

4、監査意見、会計経理は、適切な相互牽制体制と厳正なチェック体制のもとに運営されるべきであるが、今回の対馬物産開発においては、ずさんな会計経理及び在庫管理と言わざるを得ない。今後は、事態の重大性を再認識するとともに、全社員を挙げて適正な事務執行体制の確立に向けて取り組むよう要望する。

なお、次の事項については、早急な改善、検討を望む。1、正規の棚卸資産台帳の作成、2、適正な保管状況での年2回以上の実地棚卸しの実施、3、生産計画に伴う適正な仕入れ及び越年在庫の早期の商品化。

以上が、今回監査を行った結果でございます。なお、このことは、報告書提出と同時に、公表していることを申し添え、報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから、結果報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 2点ほどお尋ねします。

まず、1点目に、原藻と未選別のチェックをなされて、未選別が確かに72トンあったんだと。しかし、原藻が94トンのうちに実質あったのは3トン少々であったということが書かれておりますが、この原藻と未選別の中身のチェックというのは、監査の各位の中で、どのようにやられたか、まず。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） まず、答弁をする前に、代表監査を中心に5名で監査したわけですが、ヒジキの選別工程を理解するのに、非常に混雑して、難しさがつくづくわかりました。この資料の中を見ていただければ、ヒジキ選別工程というのを上げておりますが、その中で説明をいたしますが、ヒジキの原藻と、今の質問では、未選別があるが、どうだったのかということで、一応詳しく全部調べてませんが、書いてあるとおりに、一応現地に行って、原藻は、万関橋の下の倉庫、そこに大体あるわけですが、未選別は、今代表監査が言いましたように、芦浦の旧校舎の中にあるわけですが、その中で、あくまでも専門家ではありませんので、商品にならないものとなるものをいってから、すべて振り分けをさせました。その結果、そこにあります未選別の中に、約1,100万のが確認したと。原藻は、実地棚卸し、全部はかりにはかったわけではあり

ませんが、そこにその数量があると。中身はちゃんとしておるということで、一、二調べてみましたが、その点は、現在ある分は問題ないということで確認をいたしました。

以上です。そういう意味ですか。内容がどういうことか。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 私が聞いておるのは、72トンの長部長の数字の説明どおりぴしゃり合ったというふうな。あれから18年の決算、個数の中でその数字が資料の中どおりぴしゃり合ったというふうなことになってますが、例えばこれが、金額から言えば、原藻が679円、1キロ当たり。未選別が1,404円。ほとんど材料の単価でございますから、これがあった、なかったとなった場合、未選別の方がなければ1億数千万の不明ということになるわけですが、都合よくぴしゃり未選別の方が全部合ったというふうに数字がなってますから、少し、その中身のチェックというのが、どういうふうなやり方であったのかなというふうなことが、疑問に少し残るんですが。ぴしゃりいってますので。だから金額から言えば、単価の多い方がぴしゃりゼロになって、安い方がどこかに行っておりますよというふうな報告の仕方ですから、私はその辺が、中身を見てやったのかなというふうな疑問を、ちょっと御意見を聞きたいと思います。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） 今の質問で、今の質問の意味がやっとわかりまして、なぜそう言えるのかということなんです。過去10年間ぐらいさかのぼって、帳簿台帳、実地棚卸しをすべて調べてみました。原藻だけが合わない。おかしいということが結果として出ているので、なぜそういうことが起こるのかと、ずっと聞き取りをしながら調べてみますと、原藻以外は実地棚卸しがなされておったということです。年々。だから、実地棚卸しは、原藻以外はなされておるので、帳簿と実際、棚卸しが合っておると。原藻は実地棚卸しがされてないので、そういうふうになってしまったということがわかったわけです。なぜなったかと。その単価はどうして決めるのかといいますと、最後の図示を見ていただければ、選別工程の中で、原藻が長ヒジキ未選別と芽ヒジキ、中長ヒジキ未選別に分かれるわけですが、この過程で、100キロあったものが50キロに減ると。半分になる。かすが半分、ここの過程で出ると、こうなるわけですが、第1工程の選別工程の中で原藻から長ヒジキとか芽ヒジキ、中長ヒジキになる中で、50%、もう半分はかすになって消えてなくなるというヒジキは性質があります。それで、芽ヒジキ、長ヒジキ未選別と芽ヒジキ1、中長ヒジキ未選別と3つに分かれてきているわけですが、その比率は、長ヒジキ未選別が9割、それから芽ヒジキの1と中長ヒジキ未選別が加えて1と、9対1で第一段階の選別で出てくるということで、芽ヒジキ1と中長ヒジキ未選別を固定単価と決めて、長ヒジキ未選別が9割出てきているわけですが、それを変動単価にしておるということでした。大体、そうすると、原藻は仕入れ単価であります。芽ヒジキと中長ヒジキを固定に、大体50%と出てくる

ということから、固定単価に決めまして、それでヒジキの仕入れが年々差があるものですから、それを長ヒジキ未選別で変動単価で調整しながら単価を決めておるといような単価の決め方になっておるわけでありませう。

非常に専門的なことですが、一番なぜ実地棚卸しを原藻だけしなかったのか。ほかの商品はきちんとされているものですから、数も数えやすく、きちんと実地棚卸しできて、原藻は非常に量が多いので、帳簿棚卸し額を即実地棚卸し額と書いておる。実際は実地棚卸しはなされたとなっておるわけですが、なぜなされていないかと、こちらが推察したかといいますと、帳簿棚卸し残高と、実地棚卸し残高が、原藻の場合は一致しておるといことは、これはしていないんじゃないかと。確かにそこに差ができて減るはずだというのが減ってないといことは、実際してないんじゃないかということが解釈されたわけだ。本当にしたのかといことをいろいろお尋ねしましたが、平成16年まではされてない。帳簿台帳が原藻だけは移行したといことで、今大浦議員が聞かれるヒジキ未選別は実地棚卸しをしているがゆえに、きちんと帳簿と合うと。原藻は実地棚卸しをしてないので、長年ずっとしてないので合わなかったと。こう理解をしておるわけだ。

以上だ。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 今の件は、先に進みます。もう1点お尋ねします。これだけの数字が差が出たことの累積による整理のずさんさからなつたといふふうな書き方がされておりますが、監査委員は、その起こりをいつから始まつたかといふふうな把握はされておりますか。決算上の中で。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） まず、こういうことが原藻に起こる要因は、6点ほど考えられますが、まず県の漁連からの仕入れが正確であったのかどうか。それから、盗難によることはなかったのか。横流しがされたといことはないのか。それから架空仕入れによることはないのか。あるいは劣化とか廃棄とかといことはないのか。それから、事務上の連携ミスによって起こるといことになるわけですが、正確に言いますと、この6点が考えられるといことで、89トンといふ量は膨大な量であります。1年で短期間でできることではない。ヒジキですから、物すごい量であるわけですが、県漁連からの仕入れは、すべて4年度から調べておりますが、大体1,680トン、平成4年から平成18年まで、正確に言いますと、1,679,631.4キロ仕入れております。そういうことで、89トンとなりますと、その仕入れの大体5%に当たるわけですが、そういう関連から調べていく中で、県漁連からの、原藻はいろんなところから買うんじゃないかと、県漁連からの1本の仕入れであります。はっきりわかっていることは、韓国からも仕

入れをしているわけですが、これは一次製品を買っているの、原藻はあくまでも仕入れは長崎県漁連からの1本仕入れでございます。そうしますと、その仕入れはきちんと確認をされたのか。受け取りのときに。これは、確認はされておられません。一々、ずっとはかつて受け取ってはいないということはわかりました。しかし、ずっと1カ所から仕入れをしているもの、信頼関係で、相手も公共的な県漁連ですから、そうごまかしはしてないのではないかと、わからないわけですが、判断をいたしました。

盗難はあったのかということ、大体そういうことは、いろいろ聞き取りの中で、あったということ、うわさも一切ないし、問題ないんじゃないかと。

それから、横流しを行うということは、なぜなかったかと想定したかと。横流しをするなら、量の多い原藻をしなくて、商品、中間商品の一次選別、二次選別とあるんですが、それをするのが妥当です。量として少ないわけですから、そちらがされるんじゃないのかと。一番原藻で量が物すごく多い横流しは、担当者等から聞いてもあつてないんじゃないかという判断です。

劣化と廃棄というの、余り考えられないということから、帳簿の事務のミス、連携ミスによって起こるということは、これは帳簿上に詳しい人でないと気づかないわけですが、そのことで起こっているのではないかと、すべて、10年ぐらいたかのぼって、帳簿棚卸しと実地棚卸しを調べました。原藻だけは帳簿棚卸し残高が、即繰越残高に翌年度になっておる。ほかのは、ちゃんと一次商品等は実地棚卸しをしているもの、差がある。そういうことは考えられる中で、不足しておるのが原藻ばかりだということ、原藻がどう扱われたかということ、期間がない限り、重点的に帳簿と台帳を調べました。聞き取りの中で、一番起こっていることは、原藻がヒジキがある。女護島のところで、一次選別するわけですが、その中で、1日100キロ処理するとして50キロができるんですが、この100キロ処理をしたということが事務所に正確に報告されなければ、帳簿の棚卸しは残って、実地に棚卸しがなくなるということが起こる。その辺が、100キロのものが50キロに、量は減って、商品化されて、金額は100キロの単価がそこに商品としてまた上がって、一次商品で上がってきているわけですが、原藻の量だけは、報告が正確でないと、実地棚卸しをしてないもの、事務上の帳簿上のパソコンに入っているコンピューターで管理されているわけですが、棚卸しが減らない。商品ができてくるという結果を生む。これが正確がずっと、今はされてますが、過去からずっと出されたのかと。聞きましたら、なされてない、正確に。それでそういう差額が出るということ、そういう簿記に詳しくない人たちには理解できないということが実地棚卸しをして、その差損を出さなければいけないわけですが、理解ができてないもの、その差損がずっと後になって、あるのがなぜないのかという疑問を抱いて実地棚卸しをしたということが、原因がつかめてないということがわかったのではないかと。

だから、全部調べてみますと、何も悪いことをしてないけれども、現物がないという、考え方を
持っておると、いろいろ聞く中で推察された。だから、この原藻から一次商品になる50%に、
半分になる中で、報告が事務所と現場との報告、加工場との報告ミスにより、年々ずっと起こっ
たと言わざるを得ないと、こう推察しておるわけですが、実際どうだったかというのは、過去の
ことですから、なかなかわからないわけですが、そういうことを推察せざるを得なかったと。こ
ういう判断をしたわけでありませう。

以上です。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 今の報告で、そのようなことが考えられるということで、私も
十分理解できますが、美津島町の出身の議員あるいは美津島町時代の町会議員は、この決算を常
に9月の定例会で見てきたわけですが、しかしながら、十分なことが気づかずに、私、その一人
ですけれども、恥ずかしいですが、現在に至っております。その平成10年度以降の決算書を集め
てみまして、その資料をチェックしてみましたところ、やはり平成10年ぐらいから棚卸しの総
額が1億5,000万、そこから始まっております。ヒジキは既に1億180万ほど始まりま
して、次の年がもう2億の棚卸しに対して、ヒジキの額がじわじわじわ上がってきております。
その数字が今起こったことじゃなくて、この10年間の累積が非常にそのころの監査が十八銀行
の美津島支店長、日銀の対馬支店長が監査役でありながら、そのことが十分指摘あるいは中をつ
かもうとしなかったような、私はそのころの状況が思います。これだけの数字が、見られたらよ
くわかりますが、億の棚卸し総額が2億です。平成11年度から2億です。ヒジキはそのうちの
1億2,000から1億五、六千の数字がずっと続いております。これは経営陣として、やはり
決算の中で、何とかその数字を変えないかという方向あるいは正しいことに取り扱いをせなな
らんというふうな経営体制がなかったと、私は反省するべきだろうと思います。そういうふうな
ことで、そのころから、ことがうまくいかなかったような数字が裏づけとして出ております。私は
そういうふうなことで、監査機能及び経営陣のこの問題に対する対応が10年前から問題があっ
たというふうに私は思います。

以上をもって、私の意見を申し上げて、質問を終わります。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） 言われることは当たっておるんじゃないかと、今の考え方は、とい
うことで、いつごろ起こるのかということ、棚卸し額で、皆さんに配付されておるかどうかわ
かりませんが、仕入れがどういう形で行われたとかというのを、平成4年度から仕入れているわ
けですが、全部、年々調べてみました。大体処理能力は、あそこの第一選別は、フル回転して百
二、三十トンと聞いております。仕入れが平成8年に188トン仕入れてます。平成9年は

84トンですが、平成10年に206トン、平成11年に150トンという大量の、年間処理できない量の仕入れを行っている。今、在庫が10年度からふえていくということになるんです。言われるとおりでありますが、その裏づけとして、そういう仕入れを行っておると。なぜそういう仕入れを行ったかということも聞き取りいたしました。ところが、漁連の方から、ヒジキは年々取れるとは限らない。今が安いからこれだけ買ってくれという営業があったと。それを安いうちに多く、ヒジキは傷まないから多く買おうという仕入れの当時の指導が、漁連の指導によって、対馬物産開発の仕入れ、販売ということを原点の仕入れ量というところがなされてなかったということが解釈、理解されました。そういう結果、今大浦議員の推測どおりのことは特に起こったのではないかと裏づけとして調べております。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 監査、大変御苦労さまでした。先ほどの説明で、私、説明はわかりました。ただし、目減りの、100トン扱くと50トンも目減りすると。それは私にはどうしてもわかりません。ただし、監査委員の方におかれましては、日本のヒジキを商品化してある、そこら辺にちゃんと聞かれて、50%目減りがするということはどうでしょう。確認されましたでしょうか。

もう1点、十八銀行のこの再建計画によりますと、借り入れが2億8,931万3,000円、そのうち、十八が1億9,130何万の計画書が出ておりますけど、この借り入れの保証人がどなたか調べられましたでしょうか。この2点をお願いします。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） 第1点目の目減りでございますが、通常、私も半農半漁をしておる関係で、ヒジキというのを生ヒジキを炊いて乾燥させると10キロは3キロになるんです、通常、3分の1になるんです。乾燥ヒジキを一次製品にするときに、どういう形で、煮て、乾燥してやるわけですが、そのときに大体商品としてできるのは50%しか商品はできないというのは現場の、工場の工程で、それはそういうふうになっておるということで、大現場の帳簿を見てもみると、そういうふうには、工場がありますが、そこでの目減りというのは、そういうふうになっておるから、それは間違いのないと思います。それが正確に言うと、そういうふうで計算をなされておるので、現場で原藻を一次商品化させて50%になるかどうかの現地はしてませんが、現場にそういうのが、今行かれれば、きちんとそういう数字が出るようなのが全部張りつけてあります。そこに行って計算される。その数字を見ると、工場のそういう50%しか商品はできないということは正しいと理解せざるを得ないというふうに思います。

もう一つ、十八銀行の貸し付けの保証人とか、そういうことになりまして、今回、監査の対象

にはしてません。そういうことでわかりません。

以上です。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 一番私、知りたいところなんです。金融が、保証人なしで貸すとは思われません。そこは、調べてほしかったです。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんでしょうか。15番、兵頭榮君。

○議員（15番 兵頭 榮君） 先ほどその原藻が94トンから5トンと。そこで89.7トンの差ができた。未選別の場合は、シイタケ箱一箱が25キロ入りになっております。計算はすごくしやすい。しかし、原藻の場合は、野積み、そういったところで、なかなか在庫の調べるのは容易じゃない。しかしながら、89.7トンという数量、原藻の一つの箱の25キロ入りに換算したときに、3,600箱の差があるわけです。その差を現場がわからないということは、実際あり得ないわけです。3,600箱というと、これに入りません。そういうふうな、余りにも在庫を把握できなかった、できてあったかもわからんが、帳簿上、処理をできなかった。特に大きな問題があると。大浦議員と重複いたしますけど、やはり今後の経営ということに換算したときに、しっかり考えてもらわないかん。

それと、商品在庫というものは、1年分の、それはヒジキは年一の商品です。年一の商品を、2年分、在庫があるとして、2年分抱えるということは、現金をそのままこちらで保管しておくのと一諸です。その上に、利息を払わないかん。16年度でも1,000万からの利息を払っております。そういった状況の中で、本当に我々が見てみますと、余りにも雑な経営だと、そう言わざるを得ないような気がいたします。

以上です。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） 言われるとおりで、経営をする場合に、商品が年間幾らつくるといふ計画があると思うんです、経営する場合。そのために何キロ仕入れないといかん。それは、漁連の売る方に任せっきりで、余りこちらから正確な数字の、これだけ絶対要るとかいうようなことがなされてない。

それから、年2回実地棚卸しをするようになっているわけですが、これはごまかしたらいかんので、通常、どこも監査立ち会いですというのが原則です。原藻、これは監査が立ち会ってないからだろうと思いますが、ほかの商品は、大体どのくらいかかるかといいますと、1カ月以上棚卸しにかかるということですが、それは少人数でやっておるんだろうと思うんですが、そのために原藻は量が多いので、白い、きなつぽい袋で原藻はあるんですが、キロ数は、再生品を使います関係で、すべてが新しくないものですから、キロ数が幾らでも書いてあるんです。どのキロ

数が正しいのかということもよくわからない。だから、常に古いのは消して仕入れするときに、きちんと、これは何キロ入っているということを、その数字を明確にしておかないといかん、その棚卸しも、はからなくても袋に何キロ入っておることが確認できる。そういう状況で、監査立ち会いの実地棚卸しができてない。だから、私は、今代表監査が言いましたように、平成16年、合併のときの決算のときに、どうもないということで実地棚卸しをしているわけです。その間、薄々少ないということは気づいておると思うんです、私は、正直言って。気づかなければ、管理責任がずさんだとか言いようはないわけですが、その辺まで、そこまで在庫がなくて、きちんとやるというところまで気づいてないというような話でしたけども、私はそれは気づいておったのではないかと。はっきり認識しておれば、実地棚卸しはされておると思うんです。原藻をなぜそういうふうの実地棚卸しがされなかったかというのは、非常に量が多くて、大浦議員が言うように、2年分も仕入れたとか、そういうのがあるので、在庫は非常にあるということで、その辺の手抜きをしたんじゃないかと。そのことが、非常に経営が管理がずさんであると。監査も指摘したんですが、今後、今はきちんとおるわけですが、いつごろから今ようになったのかと。お尋ねいたしました。そうすると、昨年1月に定期監査の折にちょっと見させていただきました。これは第三セクターから担い手会社から全部見た関連でちょっと見たんですが、そのときに、いろいろ指摘をされたので、その後、そういうことが起こらないように、ぴっちりするように、今のやり方に変えましたということで、今行けば、何でもこういうことが起こったのかなということになっておりますが、その辺から改革がなされておるようであります。

以上です。

○議長（波田 政和君） 15番、兵頭榮君。

○議員（15番 兵頭 榮君） 一つ、確認をしたいんですが、私も一般質問のときに、本当に分別能力、これを現場の方で一応フル回転で、1日に400キロと、盆、正月、日曜、年間300日を操業しておる。三、四、十二、120トン前後じゃなかろうかというふうなことで、私は解釈しておったわけですが、先ほど監査委員さんの方から、120トン前後というような話があったが、それは間違いありませんね。

以上です。

○議長（波田 政和君） 3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） 監査委員に1点お尋ねをいたします。

この原藻、仮に100あれば、加工したりすると、半分は商品価値がなくなるという話です。それで、例えば、これは帳簿上の見方で、私詳しくないんですが、先ほどの説明ですと、監査には重役さんも入っておられたと。そして、今までの段階において、おかしいということは薄々は感じていたということです。そこでお尋ねしたいんですが、今までの帳簿の見方は、原藻をその

まま100あるものを、目減りした分は入れずに、そのまま計上しているということです、じゃないですか。それはないということですが、それがもし、そういうふうな形で、もしこういう形で、今回でも6,000万ぐらい欠損が出てますが、これを帳簿上に上げた場合、毎年度、そうすると、経営としてはマイナスになる可能性が非常に高うございます。それを先ほど言われたように、重役さんも入っておられる。そして、薄々感じておられたということですから、これはあえて経営上、帳簿に載せなかったと。言葉をただすと、粉飾ということは考えられなかったんですか。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） 故意的に気づいて粉飾をする場合が、原藻だけじゃなくして、あらゆる、一次製品とか二次製品で、少しずつごまかすことが一番わからないわけですが、これは帳簿やった者なら常識でございますが、原藻だけで故意的にやるということは、私はなかったのではないかと。なぜかといいますと、今原藻を女護島で一次製品にするときに50%に、半分に減るんです。半分は廃棄せないかん。その廃棄されたヒジキはどこに捨てられたかわかりません。現在、調べてみますと、その廃棄されている、何も使われない、棚卸しも何も全然ないのは、六、七トン、芦浦に置かれております。正確に言いますと、原藻は、1,680トン仕入れをしておるわけですから、くずになったのは800トンある。出ているんです。840トン出ているんです、半分かそうですから。そのものが8トンしかないということは、700数十トンはどこに、畑に持っていったとかいろいろ処理されておるといことしか考えられないんです。その過程の中で、100トンが50トンになる段階で、帳簿上で、その50トンを値段が倍になるわけですから、今度は、一次商品は、商品として上がってくる。仕入れは100円あったものが100円として出てくる。いいですか。単価は減らないんです。原藻の単価が100円のを半分に量はなっても、一次商品で単価で調整されてますから、100円になるんです、棚卸しは、今度は、未選別のやつで出てくるんです。ところが、一番問題は、100トン原藻を処理したときに50トンになるわけですが、100トンを報告しないと、正確に、だから帳簿が消えない。こっちの50トンはある程度、棚卸しをしてますから、実地棚卸しをするから、きちんとおるわけですが、正確に言うと、50%歩どまったのが、その89トンを計算に全部して平均を出しますと、105キロあって50キロできている。それを100キロあって50キロできたと考える。計算上はなるんです。四十七、八%しか歩どまりはなかったと、正確に言うと、そうなるのではないかと思います、私も現地に2日、3日見て、最初混乱して、意味がよく理解できなかったんですが、いては帰って、また行き、ずっとしながら、工程をずっと調べてみまして、わかるんですが、皆さんもやった人はわかると思うんですが、やってない人は、私の答弁がちんぷんかんぷんになるかと思いますが、その辺を、現場の工場が正確に、きょうは原藻を何キ

口処理しましたよという報告をしてない。正確にしてないということが、この原因をつくった。だから、その辺で、当時の監査委員が、どういうふうに感じられたか私わかりませんが、プロであれば、1年や2年わからんと思う。平均5%ですから、大量にあればわかると思いますが、なぜ棚卸し商品があるのに、製品売らなくて、金を借りて仕入れをせなできないのかという単純なる疑問は起こったろうと僕は認識しているんです、その辺がいつの時点かわかりませんが、その辺は当然監査は単純に言いますと、そのことに気づかなかったのかなというのは、私も、だれが当時監査かわかりませんが、非常に監査にも重大な責任があるんじゃないかと指摘する、そう思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） ということは、粉飾決算は考えにくいということではないんですね。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） 粉飾決算は考えにくいということじゃなくして、故意に粉飾をしたとは考えにくい。結果として品物がないわけですから、厳密に言えば粉飾決算になると言わざるを得ないと、こう理解していただければいいんじゃないかと思います。

○議員（3番 小宮 教義君） わかりました。

○議長（波田 政和君） 24番、畑島孝吉君。

○議員（24番 畑島 孝吉君） 一般的なことをお伺いするわけですけど、監査委員さんの説明では、私から考えますと、17名、職員も臨時もおると思いますが、現場と事務というのは、私は定期的にミーティングがあって、皆さん知ってあるんじゃないかと思うんです。現場の方からも事務の方からも、こういう状況で、原藻は何%減るよと。それがあつては、考えによっては、故意に隠していたんじゃないかというような疑問も出てくるわけです。その点についてはどうですか。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） 故意に隠せば、もう少しそこまで気がつけば、隠し方法は、別の方が簡単であります。私はその辺はある程度詳しいわけですが、なぜ、そうなら、正直に話ができないんです。だから、なぜ起こるかが理解できてないものですから、女護島で原藻を100キロ処理しましたねと聞くんです。そうしたら、製品として50キロできますねと、50キロは報告は密にとらないといけないという認識はあるでしょう。一次商品ですから。原藻の100キロを取ったということはどうして確認をしましたかと。袋には数字がいっぱいあるんです。だから一々はかって、緻密に報告をされたんですかと言ったら、いいえ、それは緻密にしてませんと。これはこういうふうにやっておれば、そういうことを言われたいんです。だから、緻密にやらな

かったら、こういう結果を生むんですよと、帳簿上、ずっと説明して、ああそうなるのかなということが理解できる。だから、私は本当の決算は経理事務所がしているからわからない、現場はただ棚卸しで幾らになるか。最終的に損失が幾ら出ているかということだけはわかる。帳簿の管理は、棚卸しはパソコンの中に入っているわけですから、一々出さなければ見えない。出せば全部入ってくるんですが、そこに女の事務員が全部、そこに管理されている。現地は工程過程がずっとされておる。この差が起きているということを想定してない。話をずっと聞く中で、全く想定してない。最近ではわかっていますが、そのことだから、故意と考えるににくいと、思わざるを得ないと。いろいろ話を側面からずっと聞いていく中に、監査ですから、まともに聞いたら、話をされんかもわかりませんので、いろいろ聞いてみると、そういうことが起こる、5%のそこに平均的5%の差損が起きていくということをわからない。故意にやっておれば、棚卸しでぴちっと差損で落としておると思うんです。ここで棚卸し差損で落とせば、故意はわかりません。故意にやれば、その人は、故意にやろうと思えば、棚卸し差損で落とされるわけですから、差損が出ると。そういうことを一切してないということは、故意はないのではないかと推察したというのが監査の考え方です。

以上です。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） もう1回お尋ねしたいと思います。

100トンが50トンになるということですけど、いきなり目減りで50トンになるということじゃなしに、一次製品、二次製品、三次製品と、私素人ですけど、くずヒジキもお金になるんじゃないですか。どうでしょう。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） あなたの言われるとおりに、私も議論をいたしましたけれども、（ ）しますと、原藻をそのページにあります、説明書の最後にありますそのページにあるのを見ていただくと、一次工程のところ50%になるというのは、ヒジキを処理する場合の常識だそうであります。ほかにもいろいろ聞いてみましたが、これは上原商店が今やってませんが、小茂田はヒジキが取れないので、やってませんが、巖原町は、小茂田でマリングループというので、町の補助金で処理がされて製品化されておるところがあります。その人たちに聞くと、やはり一応炊く。生をそのまま乾燥させて製品にする場合、煮るんです、炊くというんですか。その過程で50%になってしまうというのは、議員の中では初村議員が漁業におられたので得意だろうと思いますが、それは半分に減るといのは、常識だそうであります。

以上です。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） それは、私素人でもわかります。僕らは、庭先ですと漁連が来

て、30キロの袋を持って帰ってます。それが原藻じゃないんですか。それを物産に納めるわけでしょうから、それが半分減って、例えば30キロの1袋を外して商品化したら15キロしかないということ。長ヒジキと書いてありますから、ちょっと品質が落ちて、そしたら二次製品でも三次製品でも、私はできると思いますけど、これじゃ経営として、全然成り立つとは思いません。いろいろ、あなたに言うても仕方ありませんけど、私の感覚では、そういう常識的な感覚を持っております。意見だけで結構です。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） 言われることも、私が最初感じたことですから、わかりますが、この図面を見て、原藻が50%に落ちて、100キロのが50キロになるうちの長ヒジキ未選別が45キロできる。概略言います。そして芽ヒジキと中長ヒジキ未選別が5キロできると。合計50キロできると。この一次商品の単価が原藻の単価の半分に品物となっておりますので、原価が倍になるので、原藻はここで品物として商品として一次商品で半分になっているけれども、金額は同じになるから、量は半分に減るけど、単価が倍になるので、金額は変わらないということになる。そこから、経費等いろいろ引いた分が、上積みされて売価になっていくんですが、そういう計算をここではされておると。それがいいか悪いか私は言いませんが、そういうことで原価方式で、半分になるか減るかというたら、700円の単価で原藻を仕入れれば、ヒジキは、簡単にいいますと、1,400円の原価となって、仕入れと記載されるという方式ですから、金額的には減らないということが行われていると。

以上です。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） この対馬物産開発については、当初の設立の時点から、現在に至る過程で、大きく目的が変わってきたと思ってます。もともと対馬の産品を、特にヒジキを加工して、付加価値を高めて、そして対馬のブランド品として売り込むということが趣旨であった。これは非常にいいことやったなと、当時思ったものであります。

ところが、どんどんどんどん趣旨が変わっていきまして、今はほとんどが韓国産です。韓国産は、100%養殖だと思えます。以前は中国からたくさん日本には輸入していましたが、これも100%養殖のものであります。対馬産は、全国の日本国内の25%を生産していた。それは、特に対馬の品物はいいと。いいことをしたなと思ってましたけども、残念ながら、当初の目的は大きく外れてきたということを感じます。そして、監査委員の報告に、私はよく監査をされたというふうに思っております。ずさんな管理、しかも会社が、会社の監査がずさんな監査しかやってなかったと。これは明らかであります。そして、在庫管理が全然なってない。そういう会社はありません。確かに指摘されるように、問題が非常に大きい。さきの50%の話ですけど

も、これは原藻から一次加工にする段階で、50%ということはない、ずっと下がります。問題は、一次加工から完成品に至る過程で50%と言われたんじゃないんですか。ところが、一次加工から完成品までに50%ということもあり得ません。私は、70ぐらいは歩どまりはあるというふうに考えますけれども、それはいいですけども、そういうふうにかにもずさんな、こういう経営は、これは許されない。監査委員は、よく監査されたというふうに思います。感想だけで結構ですから。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） 誤解があつてはいけないので、まず、ヒジキの原藻の仕入れであります。ほとんど韓国産ではないかということが今言われましたが、そうではない。この図面の中で、韓国産はどこで入ってきているかといいますと、上の図面の中の1、2、芽ヒジキ1というのがありますが、上の中ほどに、この辺が韓国産として輸入されておる。それが主体で、中には、中長ヒジキ未選別も幾らかあるということで、芽ヒジキが主体。中間製品で入ってきているんですが、そういう芽ヒジキ1とか、芽ヒジキ2とか、その辺の中に入ってきているということが。正確に言いますと、私も把握しておりませんが、現在、韓国産が何%製品に混入されているかということは後で、聞いてお知らせをいたしますが、あそこに行って、現物を見てみますと、ほとんど韓国産というのはちょっと考えが違ふんじゃないかという気がいたします。そんなに韓国産はありません。

それから、在庫管理がずさんであったことは間違いないんですが、参考までに武本議員さんにお知らせしておきますが、対馬島内で、ヒジキがどのくらい取れているか。乾燥ヒジキにして、平成17年度調べてみました。島内で漁協を通して漁連に上がっているわけですが、生活ヒジキはのけて、漁連に売ったヒジキ、島内産、148.8トン、約149トンが漁連に乾燥ヒジキが売られております。その中でも特に多いのが鰯浦、御園、鴨居瀬、小船越は鴨居瀬を含んでおるわけですが、この辺がずば抜けて、生産地が、平成17年度は多いというのが、最高は鰯浦の27.9トン、約28トンが鰯浦から、2割程度、現在2割程度は鰯浦から漁連におさめられております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 監査をされる場合に、その原藻の仕入れ先の割合とか、そういうのを調べてほしかったと思います。対馬産の原藻を、そんなに在庫にするというような、考えられないわけです。非常に対馬産は品質がいいと。これは全国ナンバーワンというふうに、伊勢で私は聞いておりますけれども、特に鰯浦産は断トツに、そして在庫の場合は、かなり乾燥しないと、持ち込まないわけです。だから、それがその後大幅に歩どまりが減るということは考えら

れないと思います。

以上で、答弁は結構です。

○監査委員（桐谷 正義君） 韓国産がここで棚卸しを持ってますので、今何種類かありますので、何%かというのは、すぐ出るんです。休憩時間か何か、すぐ報告いたします。

以上です。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（波田 政和君） 休憩の申し出があつておりますが、ほかに質疑がなければ。そしたら、ちょっと休憩しましょう。まだあるんですね。そしたら10分間休憩します。

午前11時08分休憩

.....

午前11時19分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

7番、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） 監査委員さんに1点だけ質問したいと思います。

先ほどから原藻の5割の分は、炊いて製品にしてから、干したやつが5割という解釈でいいわけですね。それでわかりましたけど、そして今、監査報告の在庫比較表で、18年の3月末現在で出ております。比較表は、それで、監査時点では、なかなか日にちもないが、そこまでは調べてあるものか。監査時点の在庫数。

それと、未選別の製品の中に、8,100キロぐらい劣化等があると、1,068万円、合わせたら7,100万円ぐらいになるわけですけど、18年度末では、これは欠損処理も何もされていないわけです。19年度にされると思いますけど。そののところ。

未選別の中に、先ほどから韓国産どうのこうの言っておりますけど、韓国産がもし仕入れがあるのならば、製品で仕入れてあるものか、そのところをお尋ねをしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） 監査の3ページにありますヒジキ在庫比較表の18年3月というのは、去年の3月の決算されておる棚卸し用と、現実合わなかった89トン、それは18年度決算では、その前に代表監査が言ったように、16年の3月末でその差を見つけておるわけですから、そこがわかっている、18年もわかっているわけですから、そういうふうで、ここに18年3月末を提示したと。正確にいきますと、どこまで調べたかといいますと、19年の3月10日まで、受け払いからずっと一応、現在幾らあるかということで、一応調査はしております、ここに出しておりませんが。そこまで、実地棚卸し、仕入れと受け払いは、全部調べてはおります。このことは、その18年末の決算書に基づく差損の分が8万9,703キロというのは、そういうのがわかった、差損分がわかったということは、帳簿上、決算書ずっと見て、見つけているわけでご

ざいます。

それから、韓国産ですが、先ほど武本議員も聞かれましたが、その前に、このいろいろ現在棚卸しというのは、18年度の決算期前でありますので、19年3月ではこの89トンの6,000万円に、商品にならない1,100万というのは、19年度の3月、18年度の決算で差損として計上するように指導はしております。されるかどうか、経営面には監査入りませんが、恐らくその数量は、今後やるにしても、ぴちっと認識、帳簿上した上でやらないといけないということで、するようには一応し指導はしております。

それから、韓国産であります、今、監査報告書の最後の小さい字で資料1というところに、長ヒジキK、ローマ字のKが書いてあるわけですが、K17と書いてある。17年度のKというのは韓国産であります、これを計算すればわかるわけですが、製品の中で韓国から購入しているわけですが、その段階で全体の何割なのかと、韓国産は何割かということは、現場の事務所に今連絡をとって、大体3分の2は韓国産で製品はできているということがわかりましたので、さきの武本議員の質問と同様、お答えいたします。

以上です。

○議長（波田 政和君） 7番、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） あと1点。未選別の、わからないわけですけど、未選別では、乾燥したやつが、そのまま、いろいろ選別は、長、芽とか、中とか選別はしてあると思いますけど、それはそのままの状態置いてあるものか、ある程度袋詰めして、したやつは未選別とは言わないと思うんですけど、そここのところの説明が。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） これは、資料2に書いてある、原藻からずっと過程がありますが、そういう過程、過程で出てきている、一番最後が商品ですが、販売する商品になるんですけど、それは各、例えば長ヒジキ未選別、中長ヒジキ未選別、芽ヒジキというふうに未選別の分はさらに下の、線を引いた下に中長ヒジキ未選別あるいは中長ヒジキとかあるんですけど、ずっと、また選別過程があるんですけど、おのおの四角で括弧してあるのは、そのまま分けてぴちっと箱に入れて現在置いてあります。

以上です。分類は明確にされております。

○議長（波田 政和君） 19番、島居邦嗣君。

○議員（19番 島居 邦嗣君） 監査委員さんにも日にちがないのに、ばたばたしていただきまして、本当にありがとうございました。お疲れさまでした。それと、在庫の方まで確認はできなかったということで、私たちは在庫を確認に行きました。これを見たら、今監査委員さんが言われましたように、長ヒジキKと書いてあるのが韓国産ということは、在庫が5トンぐらいし

かないですか。韓国産のヒジキは、

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） ここに示しておるのは、18年の3月31日現在の在庫ですので、そういうふうに認識をされて結構だと思いますが、現在のものじゃないから、18年3月31日、17年度の決算の原料・在庫一覧表のものでありますので、その辺で御理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 19番、島居邦嗣君。

○議員（19番 島居 邦嗣君） 私たちが見に行ったときには、韓国産の箱に30キロ、あれが芦浦の倉庫にあったんですが、100ぐらいあったと認識しているんですが、あれはつい最近の在庫じゃないと思うんですが、その辺はちょこっと見られたんですか。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） 芦浦の倉庫の中にビニールシートが現在かぶっておりますが、箱が並べて、あのビニールシートに入っている分だけが韓国で最近買われたものであります。5段か6段かで横に、真ん中の部屋、体育館と教室の真ん中の部屋にビニールシート、青いビニールシートをかぶっているのが韓国産であります。

以上です。

○議長（波田 政和君） 19番、島居邦嗣君。

○議員（19番 島居 邦嗣君） わかりました。それを幾ら聞いてみても、いつのかわからんような状況になっていますので、それはいいんですが、平成16年の5月、帳簿在庫と実数に疑問を持ち、そのときに初めて実地棚卸しを行った結果、上記の差異が判明したとありますが、この時点で、在庫に実質の誤差がありますよということで、恐らく理事会、あとかかっていると思うんです。16年、17年、18年、3年間の間に、その議事録は見てみられましたか。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） その点は、ここに監査報告書に書いてありますように、一切監査をしておりません。16年の5月の棚卸しで、それが89と幾らがはっきり実地棚卸ししてわかったということは認識しておりますが、正確に事務所の方が認識したのは、16年の3月末時点で認識をしていたと。それが、経営、取締役会等で報告されたかどうかは、疑問であります。推測するところ、報告されてないんじゃないかと。されておれば、棚卸し差損が当然その後起こっておると認識しておりますが、役員には知らされてないんじゃないかと。要は監査も適正と判断をしていますので、監査も知らなかったのではないかと。事務所の一部の人間が知っておったんじゃないかと推察をしております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 19番、島居邦嗣君。

○議員（19番 島居 邦嗣君） 私は、そのようには思いませんが、普通、漁協の方にも私も監査とか理事でございましたけど、こういうようなでたらめな監査は見たことないです、本当に。在庫を、実質の在庫を調べないで、それを報告できるかなど。20年も二十二、三年も、その点から言えば、監査委員も粉飾決算と言わざるを得ないということでは言われましたから、聞きたくなかったんですが、これは相当なことです。最後にどう思われますか。

○議長（波田 政和君） 桐谷監査委員。

○監査委員（桐谷 正義君） 結局、厳密に言えば、それだけ不足しているわけですから、粉飾決算になる。あとは故意にやったかどうかというのは、私は監査として我々は、故意にはやってないと。なぜそういうふうに推測したのかということになれば、故意にやろうと思えば、棚卸し差損で出せば、年々棚卸しが、正確に言いますと、実地棚卸しをきちんとしておけば、差損でずっと出て行くわけですが、そういう目減りが起こるということを想定してないという、ずっと質問していく中で、そういう認識を持っておったと。ずっと話をずっと聞いていく中で、いろいろな角度から質問をいたす中で、そういう帳簿棚卸しと実地棚卸しが、そういう差損が起きてくるということを認識してなかったと。結果として品物がなかったのも、どうなっているのかと慌ててしたら89トン不足したと。その原因がどこにあるかということも、非常に本人たちは認識していないということで、原因究明をしようにもよくわからなかったというのが、聞き取り等の中で我々が感じたことであります。

だから、言われるとおり、実地棚卸しを監査しているわけですが、帳簿を見られればわかりますが、帳簿、棚卸しは毎月パソコンの中に、入っております。だからつけているんです。実地棚卸しというのは年2回、9月と3月に行われて、数量幾らあるかというのは、鉛筆で全部書いてあります。だから、その中で原藻だけは、実地棚卸しをしないままで、数量がそのまま帳簿の棚卸し額が記載されておったので、そういう原藻に減額が起こると。起こらないということは、棚卸しをしてないんじゃないかと、実地を。この件だけはということをいろいろ聞いておきますと、量が多かったのも、もう帳簿で今度しましたと、実際してませんというのが、言われましたので、実際、帳簿上から見ても、実地棚卸しは原藻だけに限ってはされてないと判断をいたしまして、何でそうなったかということで、その辺を絞って、監査をずっと調べた。種類がいろいろ多いので、ほかは実地棚卸しがされておるとい、ありますので、その辺に絞ったという観点、その辺が、言われるように、通常は、先ほど答弁しましたように、実地棚卸しをする場合は、監査か、または取締役か、だれかと聞かれた場合は、立ち会って、それを把握するというのが私は常識だろうと思うんです。それをさせるのが監査のまた常識だろうと思うんです。理事者側もその辺は

会社の経営者として、完全に把握していくために、それをするのが常識に、経理簿記上はなっておるわけですから、年2回するように、それでなっておるわけでありますので、その辺をずさんだったと言われればそのとおりだと認識しております。

また、今後どうなるかわかりませんが、やるにしても、今はそういう点は、定期監査に昨年1月に入った時点で、いろいろな観点から指摘をしておりますので、今はその辺のことはなされなく、正常に管理が事務所と現場ともきちんとしておりますが、そういうことが長年続いておったということは、今島居議員が言われるとおりでらうと思います。監査も報告の中で、非常に在庫管理、事務がずさんであったと。第三セクターは殿様企業という安易さが非常にあったんじゃないのかということと言われるとおりでらうと監査も判断をいたしております。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） これで質疑を終わりたいと思います。

以上で、財政援助団体等監査における結果報告について終わります。

暫時休憩します。

午前11時36分休憩

.....
午前11時37分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

日程第2. 認定第1号

○議長（波田 政和君） 日程第2、一般会計決算審査特別委員会の決算審査報告を議題とします。

付託案件は、認定第1号、平成17年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についての1件であります。

本案について、決算審査特別委員長の審査報告を求めます。決算審査特別委員長兵頭榮君。

○議員（15番 兵頭 榮君） 平成17年一般会計決算審査特別委員会の審査報告を行います。

平成19年度第1回定例会において、会議規則第37条の規定により当委員会に付託されました認定第1号、平成17年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についての審査報告を、同規則第103条の規定により、次のとおり行います。

当委員会は、3月9日、金曜日、対馬市議会議場において理事者側から担当部長を初め、関係職員の出席を求め、細部にわたり慎重に審査を行いました。

当日は、桐谷徹委員は定期検診のため、桐谷正義委員は財政援助団体の監査のため欠席であり

ましたことを申し添えておきます。

定足数に達しましたので、委員会を開催し、慎重に審査をした結果並びにその経過について、特に質疑、意見が集中した点を御報告申し上げます。

農林水産部関係ではイノシシ被害対策の今後の取り組み方、農道、林道除草作業の委託のあり方、海洋温度差発電の調査報告、政策部関係では地域再生マネジャーのその成果と効果、総務部関係では会計処理に係る経過と対応、公債費残高の内容とその償還、市民生活部関係では市税等の徴収体制のあり方、福祉部関係では生活保護家庭の適正調査、建設部関係では市営住宅入居者の家賃滞納の処理、通学路におけるトンネル内の照明、対馬市交流センター内のイベントホールの2階座席の件、観光商工部関係では、湯多里ランドつしまの委託料の支出、教育委員会では、遺跡の発掘調査、いじめの問題などについてたすなどして、決算の内容を検討した次第であります。

特に、観光商工部所管の歳出中、商工費の3目観光費委託料の湯多里ランドつしま運営委託料2,625万円の支出について、委託料と修繕費に分けて会計処理をすべきところを、委託料の中にこの修繕費を委託料と相殺して支出していることに問題ありとの指摘があったところであります。

次に、会計処理に係るその経過と対応について、担当部長から詳細な説明があり、特に書きかえによる備品購入の必要性、納入業者名の公表がないところの疑問、外部調査を行わなかった理由など、活発な指摘が出されたところであります。また、今後の事務改善に向けた取り組みや備品台帳の管理徹底、関係職員の処分問題等に早急な対応を求めたところであります。今後は議会としてどのように調査するのか検討していきたいとの意見も出されました。

質疑終了後、武本委員から、不正会計処理問題、公共工事業の見直し、補助金の削減等について、原案認定に対する反対の討論があり、その後、起立採決を行い、結果、全員一致で認定第1号は不認定すべきものと決定した次第であります。

理事者におかれましては、本委員会での指摘事項や意見等を十分に検討され、今後においては適正なる事務改善を早急に行うよう強く求めるものであります。

以上、平成17年度一般会計決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第1号、平成17年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は不認定とするものです。したがって、原案について採決します。認定第1号、平成17年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（波田 政和君） 起立少数であります。したがって、認定第1号は不認定と決定しました。

日程第3. 認定第10号・第11号・第13号

○議長（波田 政和君） 日程第3、総務文教常任委員会の決算審査報告を議題とします。

付託案件は、認定第10号、平成17年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成17年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第13号、平成17年度長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合会計歳入歳出決算の認定についての3件であります。

各案について、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成19年第1回定例会において、会議規則第37条の規定により当委員会に付託されました、認定第10号、平成17年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成17年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第13号、平成17年度長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合会計歳入歳出決算の認定について、以上3件の審査報告を、同規則第103条の規定により、次のとおり行います。

当委員会は、3月14日に豊玉支所3階会議室において、全委員出席のもと、斉藤総務部次長、松原政策部長並びに永尾担当課長に説明を求めながら審査を行いました。

まず、認定第10号、平成17年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額3,847万6,308円、歳出決算額3,812万2,204円で、差額が35万4,104円ですが、前年度実質収支97万7,022円を差し引いた単年度収支は、62万2,918円の赤字であります。本航路の赤字部分については、国と県により補てんされてきましたが、18年度から段階的に市の負担が生じてきます。経費の節減はもちろんでありますが、利用効果を上げる方策を早急に検討されることを要望し、本案は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第11号、平成17年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額3,866万9,593円のうち、3,284万1,219円が売電事業収益であります。歳出決算額は電気事業費及び諸支出金が主なもので、3,364万2,58円、差額が560万

5,335円でありますが、前年度実質収支274万9,327円を差し引いた単年度収支は、285万6,008円の黒字となります。なお、財政調整基金積立金に2,093万8,000円が繰り出されています。本案も全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

認定第13号、長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合会計歳入歳出の認定については、当組合が平成18年3月31日付をもって解散したため、その決算を構成市町村であった監査委員の意見書を添えて、議会の認定を求めるものであります。その後については、長崎縣市町村総合事務組合に委譲するものであり、本案も全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。よろしく御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第10号、平成17年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成17年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第13号、平成17年度長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合会計歳入歳出の決算の認定についての3件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。各案に対する委員長の報告は認定とするものです。各案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、認定第10号、認定第11号及び認定第13号は認定されました。

日程第4. 認定第2号・第4号～第7号

○議長（波田 政和君） 日程第4、厚生常任委員会の決算審査報告を議題とします。

付託案件は、認定第2号、平成17年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成17年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号、平成17年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5件であります。

各案について、厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） 厚生常任委員会審査報告を行います。

平成19年第1回定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、認定第2号、平成17年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成17年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成17年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成17年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成17年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5件の審査報告を、同規則第103条に規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会を3月14日、桐谷正義議員は財産援助団体の監査のため欠席でありましたが、豊玉支所会議室において、担当部課長の出席のもと慎重に審査を行った結果、認定すべきものと決定いたしました。その審査概要について報告をいたします。

認定第2号、平成17年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額2億4,375万3,615円、歳出総額2億2,819万9,744円であります。歳入の主なものとして、診療収入1億3,790万9,918円、県支出金2,481万1,000円及び繰入金6,502万2,000円であります。

歳出の主なものとして、総務費1億6,591万8,520円及び医業費6,182万6,566円であります。出張診療については、医療圏組合病院から派遣されており、問題はな
いとのことです。

認定第4号、平成17年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額49億3,120万2,067円、歳出総額48億1,559万7,106円あります。歳入の主なものとして、国民健康保険税15億2,937万182円、国庫支出金20億8,007万6,697円、療養給付費交付金4億1,193万7,343円、県支出金2億992万6,726円、繰入金4億2,903万1,891円あります。

歳出の主なものとして、保険給付費32億7,710万5,679円、老人保健拠出金10億3,746万2,072円、介護納付金3億5,404万2,296円あります。保険税徴収率現
年分90.12%、前年比0.06%の増、繰入金、繰越金12.06%、前年比3.97%の減
になっております。市民の経済状況も非常に厳しい中ですが、税負担の公平を図る上からも、管理職、徴収員一体となって、少しでも収納率を上げるべく努力をしていただきたい。

認定第5号、平成17年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額43億2,117万9,543円、歳出総額43億2,021万6,647円あります。歳入の
主なものとして、支払い基金交付金24億6,600万4,824円、国庫支出金11億9,363万
1,669円、県支出金3億106万436円、繰入金3億5,913万1,000円あります。

歳出の主なものとして、医療諸費 4 億 9,302 万 7,526 円、諸支出金 9 億 33 万 6,688 円であります。

認定第 6 号、平成 17 年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額 2 億 7,281 万 4,468 円、歳出総額 2 億 6,832 万 2,473 円であります。歳入の主なものとして、保険料 3 億 6,990 万 5,530 円、国庫支出金 6 億 7,028 万 6,000 円、支払い基金交付金 7 億 8,144 万円、県支出金 3 億 525 万 189 円、繰入金 4 億 1,038 万 5,000 円あります。

歳出の主なものとして、保険給付費 2 億 2,487 万 4,468 円、諸支出金 3,285 万 5,473 円あります。不納欠損額が増加の傾向にあるため、収入の確保により一層の努力を望みます。

認定第 7 号、平成 17 年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額 5 億 2,436 万 4,675 円、歳出総額 5 億 4,500 万 8,710 円あります。歳入の主なものとして、繰入金 1 億 1,248 万 7,000 円、繰越金 3,183 万 3,030 円、諸収入 3 億 8,002 万 4,645 円あります。

歳出の主なものとして、民生費 4 億 3,050 万 4,058 円、公債費 5,204 万 2,652 円あります。浅茅の丘、日吉の里、両施設の管理体制について、異なる点が見受けられますので、十分検討していただきたい。

以上、厚生常任委員会の審査報告といたします。議員各位の御賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第 2 号、平成 17 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号、平成 17 年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 7 号、平成 17 年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 5 件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。各案に対する委員長の報告は認定とするものです。各案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、認定第 2 号、認定第 4 号、認定第

5号、認定第6号及び認定第7号は決定されました。

昼食休憩とします。開会は13時10分から。

午後0時03分休憩

.....
午後1時10分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

日程第5. 認定第3号・第8号・第9号・第12号

○議長（波田 政和君） 日程第5、産業建設常任委員会の決算審査報告を議題とします。

付託案件は、認定第3号、平成17年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成17年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第12号、平成17年度対馬市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの4件であります。

各案について、産業建設常任委員会の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） 産業建設常任委員会審査報告をいたします。

平成19年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託をされました案件は、認定第3号、平成17年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成17年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号、平成17年度対馬市水道事業会計決算の認定についての計4議案でございます。その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により、御報告いたします。

当委員会は3月14日、豊玉支所3階会議室において、全委員出席、市長部局より、建設部長、水道局長を初め、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

認定第3号、平成17年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定については、一般会計から411万3,000円を繰入金として受け入れ、公債費として411万2,249円を支出しております。特に質疑はありませんでした。

認定第8号、平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、水道料金の未収金が年々増加の傾向にあります。水道局においても、水道料金の収納率向上のため日ごろから努力されていることは理解していますが、簡易水道事業の健全な運営を維持するためにも、より効率的かつ効果的な対策を講じて、早急に改善を図るよう強く要望いたしました。

また、本会計の事務処理において、「書きかえ」による不適切な処理があったとして、水道局

長より陳謝がありました。「預け」や「私的流用」についてはないとのことですが、委員会としては、強く遺憾の意をあらわすとともに、再発防止を徹底するよう求めたところであります。

認定第9号、平成17年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定については、当初計画では集落内の全世帯加入を目標としていましたが、まだ未加入の世帯も多く、今後も地域住民と協議を進めながら、全世帯の加入を目指していくとのことであります。

認定第12号、平成17年度対馬市水道事業会計決算の認定については、簡易水道事業と同様に、水道料金の未収金が年々増加しているため、改善を要望しております。

審査の結果につきましては、認定第3号、認定第9号、認定第12号の3件については認定すべきものと決定、また、不適切な事務処理が行われた、認定第8号、平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出の決定については不認定とすべきものと決定しました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

まず、認定第3号、平成17年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成17年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第12号、平成17年度対馬市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの3件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。各案に対する委員長の報告は認定とするものです。各案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、認定第3号、認定第9号及び認定第12号は認定されました。

次に、認定第8号、平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は不認定とするものです。したがって、原案について採決します。認定第8号、平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出の認定については、原案のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立少数であります。したがって、認定第8号は不認定としました。

日程第6. 議案第8号

○議長（波田 政和君） 日程第6、議案第8号、平成19年度対馬市一般会計予算を議題とします。

本案について、一般会計予算審査特別委員長の審査報告を求めます。一般会計予算審査特別委員長、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 平成19年度一般会計予算審査特別委員会審査報告書、平成19年第1回定例会において、会議規則第37条の規定により当委員会に付託されました、議案第8号、平成19年度対馬市一般会計予算についての審査報告を、同規則第103条の規定により、次のとおり行います。

当委員会は、3月9日、12日、13日の3日間にわたり、対馬市議会議場において、理事者側から、担当部長を初め、関係職員の出席を求め、細部にわたり慎重に審査を行いました。9日は桐谷徹委員、桐谷正義委員、12日は小宮政利委員、初村委員、黒岩委員、桐谷正義委員、13日は桐谷正義委員の欠席でありましたが、3日間とも桐谷正義委員は財政援助団体の監査のため欠席であったことを申し添えておきます。3日間とも定足数に達しておりましたので委員会を開催し、慎重に審査した結果、並びに結果について、特に質疑、意見が集中した点を報告申し上げます。

まず、9日の総務部関係では、主要地方道厳原豆殿美津島線の県道改良工事に伴う美津島支所の庁舎改築計画、高齢者福祉基金の一般会計への繰入金、市長選挙の時間外手当削減の検討、政策部関係では、我が町元気創出支援事業補助制度の内容、CATV事業の整備事業と今後の加入率と施設管理運営の見直し、元気な地域づくり整備交付金等、新漁村コミュニティー基盤整備事業の補助要綱の内容、対馬市民球団運営委託料の内容と委託先。12日、消防本部関係では、対馬消防署美津島出張所の改築工事と各出張所の庁舎の整備、市民生活部関係では、し尿くみ取り料金の請求明細書のあり方、粗大ごみの定期的な収集日の設置要望、対馬汚泥再処理施設整備基本計画策定委託料の内容、厳美清華苑への委託料の増額の根拠、教育委員会関係では、パークゴルフ場管理委託料の減額、美津島支所管内の学校給食調理業務委託料と学校給食会への統合問題、文化財保護整備事業の管理者の負担金減額、福祉部関係では、対馬市社会福祉協議会が各世帯に求めている寄附金問題、保健部関係では、診療所における医師の確保と今後の診療予定、長崎県離島医療圏病院負担金の財源内訳。13日の農業委員会関係では、農業委員会としての農業振興策の方向性はと、農林水産部関係では峰ファミリーパークの直販所の今後の利用促進の取り組み、備長炭の生産及びその取り組み、いそ焼け対策と水産資源の枯渇問題、農業生産法人対馬自然農園への補助金、イノシシ捕獲補助金のあり方、商工部関係では、企業誘致の農業栽培施設、ホテル、ゴルフ場の計画見通し、当該観光客誘致のためのひとつばたご祭りのあり方、建設部関係で

は、峰港湾施設整備に伴う今後の利用計画の再検討、市営住宅使用料の滞納処分問題、議会事務局関係では、各常任委員会の所管事務調査（行政視察）などについてたずなどして、内容を検討した次第であります。

特に、総務部所管では、高齢者福祉基金を取り崩し、一般会計へ繰り入れているが、目的基金をなぜ一般会計に繰り入れて予算計上しているか、予算編成としての問題はないのか。

政策部所管では、CATVの多額な投資経費を地元業界に波及するような設計管理の検討はできないのか。各世帯等の今後の加入率と地元負担で今後の施設維持管理運営ができるのか。既存の有線組合、地域住民への本事業の住民負担金等が理解されているのか、疑問点が多いこと。

消防本部所管では、各出張所の再編問題等が上がってきているが、庁舎については、既存の建物（開発センター）や各支所等の有効活用を視野に入れて、早急に検討すべき。また、現在の出張所において、仮眠室などの福祉施設を早急に改善すべき。

市民生活部所管では、本年度、し尿処理施設の対馬市全体の基本的な計画を策定することとなっているが、現状をよく把握され、住民に不便さを感じさせない計画を樹立するよう要望したところであります。

教育委員会所管では、美津島支所管内の民間委託による学校給食調理業務委託料について、昨年報告があったように、学校給食会への統合が委員会としての方針だが、19年度において、18年度より866万5,000円減額予算計上されているが、学校給食会への統合方針との関連性に疑問が残り、納得ができないが、委員会方針に基づき、早急に統合できるよう検討すべき。

農林水産部所管では、いそ焼け対策と水産資源の枯渇問題について、過去の対策効果を所管部が把握されていないが、漁業者は死活問題である。国、県に対し、強力にいそ焼け対策の抜本的な取り組みを行うよう要請すべきである。

観光商工所管では、企業誘致に向けての取り組みについて、舟志地区のミスト農法によるベビールーフ栽培施設が決定したことは喜ばしいことで、ゴルフ場、ホテル建設の誘致についても、関係企業も現地調査に入るなど現実味のある説明であるが、ぜひ誘致に成功するよう一層の努力を期待するものである。

建設部所管では、峰港湾の今後の利用計画については、費用対効果等を十分に検討し、当初計画の再検討が必要である、との厳しい意見、指摘があったところであります。

本案に対する討論に入りましたが、討論者はなく、その後、起立採決を行い、結果、議案第8号については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

平成19年度一般会計予算は、対前年度比36億3,000万円、率にして11.2%の減であり、歳出中、公債費は70億9,378万円、率にして24.7%の予算であります。また、地方債の19年度末現在高見込み額においては、ピーク時からやや減少したものの、585億

3,231万8,000円と、住民1人当たり約151万円となり、来年度以降も厳しい財政運営を強いられることと思います。

理事者におかれましては、本委員会審査の指摘事項や意見等を十分に検討されるとともに、事業の費用対効果や物件費等の見直しを十二分に分析され、今後の予算編成に生かしていくことを強く要望いたします。

以上、平成19年度一般会計予算審査特別委員会の審査報告といたします。同僚議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 委員長に1点だけお尋ねいたしますが、申しわけないですが、委員会に出席しておりませんでしたので、1点だけ聞きたいことがあるんですが、昨今、審査をしてあればお知らせ願いたいと思いますが、昨今、国土交通大臣から、いろいろな入札制度に対して通達がっておりますが、対馬は一般競争入札であるわけですが、私も一般質問で、それでうまいぐあいいくのかどうか、1年間やってみて再検討する必要もあるんじゃないかということで、現在1年間やってみて、非常に低価格で落札がなされておる現状があるわけです。

そういうことで、今国土交通大臣の談話等、通達等もいろいろありますが、詳しいことは申しませんが、その辺を平成19年度どういうふうにして理事者は考えておるのかということ、もし委員会審査の中で聞いておられればお知らせ願いたいと思います。もしその辺がなかったならば、ぜひ今回お許しを得て、理事者で、審査してなければ、理事者の市長の方から考えを、できれば委員長の了解の上にお聞かせ願いたいと思いますが、よろしくお願い致します。

○議長（波田 政和君） 糸瀬委員長。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） ただいまの質問ですけど、予算全体を審査する中では、入札の執行方法についての細部な質問は出ておりませんでした。私の方から答弁するわけにいきませんので、執行者の方に質問していただければと思います。

○議長（波田 政和君） よろしいですか、市長。

○市長（松村 良幸君） これは御承知のように、一度桐谷議員から話があったことも記憶に新しいわけですが、御指摘のように、ああいった不祥事が起こりまして、入札制度が変わったことは、もう私が申し上げるまでもございません。全国、中央から地方までそういった状況の中で、私どもの方がまず入札制度を大きく変えました、1度、2度目ですね。それで、予定価格も公表、それから、1,000万円以上の一般競争入札ということで、これは横浜の中田市長のところ、青森県、青森市ですね、この3、全国です。今はもう御指摘のように、全国知事会、市長会、各市が皆一般競争入札が趨勢の流れになって、談話も出ているような状況ですが、そういう中で、もちろん最低制限価格もなしと、撤廃ということでございますので、ただし、それは低入札価格

という制度を利用したわけでございまして、その上限が低いんじゃないかということでございますが、この点につきましては、御指摘以来、検討を指名委員会の方でしてると思っております。だから、そうですね、年度、1年間これでやってみたわけでございますので、そういう中で要望に沿うべき（ ）は要望に沿えるでしょうし、これも限度があると思いますので、検討しておくはずであります。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 私は、19年度の当初予算案に反対の立場から討論を行います。

今回の予算は、財政調整基金、振興基金、さらに高齢者福祉基金、この3つの基金から12億6,000万円を取り崩して編成をいたしております。それは、御承知のとおり、実質公債費比率、いわゆる借金返しが、地方交付税や市税等に対する比率であります。これが18%以上になると起債ができない。単独ではできない。県の承認が必要であるという壁がありますので、その壁をなくすために今のうちに借金返しをしとこうと、基金を取り崩しても借金返しをしようという苦肉の策であります。これについては、私は文句を言うつもりはありませんが、そのような苦肉の策を講じた予算になっております。

もし来年度もこのような基金の取り崩しがありますと、来年は予算編成ができません。なぜならば、現在8億9,000万円しか基金が、その3つの基金では残りがありません。これ12億幾らも基金を取り崩すということになると、来年度は予算編成ができないということになっております。そして、今年度は特別会計にかなりの繰り出しをしております。これもいたし方ないところかと思えます。

歳出について申し上げますと、社会福祉協議会、商工会、観光物産協会、これらに対する補助金が昨年に引き続き大幅なカットがされております。3大イベントと言われる、アリラン祭り、国境マラソン、ちんぐ音楽祭、これは今年度も引き続きされております。これについては私も必要であると考えております。しかし、いつの間にか始まったシーカヤックマラソン、これがあたかも4大祭りと言われるような予算の編成がされているわけでありまして。一方では、日本一と言われるひとつばたご祭りにはたったの40万円しか組まれておりません。シーカヤックマラソンは360万円、9分の1の予算がひとつばたご祭りであります。

また、対馬市市民球団、これにも引き続き約900万円の予算が計上されております。私は、子供に夢を与えるという意味では決して反対ではありません。しかし、一部の人が恩恵に浴さ

ない、そして、大幅なカットをほかではしながら、これをずっと引き続きするのがどうなのか、これについて私は疑問を持っております。

歳出の中で、一方では、峰港湾、これは県の事業部分と市の単独事業部分がありますが、市の部分だけをとっても約5,500万円の予算が計上されております。何とこの港湾ができて、どういうふうにご利用するのか、その計画が全くなっておりません。むだな公共事業の典型であると私は思うわけでありませぬ。

また、CATVについても、以前から多くの議員から、計画の見直しとか、あるいは一部地元の業者を参入させたらどうかとか、いろんな意見が出てきておりました。しかし、市は当初から一貫して計画の見直しをしようとはしません。これには巨費が費やされております。私は、これについても基本的に全部反対という立場ではありませんが、見直しは必要ではないか、加入費、加入人員についても甘いんじゃないかというような考えを持っております。

このような、前年度より11.2%も予算を縮小しながら、今申しあげましたむだな金が使われておる。私は、もっと福祉、医療、教育、こういう面に手厚い予算編成をすべきじゃないかということをお願いして、本案に反対するものであります。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号、平成19年度対馬市一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第8号は可決されました。

**日程第7. 議案第1号・第17号・第18号・第20号～第27号・第31号～第34号・
第37号～第39号・第41号**

○議長（波田 政和君） 日程第7、議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）から、議案第41号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を改正する規約についてまでの19件を一括して議題とします。

なお、念のために申し上げます。各常任委員会に分割して付託しております議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）は、産業建設常任委員長の審査報告後に一括して審議することといたしますので、御了承願います。

各案について、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。13番、総務文教委員長、小川廣

康君。

○議員（13番 小川 廣康君） 総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成19年第1回定例会において、会議規則第37条の規定により当委員会に付託されました、議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、歳入は当委員会にかかわる歳入と、歳出中、2款総務費、9款消防費、10款教育費、12款公債費、議案第17号、平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算、議案第18号、平成19年度対馬市風力発電事業特別会計予算、議案第20号、対馬市職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第21号、対馬市市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第22号、対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号、対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第24号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について、議案第25号、対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、議案第26号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例について、議案第27号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第31号、対馬市副市長定数条例の制定について、議案第32号、対馬市安全・安心まちづくり推進条例の制定について、議案第33号、対馬市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議案第34号、対馬市に収入役を置かない条例の廃止について、議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、議案第38号、対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について、議案第39号、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について、議案第41号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について、以上19件の審査報告を、同規則第103条の規定により、次のとおり行います。

当委員会は、3月14日に豊玉支所3階会議室において、全委員出席のもと、松原政策部長、山田市民生活部長、阿比留消防長、日高教育次長、斉藤総務部次長並びに担当課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第3号）については、それぞれが事業の決定あるいは見込みによる補正であり、異議はなく、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第17号、平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,084万4,000円と定めるものであります。国県補助金が減額されていく中で、赤字補てん分の一般会計繰入金が増額されていますが、今後は歳出の圧縮に努められ、可能な限り存続されるよう要望を付し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第18号、平成19年度対馬市風力発電事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,464万5,000円と定めるもので、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第20号、対馬市職員定数条例の一部を改正する条例については、今回の改正は、消防職員の将来的な人的、機能的バランスを考慮し、年次的に増員し、その機能を強化するものであり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第21号、対馬市市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部が改正され、助役制度の廃止によるものであり、新たに副市長制度を設ける改正が行われたことにより、条例を改正するものであります。また、特別職の役職加算率100分の20に引き下げるもので、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第22号、対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、議案第21号の条例の改正に合わせたものであり、加算率も同様に引き下げるものであります。本案も全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第23号、対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に合わせて扶養手当を改正するものであります。また、別表中、第5、「教員特別手当」も改正するもので、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第24号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例については、今回、芦見、一重、小鹿、志越、水崎の5無線基地局を追加するものであり、これも原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。今回の改正で合計18無線基地局となっております。

議案第25号、対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例については、保健師等を養成する学校に在学する者に対して貸し付けできるようにするものであり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第26号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例については、住民基本台帳の閲覧について、現行「1世帯」から「1人」に、また、別表第1、「印鑑登録証の再交付手数料500円」を、「印鑑登録証交付手数料」とし、その金額を300円に改正するものであり、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第27号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例については、移動通信用鉄塔施設整備事業（地方単独事業分）の通信事業者への分担金を事業費の8分の1とするものであり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第31号、対馬市副市長定数条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例を制定または改正するものであり、平成19年4月1日が施行日となっています。全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第32号、対馬市安全・安心まちづくり推進条例の制定については、少年犯罪や身近な犯罪を未然に防ぐには、警察の取り締まりのみに頼るのではなく、行政や地域社会が一緒になって取り組むことが大切であります。よって、本条例を制定しようとするものであり、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第33号、対馬市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、地方自治法の改正により、政令で定める契約については、条例で定めた場合、長期契約ができるようになったため、本条例を制定するものであります。第2条中、2号、3号の解釈についての異議があり、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定をいたしました。

議案第34号、対馬市に収入役を置かない条例の廃止については、地方自治法の改正法が平成19年4月1日から施行されることに伴い、「会計管理者」制度の導入によるもので、本条例を廃止するものであります。本案は全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画については、今回は上対馬町豊辺地の消防施設と厳原町内山辺地のスクールバス及び車庫の2辺地を策定するものであり、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第38号、対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について、議案第39号、対馬パークゴルフ場の指定管理者の指定については、いずれも公募により指定管理者選定委員会が開催され、事業内容等を審査した結果、議案第38号が「株式会社共立自動車学校」、議案第39号が「社会福祉法人米寿会」と指定管理者として指定したいとの議案上程でしたが、議案第38号については全会一致で可決すべきものと決定しました。なお、議案第39号については、選定委員会での事業計画案や収支予算案等に質疑が集中し、疑問点が多いとの意見もあり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第41号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約については、脱退、加入に伴い組織する組合市長村数が増加するための変更であり、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから、議案第1号を除く18件の委員長報告について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 1点だけお尋ねいたしますが、今の委員長報告で、議案第33号、対馬市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、地方自治法の改正により、政令で定められた契約については、条例で定めた場合、長期契約ができるようになったことということを賛成少数で否決すべきものと決定したということですが、

その内容をもう少し詳しく説明を願えればと思います。

○議長（波田 政和君） 13番、小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） お答えいたします。

今まで、現在までは、例えば電気料、水道料、いろいろそのあたりは長期契約、継続して契約ができるようになっていたわけですが、今回の法改正によりまして、例えばパソコンの使用料とか、そういうコピー等のリース等が明確になってくるわけですが、その中で、当委員会で異議が出ましたのが、その中で、議案書にも載っておりますが、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約というこの文言の中で、役務の範囲がどこまでになるのかという異議が出まして、そこあたりが市長部局と、方としても明確にされていないというのが否決された大きな要因であったと、委員長としてはそのように考えております。役務の範囲がいろんな解釈の仕方によって、とりよるによっては幅広く解釈等もされるところもありますし、やはりこのあたりが細部の規則の中ではっきりこれをうたわれておけば私はよかったんじゃないかなと、委員長としてはそのように考えております。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

まず、議案第17号、平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算、議案第18号、平成19年度対馬市風力発電事業特別会計予算、議案第20号、対馬市職員定数条例の一部を改正する条例についてから、議案第27号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第31号、対馬市副市長定数条例の制定についてから、議案第34号、対馬市に収入役を置かない条例の廃止について及び議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合的整備計画についてから、議案第41号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を改正する規約についてまでの18件中、議案第33号、対馬市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について及び議案第39号、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定についてを除く16件を一括して採決します。各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。開会は14時10分から。

午後1時58分休憩

午後2時09分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、議案第33号、対馬市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを採決します。議案第33号に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立少数であります。したがって、議案第33号は否決されました。

次に、議案第39号、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定についてを採決します。議案第39号に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第39号は可決されました。

日程第8. 議案第1号～第6号・第9号～第14号・第28号～第30号・第35号

○議長（波田 政和君） 日程第8、議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）から、議案第35号、対馬市保健師等養成奨学資金貸与条例の廃止についてまでの16件を一括して議題とします。

各案について、厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生委員長、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） 厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成19年第1回定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出中、3款民生費、4款衛生費、議案第2号、平成18年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）、議案第3号、平成18年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第4号、平成18年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第5号、平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）、議案第6号、平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）、議案第9号、平成19年度対馬市診療所特別会計予算、議案第10号、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計予算、議案第11号、平成19年度対馬市老人保健特別会計予算、議案第12号、平成19年度対馬市介護保険特別会計予算、議案第13号、平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算、議案第14号、

平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算、議案第28号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について、議案第29号、対馬市精神障害者地域活動所条例の一部を改正する条例について、議案第30号、対馬市子どもデイサービスセンター条例の一部を改正する条例について、議案第35号、対馬市保健師等養成奨学資金貸与条例の廃止について、以上、補正予算6件、19年度当初予算6件、条例の改正及び廃止4件の審査報告を、同規則第103条に規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会を3月14日、桐谷正義委員は財政援助団体の監査のため欠席でありましたが、豊玉支所会議室において、担当部課長の出席のもと慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。その審査概要について報告をいたします。

議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は3款民生費、4款衛生費であります。委員会審査の中で議論となりました件について報告をいたします。対馬市5斎場の中で、老朽化が進んでおります上県、上対馬の2斎場の統合が計画されております。平成22年度供用開始の予定ということであります。できる限り早期の完成を要望しておきます。また、豊玉斎場においても、19年度で廃止の予定である模様でございますので、地域住民に対して周知徹底をされるようにしていただきたい。また、将来的には3カ所斎場で対応したいということであります。

議案第2号、平成18年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）、主に9施設診療所僻地医療対策補助金の増額補正288万6,000円と、豊玉診療所嘱託医師謝礼分の減額補正であります。

続きまして、議案第3号、平成18年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第4号、平成18年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第5号、平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）、いずれも適正な補正予算計上であるものと思われま。

議案第6号、平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）、主に一般会計繰入金532万8,000円減額補正と、短期入所者、生活保護利用者増による123万9,000円増額補正であります。歳出面としては、嘱託職員報酬減額補正、燃料費等の減額補正であります。

議案第9号、平成19年度対馬市診療所特別会計予算、9施設分の予算計上であり、前年度比3.1%の減であります。公設民営で診療が行われておりました佐須奈診療所が3月末日をもって閉鎖されます。また、仁田診療所も5月をめどに、医師の都合により休診となります。あわせて、3診療所も同様であります。佐須奈、佐護診療所については、上対馬病院から医師を派遣する予定になっております。また、仁田診療所、鹿見、伊奈診療所については、現在の吉田先生が

週に3日間出張診療をしていただく予定とのことであります。いずれにしても、上県地区への医師の確保に向けて早急に努力をしていただきたい。また、地区住民への説明も十分行っていただくように要望をいたしておきます。

議案第10号、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計予算、前年度予算額に15.1%増の歳入歳出57億196万9,000円であります。失礼しました。主に法改正による保険財政共同安定化事業拠出金、制度改正に伴う国保医療システムプログラム修正委託料であります。

議案第18号、平成19年度対馬市老人保健特別会計予算、前年度予算額に2.2%減の歳入歳出42億266万5,000円であります。主に受給者数見込みの減によるものであります。

議案第12号、平成19年度対馬市介護保険特別会計予算、前年度予算額に2.1%増の歳入歳出30億2,202万7,000円であります。主に介護地域支援事業拠出金であります。

議案第13号、平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算、前年度予算額に3%減の歳入歳出1億858万5,000円であります。主に歳入面では、介護保険特別会計繰入金6,532万2,000円であり、歳出面では、地域支援事業システム使用料309万6,000円、社会福祉協議会へ派遣職員給与等負担金2,759万2,000円であります。

議案第14号、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算、前年度予算額に2.3%減の歳入歳出4億7,077万3,000円であります。

次に、条例の改正及び廃止について報告をいたします。

議案第28号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例については、合併時の調整不十分により、久原児童館が漏れていたことが判明しましたので、追加するものであります。

議案第29号、対馬市精神障害者地域活動所条例の一部を改正する条例について、議案第30号、対馬市子どもデイサービスセンター条例の一部を改正する条例について、障害者自立支援法の適用施設となったことにより改正するものであります。

議案第35号、対馬市保健師養成奨学資金貸与条例の廃止について、現在まで貸与を受けて資格を取得されている方もたくさんおられますし、貸与を受けて資格をとられても、就職するのが非常に難しい状況にあります。また、条例を廃止しても、酒井豊基金で十分対応できるということであります。

以上、厚生常任委員会の審査報告といたします。議員各位の御賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（波田 政和君） これから、議案第1号を除く15件の委員長報告について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、平成18年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）から、議案第6号、平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）、議案第9号、平成19年度対馬市診療所特別会計予算から、議案第14号、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算、議案第28号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例についてから、議案第30号、対馬市子どもデイサービスセンター条例の一部を改正する条例について及び議案第35号、対馬市保健師等養成奨学資金貸与条例の廃止についてまでの15件を一括して採決します。各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第1号・第7号・第15号・第16号・第19号・第36号・第40号

○議長（波田 政和君） 日程第9、議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）から、議案第40号、対馬ふるさと伝承館の指定管理の指定についてまでの7件を一括して議題とします。

各案について、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） ただいまより産業建設常任委員会審査報告を行います。

済みません、きのう委員長報告に一生懸命深夜遅くまでやった結果、こういう声になって、聞き苦しいと思いますけども、努力の結果と思って、何とか聞き苦しい点をお許してください。ただいまより報告いたします。

平成19年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）、歳入は第1表中、所管委員会に係る歳入、歳出は第1表中、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費、議案第7号、平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第15号、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計予算、議案第16号、平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算、議案第19号、平成19年度対馬市水道事業会計予算、議案第36号、対馬市離島農業活性化基金条例の廃止について、議案第40号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についての計7議案でございます。その審査の経過と結果を、同規則第

103条の規定により御報告いたします。

当委員会は、3月14日、豊玉支所3階第一会議室において全委員出席のもと、市長部局より観光商工部長、建設部長、農林水産部長、水道局長を初め、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）、歳入は第1表中、所管委員会に係る歳入、歳出は第1表中、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費、議案第7号、平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についての2議案の歳入歳出の主なものは、事業の確定による不用額の減額等であります。

その中で、温泉施設者の湯の燃料費高騰と、見込み入浴者数減による利用料の減収を補てんするため、観光費の委託料で500万円の追加補正がなされていますが、市が所有する各温泉施設はすべて赤字であり、経営の抜本的な見直しが必要ではないかと思われます。

また、温泉施設の目的の一つに、地域住民の健康増進が上げられますが、厳原町にある対馬海峡漁り火の湯は、施設に外壁がないため、冬場は一時的に閉鎖されています。当然その間は地域の方々は温泉施設を利用できず、住民サービスに地域間で格差が生じている状態です。市の財政状況が厳しいことは十分承知していますが、外壁の設置だけなら多額の費用はかからないと思われるので、地域の方々が年間を通して温泉施設を利用できるよう、早急な対応を求めたところでもあります。

また、各種事業の入札執行については、早期発注、早期完成に努めているそうですが、その大部分が年度後半に集中しているため、通年的に入札執行ができないか等、入札のあり方について検討が必要ではないかとの意見もありました。

議案第15号、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計予算、議案第16号、平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算、議案第19号、平成19年度対馬市水道事業会計予算の3議案につきましては、財政状況の厳しい中において、適正な予算計上が行われており、適正かつ効率的な予算執行を望むところでもあります。

議案第36号、対馬市離島農業活性化基金条例の廃止については、平成13年度より対馬地域の農林業の振興を図ることを目的に、総額5,000万円の基金として対馬総町村組合条例で設置され、平成16年3月の合併に伴い対馬市の基金として承継していましたが、平成17年度末を経て、5年間の事業期間が満了したことによる条例の廃止であります。

議案第40号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定については、対馬ふるさと伝承館条例第3条第1項の規定により、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの期間、対馬市上対馬町琴1169番地イ、社会福祉法人米寿会を指定管理者に指定するものでありますが、経営上、赤字が発生した際には、市が委託料を負担するシステムになっております。その負担額の

上限について明確な基準が示されていないと、指定管理者を指定するメリットがないのではとの意見がありました。協定を締結する際は、市の負担額等を明確にした上で締結していただきたいと思えます。

以上、議案第1号、議案第7号、議案第15号、議案第16号、議案第19号、議案第36号、議案第40号の計7議案につきましては、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、議案第40号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についての審査において、会議規則第101条の規定により、少数意見の留保が行使され、委員長経由で少数意見報告書を議長に提出したことを申し添えます。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（波田 政和君） 次に、議案第40号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について、会議規則第101条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 少数意見の報告を行います。

産業建設常任委員長経由、対馬市議会議長、波田政和様。提出委員、産業建設常任委員、宮原五男。賛成者、初村久藏委員、賛成者、黒岩美俊委員、賛成者、扇作エ門委員。

少数意見報告書、3月14日の産業建設常任委員会において留保した少数意見を、会議規則第101条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1、議案名、議案第40号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について。2、意見の要旨、委員会では対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についてを可決されましたが、応募業者の事業計画書に対する指定管理者選定委員会の審査内容に不明瞭な部分が見受けられますので、再度、指定管理者選定委員会の精査を願いたく、原案に反対するものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（波田 政和君） これから議案第1号を除く6件の委員長報告について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

まず、議案第7号、平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第15号、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計予算から、議案第16号、平成19年度対馬

市集落排水処理施設特別会計予算、議案第19号、平成19年度対馬市水道事業会計予算、議案第36号、対馬市離島農業活性化基金条例の廃止について及び議案第40号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についてまでの6件中、議案第40号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についてを除く5件を一括して採決します。各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についてを採決します。議案第40号に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立少数であります。したがって、議案第40号は否決されました。

次に、各常任委員会に分割して付託しておりました議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を採決します。本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 陳情第1号

日程第11. 陳情第2号

日程第12. 陳情第3号

日程第13. 陳情第4号

○議長（波田 政和君） 日程第10、陳情第1号、対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国

人が夜間釣りをする事を禁止する陳情についてから、日程第13、陳情第4号、トンネルじん肺根絶対策を国に求めるための陳情についてまでの4件を一括して議題とします。

各案について、常任委員長の報告を求めます。14番、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） ただいまより産業建設常任委員会審査報告をいたします。

平成19年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託をされました陳情第1号、対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣りをする事を禁止する陳情についての審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、3月14日、豊玉支所3階会議室において、全委員出席、市長部局より農林水産部長、水産振興課長の出席を求め慎重に審査をいたしました。

この陳情は、平成18年第3回定例会において、当時、陳情第10号として本委員会に付託され、閉会中も継続して審査をしておりましたが、平成18年第4回定例会が流会、審議未了により廃案となりましたので、今回、改めて陳情が行われたものであります。

前回の審査では、漁業者の協同組合を代表として、対馬市漁業協同組合長会から2名と陳情者が代表して、対馬遊漁船業組合から2名の参考人の出席を求めて、外国人による夜間のまきえ釣りの実態と、その影響等について意見を伺い、水産資源の枯渇や漁業環境の汚染、加えて地元漁業者との間で漁場をめぐるトラブルがいつ発生してもおかしくない状況であるとの説明を受けました。このような深刻な問題を早期に解決することが陳情の趣旨であることは十分理解できます。

ただ、当委員会としては、その要点が外国人が夜間に地先に立ち入って、釣りをすることを禁止する条例の制定を求めるものであることから、現時点においては、外国人に特定した条例の制定は困難であると認識をしていますが、関係者からの意見や、対馬の水産業を取り巻く環境の改善を第一に考慮すると、条例制定の可能性、もしくは現行法の範囲内で問題解決が図れないものを法規関係に精通された方の御意見等を伺い、精査すべきとの判断から、陳情第1号、対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣りをする事を禁止する陳情については、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（波田 政和君） 13番、小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） ただいま上程されました陳情第2号、陳情第3号について、総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成19年第1回地例会において、会議規則第37条の規定により、当委員会に付託されました陳情第2号、「核兵器全面禁止、廃絶国際条約の締結促進を求める意見書」採択についての陳情について、陳情第3号、住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情についての審査報告を、同規則第103条の規定により、次のとおり報告をいたします。

当委員会は3月14日、豊玉支所3階会議室において、全委員出席のもと審査を行いました。

まず、陳情第2号は、旧6町で本内容の意見書を採択されていましたが、改めて対馬市としての採択を求める陳情であります。

陳情第3号は、地方交付税の財源保障機能を守ること、医療、教育、福祉などの公共サービスの水準を守ること、格差社会の是正を図ること、現在の郵便の集配機能を維持することが意見書の主な要点であります。

採決の結果、2件の陳情はいずれも全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（波田 政和君） 17番、厚生常任委員長、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） 厚生常任委員会審査報告書、平成19年第1回定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件について、会議規則第103条の規定により報告いたします。

本委員会に付託されました陳情第4号、トンネルじん肺根絶対策を国に求めるための陳情書について、3月14日、桐谷正義委員は財政援助団体の監査のため欠席でありましたが、豊玉支所3階会議室において審査を行いました。

1、国（厚生労働省）に対し、トンネルじん肺根絶訴訟の不当な控訴を取り下げるなど、トンネルじん肺被災者の防止対策と早期解決を求める要請書、意見書を提出していただくこと。2、公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため、トンネルじん肺補償基金の創設を国やゼネコンに求めていただくこと。これが陳情の趣旨であり、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願います。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号、対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣りをする事を禁止する陳情についてを採決します。本案に対する委員長の報告は閉会中の継続審査であります。陳情第1号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 賛成多数であります。したがって、陳情第1号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

陳情第2号、「核兵器全面禁止、廃絶国際条約の締結促進を求める意見書」採択についての陳情についてを採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。陳情第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。

陳情第3号、住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情についてを採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。陳情第3号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、陳情第3号は採択することに決定しました。

陳情第4号、トンネルじん肺根絶対策を国に求めるための陳情についてを採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。陳情第4号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。

ただいま採択されました陳情に関する意見書につきましては、後ほど議員発議として上程することといたします。

暫時休憩します。開会は15時から。15時5分にします。

午後2時52分休憩

.....
午後3時04分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

日程第14. 議案第42号

○議長（波田 政和君） 日程第14、議案第42号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました議案第42号、平成18年度対馬市一般

会計補正予算（第6号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、株式会社対馬物産開発への貸付金を増額するものでございます。1ページをお願いいたします。

平成18年度対馬市一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによることを規定いたしております。第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ350億1,900万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入でございますけれども、8ページをお願いいたします。18款繰入金2項基金繰入金は、まちづくり基金からの借入金3億円を計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。10ページをお願いいたします。7款商工費1項商工費は、対馬物産開発への開発促進資金貸付金3億円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 提案理由の説明に補足をいたして、所信を申し述べたいと思います。

御承知のように、22期の決算ということなのですが、22年前に実は旧美津島町に対馬物産開発ということで第三セクターの会社が誕生いたしまして、特産品に付加価値をつけていこうと、1次産業、農林水産品ですね、そして特産品づくりに入りました。西友との業務提携のもとに所期の成果をおさめたわけですが、当時、ヒジキも伊勢に全部出荷しておりまして、ヒジキのメーカーというのは5社ぐらい大手がおりました。その中に対馬物産開発が大手の仲間入りをして6社に入り、対馬ヒジキが対馬のブランドとして全国に出回り始めました。そういったときに、大体2億6,000万から7,000万、それから、あと練り製品その他を入れまして3億二、三千万から3億四、五千万、いいときはやっていたんですが、やはりビジネスといいましょるか、商売、いいときばかりもなく、まして、きのう、きょうと、今回でもずっと指摘を受けておりますように、第三セクターという甘えがそこにあると、少しこういう資金繰りに詰まるというような状況が起きました。

実は、経営審査を求めて、銀行、金融監督庁、非常に保証人だけで金を貸す時代じゃありませんので、経営審査をしまして裏づけもとって、これだったらいけるということで、実は銀行から

3億円の融資の話が出まして、ちょうど12月でしたかね、議会が流会になりましたので、専決処分ということで専決すればいいんですけれども、やっぱりそういうことじゃこれはいかんだらうということで、実は各議員さんの皆さん、部長らが回りまして実情を説明したところであります。

ところが、川崎市の第三セクターの、全然こんな特産品とか、こういうものじゃないんですが、ほかの件で20数億でしたか、債務負担行為というのはいかがなものかという判例が出まして、銀行も非常に難しいということで、実はそこに今17人おったんですが、また2人ぐらいやめたのですかね、15人と思います。まあまあ22年間で約10億ぐらいの給料も払って雇用の場となっていたわけですが、こういう形になりました。

それで、何とか、先ほど部長が説明しましたように、ふるさと交流基金というのを、かつて旧6町のときにつくりまして、それが10億つくっております。これは交流基金でして、ふるさと債というものをつくりまして、75%の充当率で、55%交付税が元利償還を見てくれるという、これも有利な制度ですから、金のないところですから、そういったことで国費を導入した活動しようということで、実は県が1億、私ども6町で残り、そして、あと交付税算定のできるという充当率75%、交付税算定55という中で10億の基金がつくられたわけですが、それを県と協議をいたしまして、一般会計に繰り入れて補正できようをお願いをしたということであります。

もちろん、特別委員会の皆さんからいろんな論議がありましたように、管理責任があるじゃないかということですから、十分これも皆さんのおっしゃるとおり。ただ、これは、この際、私は申し上げたいと思いますが、いろんな不祥事が起こりまして、助役が逮捕され、職員がという、こういった中での、全容解明後に私も出处進退を明らかにしますと、こう言っておりましたが、まだ二人の職員が控訴いたしております。予算額を言ったんだということで、設計額じゃないということで、これはまだ長く続きそうであります。全容解明を待ってたら、任期いっぱいになってしまったら、また、これは任期まで、あんなこと言いながら生き延びたよと言われるのも嫌ですので、この際やっぱり3月を出处進退のめどにしたいと、このように思っております。

そういう中で、これも含めまして、この前、全員協議会で申し上げましたように、本当はやめて真を問うことが一番いいんですが、こういった責任も含めて、残念ながら今回、市で選挙しますと、4,800万から5,000万の選挙費用がかかります。国政レベルですと、6,000数百万かかります。そういう中で、今、財政再建の中で市の選挙をするのはいかがなものとかいう、市費を使うのはいかがかということで、実はこれも5月の31日、4月8日という県会議員の選挙に上乘せすることはできませんでした。これは統一地方選の特例によりまして上乘りはできないということで、この選択肢は消えたわけであります。

だから、そういったことよりも、とにかくこの際、あとはとにかく信頼回復に努める以外にな

いのかなという結論に達しまして、あと1年間、4年間の負託を受けておりますので、あと1年間皆さんの信頼の回復に懸命に取り組んでいきたいと。口だけで言っている、これは自分が痛みを感じないと、そういうことには説得力もありませんし、私自身の性格からしても、それは潔しとしないので、御指摘のように、実は今度また出ていくと思いますが、議案として、職員がこういった非常事態に対して3億ぐらいの市に財政的な援助をしようということで給料カットいたします。私ども三役としまして、部長連がこれに5%プラス30%の手当のカット、助役が20%、私は30%プラスアルファということで申してありました。そのプラスアルファが、助役の任命責任あるいは書きかえ等の、いろんな全国やってきました、こういったことの不適切経理、それから、こういった今回の今提案をいたしました物産開発等での管理責任、こういったものを含めて80%のカットで1年間、これで痛みを感じながら信頼回復に努め、4年間の負託をしていきたいと、このように思っております。

責任の所在について言われましたが、あわせて、この物産開発も含めての30%プラス50%、80%であります。こういう中で、ぜひ雇用の場としての物産開発でもありますし、あるいはまた、これからも特産品づくり、あるいは1次産業、農林水産品の安全安心のこの産品づくりに寄与したいと、物産開発も寄与させたいと思っておりますので、ぜひそこらあたりの御理解をいただきまして、きょう、この補正予算が通らなければ、この物産開発は恐らく終わりと思っております。

そういったことで、ぜひよろしく慎重審議を賜りまして、適正なる御決定をお願いしたいと切にお願いをいたします。

以上です。

○議長（波田 政和君） 18番、黒岩美俊君。

○議員（18番 黒岩 美俊君） 今、市長から物産開発に対しましての説明を聞きまして、暫時休憩をしていただきたいと思っております。全員協議会を開催してください。

○議長（波田 政和君） 全員協議会をどうしてもしたいということ、質疑前にですか。（「質疑後で結構です」と呼ぶ者あり）20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） ただいまの市長の話を聞きましたら、今の物産開発とちょっと横にずれたような話でした。そのことで言わせてもらおうと、この不祥事の全容解明がまだ終わっていないとか、いろいろ言いわけされますけれども、助役はもう刑が確定しました。執行猶予がついたにしても有罪判決です。それで、関係業者もすべて確定しまして、今その刑に服しているわけです。そういう職員が2名控訴しとるというような問題は、全く枝葉の問題なんです。だから、実質的にはもう全容は解明されているわけですね。だから、そういう言いわけがましいことを言わなくて、堂々と出处進退をはっきりすればいいんです。

そして、この問題について市長に伺いますが、市長は、先日、日にちはちょっとわかりません

けれども、対馬物産開発の社長を退任され、そして桐谷という方に後は譲られたということですが、
けれども、その桐谷さんがまた辞表を出されたということを伺っていますが……

○議長（波田 政和君） 武本さん、ちょっととめましょう。ちょっとお座りください。質疑に切りかえますので。まだ質疑の告知してないですから。

それでは、ちょっと待ってください。ただいまより質疑に切りかえます。正式に質疑ありますか。そしたら、20番から続けます。はい、どうぞ。

○議員（20番 武本 哲勇君） 簡単に言います。市長は対馬物産開発の社長を退任され、そして桐谷さんに後はバトンタッチされました。その方がしばらくするとまた辞表を出された。市長の話によると、自分はそれを預かっておるとのことだったと思うんですけども、市長がその社長をやめられた理由、そして桐谷さんが受け持って、間もなく辞表を出された、その理由はどこにあるのでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） これはちょっと話したとは思いますが、こういった在庫の棚卸等での疑念が生じまして、今回、監査委員の方から監査を、これは大株主としてしてもらったわけですが、そのとき、これは非常勤のままで役員の時だけ出ていく社長じゃどうもならんということで、役員会の皆さんと相談いたしまして、やっぱり専従の社長を置いてせんと、これはどうもならんということで、実は経済連におられました桐谷さんがおられてね、いろんな皆さんからいい人がおるといってお話を聞きまして、そしてお会いしましたら、なるほどさすがだなということで、実はかくかくしかじかですから、この物産開発の再建にひとつ取り組んでいただきたいということでお願いをして、快く御承諾をいただいたわけですが、連日のいろんな新聞あるいはチラシあるいは議会の皆さんのいろんなお話、そういった中で、これだったらもう風評被害でとても私は自信がありませんということ、それと、やっぱり資金繰り等がですね、大体ヒジキというのは、御承知のとおり、1年間分を、きょうも論議がありましたように、やっぱり100トン、90トンから120トンぐらいのものを年間仕入れとかんと生産ができませんので、膨大な仕入れ資金が要ります。そこが今、資金ショートいたしておりますので、先ほど冒頭申しましたような銀行の借り入れとか、いろんな模索をしたんですが、やっぱり貸付金がいいのかなということで、実はきょう提案をしているような状況でして、大株主であります私が市長としてお預かりをしているというところであります。

○議長（波田 政和君） ちょっと20番待ってください。（「もう1点」と呼ぶ者あり）どうぞ、そしたら。はい、どうぞ。

○議員（20番 武本 哲勇君） 通常第三セクターの場合は、行政が大体過半数の株を持ちますね。対馬物産の場合はもちろん80何%か持って……（「77」と呼ぶ者あり）77ですか、持

っているわけです。当然社長は市長になるべきだと、常識的にそういうふうに思います。市長はそう言われるけれども、ターミナルビルの社長もしておられますが、このように経営がうまくいってない、そのときほど、やめるんじゃないでなくて、最後まで目を行き届かせて再建に取り組むべきだと。それを途中から投げ出して、そして、後を受けた人が、いや、これじゃやれんということで辞表を出された。これはやっぱり私は正常じゃないと、そう思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） かわったことは、先ほど言ったじゃないですか、専門的に専従した社長でないと、一日、職員を管理し、そこに出勤、出社をして、そしてやる人でないと、役員会のとくに行くだけの非常勤の社長。御承知のように6町の町長のとくでもそうだったが、6町が一つになったときに、それに専念することは難しいということで、よりスムーズに運営を、経営をしたいということで専従の社長をお願いしたということで、さっき言ったとおりでございますので、それは投げ出したという、それはあなたの考えでしょうし、そうとられても仕方ありません。しかし、真意はそうじゃありません。申し上げておきます。

以上です。

○議長（波田 政和君） ちょっと連絡します。本日の会議時間を議事進行上、あらかじめ延長したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議ですか。そしたら、22番から先に挙がってますので、22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 監査報告のときにも申しましたけれども、これに3億の金を貸し付けるのか、やめるのかという問題がここに提起されとるわけですが、議会で第三セクターに対する、経営に対する発言は管轄外でありますので、されないということになっておるわけであります。

だから、これはしかし経営が今後どうなるのかと、やめたらどうなるのか、やったらどうなるのかと、見通しはあるのかということを知らなければ、3億円の結論は議員の皆様出せない状況があると思うんです。だから、それはその経営面を、今監査報告した後に、本当はどうなのかということを知らなければ、判断ができかねる状況にあると思うんです。が、それは、本会議でそれをやると越権行為になりますので、全協が何か開いて、その説明を聞いた後に本会議で結論を出すという手法をとらなければ、判断は非常に、全然聞かない中で結論を出すのは非常に難しいんじゃないかということで、例えば30分なり15分なり、その判断をするために全協ということで、今後の経営とか、やめたらどうなるかということの質疑ができる体制を整えてもらったらどうかと思いますが、どうですか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 今、桐谷議員のおっしゃることはもっともですし、私ども大株主といえども、議会といえども、独立した会社、企業の営業内容に入るっていうことは、これはもちろんだめですから、あくまでも私ども、監査委員さんを通じてやってもらうということになろうかと思えます。きょう報告があったとおりですが、また3億の貸付金を貸していただいた場合、どういった形になっていくか。銀行とお話をしたときも、大体それを前提に私どももそれなりのものもやっておりますし、これからいろんな点で好転する裏づけもっておりますから、そういったことの説明は会社にかわって、私どもが会社から聞いている範囲の中で、こういう考えでやれるということでのものは少しさわりだけでも話してもいいですがね。そういったことでよかったら。具体的には、やっぱり22番桐谷議員が言われたように、立ち入っているいろんな公の場でやることがどうなっていくのかということが、これ出てきますし、問題もあろうかと思えますので、それはもう皆さんの御意見に沿いたいと思えます。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 私は、公の場でやろうとか、やる云々じゃなくして、議会が権限がないことを本会議でしゃべられないという議員に歯どめがあります。それで、結論を出すためには、3億円貸したらどうなるのかと、現状から経営ということでは監査では一切言ってませんが、これは立ち入りが禁止されているので、入られませんので、この監査報告を、午前中の、朝聞いたのを聞いて、今後どうなるのかということを皆さんがいろいろ質問したいと、意見を聞いて判断されたいと思うんですが、市長は市長であり対馬物産開発の取締役でもあるんです。だから、全協で取締役として、あるいは市長として、というのは全協やったら聞けると思うんです、議員は。本会議で聞けないという歯どめがあるので、全協にして、その意見を、皆さんの聞きたいことを聞くということをして、これの採決に入ったらどうかと僕は提案しとるんです。

だから、ここで答えることが法で禁止されとるわけですよ、本会議で。それはどうですかと僕は言いよるんです、議長に対して。それはできないとなっておりますが、監査で一応調べた結果、監査がどの範囲まで入れるかと、議員もどの範囲まで入れるかと、ずっと書いてあるところで、経営に入れないと、そういう発言はできないと、こうなるとるもんですから、その辺はどうでしょうかと僕は言いよるんですが。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） それは桐谷議員がおっしゃるとおりでございますが、まあまあ経営内容、さわりを言ってもやっぱり内容に触れることですからね。それなら、全協の中でよくお話をしてみたいと思えます。お互い質疑もあるでしょうし、これからの経営についてのこともあるでしょう。ここに出しておりますように、元利償還計画あるいは収支計画、資金繰り計画、事業計画、

そういったものの中での説明を、そしたらまた全協の中でもさせていただければと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） それでは、経営内容以外について質疑があれば受けますが、なければ……、ありますか。11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 私は、今の監査委員の意見に対してはどうかと思いますがね、なぜかといいますと、これは補正予算で上がってきた分ですよ。そして、ここに名前がですね、対馬物産開発に貸し付けるという補正予算の組み方ですよ。これで内容まで審議しなければ、補正予算の出し方というものは考えられないと思いますがね。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 補正予算としてはここで審議をしようという今監査委員の話です。ただ、それに当たって、審議をする上に当たって、株式会社という市と全然違うところですから、そういったところの営業権も入りますし、いろんな中でのね、これは取引先の問題も出てきます。そういう中で、できないということですから、それは具体的なことはお話を全協で今したらどうかということで、それは結構ですよ。そういったものの中で、予算としての今度はここで本会議でやってもらえばいいですよということです。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 予算をつけるためには、理由、なぜ必要か、なぜこうなったかという理由まで聞かなければ、こちらも審議のしようがないということです。それなら、本会議に議案で上がるとるわけですから、本会議でそれを問うべきではないですか。そこに社長もおられるわけやから。そうじゃないの。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） だから、別にいいんですよ、皆さんがそれでやられるなら。しかし、やっぱり法に触れるようなこと、あるいは会社のこと云々というのはいかななものかということで今の監査委員の話で、私もそう思うので、それだったら詳しいことについては……。それはやっぱりね、風評被害とか、そんなややこしいところは取引せんよとか、必ず出てくるわけです、商売というのは。皆さんよく知ってあるとおりでですよ。だから、そういったものの影響のない中で、よく皆さんの意見も聞き、質疑もし、そういう中で皆さんがそういう状況になったのかと言われると、ここで予算としてのものの論議はしていただいたらどうかということです。ぜひそこのところは理解をしてください。

○議長（波田 政和君） 3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） 2点ほどお尋ねいたします。

まず、第1点ですけれども、この第三セクターですね、今、行革の真ただ中ですよ。そして、

市の方針も、第三セクターは要らない分は削除していこうと、そして、統合する分は統合させようじゃないかと、それによって何とか再建を図ろうというのがねらいですよ。そして、特に今回は、後で出るでしょうけれども、職員の給料もですね、もう出ましたかね、5%カットという、そういう厳しい財政の中、それだけの協力をいただいておりますよ。そこで、3億というお金を貸し付けるわけですよ。3億ですよ。こういう職員の給料を5%カットした分が3億か4億かあるんでしょうけれども、その1年間分を貸し付けるわけですから、これは宮原議員が言ったように、慎重に審議せんと、本議会で、大変な問題になりますよ。

それで、この財政再建、今のような形ですと、今やっておる財政再建に逆行するような行為だと思いますから、その分はどう考えるようになるか。

それと、2番目ですけれども、経営の話がございました、桐谷議員から。今後、会社がどうなっていくのかということ。ただ、私が懸念するのは、市の製品はヒジキですよ。ヒジキが、監査委員会の報告がありましたけれども、平成17年度は149トンでしたかね。以前はたくさんあったそうです。そして、今、物産開発が扱っておる分は、韓国入れて、そのくらいのもんですよ。なぜ韓国のヒジキが入るかという、この対馬の島内では確保できないんですよ。なぜかという、入ってくるところは漁連一つだけです。漁連も、対馬物産開発が一人だけではございません。入れた中の何割かはどこかに回すわけですよ。そういう状況の中、確保できなかったから韓国産が入ってきたわけです。

そして、今後、ここが肝心なところですよ、今後このような温暖化が続きます。そして、高齢者もどんどんふえます。ヒジキをとる人もいなくなります、どんどん。そういった状況の中で、物があって初めて商品ができるんですよ。その物のヒジキすらが目減りしているような状態の中で、そのようなヒジキの確保はできないと思います。

よって、計画案も出ましたけれども、非常に厳しい状態だから、ここはですね、市長もこれをつくってから対馬のためと思われたんでしょうが、こういう大きい流れのときには、やはり政の主として、引くところは引くという決断をしていただきたいと思います。その2点。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） まず、第1点の財政再建に逆行するんじゃないかということ。この点の懸念はもちろんありますが、すべて、そういったものをもろもろにやってくるわけですから、これは先ほど言いましたように、ふるさと基金という10億の基金をそのまま置いているわけですが、これは当時5%、6%の金利でしたから、10億だったら5,000万、6,000万のね、これは果実があると、これを利用していろんな交流基金にしているわけがございますので、これは当時の自治省のふるさと創生に伴うふるさと基金であります。だから、ここの眠っているやつを一時借り入れようということでございまして、まあまあ非常に難しいことを、できるだけ市の

中の、いろんな目標に向かってやっていることに手をつけなくてやっていこうということで、実はしているということ。それが一つ。

それから、もう一つは、温暖化ということでヒジキがとれなくなるんじゃないかと、将来ですね。もちろん加工ですから、1年じゅう生産するものがあって初めて加工業が成り立つことは、私が言うまでもないと思います。そういう中で、対馬のヒジキだけじゃないんじゃないかということ、韓国からそれとったんじゃないかということ。少なくなった点もありましょうが、値段の高い、低いによって韓国産もする場合があります。あるいは、純浜ものと、国産と、海外の外国ものを混ぜたブレンドしたヒジキをつくる場合もあります。こういったことを言うこと自体、非常にもうこれは営業的なことで、取引先の人が聞いたら、何じゃそれはどうだということにならんとも限らんわけですが、そういったところで、私も慎重に言いますから、慎重に聞いていただきたいと思います。

それで、大体、御承知のように、全国で6,375トンですか、長崎県で1,683トンとれるんですが、そのうちほとんどがもう対馬が大半を占めております。対馬では原藻で、これは785トンとれます。まだまだとってない、鱈浦とか、まだそれから御園ですか、あそこはたくさんあるんですが、少し、そういったとってないところもとっていただくように実は社長が漁協さん、あるいは集落の人と話をして、そんな話もしておりますので、確保は私はできると思うんです。

これはもう対馬だけじゃなしに、ヒジキは全国一緒に4社、5社が全部加工に入っているわけですが、山忠であるとか、北村物産であるとか、大手がですね。そういう中で、私ども5番目か6番目の参入、ヒジキの大手としてやっていた。そして、2億7,000万、8,000万、多いときで3億3,000万ということですが、先ほど言いましたように、非常に今度は競争があるんですから、価格競争も始まってきます。よそのメーカーの場合は、例えば2・8でブレンドしたヒジキ、2・8っていうことで、例えば4・6でしたりすると、また価格が違ってきます。あるいは、価格が高いときは、ブレンド商品の方をやる。そして、価格が安くなると、また、こっちの原料のあるこっち、単品の方をふやすとかいう、まあいろんな商売上の駆け引きもあろうかと思いますが、そういう中で悪戦苦闘して、結局ああいったバブルがはじけたときに、全部皆中国に加工業がシフトしましたけれども、まあまあ何とか支えてきたとは言いながら、ここに至って22年の間にこういったことになったと。

しかし、それなら、これをやめられるか、やめたときにどうなるか。それか、あと続けて、もう一遍チャンスを与えて、かつて上対馬の方の漁協がああいったふうに8億の不祥事のときに、旧6町が損失補てんしました。そして、もう見事にことしは全部それがゼロになってしまいました。そういったことで、余り一銭もかぶらんで済んだわけですが、本当によく頑張ったけど、こ

のまた物産開発にもそういうチャンスを与えてやって、何とか雇用の場にもなりますし、これからの対馬の海草、魚介類のね、あるいはシイタケを初め山のものも、そういう対馬ブランドのもとに今風が吹きつつありますので、ぜひ何とかもう一度チャレンジ、挑戦ができるチャンスを与えていただきたいということで、きょう、そこにお配りしておりますように、資金繰り表じゃなかったな、償還計画ですね、こういったものをお渡ししております。

これを見ていただきますとわかるように、大体、きょう御質問があってございましたように、1,000万ぐらい金利が要っておりますがね、大体1,000万、金利がそれが要らんようになります、ある程度はですね。それで、銀行と同じように据え置き期間があって、それからということで、非常に経営がやりやすくなるのと、売り上げが、御承知のように、伊藤忠初め東邦さん、あるいはまた有力なスーパー業界あるいはまたほかの食品、そういったところが後押しをしてくれるような裏づけもできておりますしね。そういうことで、やっていけるということで、要はあとは意識改革ですから、皆さんも、私がそういったことで20%のカット、それから夏冬の賞与もなしということで、意識改革もできましたのでね、ぜひ何とかチャンスをもう一遍与えるべきであろうと私は判断いたしましたので、お願いしているわけであります。

以上です。

○議長（波田 政和君） 3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） 質問2点ですので、まず第1点からまたお願いしたいと思いたすが。

先ほど市長の方は、今回の3億円は、何でありましたか、ふるさと基金、これで言いますと、これに載っておりますまちづくり基金ですよ、が正式名称でございますよね。県と以前の旧町が出した分、正式名称はまちづくり基金、（「いろいろ名称は言われておりますが」と呼ぶ者あり）いろいろじゃなくて、これが正式な名称なんです。これだからいいんじゃないかというお話ですが、ただ、これは一般財源に入るわけですから、極端に言うと、この3億円は使いようによっては、今たくさん補助をカットされたりしてますけれども、そっちの方に充てることもできる基金でもあるんですか。それが一つ。一つずついきましょう。それはどうなんです。3回しかできませんからね。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） それはこの前、行きました、実は国際交流基金なんです、これは。当時10万人以上でないといかんというのが、10万人以下ができるということになりまして、国費の55%の導入ができるなということで、これ75%の充当率なんです。それで県が1億、あと6町でつくった基金であります。これはあくまでも国際交流基金ということで、その10億の基金を果実でもって国際交流して、影島区、その他の職員の総合交流、学習交流やっております

ね、研修もやっております。あるいは、皆さんのゲートボールとか、少年野球とか、いろんなことで交流が続いておるわけですが、それをまちづくり基金と命名していると思うんですが、そういうものでございまして、おっしゃるように、これは本来ならば基金とせずと置いておくということなんですが、今回まあ特例でということで、これは県との協議の上でしてるといことです。

○議長（波田 政和君） 3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） 正式名称は対馬市まちづくり基金条例ですよ。これでよろしいんでしょう。いつも県と協議したと言うけれども、どの項目をどう協議したのか、私は非常にわからんですがね。ここに条例が、基金条例がありますよ。この今回貸し付けというのは、よろしいですか、この第6条の基金の処分に当たるのか、第4条の繰り替え運用に当たるのか、どちらなんでしょうかね。（「部長に話させますか」と呼ぶ者あり）いやいや、もう直接、どっちに当たるんですか。運用の方に当たるの。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 繰り替え運用でございます。

○議員（3番 小宮 教義君） ほうほう、わかりました。じゃ、この処分に当たらんちゅうことですたいな。繰り替え運用に当たるわけですよ。そこに条例集ございますか。第4条、いいですか、もともとこの基金は、市長が言ったように、人材を育成するための基金なんですよ。果実運用が主なんです。だから、国・県が拠出しとるんですよ、ですよ。それで、この4条、繰り替え運用、市長は財政上、必要があると認めるときには、確実な繰り戻しの方法、期限及び利率を定めてということですよ。確実な繰り替え方法、これが明記されなければ、例えばですよ、この会社はこれだけの売り上げがあつて、先ほどヒジキの話じゃないけれども、目減りせんだろうと、こっちの計算では、そういうふうな形でしていつて20年ですよ、20年の長きにわたり、この確実な繰り替え方法が明記されとるんですか。

それが1点と、そのヒジキの話ですけどね、市長は先ほど確かに韓国産が入つとると、しかし、それについては不足の分もあつたという話をされましたよね。だから、地元でとつても、足りん分があつたんだから、それはやむを得んでしょう。ただ、これからは、市長、向こうの方とこつちとまぜてブレンドすればいいという話がありましたが、（「今まではですね」と呼ぶ者あり）はい、これからは原地表示が入るわけですから、対馬のヒジキをブランド化していかんにかんです。まねたらいかん。ブランド化せにいかん。そうしなければ、市場に勝つことはできませんよ。海外から85以上入ってきよるんですよ、ヒジキちゅうのは。どうして勝てますか、そういうこと。じゃ、どうしてブランド化するか。品物がないのにブランド化なんかできませんよ、そんなもんは。品物があつての話ですよ。149トンしかとれんのに、どうしてブランド化でき

る。そういうことはできんから、だから政の親分として、ぴしゃっとするところはぴしゃっとせにやいかんです。

以上。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 事務的なことは事務的なことでまたよく、あなたのおっしゃることはいろんなこともあるでしょう。そりゃ、そういったこともあるでしょう。しかし、それはちゃんとクリアしているわけであります。

それから、ヒジキのあなたが言っている149トンというのは、乾燥ヒジキで149トンですよ。原藻では785トンとれるんですよ。（発言する者あり）そりゃ、はっきりしましょう。149トンは乾燥です。いいですか。大体全国で、さっき言いましたように6,375トンですよ。そのうちの約12.3%が対馬ですから。だから、ヒジキがなかったらできるものですか。

そして、原地表示ですが、対馬は対馬産、ブレンドは、これは韓国が20、対馬が80ですよとか、全部表示するようになっていくわけですから、10月から産地表示がもう絶対的にやられるわけですから、あなたのおっしゃるとおりなんです。それを逆にそういえば、今度は前浜もん的な国産ものというのは全国的に少ないわけですから、値段も上がっていくということですし、あなたが言われるように長期的には温暖化していく、どんどん生産額が少なくなっていくということでしょうけど、まだまだ全然とって、そのまま置いてあるところもありますから、私は原料がここ10年や15年でなくなるということはないと思っております。言葉を返すようですが。

（発言する者あり）

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 条例の中で確実な繰り替え運用があるのかという質問でございますが、私たち財政当局といたしましても、担当部の方から、会社の再建計画等を一応内容の検討をいたしまして、そういうふうな中で、やはり市の第三セクターというような形から、県の方にこのまちづくり基金の運用についても御相談を申し上げました。そういうふうな中で、運用上、基金の処分はできないけれども、繰り替え運用はオーケーですよという、そういうふうな県の回答がございましたので、担当部と話し合いながら、会社の再建計画を見ながら、今回こういうふうな形で、確実かどうかわかりませんが、繰り替えの運用はできるというような判断で、今回提案しておる次第でございます。（発言する者あり）

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） これにつきましては、今から先、貸付金の要綱、それから会社と対馬市との消費貸借契約書、そういうふうな中の条項でこら辺は決めたいというふうに考えております。

○議長（波田 政和君） 3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） 要綱で決めてもよろしいですけどね、こういうふうにして条例で規定しとるんだから、これだけのものをこう貸して、こう返ってくるんだということをやはり明確にせんと、3億のお金を貸すんですよ。つぶれたらどうしますか。返ってきませんよ、そんなもんは。そこのところをね、もう少しよく整備して、当然難しいけれども、これはさっき何度も言うけれども、断腸のきわみですから、ぴしゃってやってください。

以上。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 小宮議員のおしかりを聞いてたんですが、おっしゃることは、危惧の念もよくわかります。ただ、私ども、この際、もうつぶしたときどうなるのか、あるいは再生の可能性があるのかということを実は10月からずっとやりまして、再生の可能性ありと出ましたので、そしたらということで、先ほどからる述べましたような形になったんですが、胸突き八丁に陥りまして、売れることもいける、支援もできた、またヒジキばかりじゃなしに、今、少し将来的な懸念がありますから、全体的には温暖化の中で少なくなりつつあるわけですから、これはもう御指摘のとおりです。練り製品であるとか、名前を言ったらいかんけれども、カマショウさんの練り製品を初め、あそこ100個ぐらいやってますけれども、いろんなところが、例えばあるスーパーなんかのPB商品、プライベートブランドのね、そういったものも加工してもらったらいいか、いろんなことが出てきますから、そういったものをあわせて何とかやっっていこうと思って、お願いをしているわけですので、もうこの補正がノーとなったら、もうここは必然的にことし、この3月で店じまいをしなきゃいけません。そして、あとはもう二者択一だと思っんです。チャンスを与えていただけるかどうかということでございますので、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 兵頭さん、15番、兵頭榮君。

○議員（15番 兵頭 榮君） ちょっとお尋ねしたいと思いますが、その3億円の使い道ですね、借入金の返済か、また仕入れ資金か、そういった分野でどういうふうな用途に使われるのか、ひとつ説明をお願いしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） それは、それを言っていると、あなたも営業されて、よくわかってあるように、これはこうして、ああして、こうしましてということは、どうなんですかね、今こういった情報社会の中で、後からの営業に差し支えることもあろうかと思っんですので、全協の中でよくお話ししたいと思います。この前から、再生計画については皆さんにお配りしてたはずでございま

すので、ああいったとおりでございまして、ここにきょうやっている物産開発のこの返済計画だけは19年からずっと出して、毎月、毎年出しておりますようにね、元利償還のこれをしているとおりであります。だから、あと桐谷議員から提案されたように、具体的にそういった影響のない中で十分論議をしてもらえばと思っております。そのときにお答えしようと思えます。

○議長（波田 政和君） 15番、兵頭榮君。

○議員（15番 兵頭 榮君） いえ、私がちょっとですね、17年度の決算書を見てまして、そのときの長期、短期借入金、これが2億8,900万ありました。そのときの支払い利息は1,015万ですか。ところが、19年度から、市から3億借り入れして支払い利息がゼロということになれば、3億円というのは2億8,900万の借り換えじゃなかろうかと、そういうような気がしたわけです。だから、ちょっとそこを、中に入るような質問ですけど、あえて質問したわけです。

○議長（波田 政和君） 市長、ちょっと待ってください。もう中身に入ったら、さっきの約束どおり全協をしたいと思うんですけどね、どうでしょうか。（「この答えだけします」と呼ぶ者あり）はい。

○市長（松村 良幸君） それは御承知のとおり、先ほど言いましたように、90トンから、場合によっちゃ売り上げの予測が立ちますと、130トン、150トンという、そういう1年間の仕入れをしないと加工業は成り立たないと言ったとおりでございまして。それで、その中から仕入れ資金あるいは短期の金利の高いものを償還して、あと残りをですね、またこれは銀行とよく話をして、これを長期にやっていく、そういった中で経営ができるようにやっていきます。これをどこにどうして、どうしてするということはね、これはもうおっしゃるとおりですが、ちゃんとできていると思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（波田 政和君） 15番、兵頭榮君。最後です。

○議員（15番 兵頭 榮君） 最後になりましたが、あれこれ聞きたいと思うんですが、第三セクターというひとつの組織の中で、どこまで聞いていいのかどうかというのは、やっぱりいろいろ気を使いながら聞かなければいけないような状況で、2億6,000万の売り上げの中で、利子等を払いながら返済金は一切あってないわけですね。果たして今後5年間の猶予をもって、そしてその返済ができるのやろうかなと。当時、昨年度の決算書でも経常損失が、数字は言いません、出ているわけですよ。そういった中で、元金の返済ができてない状況で、3億の売り上げが上がったときに黒字に転換すると。そういった中で、2億6,000万で、元金の返済もできない、経常損失も上がってきとる状況で、果たしてどうやろうかと、そういう懸念がするわけです。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） その2億6,000万の売り上げでストップして、できるはずないじゃないですか。あなたが一番よく知ってるじゃないですか。それは2億6,000万を7,000万、8,000万、3億、3億1,000万に上げていくことによって、そういったことをするわけでしょう。だから、それはこの前やっておると思いますがね、だから、そのときの計画で、今期はですね、18年度は2億8,000万ということですから、結局2億8,000万を超えていくと思います、この18年度の売り上げはですね。だから、それは2億8,000万、2億9,000万、3億と、大体3億、ペイラインが3億800万、あるいは2億9,000万から3億800万ぐらいがペイラインですから、そういう中で償還もし、だから、さっき言いましたように、事業計画は収支計画あるいは資金繰り計画、償還計画つくった上でのことでございますのでね。2億6,000万でとどまってしまったら、もう兵頭議員がおっしゃるように、あとはもう何もできません。そういう可能性があるかどうかというのが、経営審査を含めた、そのときの私どもの経営方策を、よし、これだったらいけるなということをお願いをしたわけですから、当然もう兵頭議員が御心配のように、2億6,000万のままで、一番悪い時期になっておるわけですが、これがこのままだったらできませんから、2億7,000万、2億8,000万、ことしはそのときの計画では2億8,000万、2,000万ぐらい売り上げを上げてますけどね。2億9,000万、3億というふうに、大体3億前後行ったら資金繰りもできますし、あなたが言われるように、金利が1,100万ぐらいですかね、1,080何万でしたか、そういったものがなくなりますから、とりあえずその分でもまた余力が出てきますし、そういったものでやっぱり拡販に向けていかにかいかと、このように思っております。

だから、御心配やら、これじゃだめじゃないかとかということは、もう御指摘のように、2億6,000万の売り上げのままじゃ、そりゃだめですね。それがそういった裏づけがあるなら、どうしてこれが2億七、八千万、3億になるんだということは、先ほど言いましたように、いろんないい問屋、取引先が今まで20年続いてきてるから、しているんですが、それプラス新しいのが出てきましたから、何とかこれの形をつくると、予定どおりになるなという確信を得ましたので、実はお願いしておるわけございまして、それは御理解を賜りたいと思います。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。16時15分から再開します。

午後4時00分休憩

.....

午後4時13分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） ちょっと2点ほどお尋ねします。

実は、ヒジキがありそうでないということから、本日の会議が監査の報告で最終的に確認ができたわけです。最初は167トンであろうと思ったヒジキが78トンしかなかったと。その理由にはいろいろありました。しかし、この78トンのヒジキ、これが果たして今後使えるかという問題が一つ。それと……（発言する者あり）今ありましたが、あつた数字が78トン、これはそういうことになってますね。この現象がいつからあつたか、いつごろからありよつたかということ、私、午前中に申し上げたわけですが、平成10年ころからそれらしき決算の数字の内容が上がっております。平成11年におきましては、もう既に2億700万の棚卸の金額が出ております。ヒジキはそのうちの1億2,300万とか、その経緯でずっと平成17年まで同じような内容で推移しております。

そうしますと、市長、3億円のことはそれはわかりますが、この問題に至った経営責任というのが先に市長の方から、社長の方から話されて、そのことをどうするかという責任をとる、このことをひとつ先に言っていたいて、民間であれば相当なばちかぶりが出てくるわけですが、このところを私は明確に今の段階でどうしようと思うとるのか。例えば3億円の一部を肩がわりするような腹がないのか、その点がひとつと、長部長に、残ったヒジキの78トンの使い道があるのか、選別するというふうなことに時間がかかることは聞きましたが、本当にそうなのか。この2点について答弁をお願いします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 物産開発については、あなたが一番よく知っているはずであります。西友からの小野常務とあなたが一番よく知って、このことをやってきたはずであります。だから、この経過についてもよく一番御承知じゃないかと思います。そういう中で78トンの使い道、当然これは歩どまりも落ちるでしょうし、劣化した部分もあるかもわかりません。しかし、それはそれで、金にできるものは金にしていかにやいかんわけですね。だから、在庫としての通常のものでしたら、先ほど言いましたように、製品工程におけるまで約50%の、原藻からいいますと、そうなっていくわけですから、それが一つ。

それから、冒頭、責任を明確にせえということですが、その責任、最初、冒頭、明確にしたじゃないですか。私が職員の5%給与カット、それに対して助役が20%、教育長が20%、私が30%プラスアルファということで組合と話をしまして、その話もしたじゃないですか。しかし、これには助役の不祥事の中の任命責任あるいは書きかえ等の管理責任、物産開発等のこういった管理責任、そういったことで80%報酬をカットしますということですから、80万ですから16万じゃないですか。16万っていうことは、結局あなた方も報酬の中から市県民税、所得税引かれると、手取りというのは本当に少ないでしょう。私はまだ逆に、16万で、20何万払わにやいかんわけです、前年度ですから。まだ8万、10万払うていかにやいかんわけですよ。そ

れで、そういう形で自分の身を切ってしまうとしているけど、退職金を出せちゅうて、そんな話がどこにあるんですか。そういう話がありよりはありますが。

議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 市長、先ほどの、役所のことは私も十分聞いて、今のことは理解しておりますが、物産開発に対する責任の所在が明確でないということを問ってるわけです。

（「だから今言ったじゃないですか」と呼ぶ者あり）あのですね、市長以下経営陣がおります。その中の責任ちゅうのが、そのころから、私はこれを見る限り、あると思います。そのことを問わずに、さきの処分、職員にその20%、30%の給料減額をやるとかいう話の前に、そういうふうな責任を感じておる処理というのは見えません。いかがでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 先ほども話をしましたように、やっぱり社長が非常勤で、役員会のおきだけ出るような非常勤の社長じゃだめだということで、専従の社長ということで、さっき桐谷さんをお願いをしたということ、それが一つ。

それから、やっぱり自分もそれなりの痛みを感じにやいかんからということで、さっき言いましたように30%プラスアルファというのは、任命責任あるいは管理責任、物産開発のこういった点の責任、そういったことで身を削って信頼回復に努めますという、私は私の責任。あと、職員の場合はもう既に経営審査を始めて、職員も2割カット、夏冬のボーナスもカットということで臨んでおります。社長には2割、今度新しくなった社長もカットいたしております。それなりにやってるけど、結局あと残すか、残さないかですからね、そののところをお願いをしているわけですね。だから、皆さんが判断してくださいということですから、全協でよく、どうしてそうなるのか、3億がどうなるかということは今話をしようと言ってるじゃないですか。それ以上……、それならどうして責任をとったらいんですか。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 済みません、18年度以降の対応は今のことでよくわかってるんです。17年度以前の約七、八年間にそういう数字がかなりいいかげんに動いているんですよ。そこらが今の段階になったんだということが決算書を見れば明らかになります。ですから、その当時の経営陣含めたいわゆる責任の処理ちゅうのが、私はあろうと思います。それには一つも触れんということ自体がおかしいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 触れてるじゃないですか。あなたが触れ方が悪いと言ってるんですが。触れてるじゃないね。30%プラスアルファ50%で、任命責任あるいは管理監督責任、書きかえ等のこういった管理責任を含めて50%カットさせていただきますと、1年間これ任期い

っばいしますよと。これはあなたがそれはできんとか、できるとか、あなたが判断すればいいんでしょう。私はそれで責任の所在を明らかにした上で信頼回復に努めましようと言うんですから。それで、できんというなら、できんようにしてもらわにやしようがないじゃないですか。私は、それ以上はできませんね。（発言する者あり）だから、それは……

○議長（波田 政和君） 休憩します。

○市長（松村 良幸君） それは私がせにやいかんから、ほかの人には言えんじゃないですか。皆、農協、漁協、役員さんがおられますけど、そんな人に言っても。私がそりや当然すべきでしょう。ほかに人にされんでしょ。職員は職員で、そりややっているんですよ。

○議長（波田 政和君） 再開します。

私語は慎んでください。12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 最後になります。

現段階で具体的になければですね、現段階で、過去の例えば役員の経営陣の責任はございますよ、これ見る限りには。私は、それ絶対自信持っております、おかしいちゅうのは。だから、そこら辺、ないのか、あるのかいうことで、あるというならば、そりや後日のそういう方針で取締役の会議の中でそういう話し合いをするという方向であれば、それでも結構ですが。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 私が言うのが……、日本語を話しているつもりですがね。私は、あなたが言うように、今までの管理経営責任があるから、私がとりあえずこういってことで、1年間、残り任期がありますが、それで信頼回復に努めましよう。そういった自分をぎりぎりのところまで痛めつけて、それをしましよう。だから、役員会の皆さん、取締役やら皆さんは当然それはありますよ。だからそれは私が当面全責任を持って私のところで一つ御理解を願いたいと。またこれが始まったら役員会どちみち話をするって当たり前じゃないですか、そんなことは。また職員にもいろいろ話しますよ。それはそういうことです。それが何も触れん触れんってずっと触れてるや、最初から。（「具体的なことがないからですよ」と呼ぶ者あり）具体的、これ以上触れられるね。30%プラス、50%プラス、これ以上触れられるね。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君、最後にしてください。

○議員（12番 大浦 孝司君） そうですね、そう思うんですがね。（笑声）市長の答弁が返ってこんどです。（「返ってるやない、あんたの態度が悪い」と呼ぶ者あり）いやいや、物産に対する責任のその数字や金額で幾らかの補てんでもするような態度はないのかというんです。僕がはっきり言うのは。だから、市長として兼務した社長として、給料を返還することは、それはそういう言い分はわかるんですけども、私は市民が3億の金をその補正にしながら、経営陣がその一部をどういふふうな責任をとったんだということを必ずやっぱり言いますよ。それがいいじ

ゃないかと。あれば、今なければ今後役員会等で私はそういう方針を出して前向きに対応してほしい、これが私の思いです。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） だからね、50%ということになると約1,000万ぐらいに年間についてはなるじゃないですか。それが私の具体的なことじゃないですか。後の役員会、役員の人、皆さん役員会を開いて話さんにやいかんのにね、そういったことはないじゃないですか。それはあなたこっちの言うことを聞かんで何も具体的に、具体的に言っているよ、そんなこと。

以上です。

○議長（波田 政和君） 1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） 大体この第三セクターの設立の目的ですが、これは地域の特産物に付加価値をつけることによって、漁業従事者、あるいは農業従事者、そういう方たちの所得向上につなげようというのが大きな目的であろうと思うわけです。しかし、韓国産とか、今後もやはり日本産が不足すれば対馬産が不足すれば入ってくると思うわけです。そうすると、やはりこの設立の目的からしてこれは逸脱した行為だろうと思います。そして、やはりこの第三セクターの整理・統合というのはもう今全国的な流れです。全国に思い切った改革がされているわけです。長崎でもあの衛生公社、15億円の債務超過をして非常に厳しいこう状態の新聞記事が出ておりましたが、そういう状況になる前に、今もうやはり私は見切りをつける必要があろうと思っております。したがって、この補正予算には私は賛成はできません。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 賛否は後で問われるでしょうが、あなたが言われるように、目的は確かに対馬でとれる農林水産物に付加価値をつけて、できれば特産品としてブランドができないかとの出発であります。今でもそれは変わりません。ただ経営でございます。ましてや第三セクとなるとね、これもやっぱり難しい点があるなていうことで。だから、基本的にはこれは公社も今3つあるんですが、ここの統合ということで進んでいるわけで、ある程度のちゃんとなってからでないと統合はそのままじゃだめじゃないですか。だからその準備を今いたしております。

それで、例えば、もう一番難しかったのは、組合長さんがよく御承知なんですが、水産物を買う、あるいは農協もそうですが、農産物を買うとなると、今度は一般の生産者の方からよそよりもやっぱり高く買わざるを得んということが出てくるわけですね。お前ところはこれ税金使った会社やないか。よそが販売が500円ていうのぱっと50円上げろうかと、あと100円上げんかとかこういう形があったことも事実、非常に難しい点がありました。

それと、先ほど小宮議員から話がありましたように、市場の相場が上がったり下がったり、あるいは不良の年、不良じゃない年があります。そういった中では商売していかにやいかんわけ

ですが、経営をしながらそういったものを特産品づくりにせにやいかんですが、これはないものから市場では売れませんからね、やっぱりそういった経営を安きにしながら特産品づくりにせにやいかんということが、少しその22年の間マンネリ化してこういった形を、無様な格好になって3億の融資をお願いしますということになったわけですが、もう小西議員のおっしゃることはよくわかります。それに向かってやっているわけですから。

やっぱり商売ですからこんなことを私が言うと逆におかしな話になりますが、やっぱり波がありますしね。皆、その波を乗り越えながら、きのう内山の廃校の式に出ましたけど、あの内山敏之さんが、会長が言うには、いろんな紆余曲折を経ましたが、いろんな負の部分もあったけど、これを乗り越えて内山はこれから明日に向かっていく。そういうことから考えますと、ああすごい人だなと思ったんですが、否は否として認めながらそれなりのことを、今、大浦議員が言ったように、どこまでどうできるかということをやりにながら、そしてあしたに向かってやっていると、もう皆さんもう何もせん方がいいということになってしまったら、これはもう職員に対しても皆さんに対してももうどうにもならんようになりますから、やっぱり一生懸命やるということでやりにやいかんと思いますから、あとこの経営がどうなっていくかというこの計画、そういったものは後で全協お願いしておりますので、こちらからですね、ぜひそのときよろしくお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 部長、2点、お尋ねします。

再建計画書の中の19年の3月期の予想、この借り入れ総額4億3,454万9,000円はこれは間違えないですかね。いいですか。

それと、けさほど監査報告があつて、ずさんきわまりないというような話があつた第三セクターに対する貸し付けについて、ここを確認したいと思います。

それから、市長の方にお尋ねします。社長の今の退職願は預かりなのか、それとも3億は出せばまた継続するのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、ちょっと待ってください。部長から。

○総務部長（中島 均君） それでは、私の方からお答えいたします。

さきにお示しをいたしました「経営改善計画書」の中の5カ年の損益計算の中の数字の御質問だと思います。これにつきましては、19年の3月予想というふうにしております。これはいわゆる18年度決算でございますが、この中ではいろいろと御議論をいただいておりますこの18年度に未選別の分の、原藻につきましては、先ほどから監査委員の報告にありましたように、原藻につきましてはそういうことでございますけど、未選別の約73トン、これにつきましては要は原料がございます。ということでございますので、この原料のある分のいわゆる在庫処理を

現在やっております。

そういたしますと、売上高で18年度決算でございますけれども、2億8,017万5,000円、それから当然ここがずっと総売上高8,300万の△だとかいろいろこの18年度決算でございますけれども、これは19年3月予想ということにしておりますが、この分につきましては、この作業、いわゆる在庫処理をする関係で、この年度に限り赤字が出るということになります。そういたしますと、どの程度の18年度の赤字が出るのかということになりますと、経常利益のところでは1億6,200万程度上げております。この分がこれはあくまでも予想でございますけれども、この程度が出るということで、先ほど4億3,400万の御質問でございましたけれども、こういったのを合計いたしますと総額で4億3,400万になるということでございます。御理解いただきたいと思っております。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 桐谷社長からは辞表は預かっている、もう出してあるんですね。だから私がそれを受け取るわけにはいきませんよと、とにかく再生に向かって頑張ってくださいということで私が預かっておりますよと。私の一存でそういうふうに預かっております。だからあと、具体的なことは協議会を全協をお願いしておりますから、具体的に数字上げて言いますよ。ぜひそのときによろしく願います。

○議長（波田 政和君） これで質疑を終わりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） それでは、理事者側より全協の申し入れがあっておりますので、ただいまより議員控室で全協をやりたいと思っております。よろしく願います。ちょっと委員さん、移動してください。

午後4時24分協議会

.....
〔全員協議会〕
.....

午後5時20分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員会の付託に省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） 対馬市一般会計補正予算（第6号）に対する反対討論を行います。

私は、本定例会の一般質問において、第三セクターとして設立された株式会社対馬物産開発に対する市当局の取り組みについてただして参りました。その質問の中で、ヒジキ、原藻の在庫不足を指摘し、物産開発より提出された決算報告書は粉飾の疑いが濃厚である旨、発言いたしました。市長は、原藻の劣化等により在庫数量が不足することはあり得る答弁をされました。また、適正な在庫処理で大幅な赤字となることの説明もありました。本日の監査報告は、時間的制限を受けながら実施されたものにもかかわらず、ずさんな経営状況が報告され、その実態はさらに深刻な状況にあることが明らかになりました。私は、もうこれ以上、市民の浄財を放漫経営で運営された物産開発につき込むべきではないと声を大にして訴えたいと思います。

職員も来年度より5%の賃金カットをすることの議案も提出されております。その中には、若くして満足ではない給料で一生懸命家族を養っている職員が、対馬市のためになるならと涙をのんで差し出した賃金も含まれております。また、民間はそれ以上に苦しんでおります。国道を車で走ると、かつて商店街として活気にあふれた地区が、合併を境に人通りもなくシャッターが閉められたままの地区もあります。そんな商店街に行政からの手助けは補助金はほとんどありません。しかし、対馬物産開発は違うのであります。旧町時代にも美津島町の補助金が投入されております。甘え体質の経営が続けられた要因であります。このような対馬市の現状で、果たして再建の見通しのない物産開発に援助をするだけの余裕があるのでしょうか。その財源はどこにあるのでしょうか。

市長、あなたは対馬市の初代市長であります。旧対馬6町をまとめるリーダーであるはずです。もっと対極的な見地から対馬を見てほしい。さらに、市民の世論に敏感に耳を傾けてほしいと願って、私の補正予算に対する反対討論とします。議員諸兄の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 次に、賛成討論ありませんか。22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 私は、短時間でありましたが、監査をしてある程度実態を認識した次第ではありますが、結論だけ申します。

対馬市に対してここで倒産することの影響と、もう一度機会を与えることの影響は、どちらが利があるのかという観点から賛成討論をしたいと思いますが、今貸し付けを行われる、1番議員は補助金と言いましたが、これは対馬物産開発に誤解があるので、補助金は一銭も出されてませんし、出資金と今、今度行われる貸付金ということだけでありますので、それは今の反対討論とは若干質が違うんじゃないかと認識をしております。

そういう観点から、3億の貸し付けは、その中で1億数千万円は現在借入金を返済するために出される金額でありますので、先ほど説明をいろいろ聞きますと、1億7,000万ぐらいの貸

し付けが新たに起こるところ認識をすべきだろうと思うんです。だから3億出して、あなたに3億出しよるといふことと、それは借入金の返済が1億数千万起こるといふ現実から考えて総合すると、もう一度機会を与える、そのかわりに大幅な今後の経営改革、機構改革が必須条件になると思うんです。

それともう一点、もし貸し付けを起こした場合に、今までの責任、そういうものは明確にやっぱりこの会社はすべきであろうといふことを考え、ここで賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（波田 政和君） これで討論を終わります。まだありますか。9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 私も原案に反対の立場から討論を行います。

株式会社対馬物産開発に対する貸し付けの予算に対し、反対の立場から討論をいたします。

対馬市の財政状況を考えると危機的状況にあります。先ほど来、当初予算の報告でも申し上げましたように、そんな余裕は対馬市にありませんよ。そしてまた、先ほど同僚議員の小西議員の方から話がありましたが、市民の額に汗した血税ですよ。自分の立場に成りかわってみてください。我々議会として議会の権能を果たすのが我々の立場だと思っております。私は、反対の方から、これは容易に容認するわけにいけないとこのように意見を述べたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（波田 政和君） 次に、賛成の討論を認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） それでは、討論を終了してよろしいでしょうか。それではこれで討論を終わります。

これから議案第42号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第6号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立少数であります。したがって、議案第42号は否決されました。

日程第15. 議案第43号

○議長（波田 政和君） 日程第15、議案第43号、対馬市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました議案第43号、対馬市長等の給与の特例に関する条例の制定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

平成16年の合併以来、既に3年を経過いたしました。当市は非常に厳しい財政状況が続い

ております。合併当初から財政調整基金や減債基金などを取り崩し、その予算措置を行ってまいりましたが、合併時に持ち寄った基金残もわずかとなり、今後の財政計画の方法等は対策を早急に講じなければならない状況になっております。

自主財源に乏しい当市は、財源の多くを国や県に依存している現状であります。地方交付税をはじめ、国県支出金など年々減少の一途をたどっております。加えて歳出面では、旧町から引き継いだ公債費、類似団体と比較しても多い職員に係る人件費、広域行政区域を有し点在する施設の維持管理費等といった義務的経費が増加し、財政状況はさらに悪化してきています。これまでに各種団体の補助金の大幅な削減や廃止を行ってまいりました。加えて僻地保育料、国民健康保険料といった負担増を余儀なくし、結果といたしまして市民への皆さんへのサービス低下を招く事態になっております。そのため、市長はじめとする常勤特別職、一般職を問わず給与を削減することで、財政の早期立て直し、健全化に向けた取り組みを行うものでございます。

第1条では、市長の給料を合併当初から80%削減し、19年4月から平成20年3月27日までの残任期間中、月額16万円とするものでございます。この大幅な削減は、危機的財政状況に陥ったことなど、一連の不祥事に対する道義的な責任とし、市長みずからが決断された額としております。

第2条では、副市長の給料、合併当初から20%削減し、市長同様残任期間中、月額48万9,600円とするものでございます。なお、附則第2項において、諸問題の連帯責任として、19年4月及び3月に支給する給料をさらに5%削減することといたしております。

第3条では、教育長の給料を合併当初から20%削減し、副市長の残任期間にあわせ、その期間中、月額47万2,000円とするものでございます。教育長につきましても、副市長同様の重責を担うことから、附則第2項において、平成19年4月及び5月に支給する給料をさらに5%削減することといたしております。

第4条では、市長、副市長、及び教育長に支給する期末手当の基礎額についても、削減後の給料月額を基礎とすることといたしております。附則で条例の施行日を平成19年4月1日と定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） この市長の第1条の中に、月額16万円というてありますけど、なぜ16万円になったんですかね。これ。理由を教えてください。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 先ほど提案理由の中で説明を申し上げましたように、市長みずから

の決断ということで私の方に指示がっております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 市長はまだ全容説明がされていない時点で、別にその何のためにこの16万にするわけですか。まだ一つの事件は全容説明がなされていない状態。そうですね。で、一つの問題は裏金の問題でしょう。自分がした罪ではないのですから、別に自分で責任とる必要は要らんじゃないですか。言うこととすることとちょっと違うとないですか、これは。丸々もろうてもいいとですよ。それだけの責任を自分が持って行政をやっていきよるとでしょうが。何で16万にせにやいかんとや、これ。市長。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） もうるる今まで申し述べたとおりであります。職員の5%カットに対する助役20%、私が30%プラス・アルファ。プラス・アルファというのが一連の不祥事も含め、今回のこういったことも含めて管理責任ということで50%上乗せして80%、80万の80%ですから二八、十六万ということになります。もちろんそれは、前年度の住民税、市民税、所得税、あるいは共済の短期・中期ということになりますと、20何万ですから足りませんので10万ぐらい手出しせにやいかんと思いますけど、それでよかろうということしております。大体やっぱり信頼回復に努めるといって痛みを感じるのは当然だろうと思いますので、そういたしました。

全容説明につきましては、前から申しておりますように、まだ全容説明一つもなっていませんが、しかし、これは皆さんはもう全容説明なったじゃないかどうだといろんな話があります。今あなたのような話もあるし、もう全容説明と見ていいじゃないかと、助役はもう抗争もしてないじゃないかという話もあります。それは勝海舟じゃないですけど、毀誉は他人の主張、リーダーはリーダーああだこうだというのは、三人の皆様それぞれ考えて言ってあるわけですから、決めるのはやっぱり「行蔵は我に存す」という勝海舟が言ったことを今思い出しているんですが、やっぱり自分で決めにやいかんなどと思まして、実は今、総務部長が言いましたように、そういったことで、自分ができるだけ痛みを感じて、あと残る任期の4年の付託を受けておりますから、何とか信頼回復に努めたいというそれだけのことであります。よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） ちょっと言うことが違うて私は、私も一般質問で進退の問題を言いました。そのときにプラス・アルファを考えておりますということで話をされた。それで、きょうのまた答弁の中でまだ全容説明はなされていないとされた。それでは別に責任をとる必

要は要らんやんですか。そげん。そのいやまだまだもうこれで終わりますからですね。そこまで何でその自分の形づくりにするためしか考えられんていうような格好やないですか。これ。別にそのプラス・アルファとか16万にならんでもいいですよ、これ。市長の今までの答弁の話から言えば、別にこれ16万にする必要要らんとですよ、丸々もろうてもいいわけですから。それは皆さんにこれは自分で表示をあらわすだけの格好やろうて私は思いますけどね。もう少しそのところをよく進退は考えられた方がいいじゃなからうかと思えますけど。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） これは今までの議会の中でもあらゆる機会の中でも、皆さんが責任責任責任で言うてこられたそれに対してずっと言うてたはずです。全容説明後に出所進退を明らかにしますていうのはあなたが言うてたとおり。おっしゃるとおり。しかし、全容説明ていうのは何かていうことをよくいろんな人が聞きます。それは全部説明されるのが全容説明じゃないねて。まだあと二つ残っている。確かにそのとおりです。そうおっしゃったから、これが全容説明で今まで言うてきたけれども、このままいきよると任期いっぱいそうになってしまうんじゃないかということになると、あいつは口のうまいやつじゃということになるじゃないですか。だからここではやっぱりこういう3月という一つの切り目だから、やはり1年間残っておりますけどね、これはやっぱりここでも全容説明できたと逆に解釈を変えてでもせんと、このまま行きよつたら任期いっぱいそうになってしまうていうことでの私の判断ですから、それをあなたがいろいろ言われるのはそれは見解の相違と言わざるを得ません。

以上です。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 全容説明をよく言われますけれども、私は実質的に全容説明は終わったとそう確信しております。今職員が2人抗争しておりますけれども、これはもう枝葉の問題なんです。だから、現在はもう全容説明のときだ。そして今30%カットしておられますが、それはその不祥事の問題ですね、入札に係る不祥事の問題が中心だったと思うんです。

そして、今度80%にされるわけで、されようとしておられますが、これは今回の対馬物産開発の問題とか、裏金の問題とかそういうのが加味されていると思うんです。ところが、80%カット、1年間こういう例は私はわかりません。全国に多分こういう例はないんじゃないかと思えますね。それほど市長自身が自分の責任を感じてあるわけでしょう。じゃあそのあなたは給料は16万になっても生活は困らない、びくともしないと思いますが、それと責任のとり方は私は違うと思うんです。金で責任をとるというやり方は私は政治家のとるべき立場じゃないと。潔く職を辞して、そしてまたあなたがその気があるなら改めて市民の真意を問う、それこそ松村市長のとるべき態度である。そのことを申し上げておきたいと思えます。

○議長（波田 政和君） 答弁要りますか。（「いやいや」と呼ぶ者あり）しますか。はい、どうぞ。

○市長（松村 良幸君） 武本議員、るる今まで話してたことですから一番よく知ってあると思います。何もなしでいや信頼回復を努めますって、それはどうしようもないじゃないですか。そうかといって、私もあなたが言うようにそれは潔く辞して真意を問うことが一番だと思います。そう思っています。

ただ、この後もずっと今まで話したじゃないですか。るる。今、市が選挙をするとやっぱり5,000万前後の金がかかるようですよと、国政で六千二、三百万かかりますと。だからそこに上乗せすると委託料の中で市の選挙もできますねと。大きな金が要りませんねということで、あるいは私がしてやっても、また残任期間というのがよしんば当選したところで残任期間というのがありますから、また1年後に選挙せにやいけません。そしたら、市としても1億以上の金が要るということだったら、これはやっぱりすべきじゃないかなということで、先ほども申しましたように、この県議選にぶつけられんかなと思ったんですが、これは統一地方選には上乗せはできないという特例法がありまして、これもできんということですから、今、選択肢は幾つもありますよという中で、今回こういったふうにやっぱり50%ですよ、30%じゃないで、30%は何回も言っておりますように、あなたはそれを理解してくれんで、これで2回目3回目ですが、職員の5%に対する30%です。給与カット。だからあと50%がもろもろのいろんな不祥事ははじめ、物産開発、こんなふうに御迷惑かけた点で、こういったことでの50%ですから、50か30が逆じゃございません。30はあくまでも職員が5%、助役、教育長が20%、私は30%、プラス・アルファが50%ということですから、御理解賜りたいと思います。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 選挙したら5,000万とかかかると。（「一般財源がですよ、私やないです」と呼ぶ者あり）かかりますよね。（「市の金が」と呼ぶ者あり）かかりますよ。ところが、あなたは自分が再選されたら、また来年選挙せにやいかん。（「よしんばて言ったです」と呼ぶ者あり）今、初めてよしんばていう言葉をされました。以前は、あなたはまた1年後にせにやいかん。自分が勝つことを前提にそういう話をしなきゃいけません。そういうレベルの問題じゃないんです。すぐ金のお話をされるでしょう。選挙したら5,000万円、2回したら1億、選挙を金で決断をしたらだめですよ。決意はちゃんと政治家として今この責任とってどうするか、やめるかどうするか、そこにポイントがあるわけであって、金がかかるかどうかどうだこうだという問題じゃない。もし今後選挙されてね、対立候補が当選した場合は4年間あるわけですから、差し引き1年しかむだはないんです。どうですか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 財政再建途上にあるんですからね、10万100万の金もやっぱり市としては経営する、推計するものとしては考えるんですが、金のことはそれは言いますよ。金言わなんから何でその信頼回復に努める、何、上手なことを言うなてあなたは言うじゃないですか。一緒のことですよ。だから、見解の相違です。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則37条2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号、対馬市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第43号は可決されました。

日程第16. 議案第44号

○議長（波田 政和君） 日程第16、議案第44号、対馬市職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました議案第44号、対馬市職員の給与の特例に関する条例の制定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

先ほど上程いたしました議案第43号、対馬市長等の給与の特例に関する条例の制定同様の趣旨により、財政状況の悪化は市民に転嫁することは不条理であるため、我々職員も財政の早期立て直し、地域の活性化に向けた取り組みとし、同条例を制定しようとするものでございます。

第1条では、新給料法を適用している職員の給料を、平成19年4月から平成20年3月まで

の1年間、給料月額から100分の5を削減しようとするものでございます。

第2項では、平成18年、人事院勧告により、減給補償をされております職員の給料を平成19年4月から平成20年3月までの1年間、給与月額から100分の5を削減しようとするものでございます。

第2条では、任期付職員についても、19年4月から20年3月までの期間において、他の職員同様、給料月額から100分の5を削減するものでございます。

また、条例制定において、第1条から第3条までの給料月額の削減については、19年度の1年間と定めておりますが、今後の財政状況を見極めながら、最大で4年間、平成22年度までの削減も視野に入れております。

第3条では、職員及び任期付職員の給料月額に基づいて算定されるべき手当と、1時間当たりの給与月額を削減後の給料月額を基礎とするように定めております。なお、附則第2項において、対馬市教育委員会事務局に勤務する指導主事については、長崎県の職員であることから、この給与の特例に関する条例は適用しないことといたしております。附則で、条例の施行日を平成19年4月1日と定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第37条2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号、対馬市職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第44号は可決されました。

日程第17. 同意第1号

○議長（波田 政和君） 日程第17、同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（松村 良幸君） 同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明をいたします。

同意第1号の説明を申し上げたいと思います。同意第1号の教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定によりまして、3年間の委員をお願いしておりました小島政之氏の任期が4月30日で満了となることに伴いまして、同氏を再任することといたしたく同意をお願いするものであります。

小島氏につきましては、この3年間、教育委員及び教育委員長として、教育行政の刷新に取り組んでいただいたところです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

日程第18. 同意第2号

日程第19. 同意第3号

日程第20. 同意第4号

日程第21. 同意第5号

日程第22. 同意第6号

日程第23. 同意第7号

○議長（波田 政和君） 日程第18、同意第2号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第23、同意第7号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についての6件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 同意第2号でございますが、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

説明を申し上げます。同意第2号の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定によりまして、3年間の委員をお願いしておりました中村忠康氏の任期が4月の30日で満了となることに伴いまして、同氏を再任することといたしたく同意をお願いするものであります。

中村氏につきましては、もうよく御承知のとおり学識経験を有され、人格識見とも申し分ないとの確信をいたしております。よろしくをお願いいたします。

続けて第3号からもいいのかな。（「いいです。どうぞ」と呼ぶ者あり）

続きまして、同意第3号の説明を申し上げます。これは対馬固定資産評価審査委員会委員の選任でございます。同じく、同意第3号の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、先ほど同様、地方税法第423条第3項の規定によりまして、3年間の委員をお願いしておりました前川佐久美氏の任期が4月の30日で満了することに伴いまして、同氏を再任することといたしたく同意をお願いするものであります。

同様、この人も前任者同様、学識経験を有され、人格識見ともに申し分ないと確信をいたしております。よろしく申し上げます。

それから、同じく同意第4号、これも固定資産評価審査委員会の委員さんですが、先ほどの同法の423条第4項の規定によりまして、前任者の残任期間の約2年間、委員をお願いしておりました阿比留晴二氏の任期が4月30日で満了することに伴いましての同氏を再任することといたしたく同意をお願いするものであります。

皆さん、学識経験を有され、人格識見とも申し分ないと思っております。

次に、同じく固定資産評価審査委員会委員の5号でございますが、先ほどと同様、3年間の委員をお願いしておりました阿比留義教氏の任期が4月30日でやっぱり満了ということに伴いまして、同氏を再任することといたしたく同意をお願いするものであります。

それから、同意第6号、同じく固定資産評価審査委員会委員の選任であります。同じ条文条項の規定によりまして、3年間の委員をお願いしておりました緒方重頼氏の任期が4月の30日で満了することに伴いまして、同氏を再任することといたしたく同意のお願いでございます。

第7号、同じく固定資産評価審査委員会委員の古藤好郎氏の任期が4月の30日、同じく満了

となることに伴いまして、同氏を再任することということでの同意をお願いするものであります。それぞれ皆さん、ことしももちろんですが、固定資産評価につきまして学識経験を有され、人格識見とも申し分ないと確信をいたしておりますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

同意第3号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

同意第4号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

同意第5号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

同意第6号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

同意第7号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

日程第24、発議第5号

○議長（波田 政和君） 日程第24、発議第5号、対馬市議会議員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。13番、小川廣康君。（「違っております。提出者が2名になって賛成者が1名になっています。休憩を」と呼ぶ者あり）休憩します。

午後6時01分休憩

.....
午後6時01分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

13番、小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） ただいま上程されました対馬市議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

発議第5号、平成19年3月19日、対馬市議会議長波田政和様、提出者、対馬市議会議員小川廣康、訂正をお願いしたいと思います。賛成者、対馬市議会議員大部初幸、同賛成者、対馬市議会議員作元義文。対馬市議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

別紙、対馬市議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、対馬市議員報酬及び費用弁償条例（平成16年対馬市条例第41号）の一部を次のように訂正をいたします。第5条第2項中「100分の25」を「100分の20」に改める。

附則、施行期日、1、この条例は、平成19年4月1日から施行する。報酬の減額、2、平成19年4月から平成21年5月までの間における議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の報酬月額、第2条第1項に定める額から100分の5を減じて得た額（以下「減額後の報酬月額」という。）とし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額についても、減額後の

報酬月額としようとするものであります。

また、附則第2項は、現在支給されている議長の報酬月額36万円、副議長の報酬月額30万6,000円、常任委員長及び議会運営委員長の報酬月額29万3,000円、議員の報酬月額28万8,000円を、平成19年4月から議会議員の任期満了となる平成21年5月までの間、報酬月額をそれぞれ100分の5を減じた額とすることとし、期末手当の額の算出基準となる報酬月額についても、減額後の報酬月額とする一部改正であります。

なお、本案は、財政厳しい状況の中、議員みずからも減額する条例でございます。議員皆様の御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号、対馬市議員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり決定されました。

日程第25. 発議第6号

○議長（波田 政和君） 日程第25、発議第6号、議員定数調査特別委員会設置についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。13番、小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） ただいま上程されました議員定数調査特別委員会の設置に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

発議第6号、平成19年3月19日、対馬市議会議長波田政和様、提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、対馬市議会議員大部初幸、同じく賛成者、対馬市議会議員作元義文。

議員定数調査特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

まず、提案理由でございます。県内各市においても、議員定数に関する調査等の動きがあつて

いることにかんがみ、対馬市議会としても対馬市の現在の厳しい財政状況にあることを考慮したとき、現在の議員定数について、議会みずから調査する時期にきているものと判断され、去る3月8日に開催されました議員全員協議会において、早急に調査特別委員会を設置すべきとの申し合わせがなされ、この定例会に議員発議として提出することに決定されたところであります。よって、ここに別紙の案を添えて提出するものであります。

別紙、議員定数調査特別委員会の設置に関する決議、次のとおり、議員定数調査特別委員会を設置するものとする。

記。1、名称、議員定数調査特別委員会、2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条、3、目的、対馬市議会の議員定数に係る調査研究、4、委員の定数8名以内、5、期限、調査が終了するまで閉会中も調査を行うことができる。

以上でございます。よろしく御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号、議員定数調査特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩します。議員各位、全員協議会をただいまより開きますので、議員控室にお集まりください。

午後6時09分協議会

.....
〔全員協議会〕
.....

午後6時22分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

お諮りします。議員定数調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、小宮政利君、畑島孝吉君、初村久藏君、小川廣康君、糸瀬一彦君、大浦孝司君、武

本哲勇君、中原康博君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議員定数調査特別委員会の委員は、小宮政利君、畑島孝吉君、初村久藏君、小川廣康君、糸瀬一彦君、大浦孝司君、武本哲勇君、中原康博君に決定しました。

暫時休憩します。

午後6時23分休憩

午後6時23分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

ただいま議員定数調査特別委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので報告します。

委員長に小川廣康君、副委員長に畑島孝吉君、以上のとおりです。

日程第26. 発議第7号

○議長（波田 政和君） 日程第26、発議第7号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致に反対する決議についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。24番、畑島孝吉君。

○議員（24番 畑島 孝吉君） 発議第7号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致に反対する決議について、会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。平成19年3月19日、提出者、対馬市議会議員畑島孝吉、賛成者、対馬市議会議員阿比留光雄、同じく初村久藏、同じく吉見優子、同じく桐谷徹、同じく宮原五男、同じく大浦孝司、同じく小川廣康、同じく大部初幸、同じく作元義文、同じく武本哲勇、同じく桐谷正義、同じく扇作エ門、対馬市議会議長波田政和様。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致に反対する決議（案）、高レベル放射性廃棄物の最終処分場を対馬市内の誘致しようとする運動が、陰に陽に進められており、ここにきて賛否両論が公然と論ぜられるようになり、やがて市民感情を二分する深刻な状況になることが懸念される。

この廃棄物は、原子力発電所で使用済みになった燃料を再処理場でプルトニウムとウランを取り出した後に残る「死の灰」で、これをガラスと一緒に固め、ステンレス容器に詰めたものである。この容器一個で長崎原爆約20発分以上の「死の灰」が詰まっており、これを4万個も地下300メートル以深に埋めるという。幾ら地下とは言っても、その死の灰の毒性がなくなるまでには、数万年とも数十万年以上とも言われ、その間、何が起こるか科学者も証明できないのであ

る。したがって、原発が日本で稼働して40年になるのに、この最終処分場が今日も至るも決まらないいわゆる「トイレのないマンション」と言われるゆえんである。

この問題を考える場合、交付金と職場の確保が言われるが、逆にその風評被害でどれだけの農畜水産物に損害を及ぼすかはわかり知れない。観光と第一次産業を融合させたまちづくりなど「絵に描いたもち」になってしまうし、被爆県長崎にあつて孤立の道を歩むことになるだろう。さらに言えば、対馬を離れ、対馬を思い、本土で頑張っておられる人たちに、核のごみの島を故郷にさせてはならない。そのことが対馬に生きる我々の使命である。

以上のとおり、その危険性と風評被害と孤立の道を選択するのではなく、風光明媚な先祖代々受け継いできた対馬と、その人情豊かな島民性を守り抜くことこそ、子々孫々に対する我々の使命である。したがって、高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致に絶対反対である。以上、決議する。平成19年3月19日、長崎県対馬市議会。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） 提出者に大卒で3点ほど質疑をさせていただきます。

まず、第1点ですが、今やっと島内で議論が始まったという段階でございます。すなわち時期尚早ではないか、まだ議会として結論を出すのはまだ早いんじゃないかということでございます。と申しますのは、私どもの議会、さきの定例議会、そしてそれから臨時会もございました。流会になっております。そのように、まだ市民から信頼の回復を受けていないような状態でこのようなことを決めることは、まず時期尚早であるということを考えをいたすことがまず第一でございますね。

それと、2点目でございますが、この反対する決議案についてでございますが、上から4行目ぐらいですか、「使用済みになった燃料、再処理場でプルトニウムとウランを取り出した後に残る死の灰」というふうに括弧書きで書いてありますが、多分その再処理というのは、プルトニウム計画におけるものだと思うんですが、その「死の灰」とはいかなる灰かということですね。

それと、これに関連して、この下の方でございますが、この容器一個で長崎原爆の20発以上のものがあると。私は戦後の生まれでございますから、長崎原爆というのは知る由もないでございますが、基本的なことはわかっております。いつ起きたのかというのはですね。たくさんの方が亡くなったのを把握しておりますが、このように200発以上という明記されるわけでございますので、長崎原爆というのはいかなる原爆であったのか、この説明をお願いしたいと思っております。

それと、この要望書がこの本議会に来たときに（ ）上げました。これは3月2日の分でございます。これは元町議会議長代表一同ということで、これをめくってみますと、上に、元厳原町議会議長梅野勝助さんという方から始まって、きょうはおいでのようにございますが、一番下に、元上対馬町議会議長畑島とうたっておりますが、これは畑島さん、議会議員の名前でよろし

ゆうございますか。この名前は、畑島で書いてあるのは。（「一緒です」と呼ぶ者あり）一緒でしょうね、どうなんでしょうね。偽者やったら困りますからね。一緒ですか。わかりました。

では、そのこの文のくだりは非常に読むだけで感動するわけですが、このお手元にはないと思います。これは、この議会の当選のときに配付されたものでございます。「我々町議会議長代表者は一同としてこの誘致運動に大いなる不安を抱えると同時に、対馬市の未来が暗雲に閉ざされるんじゃないかと懸念をいたします」と。それはそうでしょう。安全性の確保がまだできていないんですから、それは当然のことでございます。そして、下の方にこうも書いておりますよ。「我々代表一同も、ただ誘致反対と連呼するのではなく、当問題に対してもっと掘り下げた知識の習得に努め、市民とともに議論や勉強会を継続的に開催し、市民の適切な判断ができるように取り組んでまいります」と。こういうふうなことで要望書が出され、提出者の畑島さんの名前も入っているわけでございます。

昔、「和をもって貴しとなす」と言ったあの聖徳太子は、5人の言葉を1回で理解できたそうでございますが、このような短い期間で市民に判断ができ得るような取り組みをされたのか、非常に矛盾点がありますが、以上3点を先にお願いたします。

○議長（波田 政和君） 24番、畑島孝吉君。

○議員（24番 畑島 孝吉君） 一人で何項目も聞けませんので、聞き落としがあるかもしれませんが、お答えをいたします。

論議が始まって早々に、早いじゃないかというような要点のようでございますが、これは私なりに判断をいたしますと、まず、知事が、おかなりの早い時期だと思いますが、早々に被爆県として絶対受け入れられないと。また、松村市長さんにおかれましても、記者会見等、またいろんなそういう団体、あるいは今回の議会におきましても、安全性が確認できず風評被害が心配で誘致はしないとそう考えておるといことです。

言葉を返すようですけど、先だっの会合で、原子力発電環境整備機構ですか。の方が、知事や市長が反対すれば事業は推進しないと明言してあるわけですね。そういう点で我々も勉強不足ですけど、私なりには提案してでもいいんじゃないかという点で提案をいたしております。また、「死の灰」の件ですけど、やはり長崎原爆、広島原爆、原爆してでも「死の雨」とか「死の灰」とか、通常使われた言葉ではないかと私はそう思っております。

長崎原爆20発、私もいろんな資料の中でそういう表現がされておりますので、科学者でも私はもちろんありませんし、そのどういう長崎の状況であったかということは私の親父は知っておるわけですね、私の親父は。看護兵で。個人的なことを申し上げて済みませんが非常にやっぱりひどかったと。そういう点から20発がどれ相当かということは、大体想像していただければわかると思います。

要望書ですけど、私は正直に申し上げまして、反対の要望を先輩の議長さん方から御相談がありまして、私もそういうつもりでありますし、署名には応じますよということで、ああ本当に無責任のような言い方ですけど、具体的にその文案に対してはよく承知しておりません。きょうはその要望書を持って来ておりませんので。しかし、やっぱり文章のいろんな書き方の中でそういう表現もあるのかなという私は判断をしております。

○議長（波田 政和君） 3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） あのですね、こういうふうに反対決議をするということは、提案者ですから、プルトニウムが何なのか、ウランが何なのか、特に原子爆弾がされましたけども、原子爆弾というのはどのように恐いのか、それを十分把握の上で反対する決議は私は書かれるべきと思いますが、そうしなければ、このように出すわけですから、死の灰は何なのか、それはわかりませんよと言われて、もしかしたらその辺が落ちている灰かもしれませんよ。ね。提案者はもっと理論的にできるように、そうしなければ動議の余地がないじゃないですか。（「委員長」と呼ぶ者あり）いややめん、私は異論があります。

あのですね、死の灰というのは、言われるように、これは核分裂をしたときのまあいりいろいろございますが、その一部だと思います。そして、長崎原爆は確かに恐い。しかし、戦後もう61年を迎えているんですよ。その段階においてあれだけの復興を成しておる。一時は100年以上は草木も灰などと言われていました。今はどうですか、あの範囲は。というのは、言われる「死の灰」というのは、原子爆弾が爆発したときに、これはプルトニウム—239ですから、爆破したのは。基本的なことは把握してから議論してもらわにやいけませんよ。239がして、セシウムによる放射線なんですよ。言うてもわからんかもしれんな。（笑声）（発言する者あり）そういうね、そういうことをよく把握してから物を言わんと、ただ決議しますという。

それともう一つ、先ほどの要望書ですけどね、何ですか、先輩が持って来たから応じましたと。ね。（発言する者あり）そう言ったじゃない。ね。承知もしてないのにとか何か発言されましたが、何のための議会なんですか、これは。よく理解をして言われるように。私はこれは大事ですよ、よく理解をしてね、書いてあるじゃないですか、「勉強会など継続で掲載し市民に判断を仰ぐように取り組んでまいります」と。今始まったばかりですよ。時期尚早ですよ。もう一回。

○議長（波田 政和君） 24番、畑島孝吉君。

○議員（24番 畑島 孝吉君） あのですね、私は承知も何もしてないとか、要望書にですね。言っていないですよ。言葉じりを取らないようにしてくれませんか。時期が早いとか遅いとか言うた、小宮議員から見れば早いと思われる。それぞれのやっぱり立場で早いか遅いかは変わってくると思うわけですね。私はある面では混乱するかもしれないという、早くてもいいじゃないかという、そこらあたり根底が若干私と違うもので発言の仕方がそうなると思いますけど。私

はいい時期ではないかなと。決して議会で決議したからいうて封殺とか議論を（ ）しているようなことはありませんので。（「私は一般的にそういうふうなこと（ ）やけん。議長」と呼ぶ者あり）

○議長（波田 政和君） 3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） これを決めても議論を封殺することはないということですよね。まあならば、基本的にはこういう大きい問題は、議論を重ねて、そして住民による決断を仰ぐのが一般的であり常識的だと思いますが、このような決議をして、でも後でまた住民投票ということも視野に入れた決議案でございますか。

○議長（波田 政和君） 24番、畑島孝吉君。

○議員（24番 畑島 孝吉君） 住民投票ですね、それはそれなりの署名でも集められて、そういう法的に整えば、私はそういうのを制止はできないとそう申し上げておるわけです。

○議長（波田 政和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。（発言する者あり）討論ですね、16番、上野洋次郎君、反対討論。

○議員（16番 上野洋次郎君） 反対討論をさせていただきます。

今、この対馬島内にはもちろん、日本全国各地において、この高レベル放射性廃棄物処分に関する議論がなされていることは承知のとおりであります。ここは何よりもまず処分場の安全性はどうか、あるいは必要性があるのか、もう少し冷静な議論を続けていくことが大事ではないでしょうか。

市民の間でもいろいろ議論が交わされている中であって、我々議会で十分な議論がないままこのような結論を行うことが全くもっと遺憾であります。（「そうだそうだ」と呼ぶ者あり）間違ってもらいたくないのは、この議論は誘致イコール建設ではなく、調査に応募するための議論であります。

市長も先日、私の一般質問において、市民の議論は封殺しないと答弁されました。この対馬をこよなく愛し、対馬の明るい将来のためにいろいろなことを考えていくという方向性は皆さん一緒ではないでしょうか。対馬の将来の発展に寄与するかもしれないこの問題について、今この状況下で対馬市議会として一定の判断を下すことに対し、私は時期尚早ではないかと考えております。

以上のような考えから、高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致に反対する決議に対し、反対いたします。

○議長（波田 政和君） 賛成の立場での討論はありますか。（発言する者あり）賛成ですか。

（「賛成です」と呼ぶ者あり）20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 私はこの決議案に賛成の立場から討論を行います。

先ほど小宮議員がいろいろ質問されましたけれども、長崎原発の20発分が一つの要求に入っているというふうに書いてありますが、原発は広島型原発と長崎原発とこれは種類が違っていました。広島はウランを原料にした原爆です。長崎はプルトニウムを原料とした原爆であります。そして、長崎型の方がプルトニウムの方が1.数倍強いわけですね、放射能が。だから広島原発の場合は1つに30発分のもが入っているというふうに言われております。それから計算すると長崎型の原爆は1個に大体20発分以上の放射能が含まれているというふうに解釈しているわけです。風評被害の問題も非常に大きな問題であるわけです。

今は論議をすればいいじゃないかと、論議をしたらいいんですよ、しても。してもいいけれども、これが町を市を二分し、そしてお互いに仲良くしてた者同士がいがみ合ったり何かせにゃいかん。しかし、もうこの段階から、もう例えば壱岐の島、あるいは五島地区、こういうところから反対運動が起こっているわけです。そして、決議案にも書いておりますように、対馬から出て行った人たちが、この対馬の自然を、対馬の自然とおいしい魚、シイタケ、こういうものが自慢ができない。こういうみじめな姿にしていいいのかどうなのか。これは論議をする以前の問題なんです。交付金がある。ある程度来ますよ。交付金があればだんだんたくさんの交付金 cameたら、地方交付税が減額されるんです。丸々減額されるとは言いませんけれども、だから六カ所ぐらいにしても、原発がある市町村はほとんど地方交付税は不交付団体であります。そのようにマイナス面が出てきます。

そして、従業員が職場が広がると、ある程度広がると思いますけれども、これは非常に高度な技術が要りますので遠隔装置でないとその処分はできないと。運搬にしてもそうです。放射能を出しているわけです。これを4万個。今、小宮議員は、長崎原爆が死の灰がなくなるのに100年かかると言われたが、10年ぐらいか何か知らんけれどもなくなったと。それはばらまいたからそうなんです。あれを20発分、1個で20発、それを4万個置くわけです。それをばらまいたらどうしますか。日本全国が死の灰で埋まってしまうんです。だから、いろんな形でガラスに入れたり、ステンレスで固めたり、粘土質で覆ったり、そして地下300とか1,000メートルに埋めるわけです。それほど危険なものなんです。

だから、私は特に強調したいのは、この風評被害は、受け入れ調査を申請した段階から風評被害が始まります。これは分かりきったことを、しかも農水産物にしても今は100何十億の水揚げだと思いますけれども、これが10%20%風評被害受ければ、これがまた何十億という被害になるわけです。シイタケにしてもそうです。あらゆる生産物がそう打撃を受ける。そし

て、このふるさとをそういう核の墓場にしてはいけない。これを理解できないちゅうのは、どうも私は議員として資格がないのではなかろうかというふうに言わざるを得ません。（笑声）

以上をもって賛成討論といたします。（「反対討論」と呼ぶ者あり）

○議長（波田 政和君） まだやりますか。（「はい」と呼ぶ者あり）3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） 私はこの決議案には反対でございますので、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど20番議員さんから、そういうことじゃ議員は失格じゃないかということでございますが、じゃ私なりに反対の趣旨を述べさせていただきます。

まず、先ほど長崎原爆の話をされました。確かにプルトニウム-239です。そして、たくさんの方の被害があったことはもちろんわかっております。ただ、理解していただきたいのは、先ほど爆発したら——爆発じゃなくて長崎にあれだけのものを持って来てばらまいたらどうなるかというお話ですが、御存じのように、原子爆弾は、長崎にはプルトニウムですよ、239です。そして核分裂を起こして、そして放射線が出るんですよ。今回は、その原子力発電で使った分をプルトニウムとウランを取り出すんですよ。だから原爆の材料であるプルトニウム-239、ウラン-235、これは取り出すんですよ。だから（ ）ないと爆発するという話ですけども、爆発はしないんですよ。それを取り出して残ったもの、これが核分裂生成物というんです。セシウムもあります。ね。ジルコニウムあります。ネプツニウムあります。4種類か5種類あります。それが残るからそれを反対案の中に書いてありましたけれども、ガラで固めるんですよ。そして、二、三百メートル下に埋めるわけです。そういう工程ですから、皆さんよく爆発したらどうするんかという話をしますが、爆発のウランもプルトニウムもないんですよ。まずそれが一つですよ。ね。

それと、先ほど申し上げましたけれども、長崎原爆を落として、それとかなりの被害をされました。60年です。なぜ60年ぐらいで回復したか、これは核分裂を起こすときに、セシウム-137が出ます。これが非常に強い放射能を帯びているんですよ。強く出すということはその物質が早く安定化するんです。だから強く出した場合は早く終わるんですよ。セシウムの半減期は約30.5年です。だから今は世の中（ ）できるんですよ。そのようなものをですよ、もしこれ施設ができるとしても、あと40年50年後ですよ。そうすると、今まで経った時間と原爆が落ちて経った時間と一緒にぐらいになりますから、セシウムももうほとんどないような状態なんですよ。それを下に埋めるということです。300メートル以下に。ということでございますから、もっとそういうふうな基礎的な分野を、畑島さんも要望書の中に書いてありますように、もっと基礎的なものを勉強して、皆さんで、そして議論をすればいいじゃないですか。その中において、一番肝心なのはこの放射能をどうして遮へいするかです。これを科学的にぴしゃっとで

できれば、そのことも皆さんでよく考えて、最後には住民にその決断を仰ぐ、というのが、私は議会としてもとる立場だと思いますけどね。ということです。

まず、勉強するということ、基礎的知識を勉強して、そしてやりましょう。そういうことです。以上。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） 賛成の立場から討論させていただきます。

小宮議員、すばらしい、科学者みたいな説明で、ありがとうございます。で、自席におられるときに、みずから、まだ安全性を確認されてないことを言われました。それでですね、それで、結局、世界じゅうどこでも、やはりこの地層処分はまだしてないんですね。計画は、アメリカの方はちょっとあって、今ちょっと中止になっております。

まあ、そういうこともありまして、それで、また、埋めたとしても、300メートル以上の深いところに埋めて、して、それでもなおかつ100万年以上たたないとこの放射能が消えないというようなことも書かれております。

そういうことからして、安全性は確保されないと思いますし、まだ、地層処分についても、いろいろな学者の方が、やはり安全性は確認できないということを書かれているようでございます。

で、私は思うんですが、やはり交付金とかいうのは、やっぱり、今、対馬で、過疎化、いろいろの関係で魅力的だろうとは思いますが、こんなことで対馬を核の島にしてはならないと思うんです。それはなぜかと言いますと、やはり、私たち議員は、今ここにおる議員、それぞれ傍聴者の方、理事者の方、それぞれ——地層処分しても、地層処分して応募したとしても、予算は今現在入ってくると思います。だけど、この、一番その被害をこうむるのは、これは、30年から50年後ぐらいしかまだ埋めないわけですから、そのときの子供たち、私たち——もう私も、まずは、今、対馬に2歳でおりますが、その孫たちが、30歳、それを越したときに、そのガラス固化体ちいうんですか、それが運び込まれます。私たちは、そういう意味で、無責任に、子々孫々まで——自分は今いいですよ、いいでしょうけど、そこまでようと考えないと大変なことになると思います。

そして、やはり対馬を出ていかれた皆様方、すばらしい対馬をふるさととして思っておられます。東京対馬会、関西、福岡、長崎と、いろいろ対馬会の方、一生懸命頑張って、対馬をどのようにしていこうかということを考えてあります。そういうことで、この対馬が核の島になったらどうなりますか。そして、対馬は、被爆県の長崎でございます。そしてさらに、対馬市は非核平和都市宣言もしております。

そういう意味からして、私は、絶対、この誘致問題には反対したいと思います。

以上です。（拍手）

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） これで討論を終わります。

これから発議第7号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致に反対する決議についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、発議7号は原案のとおり可決されました。

日程第27. 発議第8号

○議長（波田 政和君） 日程第27、発議第8号、議会議員辞職勧告決議（案）についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中原康博君の退場を求めます。

〔21番 中原 康博君 退場〕

○議長（波田 政和君） 本案について、提出者の提案理由の説明を求めます。10番、桐谷徹君。

○議員（10番 桐谷 徹君） 発議第8号、平成19年3月19日、対馬市議会議長波田政和様、提出者、対馬市議会議員桐谷徹、賛成者、対馬市議会議員小川廣康、同、作元義文、同、大部初幸。

議会議員辞職勧告決議（案）、本議会は、対馬市議会議員中原康博君に対し、次の理由により議員を辞職されることを勧告する。提案理由、中原康博議員においては、平成16年8月10日、対馬市が発注した対馬中部地区ごみ中継施設建設工事の指名競争入札において、当人が元社長であった中原建設に有利な金額で落札させようと計画し、廣田前助役、前市民生活部長、前市民生活部次長から設計金額を聞き出し、入札の公正を妨害した容疑として、平成18年2月22日、対馬南警察署に逮捕され、同年3月15日、長崎地検より起訴された後、同年11月22日、有罪が確定したところであります。

この事件は、中原康博議員が対馬市議会の当時の厚生常任委員長としての要職の立場を利用し、設計価格の漏えいを強要したことによるものであり、過去に例を見ない大不祥事であります。

住民全体の代表者として（ ）議員の品位及び信頼と対馬市民並びに対馬市議会の信用の失墜、混乱はともに大きく、議員の資格はないものに等しいと思慮されます。みずからをもって議員を辞職すべきであるが、いまだに辞職する気配もないことから、ここに当人に対し議員辞職を再度勧告するものであります。

議員各位の御賛同よろしく申し上げます。

○議長（波田 政和君） ちょっと傍聴席、注意しときますけども、この、発言がありよるとき黙ってもらえませんですかね。いいですか。よろしく申し上げますね。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号、議会議員辞職勧告決議（案）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、発議第8号は可決されました。

暫時休憩します。

午後7時03分休憩

.....
午後7時12分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

お諮りします。各議員へ配付のとおり、追加議事日程として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程に追加して議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第9号

追加日程第2. 発議第10号

追加日程第3. 発議第11号

○議長（波田 政和君） 追加日程第1、発議第9号、核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結促進を求める意見書についてから追加日程第3、発議第11号、トンネルじん肺根絶施策確立に関する意見書についてまでの3件を一括して議題とします。

各案について、提出者の趣旨説明を求めます。総務文教委員長、小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） 発議第9号、核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結促進を求め

る意見書について、会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。平成19年3月19日、提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、対馬市議会議員大部初幸、同、作元義文、対馬市議会議長波田政和様。

核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結促進を求める意見書（案）、一瞬にして多くの命を奪い、広島、長崎の2つの都市を壊滅させた人類史上初の核戦争の惨禍は、原爆投下から61年を経た今もなお、生き残った被爆者を放射線障害などで苦しめている。その後の世界各地の核実験による被害は、人類が核兵器と絶対に共存できないことを明確に示している。

人類を核破局から救い、非核・平和の世界を実現する上で、核兵器の全面禁止・廃絶にかわる代案はない。

しかし、核兵器のない平和で公正な世界を求める諸国民の願いに反して、世界には約2万7,000発もの核兵器が配備・貯蔵され、その全体の爆発力は、広島型原爆の30数万倍に相当すると言われ、人類の存在を脅かしている。

核保有大国は、非核保有国への「先制核使用」さえ公言し、小型核兵器の開発を進め、未臨界核実験を繰り返している。これは、北朝鮮の地下核実験強行が示しているように、核軍拡競争の悪循環の要因になっている。

2000年5月、ニューヨークの国連本部で開催された核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器廃絶に向けた核保有国の明確な約束」を初めて盛り込んだ最終文書が核保有国を含む全会一致で採択した。

よって、政府は、国連が最初の総会で核兵器廃絶の第1号決議を採択してから60周年に当たり、唯一の被爆国として、核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備などの一切を禁止する「核兵器全面禁止・廃絶国際条約」を一日も早く締結するよう、関係諸国に対し、格段の御尽力をされることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年3月19日、長崎県対馬市議会。

提出先はごらんとおりでございます。

続きまして、発議第10号、住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書について、会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。平成19年3月19日、提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、同、大部初幸、同、作元義文、対馬市議会議長波田政和様。

住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書（案）、「耐震強度偽装事件」や「ライブドア事件」などに象徴されるように、5年余りの「小泉構造改革」は、国民の「安心・安全」を破壊し、個人間、地域間、企業間などあらゆる分野で「格差」を拡大しています。同時に、

三位一体改革の名による地方交付税の削減が、「地方切り捨て」を象徴しています。

こうしたもと、多くの自治体からは、「交付税の削減では地方は自立できない」「まちづくりの夢や希望までもが奪われている」との声が出されています。

政府は、「骨太方針2006」を7月に閣議決定し、「構造改革」のさらなる推進に向け、「歳出・歳入一体改革」の名のもとで、地方財政や社会保障費の一層の削減、労働諸法制を初めとする社会的規制の緩和、公共サービスの市場化・民営化を打ち出し、一方では、大企業の成長力・競争力強化が強調されています。

国の責務は、大企業の経済活動最優先の諸施策を打ち出すのではなく、貧困層の増大や地方の「格差」を是正するために、大企業・資産家優遇の不公平税制の是正、社会保障制度の充実など所得再配分機能を強化することです。プライマリーバランスや歳出削減が強調される一方で、在日米軍再編などに多額の税金が投入されようとしていることも大きな矛盾であり、容認できません。

以上の趣旨から、政府に対して、下記の事項の実現を要望するものです。

記。1、地方自治体が本来果たすべき役割である地域住民を守るために、必要な地方財源である地方交付税の財源補償機能を守り、人口・面積による基準で削減する新型交付税制度を導入しないこと。2、医療・教育・福祉などの公共サービスの水準を維持・向上させるため、機械的な公務員の削減や企業の利潤追求の場とする市場化テストなどの「規制改革・民間開放」、国の地方支分部局の統廃合などは行わないこと。3、「格差社会」の是正を図るために、社会保障制度を充実すること。また、消費税などの増税を行わず、大企業・大金持ち優遇税制を是正し、応能課税を行うこと。4、地域住民の合意と納得を得ない郵便の集配局の廃止・再編は行わず、また、現在の集配機能を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年3月19日、長崎県対馬市議会。

提出先はごらんとおりでございます。よろしく御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（波田 政和君） 17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） 発議第11号、トンネルじん肺根絶施策確立に関する意見書について、会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。平成19年3月19日、提出者、対馬市議会議員作元義文、賛成者、対馬市議会議員大部初幸、賛成者、対馬市議会議員小川廣康、対馬市議会議長波田政和様。

トンネルじん肺根絶施策確立に関する意見書（案）、昨年7月に東京地方裁判所と熊本地方裁判所において、また11月には仙台地裁において、トンネルじん肺発生の原因は、「国が規制権限を行使せず防止対策を怠ったことが原因である」とする司法判断が示されました。判決は、

発注者としての国の安全配慮義務違反にも言及した内容となっています。

地方自治法第99条の規定に基づき、トンネルじん肺根絶施策確立に関する意見書を提出いたします。

記。1、東京・熊本・仙台地裁で示された司法の判断に基づいて、速やかに原告を救済する手立てを講ずること。2、トンネル建設工事における定期的な粉じん測定及び測定結果に基づく評価を義務づける省令制定を行うこと。3、公共工事によってじん肺を発生させないため、土木工事共通仕様書、積算基準を改定するなど、発注者としてとるべきじん肺防止対策を尽くすこと。

4、公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため「トンネルじん肺補償基金」の創設を行うこと。平成19年3月19日、長崎県対馬市議会。

提出先は以下のとおりであります。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第9号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号、核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結促進を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

これから発議第10号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号、住民の暮らしを守り、公共サービスの拡充を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって（「異議あり、異議あり、採決」と呼ぶ者あり）——ちよっと休憩します。

午後7時24分休憩

.....

午後7時25分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

異議がありますので、起立によって採決します。発議10号について原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

これから発議第11号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第11号、トンネルじん肺根絶施策確立に関する意見書についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

追加日程第4. 常任委員会委員の変更について

○議長（波田 政和君） 追加日程第4、常任委員会委員の変更についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の変更については、委員会条例第8条第2項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり変更したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員の変更については、お手元に配付の名簿のとおり変更することに決定しました。

各常任委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条の規定によって、総務文教常任委員会は第2会議室、厚生常任委員会は小会議室、産業建設常任委員会は第1会議室にそれぞれお集まりください。

なお、常任委員会終了後全員協議会を議員控室で開催しますので、よろしくお祈いします。暫時休憩します。

午後7時26分委員会・協議会

.....
〔各常任委員会・全員協議会〕
.....

午後8時58分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

各常任委員会の委員長・副委員長が決定した旨通知を受けましたので、報告します。

総務文教常任委員長に大部初幸君、副委員長に吉見優子君、厚生常任委員長に初村久藏君、副委員長に兵頭榮君、産業建設常任委員長に三山幸男君、副委員長に作元義文君、以上のとおりです。

お諮りします。各議員へ配付のとおり、追加議事日程として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程に追加して議題とすることに決定しました。

追加日程第5. 議会運営委員会委員の辞任について（桐谷徹委員）

○議長（波田 政和君） 追加日程第5、議会運営委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、桐谷徹君の退場を求めます。

〔10番 桐谷 徹君 退場〕

○議長（波田 政和君） 平成19年3月19日、桐谷徹君から、一身上の都合を理由に議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、桐谷徹君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

暫時休憩——ちょっと、そこにもう待っててもらえませんかね。ちょっと入ってもらわんといかん。

追加日程第6. 議会運営委員会委員の辞任について（小川廣康委員）

○議長（波田 政和君） 追加日程第6、議会運営委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、小川廣康君の退場を求めます。

〔13番 小川 廣康君 退場〕

○議長（波田 政和君） 平成19年3月19日、小川廣康君から、一身上の都合を理由に議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、小川廣康君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

追加日程第7. 議会運営委員会委員の辞任について（作元義文委員）

○議長（波田 政和君） 追加日程第7、議会運営委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、作元義文君の退場を求めます。

〔17番 作元 義文君 退場〕

○議長（波田 政和君） 平成19年3月19日、作元義文君から、一身上の都合を理由に議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、作元義文君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

追加日程第8. 議会運営委員会委員の辞任について（島居邦嗣委員）

○議長（波田 政和君） 追加日程第8、議会運営委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、島居邦嗣君の退場を求めます。

〔19番 島居 邦嗣君 退場〕

○議長（波田 政和君） 平成19年3月19日、島居邦嗣君から、一身上の都合を理由に議会運営委員を辞任したいと申し出がありました。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任の許可について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、島居邦嗣君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

追加日程第9. 議会運営委員会委員の辞任について（桐谷正義委員）

○議長（波田 政和君） 追加日程第9、議会運営委員の辞任について議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、桐谷正義君の退場を求めます。

〔22番 桐谷 正義君 退場〕

○議長（波田 政和君） 平成19年3月19日、桐谷正義君から、一身上の都合を理由に議会運営委員を辞任したいと申し出がありました。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、桐谷正義君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

お諮りします。各議員へ配付のとおり、追加議事日程として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程に追加して議題とすることに決定しました。

追加日程第10. 議会運営委員会委員の選任について（兵頭榮議員）

○議長（波田 政和君） 追加日程第10、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第8条第1項の規定によって、議会運営委員に兵頭榮君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、兵頭榮君を議会運営委員に選任することを決定しました。

追加日程第11. 議会運営委員会委員の選任について（吉見優子議員）

○議長（波田 政和君） 追加日程第11、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第8条第1項の規定によって、議会運営委員に吉見優子君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、吉見優子君を議会運営委員に選任することに決定しました。

追加日程第12. 議会運営委員会委員の選任について（大浦孝司議員）

○議長（波田 政和君） 追加日程第12、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第8条第1項の規定によって、議会運営委員に大浦孝司君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、大浦孝司君を議会運営委員に選任す

ることを決定しました。

追加日程第13. 議会運営委員会委員の選任について（三山幸男議員）

○議長（波田 政和君） 追加日程第13、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第8条第1項の規定によって、議会運営委員に三山幸男君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、三山幸男君を議会運営委員に選任することに決定しました。

追加日程第14. 議会運営委員会委員の選任について（初村久藏議員）

○議長（波田 政和君） 追加日程第14、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第8条第1項の規定によって、議会運営委員に初村久藏君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、初村久藏君を議会運営委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。議会運営委員会を会議室で開催します。

午後9時06分委員会

.....
〔議会運営委員会〕
.....

午後9時06分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定した旨通知を受けましたので、報告します。

委員長に阿比留光雄君、副委員長に上野洋次郎、以上のとおりです。

追加日程第15. 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（波田 政和君） 追加日程第15、常任委員会の閉会中の所管事務調査について議題とします。

総務文教常任委員長、厚生常任委員長及び産業建設常任委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があっております。

暫時休憩します。

午後9時07分休憩

午後9時07分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

お諮りします。各常任委員長より申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長より申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

追加日程第16. 議席の一部変更について

○議長（波田 政和君） 追加日程第16、議席の一部変更についてを議題とします。

議員辞職に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更いたします。変更する議席はお手元に配付しました議席表のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部を変更することに決定しました。

ただいま決定した議席は、次回の議会からお着きをお願いします。

お諮りします。本議会における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがあるのではないかと思慮されます。その整理権を、会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、整理権を議長に委任することに決定しました。

○議長（波田 政和君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

市長よりあいさつの申し出がっておりますので、お受けいたします。市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 閉会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、慎重に御審議をいただきまことにありがとうございました。本議会におきまして、17年度の一般会計決算が不認定あるいはまた一部議案が否決という、大変残念で不名誉な議決結果となりましたことを大変残念に思います。議決いただきました案件につきま

しては、適正な事務処理に努めてまいりたいと思います。

今回、各常任委員会、議会運営委員会の委員も改選されまして、各委員長、副委員長も決まり、新たな体制がスタートしたようでございます。議員諸兄には新しい議会構成のもとで、どうか市政の発展ためにまい進されますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員諸兄の御健勝を祈念いたしまして、閉会のあいさつにかえさせていただきます。

○議長（波田 政和君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

3月5日に開会いたしました平成19年第1回定例会は、15日間の会期中で、平成19年度当初予算を初め、議案全般にわたり、終始熱心に審議いただき、ここに滞りなく閉会することができました。議員各位はもとより、市長を初め、部長等方々の御協力に対して心からお礼申し上げます。

昨年の第4回定例会及び第3回臨時会が空転し、流会となりました。改めて市民の皆様におわび申し上げます。

財政状況の厳しい中、平成19年度市政の主要施策が決定されましたが、施策課題は山積しております。市議会も市民の立場に立った議会運営を実施し、市民に信頼され、存在感のある議会の再構築に努める所存であります。御理解を賜りますようお願い申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。

○議長（波田 政和君） 会議を閉じます。

平成19年第1回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後9時12分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 波田 政和

副 議 長 扇 作工門

署名議員 初村 久藏

署名議員 吉見 優子

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員